

# 令和5年6月定例会会議録

令和5年6月9日開会  
令和5年6月28日閉会

宮崎県議会



令和五年六月定例会会議録

宮崎県議会



## 令和5年6月宮崎県議会定例会会議録 目次

6月9日（金曜日）

1.	出席議員 -----	3
1.	地方自治法第121条による出席者 -----	3
1.	開 会 -----	4
1.	議席の一部変更 -----	4
1.	会議録署名議員指名 -----	4
1.	議会運営委員長審査結果報告 -----	4
	野崎幸士議会運営委員長 -----	4
1.	会期決定 -----	4
1.	議長の報告（人口減少・地域活性化対策特別委員会委員の辞任許可） -----	4
1.	議案第1号から第26号まで及び報告第1号、第2号上程 -----	5
1.	知事提案理由説明 -----	5

自6月10日（土曜日）

至6月13日（火曜日）

休 会

6月14日（水曜日）

1.	出席議員 -----	13
1.	地方自治法第121条による出席者 -----	13
1.	一般質問 -----	14
	<b>坂口博美議員質問</b> -----	14
	・知事の政治姿勢について	
	・県が抱える課題への対応について	
	<b>前屋敷恵美議員質問</b> -----	28
	・知事の政治姿勢について	
	・改定「マイナンバー法」について	
	・子供の健やかな成長のために	
	・技能検定実技試験料について	
	・パートナーシップ制度導入について	
	・県庁駐車場に関して	
	<b>安田厚生議員質問</b> -----	41
	・災害対策について	
	・相続未登記農地等について	
	・ヤマビル対策について	
	・河川事業について	

- ・道路整備について
- ・マイナンバーカードの活用について
- ・特殊詐欺対策について
- ・猟銃の所持状況について
- ・人口減少対策について
- ・子育て支援について
- ・教職員の働き方改革について

**西村 賢議員質問** ----- 54

- ・知事の政治姿勢について
- ・食料安全保障について
- ・日向地域の第1次産業対策について
- ・成長分野の取り込みについて
- ・観光復活に向けて
- ・国土強靱化について
- ・教育問題について
- ・交通安全対策について

**6月15日（木曜日）**

1. 出席議員 ----- 71

1. 地方自治法第121条による出席者 ----- 71

1. 一般質問 ----- 72

**黒岩保雄議員質問** ----- 72

- ・知事の政治姿勢について
- ・人口減少対策について
- ・地域の生活環境の充実について
- ・観光の振興について
- ・農林水産物のブランド化について
- ・何でも日本一、選ばれる県づくりについて

**川添 博議員質問** ----- 85

- ・知事の政治姿勢について
- ・貧困問題について
- ・教育問題について
- ・大規模災害の防災対策について
- ・農業振興について
- ・地元のインフラ整備について

<b>福田新一議員質問</b> .....	96
・知事の政治姿勢について	
・宮崎牛の生産、育成の課題対策について	
・子育て支援策について	
・宮崎空港の利用促進について	
・スポーツキャンプについて	
・国県道の整備について	
<b>山内いっとく議員質問</b> .....	107
・広域連携と共助について	
・防災対策と危機管理について	
・消防・救急体制について	
・地域医療の確立について	
・地域安全の推進について	
・地域活動を担う人材の確保について	
<b>6月16日（金曜日）</b>	
1. 出席議員 .....	123
1. 地方自治法第121条による出席者 .....	123
1. 一般質問 .....	124
<b>下沖篤史議員質問</b> .....	124
・知事の政治姿勢について	
・畜産業振興について	
・外国人材の受入れについて	
・少子化対策について	
・子育て支援について	
・防災対策について	
<b>工藤隆久議員質問</b> .....	133
・障がい者福祉について	
・不登校・ひきこもり対策について	
・林業問題について	
・同和問題について	
<b>山口俊樹議員質問</b> .....	145
・子育て・教育環境について	
・基礎自治体との連携について	
・働き方改革について	

自 6 月 17 日 (土曜日)	休 会	
至 6 月 18 日 (日曜日)		
6 月 19 日 (月曜日)		
1. 出席議員 -----		163
1. 地方自治法第121条による出席者 -----		163
1. 一般質問 -----		164
<b>脇谷のりこ議員質問 -----</b>		<b>164</b>
・ 知事の政治姿勢について		
・ 少子化・女性就労について		
・ 教育行政について		
・ 市街化調整区域について		
・ 安全・安心な暮らしの確保について		
<b>佐藤雅洋議員質問 -----</b>		<b>177</b>
・ 危機管理について		
・ 食料自給率の向上について		
・ 西臼杵地域の地域資源について		
・ 中山間地域の振興について		
・ 林業行政について		
・ 農業行政について		
・ 地域経済の活性化について		
・ 県土行政について		
・ 県内道路の充実について		
・ 物流対策について		
・ 教育行政について		
<b>岩切達哉議員質問 -----</b>		<b>192</b>
・ こども政策について		
・ プール建設用地の部分的売却について		
・ 被災者生活再建支援等について		
・ 自衛隊機からの部品落下問題について		
・ 県の人材確保について		
・ 教職員の働き方改革について		
・ 外国人人材確保について		
・ ひなもりオートキャンプ場について		
・ 水産試験場の火事について		
・ 県総合文化公園の駐車場問題		



<b>6月20日（火曜日）</b>	
1. 出席議員 -----	209
1. 地方自治法第121条による出席者 -----	209
1. 議案第27号追加上程 -----	210
1. 知事提案理由説明 -----	210
1. 一般質問 -----	210
<b>二見康之議員質問 -----</b>	<b>210</b>
・ 今般の補正予算案に関連する事業等について	
・ 福祉行政について	
<b>今村光雄議員質問 -----</b>	<b>222</b>
・ 知事の政治姿勢について	
・ 投票率の向上について	
・ JR西都城駅のバリアフリー化について	
・ 帯状疱疹のワクチンについて	
・ 安心して出産できる環境整備について	
・ 子育て支援について	
・ アフターコロナにおける介護福祉施設等について	
<b>松本哲也議員質問 -----</b>	<b>235</b>
・ 平成の合併について	
・ 広域化・圏域化について	
・ 地方分権について	
・ 宮崎県人会世界大会について	
・ 選挙について	
・ マダニ対策について	
・ 防災・減災について	
・ 所有者不明の土地について	
・ 森林の境界明確化について	
・ ヤングケアラーについて	
・ 不登校対策について	
・ 特別支援学級をめぐる文部科学省通知について	
・ 社会教育士の育成について	
1. 議案第22号から第25号まで採決 -----	249
1. 議案第1号から第21号まで及び第26号、報告第1号、第2号並びに請願 委員会付託 -----	250

自 6 月 21 日 (水曜日)	常任委員会	
至 6 月 23 日 (金曜日)		
自 6 月 24 日 (土曜日)	休	会
至 6 月 25 日 (日曜日)		
6 月 26 日 (月曜日)	特別委員会	
6 月 27 日 (火曜日)	休	会
6 月 28 日 (水曜日)		
1. 出席議員 -----		253
1. 地方自治法第121条による出席者 -----		253
1. 常任委員長審査結果報告 -----		254
山下 寿総務政策常任委員長 -----		254
重松幸次郎厚生常任委員長 -----		255
佐藤雅洋商工建設常任委員長 -----		257
安田厚生環境農林水産常任委員長 -----		258
山内佳菜子文教警察企業常任委員長 -----		260
1. 討 論 -----		261
前屋敷恵美議員 -----		261
1. 議案第26号採決 -----		263
1. 議案第 1 号、第 5 号、第 7 号から第 9 号まで、第15号及び第21号採決 -----		263
1. 議案第 2 号から第 4 号まで、第 6 号、第10号から第14号まで及び第16号 から第20号まで並びに報告第 1 号、第 2 号採決 -----		263
1. 請願第 1 号採決 -----		264
1. 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決 -----		264
1. 討 論 -----		264
前屋敷恵美議員 -----		264
1. 議案第27号採決 -----		264
1. 議員発議案送付の通知 -----		264
1. 議員発議案第 1 号から第 5 号まで追加上程、採決 -----		265
1. 議員派遣の件 -----		265
1. 副知事退任挨拶 -----		266
1. 閉 会 -----		266
<hr/>		
1. 資 料 -----		267
令和 5 年 6 月定例会日程 -----		269
議案送付文書 -----		270

一般質問時間割	273
議案・請願委員会審査結果表	274
閉会中の継続審査・調査申出一覧	276
1. 議案議決件名一覧表	277
1. 議員発議案等	281
畜産の経営安定及び飼料自給率の向上に関する意見書	283
持続可能な水田農業の確立と食料の安全保障に関する意見書	284
特別支援教育のさらなる拡充を求める意見書	285
地方財政の充実・強化を求める意見書	286
森林整備を一層推進するため、森林の多い地域への森林環境譲与税の配分を 高めるよう譲与基準の見直しを求める意見書	287
議員派遣（全国都道府県議会議長会創立100周年記念式典）	288
議員派遣（全国都道府県議会議長会新任議員研修会）	289
1. 請願一覧表	291
1. 議事経過	297



6月9日（金）



# 令和 5 年 6 月 9 日 ( 金 曜 日 )

午前10時0分開会

## 出席議員 (39名)

1 番	下 沖 篤 史	(新 生 会)
2 番	齊 藤 了 介	(志 誠 会)
3 番	黒 岩 保 雄	(緑 風 会)
4 番	永 山 敏 郎	(県 民 連 合 立 憲)
5 番	今 村 光 雄	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
6 番	工 藤 隆 久	( 同 )
7 番	川 添 博	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
8 番	荒 神 稔	( 同 )
9 番	福 田 新 一	( 同 )
10 番	本 田 利 弘	( 同 )
11 番	山 内 い っ と く	( 同 )
12 番	山 口 俊 樹	( 同 )
13 番	濱 砂 守	( 同 )
14 番	内 田 理 佐	(み や ざ き 未 来 の 会)
15 番	脇 谷 の り こ	(親 和 会)
16 番	松 本 哲 也	(県 民 連 合 立 憲)
17 番	山 内 佳 菜 子	( 同 )
18 番	坂 本 康 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
19 番	西 村 賢	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20 番	二 見 康 之	( 同 )
21 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
22 番	山 下 寿	( 同 )
23 番	野 崎 幸 士	( 同 )
24 番	佐 藤 雅 洋	( 同 )
25 番	安 田 厚 生	( 同 )
26 番	日 高 利 夫	( 同 )
27 番	凶 師 博 規	(無 所 属 の 会 チームひむか)
28 番	前 屋 敷 恵 美	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
29 番	井 本 英 雄	(自 民 党 同 志 会)
30 番	岩 切 達 哉	(県 民 連 合 立 憲)
31 番	重 松 幸 次 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
32 番	坂 口 博 美	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33 番	武 田 浩 一	( 同 )
34 番	山 下 博 三	( 同 )
35 番	日 高 陽 一	( 同 )
36 番	丸 山 裕 次 郎	( 同 )
37 番	中 野 一 則	( 同 )
38 番	外 山 衛	( 同 )
39 番	日 高 博 之	( 同 )

## 地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
副 知 事	永 山 寛 理
総 合 政 策 部 長	重 黒 木 清
政 策 調 整 監	吉 村 達 也
総 務 部 長	渡 辺 善 敬
危 機 管 理 統 括 監	横 山 直 樹
福 祉 保 健 部 長	川 北 正 文
環 境 森 林 部 長	殿 所 大 明
商 工 観 光 労 働 部 長	丸 山 裕 太 郎
農 政 水 産 部 長	久 保 昌 広
県 土 整 備 部 長	原 口 耕 治
会 計 管 理 者	長 倉 佐 知 子
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	吉 村 久 人
総 務 部 参 事 兼 財 政 課 長	高 妻 克 明
教 育 長	黒 木 淳 一 郎
公 安 委 員 長	島 津 久 友
警 察 本 部 長	山 本 将 之
代 表 監 査 委 員	川 野 美 奈 子
人 事 委 員 長	佐 藤 健 司

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	渡 久 山 武 志
事 務 局 次 長	鬼 川 真 治
議 事 課 長	福 島 久 大
政 策 調 査 課 長	牧 浩 一
議 事 課 長 補 佐	佐 藤 亮 子
議 事 担 当 主 幹	弓 削 知 宏
議 事 課 主 任 主 事	上 園 祐 也
議 事 課 主 任 主 事	山 本 聡

---

◎ 開 会

○濱砂 守議長 これより令和5年6月定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

---

◎ 議席の一部変更

○濱砂 守議長 ここで、議席の一部を変更いたします。

各議員の議席は、会議規則第5条第1項の規定により、ただいま御着席のとおり指定をいたします。

---

◎ 会議録署名議員指名

○濱砂 守議長 会議録署名議員に、山内いっとく議員、前屋敷恵美議員を指名いたします。

---

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○濱砂 守議長 まず、会期の決定について議題といたします。

本定例会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、野崎幸士委員長。

○野崎幸士議員〔登壇〕 おはようございます。御報告いたします。

去る6月2日の議会運営委員会において、本日招集されました令和5年6月定例会の会期日程等について協議いたしました。

本定例会に提案されます知事提出議案は合計28件、その内訳は、補正予算1件、条例8件、予算・条例以外17件、報告承認2件であります。このほか6件の報告があります。

これらの提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において審査した結果、会期は、本日から6月28日までの20日間とすることに決定いたしま

した。会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

本定例会は、6月14日から5日間の日程で一般質問を行い、一般質問終了後、人事案件を採決し、その他の議案・請願については、所管常任委員会への付託を行います。6月21日から23日までの3日間で各常任委員会を開催し、6月28日、最終日の本会議で、付託された議案・請願の審査結果報告及び採決を行います。

なお、議員から提出される議案の取扱い及び特別委員会については、日程表に記載のとおりであります。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○濱砂 守議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

---

◎ 会期決定

○濱砂 守議長 会期についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から6月28日までの20日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

---

◎ 議長の報告（人口減少・地域活性化対策特別委員会委員の辞任許可）

○濱砂 守議長 ここで、御報告を申し上げます



す。

去る6月1日、井本英雄議員より人口減少・地域活性化対策特別委員会委員の辞任願が提出され、委員会条例第13条第1項ただし書きの規定により、翌2日付で、議長において、これを許可いたしました。

以上、御報告を申し上げます。

---

◎ 議案第1号から第26号まで及び

報告第1号、第2号上程

○濱砂 守議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から、議案第1号から第26号まで及び報告第1号、第2号の各号議案の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

---

◎ 知事提案理由説明

○濱砂 守議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。令和5年6月県議会定例会の開会に当たり、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、3点御報告を申し上げます。

1点目は、新型コロナウイルス感染症の5類移行についてであります。

新型コロナの感染は、令和2年1月に国内で初めて確認され、本県でも同年3月に確認されました。

それから3年以上に及ぶ長い闘いが続きましたが、去る5月8日に5類感染症へ移行し、感染症法や新型インフルエンザ特別措置法に基づく対策は大きな転換点を迎えました。

改めて、ここに至るまでの医療機関や高齢者施設をはじめとする関係者の皆様の御尽力、そして県民の皆様の感染防止対策への御理解、御協力に深く感謝申し上げます。

しかし、5類移行を境としてウイルスそのものが変わるわけでも、ましてやなくなったわけでもありません。

県としましては、引き続き、感染動向の把握と、きめ細かな情報提供に取り組んでまいりますので、県民の皆様には、その時々々の感染リスクに応じた適切な対応をお願いいたします。新型コロナ対策については、今後とも、必要な医療提供体制の確保に努めながら、感染状況や変異株の発生動向などを踏まえ、柔軟かつ適切に対応してまいります。

2点目はG7宮崎農業大臣会合についてであります。

G7農業大臣会合は、関連行事を含め、4月21日から23日にかけて、シーガイアを中心に開催されました。本県では23年ぶりのG7サミット閣僚会合であります。天候にも恵まれ、全ての行事を無事に終了し、開催地としての役割を果たすことができました。

野村農林水産大臣をはじめ、会合関係者やG7宮崎農業大臣会合協力推進協議会の皆様、また、県議会をはじめ、県民の皆様の多大なる御協力に心から感謝申し上げます。

本会合では、世界的に食料安全保障への関心が高まる中で、生産性向上と持続可能性の両立など、今後の農業・食料政策の方向性が議論されました。その成果として、G7農業大臣声明、そして今回初めて開催地である本県の名を冠する行動宣言「宮崎アクション」が採択され、農業を基幹産業とする本県にとって大変意義深い会合となりました。

私も機会をいただき、各国大臣等に向けて、本会合を契機とした民間企業との新たな連携や持続可能な農業に向けた取組などについて説明しました。皆様からは、本県の取組に対し、強

い関心と高い評価をいただいたところでありませう。

また、歓迎レセプションや現地視察、会場展示等を通して、本県の豊かな食や農をはじめ、歴史、自然、伝統文化といった本県の魅力についても、国内のみならず世界に向けて発信することができました。

そして何より、小学生や大学生ボランティアによるおもてなし、高校生による英語での堂々とした提言、学生考案の米粉スイーツの提供、サミット給食など、次世代を担う若者が多くの場面で活躍し、今回の会合の成功に大きく貢献するとともに、各国の閣僚から高く評価いただきました。若い世代がG7各国の閣僚とじかに接する機会は、何物にも代え難い経験であり、グローバルな視点を持つ人材育成につながったものと考えております。

今回の会合で、本県のMICE環境に自信を深めつつ、これらの成果を一過性のものとしなため、今後も関係者と連携し、農業振興をはじめ、国際会議の誘致やグローバル人材の育成などに力を入れてまいります。

3点目は、高速道路の整備についてであります。

東九州自動車道清武南―日南北郷間の17.8キロメートルが3月25日に開通しました。

当日は、小雨にもかかわらず、沿道には開通を待ちわびた地元の方々の笑顔があふれ、関係者の皆様の大きな喜びと期待を実感しました。

この開通により、ついに日南市から北九州市までが一本の高速道路で結ばれることとなりました。広域観光ルートの形成や地場産業の振興、南海トラフ地震などの災害時における人命救助や救援物資の輸送などに大きく寄与するものと考えております。

これまで御支援、御尽力をいただきました県議会をはじめ、国土交通省や関係者の皆様方に、心より御礼申し上げます。

今後とも、一日も早い県内高速道路の全線開通と暫定2車線区間の4車線化を目指し、全力で取り組んでまいります。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

初めに、補正予算案についてであります。

今年度の一般会計当初予算は、昨年の知事選挙の関係で骨格予算となりましたが、コロナ禍や原油価格・物価高騰等を踏まえ、年間を通して必要となる経費を計上した「骨太な」骨格予算としました。

今回提案いたします補正予算案は、私の政策提案を反映した県総合計画「アクションプラン」を実現するための「肉付け予算」としております。

本県は今、人口減少が急速に進む中で、コロナ禍や物価高の影響、度重なる自然災害といった百年に一度の危機に直面し、歴史的転換点にあります。このような中、WBC侍ジャパンの合宿やG7農業大臣会合の開催などの追い風が吹いております。今こそ宮崎再生を全力で進め、本県が全国に誇る「強み」を最大限に生かし、新たな宮崎づくりに力強く踏み出すときであります。

このような認識の下、今回の補正予算案は当初予算ベースで過去最大規模とし、その名称を「宮崎再生・創造予算〜いち早く元の成長軌道へ、その先の未来へ」としました。

具体的には、まず宮崎再生基金をさらに積み増すとともに、その積極的な活用等により、コロナ禍、物価高騰等からの再生を全速力で進めてまいります。そして、子育て環境や農林業、

スポーツ環境といった全国に誇る本県の強みを伸ばし、「子ども・若者」「グリーン成長」「スポーツ観光」の3つの分野で日本一に挑戦してまいります。

今回の補正額は、一般会計279億6,569万8,000円であります。この結果、一般会計の予算規模は6,838億2,445万1,000円となります。今回の補正予算による一般会計の歳入財源は、分担金及び負担金6,461万3,000円、国庫支出金94億6,872万6,000円、繰入金91億8,290万9,000円、諸収入335万円、県債92億4,610万円であります。

なお、前年度の当初予算と比較しますと、6.6%の増であります。

以下、今回の補正予算案に計上した事業の概要について説明いたします。

今回の補正予算案は、「宮崎再生へ全速力」と「未来創造のスタート」を柱に構築しております。

まず、「宮崎再生へ全速力」として、「1、くらしを守る、地域を守る、2、仕事を守る、つくる、3、国内外に魅力を発信する」に取り組んでまいります。

1点目の「くらしを守る、地域を守る」では、路線バスの高齢者向け企画乗車券の発行や、バス・タクシー運転手の二種免許取得を支援いたします。このほか、中山間地域での医療のデジタル化を推進するための支援や、省エネ性能の高い冷蔵庫、エアコンを購入した県民に対する補助などに取り組んでまいります。さらに、防災・減災、県土強靱化につながる公共事業を130億円規模で追加しております。

2点目の「仕事を守る、つくる」では、国の電気料金激変緩和策の対象となっていない、特別高圧で受電する中小企業に対する補助や、畜産農家への国の配合飼料価格安定制度の積立金

相当額の補助など、物価高騰に直面する県内事業者の経営支援に取り組んでまいります。

3点目の「国内外に魅力を発信する」では、国際定期便の再開等に向けた航空会社等に対する運航経費の支援や、ソーシャルメディアの活用や海外の指定店等と連携した「おいしさ日本一宮崎牛」の国内外へのPRなどで、観光誘客や県産品の販路拡大を目指してまいります。特に、海外に向けた魅力発信の事業には、当初予算ベースで初めて10億円を超える規模で取り組みます。

次に、「未来創造のスタート」として、「1、子ども・若者、2、グリーン成長、3、スポーツ観光」の3分野を重点的に取り組んでまいります。

1点目は「子ども・若者の未来を応援する」取組であります。

まず、出産・子育てについて、妊産婦の健康診査受診時の通院費用助成や保育所等のおむつの定額利用の補助等を行う市町村を支援し、県民の負担軽減を図ってまいります。このうち、おむつの定額利用等への支援は、都道府県では全国初の取組となります。

また、若者を応援する取組として、高校生に対する海外留学等への補助を県単独として初めて措置するとともに、一般就労を目指す知的障がいのある生徒に専門的な職業教育を行う高等特別支援学校を新設します。

2点目は「グリーン成長で環境を守り、地域経済を伸ばす」取組であります。

再造林にドローンを活用する事業者への操縦資格取得費用の補助や、有機農業の農家等に対する転換期間中の経費補助などに取り組み、ゼロカーボンの推進やG7農相会合の成果の継承につなげてまいります。

3点目は「スポーツ観光で世界を目指す」取組であります。

韓国からのサーファー誘客に向けた旅行関係者向けツアーや、屋外型トレーニングセンターの利用等を行うスポーツチーム関係者の県内視察など、国内外からの誘客やスポーツキャンプ効果の全県波及に取り組んでまいります。

次に、予算以外の議案について御説明申し上げます。

まず、条例改正についてであります。

議案第2号は、離島振興法に係る課税免除の適用要件の見直しが行われたこと等に伴い、県税の課税免除等の特例について改正を行うものであります。

議案第3号は、家畜用ワクチン及び接種票の交付に係る手数料を新設するほか、技能検定試験手数料に係る減免措置対象者の拡大等を行うものであります。

議案第4号は、プレジャーボートの係留施設を適切に管理するため、港湾施設の定義の改正を行うものであります。

議案第5号は、道路交通法の改正により、特定小型原動機付自転車の運転者講習が実施されることに伴い、警察関係手数料の改正を行うものであります。

議案第6号は、警察職員が警護に従事した場合等に支給される特殊勤務手当の額を引き上げるものであります。

議案第7号及び第8号は、認定こども園及び幼保連携型認定こども園における保育士の配置について、1人に限り看護師等で代替できるようにするなど、関係規定の改正を行うものであります。

議案第9号は、遠隔操作型小型車と特定小型原動機付自転車の従うべき信号機等について、

それぞれ歩行者や自転車と同じ取扱いとなるよう改正を行うものであります。

議案第10号から第14号までは、工事請負契約の締結や変更について、議会の議決に付するものであります。

議案第15号から第21号までは、各計画の変更について議会の議決に付するものであります。

このうち、議案第15号は、今後4年間の実行計画となるアクションプランを策定するため、宮崎県総合計画を変更するものであります。

議案第22号は、公安委員会委員、山下恵子氏が令和5年8月7日をもって任期満了となりますので、その後任委員として同氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

議案第23号は、人事委員会委員、黒木昭秀氏が令和5年7月18日をもって任期満了となりますので、その後任委員として同氏を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

議案第24号及び第25号は、収用委員会委員、増田良文氏及び新井貴博氏が令和5年7月18日をもって任期満了となりますので、その後任委員として同じく両氏をそれぞれ任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

議案第26号は、県立日南病院の医療上の事故に関し、損害賠償額を定めることについて、議会の議決に付するものであります。

次に、報告第1号は、国による低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金に係る令和5年度宮崎県一般会計補正予算（第1号）の専決報告であり、可能な限り5月までに支給するよう求める国の要請に対応するため、専決処分を行ったものであります。

報告第2号は、地方税法等の一部改正により、自動車税種別割のグリーン化特例の延長等が4月1日から施行されたことに伴い、所要の

改正を行うための宮崎県税条例の一部を改正する条例の専決報告であり、早急に対応するため、専決処分を行ったものであります。

今回提案いたしました議案の概要については以上であります。

昨年末の知事選挙では、多くの県民の皆様からの「将来に向けて希望の持てる県にしてほしい」という強い願いを肌身で感じました。

そのためには、まず本県の課題の克服を図り、その上で強みや特性を最大限に生かしていくことが肝要であると考えております。

私たちの足元を深く見詰め、そこから将来への展望を切り開いていく。私は、そのような思いで、今般の補正予算案では、本県の強みを生かした「3つの日本一挑戦プロジェクト」の先駆けとなる事業を盛り込みました。県民の皆様の強い期待にしっかりと応え、県民の皆様とともに本県の希望ある未来を創造していく所存であります。

議員の皆様におかれましては、よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

**○濱砂 守議長** 知事の説明は終わりました。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日10日から13日までは、議案調査等のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、14日午前10時から、一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時21分散会



6月14日（水）





# 令和 5 年 6 月 14 日 (水曜日)

午前10時0分開議

## 出席議員 (39名)

1番	下 沖 篤 史	(新 生 会)
2番	齊 藤 了 介	(志 誠 会)
3番	黒 岩 保 雄	(緑 風 会)
4番	永 山 敏 郎	(県 民 連 合 立 憲)
5番	今 村 光 雄	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
6番	工 藤 隆 久	( 同 )
7番	川 添 博	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
8番	荒 神 稔	( 同 )
9番	福 田 新 一	( 同 )
10番	本 田 利 弘	( 同 )
11番	山 内 い っ と く	( 同 )
12番	山 口 俊 樹	( 同 )
13番	濱 砂 守	( 同 )
14番	内 田 理 佐	(み や ざ き 未 来 の 会)
15番	脇 谷 の り こ	(親 和 会)
16番	松 本 哲 也	(県 民 連 合 立 憲)
17番	山 内 佳 菜 子	( 同 )
18番	坂 本 康 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
19番	西 村 賢	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20番	二 見 康 之	( 同 )
21番	後 藤 哲 朗	( 同 )
22番	山 下 寿	( 同 )
23番	野 崎 幸 士	( 同 )
24番	佐 藤 雅 洋	( 同 )
25番	安 田 厚 生	( 同 )
26番	日 高 利 夫	( 同 )
27番	凶 師 博 規	(無 所 属 の 会 チームむか)
28番	前 屋 敷 恵 美	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
29番	井 本 英 雄	(自 民 党 同 志 会)
30番	岩 切 達 哉	(県 民 連 合 立 憲)
31番	重 松 幸 次 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
32番	坂 口 博 美	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33番	武 田 浩 一	( 同 )
34番	山 下 博 三	( 同 )
35番	日 高 陽 一	( 同 )
36番	丸 山 裕 次 郎	( 同 )
37番	中 野 一 則	( 同 )
38番	外 山 衛	( 同 )
39番	日 高 博 之	( 同 )

## 地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
副 知 事	永 山 寛 理
総 合 政 策 部 長	重 黒 木 清
政 策 調 整 監	吉 村 達 也
総 務 部 長	渡 辺 善 敬
危 機 管 理 統 括 監	横 山 直 樹
福 祉 保 健 部 長	川 北 正 文
環 境 森 林 部 長	殿 所 大 明
商 工 観 光 労 働 部 長	丸 山 裕 太 郎
農 政 水 産 部 長	久 保 昌 広
県 土 整 備 部 長	原 口 耕 治
会 計 管 理 者	長 倉 佐 知 子
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	吉 村 久 人
総 務 部 参 事 兼 財 政 課 長	高 妻 克 明
教 育 長	黒 木 淳 一 郎
警 察 本 部 長	山 本 将 之
監 査 事 務 局 長	米 良 勝 也
人 事 委 員 会 事 務 局 長	田 村 伸 夫

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	渡 久 山 武 志
事 務 局 次 長	鬼 川 真 治
議 事 課 長	福 島 久 大
政 策 調 査 課 長	牧 浩 一
議 事 課 長 補 佐	佐 藤 亮 子
議 事 担 当 主 幹	弓 削 知 宏
議 事 課 主 任 主 事	上 園 祐 也
議 事 課 主 任 主 事	山 本 聡

◎ 一般質問

○濱砂 守議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。

質問についての取扱いは、お手元に配付の一般質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、坂口博美議員。

○坂口博美議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。ただいまから一般質問を行います。

来年から新1万円札の顔となる渋沢栄一であります。江戸末期の幕臣でありました渋沢は、江戸時代が終わって間もない明治2年に、新政府より大蔵省出仕の命を受けることとなります。

そのとき、渋沢は、その命を断るつもりで、実質的なトップとして大蔵省を取り仕切っていた大隈重信との面談に出向きました。

しかしながら、大隈は、出仕を断るとする渋沢の考え方を「そのような発想は消極的だ」として、「出資の命を受け、新しい日本国の建設に従事することの意義は、はるかに大である」と言って渋沢を説得し、その決断を翻させたことは、広く国民の知るところであります。

歴史に「もしも」を思うべきではないと考えますが、あえてここで、「もしもそのときの渋沢に大隈との出会いがなかったならば」と考えるとき、その後の渋沢はどのような道をたどっていたのであろうか。そして、その結果、渋沢は1万円札の顔となり得たのであろうか。このような空事に私は今、思いをいたしているところあります。

さて、その大隈重信であります。大隈とは

どのような人物かと問われたとき、まず返ってくるのは、早稲田大学の創始者でありましょうか。それとも、総理大臣を2度務めた人でありましょうか。さらには、我が国で初めて政党内閣を組織した政治家との答えでありましょうか。さにあらず、太陽暦の導入であり、あるいは鉄道の敷設であり、または郵便制度の整備などなど、近代日本の基礎づくりをなした人となるのでありましょうか。

このような大隈であります。私がこの際、特に高く評価したいことの一つに、明治14年の統計院創設があります。そして、その統計院設置に際しての建議書に、大隈は次のように記しております。その一部を読み上げます。

「現在の国勢を詳明せざれば、政府則ち施政の便を失う。過去施政の結果を鑑照せざれば、政府其の政策の利弊を知るに由なし。故に、現在の国勢を詳明し、過去施政の結果を鑑照するには、是れ政府に在て欠くべからざるの務なり。而て、今日全国耕地荒地の幅員如何、各地の土質地味如何、人民所用の舟車牛馬の数如何、貨物運輸の便否如何、罪犯囚徒の消長如何、其の他現在の国勢を一目に明瞭ならしむる者は統計に若くは莫し。又、現在の国勢を以て之を既往に比較し、過去施政の得失を證明する者は亦た統計に若くはなし」とあり、その後も続いております。

つまり、政府は、政策のよしあしを判断するためには、現在の国の情勢を明らかにし、過去の施策の結果と比較して見る必要があるとして、統計データの必要性がいかに大なるかを表現しております。

そしてまた、私自身も、事の評価に際しては、客観的な判断根拠は不可欠な必要条件との考え方を常としており、そのようなことから、

県が今議会に提案なされた各種計画や予算・事業は、統計データに基づき検討されたものか否かが大変気になるところでもあります。

ところで知事は、さきの選挙において「宮崎再生」を御旗に掲げ、東国原氏との激戦を僅差ながら何とか勝利されました。

3期12年間の実績を持っての選挙でありながら、県民を二分しての勝ち負けに至ってしまったことを知事はどう考えられ、それを踏まえて4期目のかじをどのような姿勢で取っていかれるおつもりかお聞かせください。

そしてこの際、知事の言われるコロナからの宮崎再生に関し、まずコロナにより宮崎県がどのような状況へ至ったと判断されているのか、そしてその宮崎について、これから建設すべき姿をどう描かれているのか、知事にお尋ねいたします。

そしてここで、近々本県副知事を辞されることになった永山副知事に2点伺います。

まず、1点目であります。

永山副知事には、就任されてからこれまで、本県の発展のため献身的な御尽力を賜りました。感謝に堪えないところであります。

さて、今回本県を去られることとなったわけではありますが、約3年にわたる在任期間を経て、今の宮崎について何を思われるか。そしてまた、今後の宮崎に対しては、何を御教示いただけるかお尋ねいたします。

2点目であります。

永山副知事には、内田、鎌原両副知事に続いて、県政全般にわたっての御尽力はもちろんでありますが、とりわけ本県の県土づくりについて、特段の御苦勞を賜り、特筆すべき成果を積み上げてきてくださいました。

私自身も、公的社会資本の整備につきまして

は、積極的に進めるべきだとの考え方を有しており、特に強靱な県土づくりに関しては、私も責任を持って取り組むべき後世への責務であると信ずる一人であります。

さて、近年、我が国における大雨や強風による甚大な被害は、もはや異常というより通常あるいは常在と考える頻度で発生しております。つい先日も、台風第2号の動きに県民の多くが神経をとがらせたところでもあります。そしてまた、本県では、将来的に高い確率で南海トラフ地震の発生が予測されており、これについては、大きな犠牲や甚大な被害予測が専門家から示されているところでもあります。

そういった理由からして、そのことを知りつつ現在を生活している私たちにとって、その対策を講じておくことは、決して避けてはならない将来への責任であり、義務であります。

そのような理念に立つとき、将来、発生が予測される大規模な自然災害による被害に備えるための事業である、防災・減災、国土強靱化事業は、今を生きる私どもの利便性向上を目的とする公共事業とは全く性格の異なるものであると考えます。

それらの視点から、私は、防災・減災、国土強靱化事業については、現在の5か年加速化対策を着実に実施するとともに、終了後も新たな計画に基づき、中長期的な視点の下、継続的かつ安定的に強靱な県土づくりに取り組むことができるよう、必要な予算・財源を別枠で確保すべきと考えます。御見解を永山副知事に伺います。

以上で壇上の質問を終わり、あとは質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

これまでの3期12年の間、ひたすら本県の発展を目指し、誠心誠意県政運営に取り組んでまいりました。その結果、県民の皆様から4期目の負託をいただきましたことは、誠に光栄に受け止めており、その重責に改めて身の引き締まる思いがしております。

多くの方からこれまでの県政に対する一定の評価をいただく中で、御指摘にありました昨年末の知事選挙は極めて厳しい戦いとなり、その結果を真摯に受け止めているところであります。

コロナ禍等に伴う閉塞感がある中で、これまでと違う新たな取組への期待や、将来に希望の持てる県にしてほしいといった、こうした投票行動の背景にある県民のメッセージに、しっかりと向き合う必要があると受け止めております。

本県は今、人口減少が急速に進む中で、長引くコロナ禍により、県民所得、県内総生産も低迷し、加えて原油・物価高騰、さらには昨年台風第14号災害などにより、県民の暮らしや地域経済は大きな影響を受け、百年に一度とも言われる難局に直面しております。

何としてもこうした困難な状況を一刻も早く克服し、本県を再び元の成長軌道へと戻し、さらに次のステージに飛躍させるとともに、その先に誰もが安心して暮らすことができ、楽しさや幸せを実感できる、安心と希望あふれる宮崎県の実現を目指してまいります。

4期目のこれからの4年間、宮崎の未来を方向づける上で極めて重要な期間になるものと考えております。世界経済がコロナ禍からの回復を目指す中で、ウクライナへの軍事侵攻に伴い、不安定、また不透明さを増しております。そして、我が国においては、少子化反転のラス

トチャンスとも言われるような、極めて重要な時期を迎えます。

先行きが不透明な厳しい現在の状況下にあっても、夢や希望、未来を語り、そこへ県民を導いていくために、明確なビジョンと道筋を示し、力強く実行していくことが、知事である私に課せられた使命であると考えております。強い気概と覚悟を持って、県民の総力を結集しながら確実に結果を出してまいります。以上であります。〔降壇〕

○副知事（永山寛理君）〔登壇〕 お答えします。

まず、宮崎に対する思いであります。

私は、令和2年7月に着任してから約3年間、国とのパイプ役はもちろん、各種インフラの整備や産業振興、防災・減災対策など、私に課せられた役割を果たすため、これまで培ってきた知識や経験、ネットワークを生かしながら、日隈副知事とともに知事を全力で支えつつ、徹底した現場主義の下、宮崎の発展に尽くす思いで駆け抜けてまいりました。

この間、まさにコロナ禍のただ中ではございましたが、高速道路網の整備促進をはじめ、和牛能力共進会での4大会連続の内閣総理大臣賞獲得、屋外型トレーニングセンターに係る国の交付金獲得など、県議会や市町村、関係団体の皆様とのこれまでの取組の成果が目に見えて現れてきたことをとてもうれしく思いますとともに、私も微力ながらその一端を担うことができ、大変光栄に思っております。

仕事以外にも、県議会の皆様をはじめ、県内各地の多くの方々と親しくお付き合いをさせていただくとともに、宮崎ならではの神社巡りや神楽体験、さらには、沖縄出身者として宮崎と沖縄の歴史的なつながりを踏まえた交流などに

取り組み、振り返れば、あっという間のとても充実した3年間でした。

本県は、豊かな食やすばらしい自然美、温かい県民性など、多くの魅力やポテンシャルにあふれております。この全国に誇る強みを最大限に生かし、さらなる飛躍につなげていくためには、何より交通基盤など必要なインフラ整備を着実に進めるとともに、これまで以上に国内外に向けた積極的な情報発信に取り組んでいく必要があると考えております。

私は近く宮崎を離れるかもしれませんが、どこにしようとも宮崎の熱烈応援団として、これまでの御恩返しをする気持ちで、宮崎の発展のために貢献してまいりたいと考えております。

次に、国土強靱化予算の確保についてであります。

議員御指摘のとおり、国土強靱化は、災害を防ぐことにとどまらず、南海トラフ地震など遠くない将来に発生する可能性のある大規模災害に備えるため、未来の世代への責任を持って取り組むべきであるという認識の下、様々な機会を通じて、国土強靱化に必要な予算・財源を通常予算とは別枠で確保することが必要であると訴えてまいりました。

また、昨年の台風第14号においても、依然甚大な被害が発生するなど、国土強靱化対策の継続的・安定的な推進は、自然災害リスクの高い本県において大変重要であると、改めて認識したところでございます。

このような中、今国会で本日にも可決・成立予定の国土強靱化基本法改正案では、国土強靱化に関する施策を計画的かつ着実に推進するために、新たに実施中期計画が位置づけられており、5か年加速化対策後も明確な見通しの下で対策が進められているものと期待しております。

す。

私としましては、これまで培ってきた経験や人脈を最大限生かし、将来にわたって県民の命と暮らしを守ることとなる国土強靱化予算の確保に向けて、最後まで自らの職責を果たし、また今後、立場が変わっても、何らかの形で貢献できればと考えております。以上であります。

〔降壇〕

○坂口博美議員 宮崎を離れられても、応援団というか、自分のふるさとそのものだと、常に心は宮崎だという気持ちで、ぜひ宮崎を支えていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひします。

また、これは副知事の先輩にも当たられるんですけれども、国交省事務次官でありました谷口博昭さん、この方が当時会長を務めておられた土木学会が、昨年6月に「Beyondコロナの日本創生と土木のビッグピクチャー～人々のWell-beingと持続可能な社会に向けて～」という提言書を公表しております。

そして、その前文にはこうあります。

大きな変化と国難ともいえる危機に多くの国民が協調して立ち向かうためには、ビッグピクチャー、いわゆる全体像を示し、共有することが重要なポイントと考えています。そして、そのビッグピクチャーでは、現状の種々の制約に縛られず、未来志向で、従来からの価値観の転換を図り、時代の変化に適応することが求められます。例えば、これまでの「経済効率性を重視した社会」でなくWell-being社会、つまり「持続可能で、誰もが、どこでも、安心して、快適に暮らし続けることができる社会」を目指すことといったことが挙げられます。

と続いております。

ところで県は、今議会に新たなアクションプランを提案されましたが、この土木学会の提言は、知事の4期目の県政運営、そして今後、県が取り組むべき施策に対し、まさしく県民が強く求めていることそのものではないでしょうか。私は、このことを念頭に、知事の政治姿勢や県が抱える課題について、ビジョンや方針をお聞かせいただきたく、今回この席に立っているところであります。

以上を申し上げて、以下質問を続けてまいります。

まず、政治姿勢についてであります。今、知事は、選挙結果を真摯に受け止めると、そしてまた、常に県民と一緒に心はあるんだと、そういった姿勢で今後取り組んでいくということをお答えいただきました。先ほども申し上げましたように、まさにそのとおりで、今回の選挙は、半数近くが相手候補に投票するという大接戦であったわけであります。ぜひこれを真摯に受け止め、県民の思いにしっかりと寄り添っていただきたいと思っております。

この知事選において元職は、日豊本線を生かしたミニ新幹線構想を打ち出しました。私個人としては、財源の裏づけや採算性などから全くの空論と思いましたが、しかしその一方で、あの選挙結果を見るとき、元職が本県の未来に閉塞感を持つ県民に対し、大きな夢と希望を与えたのは事実であり、指導者の政治姿勢の在り方として、そこには大きく学ばれるべきだと信じております。

さて、知事が今般、再生が必要であると分析された本県であります。大変厳しい状況に置かれている県民に対し、新アクションプランにおいて、将来の宮崎に期待できる夢や希望をどこに見いださせようとしているのか、知事に

伺います。

○知事（河野俊嗣君） 私は、さきの選挙で県内各地をくまなく回る中で、多くの県民の皆様からいただいた「将来に向けて希望の持てる県にしてほしい」という強い期待にしっかりと応えていくことが知事としての使命であると考えております。

長引くコロナ禍や物価高騰をはじめ、自然災害の頻発化など、先行き不透明な中であって、まずは県民の皆様が安心して暮らせる社会づくりに最優先に取り組んでまいります。

その上で、県民誰もが楽しさや幸せを実感でき、活力ある社会を実現していくために、本県の強みをさらに伸ばし、課題の克服につなげていく取組とともに、中長期的な視点に立って、新たな夢や希望につながる種をまいていくことも重要であると認識しております。

このため、新たなアクションプランにおきましては、安心と希望ある未来へと飛躍するための礎づくりに向けて、「希望ある未来への挑戦」を柱に掲げております。

再生可能エネルギーによる脱炭素の地域づくりや、デジタル技術を活用したスマートシティの推進、さらには自動走行車などの次世代モビリティ等の未来技術の実証など、チャレンジ性の高い未来志向の施策にも果敢に挑戦してまいります。

さらには、宮崎の未来創造への第一歩を踏み出すため、特命チームを発足させまして、「3つの日本一挑戦プロジェクト」を立ち上げたところであります。全国に誇る本県の強みを生かしていく、またさらに伸ばしていく観点から、「子ども・若者」「グリーン成長」「スポーツ観光」、この3つの分野で新しい価値創造にも取り組むなど、県民の皆様にも夢や希望を与え、

本県を新たな成長軌道に乗せられるよう、しっかりと取り組んでまいります。

**○坂口博美議員** ぜひ強みを生かすと同時に、また弱い点もチェックしながら、しっかりと底上げをしていただきたいと思います。

さて、今回の肉付け予算を見てみますと、全方位型の気配り、目配りが感じ取れる一方で、総花的な感があります。全体への目配りや不毛の投資の回避はもちろん大切ですが、あなた自身が、再生が必要とまで判断せざるを得ないところにまで追い込まれた本県を、県民総力で立て直していこうとされるとき、そのエネルギーを結集するがための求心力となり得るのは、県民が夢や希望を持つことができる将来像であろうと思います。

それがゆえ、今回の肉づけ作業に際しては、あれもこれもではなく、しっかりとした状況分析に基づき、その対象を、本県の未来を確かなものとしていくために、真に必要な施策に特化すべきであったと思います。

大変厳しかった選挙結果を顧みるならば、知事選を経て河野さんは変わったと県民が思えるような、新しい河野カラーを前面に出した予算の編成が待たれていたのではないのでしょうか。

限られた財源の中での宮崎再生に向けた予算編成にどう取り組まれたのか、知事に伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** この肉付け予算は、直面する困難からの再生と本県の未来創造に取り組むという強い決意の下、「宮崎再生・創造予算」と名づけまして、宮崎の再生と未来創造に重点を絞って編成いたしました。

まず、「宮崎再生」について申し上げますと、物価高騰等の影響を強く受ける生活者をはじめ、価格転嫁が困難な1次産業や小規模・零

細事業者に寄り添う即効性のある施策を講じるなど、いち早く元の成長軌道に戻すことに全力で取り組んでまいります。

次に、「未来創造」につきましては、県民の皆様からの「将来に希望を持てる県に」という強い期待を受けて、本県の強みを生かした「3つの日本一挑戦プロジェクト」を掲げて、「子ども・若者」「グリーン成長」「スポーツ観光」の分野で、その先駆けとなる事業に取り組んだところであります。ここでは、困難を抱える方の希望を応援する高等特別支援学校の整備や不妊治療費の支援を行う事業なども計上しているところであります。

この3つのプロジェクトは、できるだけ早い時期に目指す姿や取組の内容を具体的にお示しし、今後のさらなる補正予算や来年度の当初予算に反映させてまいります。

**○坂口博美議員** この3つのプロジェクトは、確かにちょっと弱かった点かなと思いますので、全力で、しかもスピード感を持って実行していただきたい、それをお願いしておきます。

新型コロナが感染症法上5類に移行されたことで、これまでの国からの手厚い財政措置が今後は徐々に抑えられることとなります。

しかしながら、今もなお新型コロナが消滅したわけではなく、今後は第9波や新たな感染症出現への備えも必要なわけではありますが、これまでの知見を踏まえ、財政面、医療面、それぞれどのように対応していかれるおつもりなのか、知事に伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 御指摘のとおり、新型コロナ第9波も懸念されているところであります。引き続き感染状況を注視しながら、きめ細かな情報提供、注意喚起を行いますとともに、特に重症化リスクの高い高齢者等への対応

として、施設への集中的検査やワクチンの接種勧奨等を行ってまいります。

また、病原性が大きく異なる変異株が出現した場合には、国の方針も踏まえながら対策を強化するなど、適切に対応してまいります。

さらに、新たな感染症への備えとして、県、保健所設置市、医師会等で構成します連携協議会において、平時からの連携を図るとともに、コロナでの知見を踏まえ、今年度中に予防計画を変更し、感染症の発生予防、蔓延防止の取組を進めることとしております。

具体的には、病床確保や発熱外来等に関する協定を医療機関等と締結し、それぞれの機能に応じた役割分担、一般医療との両立を図りながら、新たな感染症危機に備えた医療提供体制の確保に取り組んでまいります。

また、財政面においては、全国知事会を通じて、5類移行後も地方への支援を迅速かつ丁寧に行うこと、そして新たな感染症危機に適切に対処することにつきまして、地方の意見を十分に踏まえて対応するよう、国に強く求めてまいります。

○坂口博美議員 ぜひよろしく申し上げます。

次に、デジタル化への取組について伺います。

コロナの感染拡大は国民生活に大きな影響をもたらし、これらを機にデジタルやオンラインの利活用が加速的に進むところとなりました。

そういった中で、国はデジタル田園都市国家構想を掲げ、これを御旗としてデジタル化を強力に進めるべく、令和3年9月1日にデジタル庁を発足させました。そしてそれは、誰一人として取り残すことのないデジタル社会の構築を理念としての発足でありました。

さてここで、発足の背景を振り返ってみます

と、例えばコロナが拡大する中、国民への10万円定額給付事業や支援金事業などを実施するに当たり、接触確認アプリの不具合などのデジタル基盤の脆弱さが顕在化しました。すなわち、官と民の双方において、さらには社会全体において、デジタル実装が不十分であることが判明し、それを急ぎ整えることの必要性を余儀なくされるに至ったのであります。

ところで、このデジタル田園都市国家構想に関してであります。昭和54年に、当時の総理大臣でありました大平正芳氏が主宰していた政策研究グループが、田園都市国家構想をまとめ、公表いたしております。その理念であります。明治以来の人口の過度の集中を是正し、バランスの取れた多極分散型へ移行することで、田園に都市の活力を、都市に田園のゆとりをもたらし、両者の活発で安定した交流を促すとされております。

そしてまた、本格的な人口減少が進む中、平成26年11月には、第2次安倍内閣により、まち・ひと・しごと創生法が制定され、それに基づく地方創生のための総合戦略が策定されております。

このように人口減少の取組が国家的課題として位置づけられてから、既に半世紀を迎えようとしております。しかしながら、過度な人口集中を抑え、地域の持続可能性を高めることで、国家の活力を維持していこうとする理念は、今もってなお功をなし得ていないのであります。

そのような中で、今回、岸田内閣が掲げたのがデジタル田園都市国家構想であります。今回の構想では、デジタル社会を強く進めていくことで、その効果を地域にもたらしとしております。デジタル田園都市国家構想の推進が図られることにより、本県で期待される成果や課題



について、知事はどのようにお考えかお伺いたします。

○知事（河野俊嗣君） デジタル田園都市国家構想は、デジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化させることで、東京圏への一極集中を是正し、国全体の成長につなげるものであります。

人口減少が進む中で、本県におきましても様々な問題が顕在化しておりますが、この構想の推進により、産業の労働力不足への対応や生産性の向上、医療や地域交通の維持など、社会課題の解決に向けた取組が進むとともに、新たな学びの環境づくり、リモートワークによる移住の促進などの成果も期待できると考えております。

一方で、デジタル化の推進には、人材の育成・確保、技術の実装など多くの課題があり、成果を県全体に波及させるためには、県が先頭に立って、市町村や各産業を支援していくことが重要であると考えております。

このため県では、各市町村の実情に応じたきめ細かな支援や、人材の育成・確保、事業者への啓発や実装支援等を行っており、引き続きこれらの取組の充実強化を図りながら、この構想が目指すデジタル社会の実現につなげてまいります。

○坂口博美議員 地方においては、人口減少や過疎化、高齢化、さらには地域コミュニティの衰退など、その進行には著しいものがあり、地域によっては、その存続すら危ぶまれる状況にあります。私は、国によるデジタル化の推進に当たっては、このような地方にこそ優先的に、優遇的に実施されるべきであると考えます。知事のお考えをお聞かせください。

○知事（河野俊嗣君） 御指摘のとおり、国の

これまでの施策展開にかかわらず、東京圏への一極集中が進み、地方は人口減少により極めて厳しい状況に置かれております。

一方で、コロナ禍の影響等で人々の意識や社会情勢が変化する中、デジタルの活用により新たな仕事や地域の魅力が創出され、また移住をはじめとする人の流れが生まれるなど、地方が活力を取り戻す動きも出ているところであります。

私は、この動きを強く大きくすることで地方が成長し、その成長が日本全体を底上げするものと認識しております。国がデジタル田園都市国家構想を実現する上で、デジタル化の推進は地方が優先されるべきものと考えております。このため、先月、国に対し、本県のデジタル化の推進に向けて、国の交付金の活用拡大や人材の育成・確保、また基盤となる光回線や5Gの整備について、直接要望を行ったところであります。

県としましては、デジタル化は地域の未来を左右するという認識の下で、引き続きデジタル社会の形成に向けて積極的に取り組んでまいります。

○坂口博美議員 さきの質問ですけど、知事は、本県の課題として、人材不足あるいは財源不足を挙げられました。

人材については、国では、例えばデジタル活用が困難な人たちをサポートするデジタル推進委員を2027年度までに5万人確保するなど、年次計画的に様々な分野での人材確保を予定しております。

また、デジタル田園都市国家構想交付金については、令和4年度補正分と令和5年度当初分を合わせて1,800億円が計上されております。2027年度までの国のデジタル実装自治体、

目標1,500の中に全ての県内市町村が加われるように、これには全力を尽くしていただきたいと求めています。

さて、コロナ禍におけるデジタル化の進展は、テレワークなどの普及につながり、人や経済の分極化への傾向を呈するところとなりました。申すまでもなく、この状況は、これまで長年にわたり人口減少対策に取り組んできている本県にとっては、大きなチャンスだと言えます。本県の人口減少に関するこれまでの取組に対しての評価及び今後の方針について、知事に伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 私は就任当初から、本格的な人口減少時代の到来への対応が今後の県政運営の最重要課題となるとの認識の下、長期計画にこれを位置づけまして、子育て支援や若者の県内定着などの自然減・社会減対策に真正面から取り組んでまいりました。

この結果、高校生の県内就職率の改善や移住世帯の増加、さらには全国でも上位の出生率を維持するなど、一定の成果が現れているものの、これまでの多極分散や地方創生の流れの中にあっても、本県では、依然として出生数の低下や若年層の県外流出が続いております。

今後は、福祉の充実はもとより、教育や雇用、さらには女性活躍などの施策を総動員しながら、子供を生み育てやすい環境づくりをさらに強化し、出生数の回復と人口流出の抑制を図るとともに、御指摘のとおり、コロナ禍の中でテレワークの普及や地方回帰の動きを捉え、移住、U I J ターンの促進等にも一層力を入れることで、社会減ゼロを目指してまいります。

また、デジタル技術の活用も図りながら、人口減少下においても、誰もが安心して暮らせる社会の実現に向けて、引き続きしっかりと取り

組んでまいります。

**○坂口博美議員** 次に、子ども・子育て政策の強化について伺います。

岸田政権の最重要課題の一つであります、子ども・子育て政策を強力に推し進めるための司令塔として、こども家庭庁が発足しました。そしてまた、昨日には、いわゆる「次元の異なる少子化対策」の具体策が示されたところであります。

今後はこれに沿って様々な政策の拡充が図られることとなりますが、人口減少が急激に進む本県にとって、少子化対策は待ったなしの課題であります。本県の少子化の現状と国の少子化対策を踏まえ、今後、県として重要視すべき施策を福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 令和4年の本県の合計特殊出生率は、1.63の全国2位と、全国上位を維持する一方で、出生数は7,136人、婚姻数は3,805件で、いずれも過去最少となるなど、少子化の厳しい現状に強い危機感を持っております。

国においては、次元の異なる少子化対策として、児童手当の拡充など様々な施策の検討が進められる中、本県においても、出産や子育て支援など、ライフステージに応じた切れ目のない支援を強化するとともに、出会い・結婚を県民運動として応援する取組にも力を入れてまいります。

さらに、少子化に関する専門的な分析や検証などを行う研究会の設置等、少子化対策の再構築に向けた関連予算を今議会にお願いしており、国の動向も注視し、市町村とも連携しながら、地域の実情に応じたきめ細かな施策の展開を図ってまいります。

**○坂口博美議員** 先ほど触れましたように、さ

きの知事選挙に際し、東国原氏はミニ新幹線整備の考え方を打ち出されました。これに関する議論はまた別の機会に譲ることとしまして、この場では、今待ったなしの地域交通問題について伺います。

地域交通に係る喫緊の課題は、何よりもまず、一日として欠かすことの許されない移動手段であるところのJRやバスの路線の維持であり、確保であります。

そのような中、県では、運行会社に対し、路線の維持・確保を繰り返し要請されるなど、周辺市町村と一体となつてのJRの利用促進策や、基金を設けてのバスネットワークの確立に取り組まれてきております。

人口減少や過疎化が進む中で利用増には極めて厳しいものがあるとは思いますが、日常生活にはこれを必要不可欠とされる方たちもまた存在されるわけでありまして。地域交通の路線の維持・確保に関する県の取組及び中長期的な方針について知事に伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 県におきましては、地域交通の路線の維持・確保を図るため、様々な利用促進策や要望活動に取り組むとともに、地域間幹線バスの見直しや地域公共交通計画の策定、路線バスのAIデマンド化などの取組を進めております。

また、JR日南線油津―志布志間につきましては、被災した際の復旧が難しい場合なども想定し、車両の運行と線路等の管理を事業者と自治体が分担をする上下分離方式や、線路を舗装し、バスを運行させるBRTなど、他県での取組事例を参考に、様々な選択肢を沿線自治体と研究しているところであります。

バスや鉄道といった地域交通は、道路などと同様に重要な社会基盤でありますことから、県

民生活に支障を及ぼすことのないよう、まずは需要回復や運転士の確保など、コロナ禍からの再生、活性化に全力で取り組んでまいります。

その上で、持続可能な地域交通の在り方について、長期的な視点に立って引き続き検討するとともに、その実現に向け、国に対して必要な財政支援を求めるなど、財源の確保にも積極的に取り組み、地域の移動手段を将来にわたってしっかりと確保してまいります。

**○坂口博美議員** 次に、水産関係について伺います。

4月に本県で開催されたG7農相会合において、自国の農業資源の持続可能な活用、技術革新による農業の持続可能性の向上などを取りまとめた共同声明が出されるとともに、宮崎アクションが採択されました。

大変厳しい中にある本県農畜水産業の成長産業化を促し、そして将来にわたって持続可能な産業としていくためにも、G7農相会合の成果を農政に、そして水産行政に生かさねばなりません。

その際、試験場が果たすべき役割には、とりわけ大きいものがあると考えます。まず、農政水産部が所管される試験場の研究方針や課題について、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 将来にわたり持続可能な魅力ある農畜水産業の実現を図る上で、生産の基礎となる研究は極めて重要であると考えております。

このため農政水産部では、高度な革新的技術で生産現場の期待に応える研究開発を目指して、令和3年度に「農畜水産試験研究推進構想」を策定し、変革が進む時代に対応するための技術開発などに取り組んでいるところであります。

一方で、世界情勢の不安定化や環境問題、生

産者の減少などを背景に、試験研究ニーズはこれまで以上に高度化・多様化してきていることから、これらのニーズに的確に対応するため、研究員の資質向上や、老朽化している研究施設・設備等の計画的な更新などが課題となっております。

**○坂口博美議員** 各施設については、老朽化と言われましたけど、見てみると、どの施設もかなり老朽化が現実に進んでおります。そんな中で、特に私は水産関係の施設が非常に気になるわけですが、そんな中、青島の水産試験場において、去る3月30日に火災が発生しております。火災の原因や被害、その対応について、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 今般の水産試験場の火災発生により、関係者の方々へ御心配をおかけしたことをおわびいたします。

火災の原因ですが、放火などの事件性はないという警察の判断や、施設内は火の気がないこと、また消防の調査で漏電の痕跡が確認されたことから、施設の老朽化によるものと考えております。

この火災により、研究用の魚を飼育する460平方メートルの施設が使用できない状況にあります。このため、この施設で行っていたアマダイ類の種苗生産技術開発などを継続する応急的な措置として、類似施設を有する水産振興協会へ飼育していた魚を移すなど、その影響を最小限にとどめる対策を取ったところであります。

**○坂口博美議員** 事件性はないということだったんですけど、3月30日ですよ。G7の直前というか20日ぐらい前で、僕はあのとき、誰も通らない、人もいないところでのあの日の火災でしょう。ひょっとしたら、これはG7の混乱狙いかなとも思ったんですけど、そうではな

かったということで、その点はほっとしました。

その同じ試験場についてですけれども、2月21日に、私は延岡市にある水産振興協会の種苗生産施設を視察いたしました。当施設でも想像以上に老朽化が進んでおまして、施設の心臓部とも言える取水施設については、いつ機能が停止するやもしれぬ状況だと判断をいたしました。

もしそのような事態ともなれば、最悪の場合、漁協や養殖業者などへの仔魚供給の契約不履行はもちろん、代替の利かない種魚の全失にまで及びます。これは言うまでもなく、決して起こしてはならない事態であります。

知事は、水産試験場及び水産振興協会については、自分の目でお確かめになっているのか。確かめておられるなら、それはいつ頃かをお尋ねし、あわせて、これらの施設の在り方についての御見解を伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 水産業を取り巻く状況は、海水温の上昇や資源の減少、担い手不足、さらには燃油や資材の高騰など様々な課題に直面し、厳しい状況にあるものと認識しております。このような中、水産試験場や水産振興協会につきましては、持続可能な水産業の構築や資源の維持・確保に大きな役割を担っていると認識しております。

私自身、昨年7月と8月にそれぞれの施設を視察し、水産業の成長に貢献する試験研究や種苗生産の取組を改めて確認するとともに、施設の老朽化がかなり進んでいる状況も把握しました。

こういう厳しい状況の中で、意欲と情熱を持って取り組んでもらっている現場のスタッフを後押しし、さらに水産業の未来を切り開いて

いくためにも、両施設の在り方について早急に検討するよう指示したところであります。今年度の当初予算におきまして、水産試験研究体制の機能強化に向けた調査・検討を行うこととしております。

その矢先の3月に火災が発生してしまいましたことから、私としましては、更新はもとより再整備を含め、スピード感を持ってしっかりと対応してまいります。

**○坂口博美議員** ぜひよろしく申し上げます。両施設を見られたのが昨年7月、8月となりますと、火災発生よりかなり前であり、老朽化が原因の出火ということですので、事はかなり深刻であります。とにかく早めに現場を一回自分の目で確かめていただきたい。再度、確かめていただきたいということを求めておきます。

先ほどは、壇上において、国土強靱化事業の重要性につき、将来への責務との観点から質問しましたが、ここで通常の公共事業に対する評価と期待について伺います。

バブル経済が崩壊した1990年代初頭からの10年間については、「失われた10年」との表現すらありますが、2000年代に入ってからもお我が国の経済成長は停滞が続き、今や「失われた30年」、このままの状況が続けば「失われた40年」に突入しつつあります。

一方、国の統計によると、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスの社会資本整備への投資は増加傾向にありますが、日本はほぼ横ばいとなっており、それと比例するように、欧米諸国の国内総生産（GDP）及び1人当たりの国民所得は増加傾向にあるのに対し、日本は横ばいとなっております。

さて、現在、国では、防衛や子ども政策の強

化が議論されていますが、歳出を増やすことだけが先行し、財源が先送りされております。

それぞれ歳出改革や国債発行、社会保険料の上乗せ等による財源確保論が報道されてはおりますが、私は、今の政府の説明では、将来にわたっての財政見通しの安心感を国民に持たせるまでには至っておらず、国家を運営するに足り得るだけの責任を果たし切れていないとの不満と失望を感じております。

そして同時に、その財源確保の考え方として、社会資本整備とGDPや国民所得間の相関に大きく注目し、そこに税収増を見込むべきであると考えております。つまり、新税の導入や税率アップなどによることなく、欧米諸国と同様に公共投資を増やし、経済成長を実現させることで税収の自然増を図り、歳入を安定的に確保するという考え方であり、

そこでまず、日本及び主要国の政府による社会資本整備への投資、国内総生産、国民1人当たりの所得の状況について、総合政策部長に伺います。

**○総合政策部長（重黒木 清君）** 我が国と、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランスの主要4か国の状況につきまして、まず、国及び地方自治体による社会資本整備への投資は、内閣府等によりますと、平成12年から令和2年までの20年間、我が国がほぼ横ばいとなったのに対し、主要国ではおよそ1.5倍以上となっており、特にイギリスはおよそ3.7倍となっております。

国内総生産につきましては、我が国はほぼ同水準で推移したのに対し、主要国では1.5倍から2倍程度となっております。

また、1人当たりの国民所得につきましては、平成22年から令和2年までの10年間の比較になりますが、独立行政法人労働政策研究・研

修機構の資料によりますと、我が国はおよそ1.1倍、主要国では1.1倍から1.4倍程度となっております。

**○坂口博美議員** この所得は、ドル換算なのか自国通貨なのかで、なかなか比較しづらいところもあるんですけど、大まかに投資があれば、それだけの見合うものがリターンしているということ、昔から、景気が悪くなると経済対策と言って、補正、公共投資をやっていたんですけど、やっぱりそれは生きているというふうに思います。

そして、そもそも本県は社会資本の整備がほかの県に比べ大きく遅れていることから、通常の公共事業予算の確保もまた、国土強靱化事業と同様に県の重要課題であります。国土強靱化対策以外の公共事業予算についても、十分かつ継続的に確保することにより、県内総生産や県民所得を引き上げることが、宮崎再生に不可欠な県内経済の浮揚・活性化にもつながるのではないかと考える次第であります。知事の御所見をお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 公共事業への投資につきましては、生産活動、雇用や消費といった直接的に経済活動が活発になる効果はもとより、東九州自動車道や都城志布志道路などの交通ネットワーク基盤や港湾の整備等によりまして、人的・物的交流の拡大が図られ、その結果、県内観光客数の増加や都城インター工業団地などにおける企業立地の促進、さらには細島港での林産品の取扱量の増加など、県内各地の様々な産業に波及していく経済効果も非常に大きいものがあると、私自身、実感しているところであります。

このため、公共事業に積極的に取り組むことは、コロナ禍や物価高騰、台風第14号災害から

の地域経済の回復・活性化に寄与し、ひいては県内総生産や県民所得を引き上げ、宮崎の希望ある未来を創造していくことにもつながるものと考えております。

私としましては、何としても県民の暮らしと経済を守り抜くという強い意志と覚悟の下、今後とも、さらなる社会資本の充実に向けて、必要な予算の確保に全力で取り組んでまいります。

**○坂口博美議員** 今回は宮崎の再生ということを軸に質問をいたしておりますが、そのほとんどが大きな予算を伴うものであります。このほか、国民スポーツ大会に向け、大きな財政需要も控えております。しかしながら、県の将来のためには避けられない積極予算であります。積極的な投資を継続していく必要があると考えますが、将来的に財政の健全性に問題はないのか、知事に伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 御指摘のとおり、本県の財政需要は、社会保障関係費など今後ますます増加するものと見込まれます。一方では、人口減少等、中長期の課題や経済対策などの当面の課題に的確に対応していかなくてはなりません。そのため、予算編成において、将来の社会保障関係費や公債費等の推移を適切に見込むことや、多額の財政負担を要する経費は計画的に予算計上することなどが求められているところであります。

今回の骨格・肉付け予算におきましても、有利な地方債や国庫補助金の活用などによる実質的な負担の軽減や、特定目的基金の活用による財政支出の平準化などに努めたところであります。その結果、6月補正後におきましても、財政関係の2基金につきましては、一定水準の残高を確保するとともに、県債残高も前年度末よ

り減少する見込みであります。

今後とも、財政の健全性を維持しつつ、本県の諸課題に適切に対応できるよう、積極的かつ確な財政運営を行ってまいります。

○坂口博美議員 ぜひよろしく申し上げます。

私は質問の冒頭に、大隈重信による統計院創設の際の建議書に、「政策のよしあしを判断するためには、国の現状を明らかにし、過去の施策の結果と比較する必要がある。そのためには統計データが必要である」と記されていることを紹介いたしました。

さて、今議会に新アクションプランが提案されておりますが、改定前のプランで目標としていた総人口の数値を達成できないことが事実となり、それに伴い、様々な計画等の見直しを余儀なくされております。そして、このような計画で設定した目標の下方修正はこれまでも幾度となくあり、例示するならば、合計特殊出生率もその一つであります。

平成27年の長期ビジョンにおいて、2030年に現人口を維持するのに必要な数値として2.07という率を示しておりますが、同年のアクションプランにおける4年後の目標数値は、当時の実績値も勘案して1.82、その後、令和元年には1.81、そして今回、令和5年には1.8台と、計画を改定するたびに修正してきております。

なぜそのようなことになるのか。私はその要因として、そのときそのときの状態が目標値に向かうべき計画線上をたどっているのか否かが、必要なタイミングで把握し切れていないところにあるのだと考えております。合理的な時点での動態をリアルタイムで把握し、もしその時点で目標を達成するに欠けているところがあるならば、それを補完する施策を講じ、確実に計画線上に乗せていくという作業が欠けていた

ことに起因していると考えております。

ところで今回、知事が約束された宮崎再生については、下方修正が決して許されない目標であります。しかも知事は、それに加えて、さらなる成長も掲げておられるのであります。

当然ながら知事には、今議会に提案されたアクションプランをはじめとする各種計画や肉付け予算に計上されている各事業、そして本日、私が質問した県政の課題への対応などについて、その現状や取組の成果等を適時的確な時期に統計データに基づくエビデンスとして示していかれることが求められます。知事の御見解をお聞かせ願います。

○知事（河野俊嗣君） 統計に基づく政策決定は極めて重要だと考えております。この重要性にいち早く気づき、冒頭に御紹介のありましたように、初代の統計院長となり、近代日本が一気に発展する礎を築いた大隈公の炯眼には改めて敬服するところであります。

県政の課題が多様化・複雑化する中で、適切かつ効果的・効率的な施策を講じていくためには、データに基づき、ニーズや課題を的確に把握し、施策の根拠等を明確にしていくことが極めて重要であると考えております。

県では、アクションプラン等の各種計画や個別事業等の実施に当たりまして、政策評価や予算編成等を通じて定期的に現状把握・分析を行い、適宜公表しているところでありますが、議員御指摘のとおり、こうした実態把握は不断に行うべきものであり、期間途中にありまして、状況の変化を把握すれば速やかに施策の強化や修正を図り、目標の達成に万全を期すことが肝要であります。

今後とも、様々な統計データの収集・分析に努め、施策の検証や構築に生かし、その結果を

県民の皆様にもしっかりと説明しながら県政運営を図ってまいります。

**○坂口博美議員** データに何か重きを置いていただきたいなど、ぜひお願いしたいと思えます。そのデータの重要性というのを大きく認識いただいて、それが必要なときにそれをしっかり把握する、これに努めていただきたいと思えます。そして、これに基づいて、県民のために必要だと判断するものがあれば、ぜひとも強力な力を発揮されて事をなしてほしい、そう思います。

そしてまた、先ほどの大隈ですが、次のような言葉も残しております。「学問は脳、仕事は腕、身を動かすは足である。しかし、いやしくも大成を期せんには、先ずこれらすべてを統ぶる意志の大なる力がある、これは勇気である」、こう言っています。その力の源というのは勇気なんだということを言っています。ここ一番のときには、ぜひとも本当の意味での勇気を出してくださることを期待します。

官僚と言われるようなこと、抜け切っていないということをよく聞くんですけども、そうじゃない、河野は政治家だと、思い切って一歩足を踏み出していきたい。その勇気を持って県民・県政をリードしていただきたい。そのことをお願い申し上げ、質問を終わります。

(拍手)

**○濱砂 守議長** 次は、前屋敷恵美議員。

**○前屋敷恵美議員**〔登壇〕(拍手) 日本共産党の前屋敷恵美でございます。このたびの県議選挙で再び県民の皆様への負託をいただきました。県民の代弁者として期待に応えられるよう力を尽くしてまいります。

また、知事をはじめ県当局の皆様におかれては、地方自治体としての責務を果たす立場で対

応、御尽力いただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

まず、知事の政治姿勢から伺ってまいります。

5月19日から21日まで、被爆地広島で先進国首脳会議G7広島サミットが開催されました。被爆者と国民から、核兵器の禁止・廃絶を最大の焦点として期待が寄せられました。しかし、その期待は見事に裏切られました。

G7広島サミットが発表した「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」について、知事はどのように受け止められたのか、広島御出身の河野知事ですから、より期待をされたのではないかと思います。その受け止めをお聞かせください。

あとの質問は質問者席から行います。(拍手)

〔降壇〕

**○知事(河野俊嗣君)**〔登壇〕 お答えします。

「核軍縮に関するG7首脳広島ビジョン」は、「核兵器のない世界」を究極の目標と位置づけ、核不拡散体制の維持、強化を通じて、世界の核兵器数の減少を継続していくことを柱としたものとなっております。

私としましては、G7首脳全員が広島を訪れ、原爆資料館への訪問や被爆者との面会などで被爆の実相に直接触れた上で、「核兵器のない世界」の実現に向けた責任を再確認したこと、G7として初めて核軍縮に焦点を当てた独立した文書が発出されたことに、歴史的な意義があったものと評価しているところであります。

我が国は、唯一の戦争被爆国として、核軍縮の進展に向けて国際社会をリードしていく責任



があります。今回の成果を踏まえ、国において、現実的かつ実践的な取組が力強く進められることを期待しているところであります。以上であります。〔降壇〕

**○前屋敷恵美議員** この「核軍縮に関するG7広島ビジョン」は、ロシアによるウクライナ侵略に関して、核兵器のいかなる使用も許されないと厳しく批判しておりますが、当然のことです。

問題は、G7参加国の核兵器について、「核兵器が存在する限りにおいて、防衛目的のために役割を果たし、侵略を抑止し、戦争と威圧を防止する」と述べて、核抑止力論を公然と宣言していることです。そして、いざというときには核兵器を使用し、広島、長崎のような非人道的惨禍を引き起こすことをためらわないという姿勢です。

さらに、「核兵器のない世界」の実現を究極の目標に位置づけ、核兵器廃絶を永久に先送りしていることです。こうした立場を被爆地から発信したことは、被爆者と被爆地を愚弄するものと言わなければなりません。

日本被団協の皆さんは、「希望を完全に打ち砕かれた。核抑止論に立った議論で、戦争をおおするような会議になった」と訴えられました。しかも、広島ビジョンは、核兵器そのものが非人道的な兵器であるという批判や告発は一言もありませんし、NPT（核不拡散条約）に基づく「自国核兵器の完全廃絶への明確な約束」など核兵器保有国の核廃絶への義務を果たすことについても全く触れられておりません。

また、核兵器禁止条約についても、国連で90を超える国が署名し、国際条約として発効しているにもかかわらず言及しないなど、被爆地から核兵器に固執する宣言を行ったことは、私は

恥ずべきことだと思います。

何ゆえに主要7か国首脳会議を被爆地広島で開催したのか、その意味も、そして政府の責任も大きく問われるものだと思います。広島ビジョンは米国を中心とした核保有国の意向に沿ってつくられたのではないかと思われても仕方がないような内容だと思います。

被爆者をはじめ市民社会、多くの世界各国の政府が求めているのは、核兵器の禁止・廃絶です。日本政府には、今こそ核抑止力論と決別して、核兵器禁止条約に参加・批准することを強く求めたいというふうに思います。

次に、今の終盤国会、次々と重要法案が、十分な議論も行われないうまま、強行採決がなされております。その中で、5月31日、賛成多数で可決・成立した原発推進等5法案ですが、原則40年としてきた原発稼働を60年を超す運転も可能にするというこの原発推進法について、知事の御所見をお伺いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 今回の法改正は、不安定な国際情勢を背景としました電力需給逼迫への対応に加えまして、脱炭素社会の実現が急がれる中で、電気の安定供給を図るため、再生可能エネルギーの最大限の導入と、原子力規制委員会等によります安全性の確保を大前提として原子力の活用を図るという政府方針の下に行われたものと受け止めております。

特に安全性の確保に関しては、今回、運転開始から30年を超える高経年化した原子炉に、10年以内ごとの原子力規制委員会による審査・認可を義務づける改正も行われているところであります。

原発の稼働につきましては、最新の科学的・技術的知見に基づいた安全性の確保を大前提として、国が責任を持って判断すべき事項であり

ますので、県としましては、規制基準やエネルギー政策の在り方を含めて、地方自治体や国民に十分かつ丁寧に説明するよう、全国知事会を通じて要望しているところであります。

**○前屋敷恵美議員** この原発推進法は、12年前の福島第一原発事故の教訓に反して、法律までつくって日本を危険な原発依存社会へと引き戻す、まさに原発回帰そのものです。

政府は、今知事も言われましたけれども、「安定供給と脱炭素化」を口実にして、原発を活用することを「国の責務」と、原子力基本法に位置づけました。国民の立場からは到底受け入れられないものです。安全な原発などあり得ないからです。しかも、新たな原発建設まで進めるとしてはいますが、なぜそこまでして原発にしがみつくなのか。原発業界の要求を丸のみにした原発業界支援策まで盛り込まれているから問題だというふうに思います。

福島原発事故はいまだに収束・解決にはほど遠く、多くの方がふるさとに戻ることもできず、家族の人生そのものを狂わせました。増え続ける汚染水も大問題です。

ドイツは、福島原発事故を契機に、国策として原発からの撤退を決断して、全ての稼働をストップさせました。日本こそ、この立場に立たなくてはならないのではないのでしょうか。

稼働し続ければ、使用済み核燃料からできるウランやプルトニウムの高レベル放射性廃棄物は、10万年の隔離が必要ともされています。その最終処分場についても、全国での受入先を探している状況です。県内にもその受入れに関心を示す自治体もあるやに聞いておりますが、住民の不安は尽きません。

安定供給と脱炭素化は、省エネルギーの徹底、そして再生可能エネルギーの本格的普及こ

そ必要だというふうに思います。原発依存は、省エネ・再エネを進める上での妨げでしかないと思います。福島原発事故を経験した日本でこそ、原発ゼロの決断が今こそ必要だ、このように思うところです。

もう一点、伺います。現在、参議院で審議中の軍拡財源法案です。今年度から5年間の軍事費を国内総生産（GDP）比2%に引き上げ、43兆円もの巨額をつぎ込むための法律をつくって、それを担保しようというのが軍拡財源法案です。この軍拡財源法案について、知事の御所見を伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 我が国の防衛力の抜本的な強化等のために必要な財源の確保に関する特別措置法案、いわゆる防衛財源確保法案は、防衛費増額の財源を防衛力強化資金の設置による税外収入や決算剰余金で賄うといった内容で、今国会において審議がなされているものと承知しております。

これは、中国の軍備拡大や北朝鮮による核ミサイル開発、ロシアのウクライナ侵攻など、戦後最も厳しく複雑な我が国の安全保障環境を背景に、防衛力の抜本的強化を図るために進められているものと理解しております。

外交・防衛に関することは、国の責任において進められるものでありますが、国の根幹や、将来、国民の暮らしや生活に関わる重要な問題でありますので、国において国民に分かりやすく丁寧に説明し、理解を得ていく必要があるものと考えております。

**○前屋敷恵美議員** 私は、そもそも軍拡財源法案は、憲法違反のそしりを免れないというふうに思います。そして、その財源を、今知事も御説明されましたけれども、税外収入による防衛力強化資金の創設、決算剰余金の活用、増税の

税制措置、そして歳出改革で賄うとしております。

中心は防衛力強化資金です。税外収入は、国立病院機構や地域医療機能推進機構の積立金の一部を財源に充てる計画です。医療施設の改善や医療従事者の待遇改善にこそ使うべきものを軍事費へ流用するなどは、本末転倒だと思います。東日本大震災の復興特別所得税まで軍事費への転用を行うとしています。

さらに、軍拡財源のための国債発行はしないとしながら、活用する決算剰余金の原資は赤字国債です。しかも、戦後初めて軍事費への建設国債発行にも踏み切るとしております。

軍事費を特別扱いにして、無期限で予算をプールし活用する防衛力強化資金は、戦前、侵略戦争のために国民を犠牲にした臨時軍事費特別会計をほうふつさせるものです。

今、政府がやるべきは、戦争準備の軍事費拡大ではなく、憲法9条を生かし、地域の全ての国を包摂する平和の枠組みを発展させる外交努力を尽くすことだと思います。この立場が必要であることを申し上げておきたいと思います。

次に移ります。健康保険証の廃止問題について伺います。

政府は、健康保険証を廃止してマイナンバーカードに置き換えるなどを定めた、改定マイナンバー法を成立させました。

マイナンバーカードをめぐるのは、個人情報流出につながるトラブルが相次いでいます。マイナンバーにひもづけられた公金受取口座に他人の口座が登録されていた問題、マイナポイントの別人付与、コンビニでの住民票の写し交付に別人の証明書が発行されるなど、中でも、マイナカードに別人の医療情報がひもづけられた事例は、既に分かっているだけでも7,300件を超

して、また新たにも分かったことが昨日も報道されておりました。こうしたことが明らかになっておりますが、これは、私は氷山の一角ではないかというふうにも思います。

こうしたマイナンバーカードをめぐるトラブルについて、宮崎県内の状況はどうかお伺いしたいと思います。総合政策部長、お願いします。

**○総合政策部長（重黒木 清君）** マイナンバーカードにつきましては、今年の3月下旬以降、コンビニ交付サービスにおける別人の証明書発行などのトラブルが相次いで報道されております。

県内におきまして、現時点で、市町村へ確認したところ、マイナポイント申請の際、別人の決済サービスにひもづけられたトラブルが、宮崎市と美郷町でそれぞれ1件発生していることを確認しておりますが、いずれも既にポイントの付与が修正され、解決したと聞いております。

**○前屋敷恵美議員** 今、次々に起きております一連の問題は、私は、単なる不具合とかミス、ヒューマンエラーなどで片づけられないレベルの問題だと思います。マイナンバーカードを普及させたいがために見切り発車して、暴走してきたツケが今現れているのではないかというふうに思います。

マイナカードに別人の医療情報がひもづけられることで起こり得る問題をどのように考えておられるか、福祉保健部長、お願いいたします。

**○福祉保健部長（川北正文君）** マイナンバーカードと保険証のひもづけについては、誤登録により、薬剤情報等の他人に知られたくない個人情報漏えいする問題が発生しており、この

ような事案が重なりますと、制度全体への信頼を損ないかねないと懸念しているところです。

国も各保険者に、一斉点検とひもづけ時のより厳密な確認を要請したところではありますが、これらの対策を着実に実施し、こうした事態を発生させないような仕組みを確立することが必要であると考えております。

県としましても、関係機関が一体となったチェック体制や、誤った情報がひもづけされないように担保する制度の構築を、全国知事会を通じて、国に対して要望しているところであります。

**○前屋敷恵美議員** 信頼性が失墜するだけではなくて、さらに重要な問題は、別人の医療情報がひもづけられたカード、保険証ですね。これで保険診療を行って、治療や投薬を誤ったりすれば、命にも関わる取り返しのつかない事故につながりかねないということです。今必要なのは、マイナ保険証の運用を一旦止めて、問題点の解明を優先すべきだと思います。

政府は、健康保険証とマイナンバーの一体化で、2024年、来年秋には紙の保険証の廃止を予定どおり実行すると、昨日も強気に語っておられました。これは事実上、マイナンバーカード取得を強制することになります。

マイナンバーカードの取得はあくまで任意のはずですが、福祉保健部長の御認識はいかがでしょうか。

**○福祉保健部長（川北正文君）** マイナンバーカードの発行については、法律上、申請に基づいて行うとされており、カードの取得は任意であると認識しております。

医療情報を有効に活用して、よりよい医療の提供を目指すため、今回のマイナンバー法等の一部改正により、マイナンバーカードと保険証

を一体化することが決定されたところであります。

一方で、カードの取得は任意であることから、カードを持たない方に対しては、本人の請求等により、各医療保険の保険者が資格確認書を交付することになっております。

**○前屋敷恵美議員** 医療機関へは、マイナ保険証によるオンライン資格確認システム整備というものが今年4月から義務づけられております。それに対して、全国保険医団体連合会など医療機関からは、工事費用やランニングコストがかかること、マイナンバーカードでエラーや無効と表示されると本人確認のしようがなく、窓口で10割負担を求めることになるなど、様々な負担が大きいとの意見が出されている、このように伺っております。

県は、このシステムの導入状況、そしてトラブルの発生など、こうした状況を把握しておられるでしょうか、福祉保健部長、お願いします。

**○福祉保健部長（川北正文君）** オンライン資格確認システムにつきまして、県内の医療機関等における導入率は、令和5年6月4日時点で88.1%であります。導入に伴うトラブルにつきましては、全国的には、医療機関の窓口で、患者の資格情報が確認できず、患者が一旦全額を立て替えた事例があることを報道等で承知しておりますが、県内における具体的な事例については把握をしておりません。

**○前屋敷恵美議員** ぜひ県内における状況もつかんでいただきたい、このように思います。

また、改定マイナンバー法には、デジタル化推進を名目にして、戸籍への氏名の振り仮名を追加する戸籍法の改定も盛り込まれております。全国民の戸籍に氏名の振り仮名をつけると

いう膨大な作業が自治体に押しつけられるとともに、誤入力などのミスは避けられず、さらなるトラブルにもなりかねないと思います。

また、氏名の振り仮名は一般的に認められるものでなければならないとしており、これから生まれてくる子供の名前を、行政が一般的な読み方であるかどうか審査することになります。氏名は個人の人格を象徴するもので、行政による審査は命名権の侵害にも当たりかねません。こうした問題について県はどのように考えておられるのか、総務部長、お願いします。

**○総務部長(渡辺善敬君)** 国のデジタル社会実現に向けた重点計画を踏まえまして、個人氏名の読み仮名表記を戸籍記載事項とする改正戸籍法が本年6月2日に成立し、令和7年度中に施行される見込みとなっております。

今後、市町村において、既に戸籍のある方からも一定期間内に読み仮名の申出を受け、記載していく事務作業が想定されますが、その具体的な運用方法については、現在、国において検討が進められております。

このため県においては、国の動向を注視し、情報の収集や市町村への共有を図るとともに、過度な事務負担の発生や誤記載などにより混乱が生じることがないように、全国知事会などを通じて国に求めてまいります。

**○前屋敷恵美議員** 直接県が事務処理をすることにはならないと思うんですけれども、しかし、全ての市町村でこのことが行われることに今なろうとしておりますので、ぜひしっかりと把握もしていただきたいと思います、このように思います。

いずれにしても、改定マイナンバー法は様々な問題を抱えております。先ほどお話ししたしましたが、健康上の情報に他人の情報がひ

もつけられた場合にどんなことになるのか、考えただけでも私は空恐ろしくなるわけです。

とりわけ今、来年秋に予定されている紙の保険証の廃止は見直すことが求められている、このように思います。県民にも様々な面で不便、そしてまた、今言った危険性をもたらす健康保険証の廃止は、中止するように国に要望すべきと思いますが、知事の答弁を求めたいと思います。

**○知事(河野俊嗣君)** マイナンバーカードの保険証利用、いわゆるマイナ保険証につきましては、正確なデータに基づいた、よりよい医療の提供につながるとともに、就職や退職に伴う保険証の切り替えが不要になるなど、多くのメリットがあります。

県としましては、マイナ保険証の円滑な普及を進めるとともに、マイナ保険証を持たない方にも、資格確認書が漏れなく交付され、従来どおり必要な医療を受けていただくことが重要だと考えております。

資格確認書の交付につきましては、対象となる方に確実に交付されるよう、国や県内の医療保険の保険者と十分に連携を図りながら、しっかり取り組んでまいります。

**○前屋敷恵美議員** 政府はメリットしかほとんど報道されませんが、既に様々なデメリットが現れてきているところです。そして命にも関わるような事態になる。ですから、紙の保険証も併せて存続していく、こういうことも考えていく必要があるかと思っておりますので、県民の最大の利益につながるように、県もしっかり対処していただきたい、このように思うところです。

では、次に移ります。子供の健やかな成長のために、まず、学校給食費の無償化について伺

います。

昨年の質問に続いて取り上げさせていただきます。教育費の軽減は、子育て世帯の強い要求です。月々4,000円、5,000円の給食費負担は軽いものではなく、食材の高騰により給食費値上げが問題にもなるから、なおさらのことだと思います。子供さんの多い御家庭の負担は本当に大変です。

県内では、住民の期待に応じて、市町村独自の財源で給食費補助を行い、実質無償化となる全額補助の自治体もございます。また、政府が臨時交付金の活用での負担軽減を促したことが、ほとんどの自治体で軽減や無償化の支えともなりました。しかし、新年度予算でそれが組まれず、負担軽減は一時的なものに終わった自治体もあり、子供さんを抱える御家庭のがっかり感は否めません。

教育長は前回の御答弁で、「学校給食法で、給食費は保護者負担が基本」とされました。確かに、給食費に係る経費は、施設や整備費などは設置者（自治体）、そして食材等は保護者が負担することになっています。

しかし、この間の国会論戦の中で、この法律上の負担区分は、給食費の一部を補助するような場合を禁止する意図ではないこと、そしてまた、この一部補助についても、全額補助を否定はされておらず、自治体の判断で無償化を行うことは、学校給食法上、何の問題もないことが明らかになりました。

現在、各自治体は、助成への努力を強めております。本来、義務教育無償の原則からいっても、学校給食は直ちに無償でなければなりません。しかし、今できることは、県と自治体で無償化を目指すこと、そして国の制度としての給食無償化を求めていくことです。県の支援が求

められるというふうに思いますが、教育長の御所見を伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 市町村立の小中学校における給食費の無償化につきましては、学校給食の実施主体であります市町村において、学校や地域の実情を踏まえた上で検討がなされていると認識しております。

県教育委員会といたしましては、これまでも市町村担当者会を開催し、国の臨時交付金に関する給食費補助の情報提供や、各市町村の取組について情報交換を行い、保護者の負担軽減が効果的に行われるよう支援させていただいております。

給食費につきましては、学校給食法の下、保護者が負担することが基本となっておりますが、現在、国では、学校給食費の無償化の実態調査と課題の整理が進められておりますので、今後とも国等の動向を注視してまいります。

○前屋敷恵美議員 県内で給食費の滞納があるとする自治体は、アンケートに回答いたしました自治体の5割に及んでおります。文科省がまとめた「無償化等の実施状況」によりますと、無償化による成果として、児童生徒の、給食費が未納・滞納であることに対する心理的負担の解消を挙げています。

未納・滞納に子供の責任はないと思います。子供たちが心の負担をなくし、楽しく学校に通える、こんなにうれしいことはありません。ぜひ、子供たちの健やかな成長のためには、国や自治体、社会が責任を持つ、この責務を全うしようではありませんか。

県もその役割をぜひ担っていただきたい。当面は自治体と県とで無償化に向けて努力をしていただきたい。再度、教育長の見解をお願いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 学校給食費の無償化などの、社会全体で子育てを支援していくという大きな課題につきましては、県教育委員会といたしましても、大変大事なことであると考えております。今後、国での検討、国への働きかけ等、国の動向を注視しながら、しっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○前屋敷恵美議員 子供たちのための積極的な役割を果たしていただきたいと思っております。

では続いて、学校図書館・図書室の環境整備について伺います。

県内各学校、小・中・高、県立学校における図書館・図書室の状況を、司書の配置状況も併せてお聞かせください。教育長、お願いします。

○教育長（黒木淳一郎君） 司書教諭につきましては、12学級以上の県内の全ての公立学校に配置されております。

また、学校司書の配置の割合につきましては、令和2年度と令和4年度の調査結果を比較しますと、小学校は57.6%から69.1%に、中学校は38.1%から64.6%に増加し、令和5年度につきましては、暫定値ではありますが、8割近くの学校で、各市町村や学校の状況に応じた配置がなされております。

高等学校等の学校司書につきましては、12学級以上の学校に、学校事務職員を図書館担当として国の定数で配置してありまして、11学級以下の学校につきましては、会計年度任用職員を配置しております。また、学校の状況に応じた追加の配置もしております。

○前屋敷恵美議員 学校図書館・図書室は、とりわけ児童生徒にとって一番身近な図書館の存在です。そして、そこに配置される学校司書は、専門職としての重要な役割を担います。全

ての学校に司書の配置が必要と思っておりますが、教育長の答弁を求めたいと思っております。

○教育長（黒木淳一郎君） 読書は、子供たちが感性を磨いたり表現力を高めたりするなど、人生を豊かに生きていく上で、大変意義のある、欠くことのできないものであります。そのため、子供たちが読書に親しむ環境を整備する学校司書の果たす役割は大変大きいと考えております。

そこで、県教育委員会では、平成28年度より読書活動推進事業に取り組み、小中学校における学校司書の配置を促進してまいりました。

今後、市町村における学校司書の活用状況を把握するとともに、貸出し冊数の増加など、配置の効果等を周知し、引き続き、市町村における学校司書の配置拡充に取り組んでまいります。

○前屋敷恵美議員 学校司書は、子供たちの興味・関心に即した図書をそろえ、読書活動の支援や教員と連携するなど、専門職としての役割を担っております。司書の資格を持つ教員、いわゆる司書教諭という方もおられますが、それは、日常の教育や授業、学習の場で生かされるもので、専門司書の役割は担えないというふうに思います。

読書県宮崎を目指すのであればなおさらのこと、全ての学校で司書配置が進むよう、県教育委員会がその役割を発揮して、市町村に対する正規職員の配置支援と併せて、国も専任の司書配置に責任を持って措置することが必要だと思いますが、県としての考えを、教育長、お願いいたします。

○教育長（黒木淳一郎君） 学校司書の配置の拡充につきましては、先ほどもお答えしましたとおり、私も大変重要なことだと思っております。

す。

学校司書の配置の根拠につきましては、学校図書館法において、努力義務として法的にも位置づけられておりますし、配置に係る予算につきましても、国の学校図書館図書整備等5か年計画において、地方財政措置として各自治体に配分されております。

今後とも、安定した配置がなされるよう、国への財政措置の継続を求めてまいりたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** ぜひ、子供たちの健やかな成長のためには欠かせないものですので、御努力をお願いしたいと思います。

では、次に移ります。子供の医療費の無料化充実について、この課題も度々取り上げてまいりました。知事も毎回「それは国のやるべき仕事」と御答弁されておりますが、私もそのとおりだと思います。

しかし、全国もそうですが、県内自治体は総じて中学校まで医療費無料化を行っています。それだけ住民要求は強く、各自治体はそれに応えているわけです。

現在、県の助成は就学前までで止まっておりますが、県の助成を増やすことが各自治体の充実につながってまいります。

そこで、県の助成の対象を小学校まで、また中学校までと増やすと、どの程度の予算が必要になるのか、試算をお聞かせいただきたいと思っております。福祉保健部長、お願いします。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 令和2年度の0歳から14歳までの人口1人当たり国民医療費を基に、乳幼児医療費助成と同様に県の負担を2分の1として試算しますと、小学校卒業まで拡充した場合に約12.6億円、中学校卒業まで拡充した場合はさらに約6.3億円、負担が増えるこ

とになります。

なお、一般的に年齢が上がるにつれて受診の機会は少なくなることから、実際にはこの試算額を下回ることが想定されます。

**○前屋敷恵美議員** 確かに一定の予算を必要といたします。しかし、子育て支援で、将来の子供たちへの投資と考える。これを全庁の共通の認識にして、県の予算全体から見た予算の位置づけをすることが大事だと思います。こうして1歳でも2歳でも段階的に助成を増やしていく、このことが重要、必要ではないでしょうか。

例を挙げますが、群馬県は、18歳までの医療費無料化を10月から実施する方針を決めて、自己負担なし、所得制限なしの予算化が図られたと報道されております。ちなみに群馬県は、既に平成21年から中学校卒業までの無料化実施を行っている県でございます。

全国では、国の制度としての要求もしつつ、県の責任も全うしようと努力をされております。宮崎県もこうした各県の努力に倣おうではありませんか。何より安心できる子育てのために、ぜひ実現を図っていききたい。改めて知事の御見解を伺いたいと思っております。

**○知事（河野俊嗣君）** 子供の医療費に対する助成は、その健やかな成長と子育て家庭の経済的負担の軽減を図る上で、大変重要な子育て支援策と認識しております。

このため県では、市町村と連携して取り組んできたところでありますが、本来この制度は、国の責任において全国一律に行われるべきものと考えております。全国知事会を通じて要望を行っておりますほか、本県単独でも「みやぎきの提案・要望」の中で強く要望を続けているところであります。



このような中、国においては、次元の異なる少子化対策の中で、子供の医療費助成に係る国民健康保険の国庫負担の減額調整措置について廃止が検討されておりまして、全国知事会等を通じて要望を続けた結果と受け止めているところであります。

全国一律の医療費助成の創設につきましても、引き続き、あらゆる機会を通じて、国への働きかけを行ってまいります。

**○前屋敷恵美議員** ぜひ併せて県の努力も行っていただきたい、このように思います。

次に、放課後児童クラブの充実について伺います。

4年生の児童のお母さんから、放課後児童クラブに申し込んだけれども、定数がいっぱい受け入れてもらえなかったというお話を伺いました。全ての地域や学校で起きている状況ではないと思いますが、現在の放課後児童クラブの状況はどうなっているのか、お聞かせいただきたいと思います。福祉保健部長、お願いします。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 放課後児童クラブは、直近の調査結果である令和4年5月1日時点において、県内22市町村で実施されており、設置箇所数は285か所で、年々増加しております。

なお、共働き家庭の増加などにより、利用希望者も増加傾向にありますことから、待機児童数は都市部を中心に依然として多い状況となっております。令和4年5月1日時点で199人となっております。

**○前屋敷恵美議員** 仕事を持つ親にとっては、放課後の子供のことは本当に心配なことです。放課後児童クラブを必要とする子供の受入れについて、どう改善を図るのか伺いたいと思いま

す。福祉保健部長、お願いします。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 児童が放課後を安心・安全に過ごせる居場所の確保は大変重要であると考えております。このため県では、事業の実施主体となる市町村に対して、施設整備や運営に係る経費を支援するとともに、必要となる人材を確保・育成するため、放課後児童支援員の資格取得や資質向上のための研修を実施しているところであります。

今後とも、増加する利用ニーズに対応できるよう市町村と連携し、待機児童解消に向けて放課後児童クラブの設置を進めてまいります。

**○前屋敷恵美議員** ぜひ充実・整備を図っていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に移ります。今議会の補正予算で、技能検定実技試験受検手数料助成事業に914万5,000円が計上されました。1年前に補助を打ち切った受検手数料の助成を、今回、補正予算で事業計上した経緯をお聞かせください。商工観光労働部長、お願いします。

**○商工観光労働部長（丸山裕太郎君）** 技能検定は国家検定であり、国において受検手数料の減免制度が講じられておりますが、雇用保険財政の悪化を背景に、令和4年度に減免対象が縮小されました。

県といたしましては、関係団体等の意見を踏まえ、ものづくり分野の人材確保、技能継承への影響が懸念されるとして、あらゆる機会を捉えて、減免措置の見直しを国に対して強く要望してきたところでございます。

こうした中、今年1月、4年度全体の実績の詳細が判明し、高校生の受検者数が約6割も減少するなど、看過できない状況が確認されましたが、国の対応は依然見通せない状況でありま

す。

このため、若者の技能離れを防ぎ、技能者の裾野を広げるため、速やかな対策が必要と考え、今回、減免対象を見直し前の水準に戻す県単事業の創設をお願いいたしました。

**○前屋敷恵美議員** この事業は令和7年までの3年間となっておりますが、その後はどのように考えておられるのかお伺いしたいと思います。商工観光労働部長、お願いします。

**○商工観光労働部長（丸山裕太郎君）** ものづくり分野を担う若年技能者の確保・育成や熟練技能の継承は、全国共通の課題であり、国の減免対象を見直し前の水準に戻すよう、今後とも粘り強く国に要望してまいります。

その上で、本事業については、今後の国の動向に応じ、必要な対応を検討することになると考えております。

**○前屋敷恵美議員** 1年前に国が減免措置の対象を縮小して助成を打ち切ったときに、県は、国の方針変更だから、他県も国の方針どおり縮減を行う県が多いなどの理由で、受検者負担をそのまま受け入れました。

とりわけ高校生など受検料が4倍にも引き上げられた結果、今お答えがありました。昨年度の受検者数は、コロナ前の令和元年度との比較で、6割を超す生徒が受検を断念するという結果となりました。

我が党は、若い世代のものづくりにかける夢や意欲を摘んでしまうことは許されないと、受検料の引上げに反対して、県の努力が必要だと求めました。

今回の補正予算で、元に戻す手だてが取られたことは評価いたします。しかし、この1年間で受検を諦めざるを得なかった人たちのことを思うと、本当に胸が痛みます。今年の前期試験

にも間に合いませんでした。

なぜ影響を受ける若い世代への配慮、寄り添うことができなかったのか、県の判断が適切ではなかったと私は思います。現に九州では、大分や佐賀、長崎などは、独自支援を決断いたしました。宮崎も県として負担軽減のための対応を行うべきだったと思います。

国が減免措置を元に戻さない限りは、県が制度化を図って、ものづくりを支える人材支援をすることが必要と思います。知事の答弁を求めたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** 全国的に熟練技能者の減少や若者の技能離れが進んでいる中で、技能検定は、ものづくり分野を担う人材の確保と技能の継承など、大変重要な役割を果たしているものと考えております。

県の助成事業の創設の経緯につきましては、先ほど部長が答弁したとおりであります。全国一律の減免制度を実施する国への要望を最優先としながらも、4年度の実績等の分析を踏まえ、速やかに県独自の負担軽減策が必要と判断したところであります。

この件につきましては、昨年度、県議会からも国への意見書を提出していただいております。県といたしましても、減免措置の見直しが図られるよう、粘り強く国に要望してまいります。

**○前屋敷恵美議員** あわせて、国への要求はもちろんですけれども、その間は県がしっかりと負担するなどして対策が必要かと思えます。よろしくお願いします。

今後ともこうした判断が求められることが随所で多々あるというふうにも思います。常に当事者、県民の立場に立った県の判断がしっかりとされることを求めるものでございます。

次に移ります。パートナーシップ宣誓制度導

入について、改めて伺いたいと思います。

「同性婚認めずは憲法違反」と判断した名古屋地裁に続いて、福岡地裁も「同性カップルが婚姻制度による利益を享受できず、法的に家族と承認されない不利益を被っている」「同性婚認めぬ法は違憲状態」との判断を示しました。違憲判断が司法の流れと今なっています。

全国の自治体でも、性的マイノリティーのパートナー関係を自治体が承認するパートナーシップ制度が、5月現在で12都府県、18政令市を含む325自治体で導入され、人口の7割を超す地域に広がっております。

宮崎県内では、前回質問したときより1自治体増えて、10の自治体でパートナーシップ制度が導入され、県の総人口の7割を超えて、大勢になりつつあります。

私はこれまで、性の多様性を理解するための県独自のハンドブックの作成・活用を提案してまいりました。他県では随分前から進められていたものです。県は今年3月に作成したとして見せていただきました。5,000部作成とお聞きしておりますが、どのように活用していくのかお聞かせいただきたいと思います。総合政策部長、お願いします。

**○総合政策部長（重黒木 清君）** 「性の多様性の理解にむけたハンドブック」につきましては、5,000部を作成し、市町村、企業・団体、学校等に送付したほか、県立図書館や県の総合庁舎の窓口などで、一般の県民向けに配布しております。また、県の人権ホームページやインスタグラムでも、その内容を広く紹介しております。

今後は、各種研修会やパネル展などのイベントにおきましても、啓発資料として大いに活用したいと考えております。

このハンドブックにより、県民一人一人が多様な性についての理解を深め、性的マイノリティーの方々の悩みに寄り添い、応援するきっかけにさせていただきたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** ぜひその内容も、いろんな方の御意見も取り入れながら、さらに充実を図って、活用を図っていただきたい、このように思います。

県では、昨年3月、「宮崎県人権尊重の社会づくり条例」が施行されましたが、どのように具体化し実践しているのか、また今後どのように進めていくのかお聞かせいただきたいと思います。総合政策部長、お願いします。

**○総合政策部長（重黒木 清君）** 県では、県、市町村、県民等が力を合わせて、お互いの人権を尊重し合い、あらゆる差別を解消し、誰もが自分らしく生きていける平和で豊かな社会を実現していくことを目的に、令和4年3月、「宮崎県人権尊重の社会づくり条例」を制定しております。

この条例では、人権施策を総合的に推進するため、人権意識の高揚や相談体制の整備、人権問題の分野ごとの施策に関する事等について、基本方針を定めることとしております。

県では、この基本方針を今年度中に策定し、性的マイノリティーを含む人権問題について、必要な啓発や教育等を着実に実施してまいりたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** 知事はこれまで、「条例で性的マイノリティーの方々の人権問題を含め、誰もが自分らしく生きていける平和で豊かな社会の実現を目指すことを明記した」と、このように述べられております。この条例の趣旨・目的に照らしても、今や全国的な流れになっているパートナーシップ宣誓制度導入は、重要な役

割を果たすと思います。

知事は、このパートナーシップ宣誓制度をどのように受け止め、理解し、導入に向けてどのように考えておられるか伺いたいと思います。

**○知事（河野俊嗣君）** パートナーシップ宣誓制度は、性的マイノリティーのカップルの生きづらさの解消等を図ることを目的としまして、宣誓を行ったことを自治体が証明することによりまして、地域において、婚姻に準じた行政や民間のサービス等を受けられることが期待されるというものであります。

この制度の導入につきましては、県民の皆様が性的マイノリティーの方々の悩みや困り事を知り、制度の必要性などを理解していただくこと、そしてサービスを提供する市町村の協力が不可欠であります。まずは、このような基盤づくりに取り組むことが大変重要であると考えております。

このため県といたしましては、引き続き、この制度を含めた性的マイノリティーに関する人権問題の県民への周知・啓発を行うとともに、当事者の方や市町村との意見交換を行ってまいります。

**○前屋敷恵美議員** 多様性を認め合う社会への認識が広がりつつある中で、やはり不理解や差別、それを阻もうとする人たちも確かにおります。だからこそ受け入れ難いと思っている方々も含めて、マイノリティーの方々の生きづらさを解消するための手だて、共に生きていく環境を不断の努力で実現することが必要なものであって、パートナーシップ宣誓制度導入は、その役割を果たすと私は思います。

確かに自治体との協力関係は必要です。しかし、ほかの自治体もそうですけれども、県がこの制度を導入して、マイノリティーの方々の相

談窓口も含めて、自分を表現できる、こういうものを率先して示していくことが、これからの広がりにつながると思います。ぜひ導入を図り、積極的に県の役割を担っていただきたい、このように思います。よろしく願いいたします。

最後になりましたが、県庁外来駐車場の受付場所の整備についてですが、雨の日などはぬれながら手続きをしなくてはならない状態で、利用される県民の方から改善の要求もいただいております。状況を調査の上、ぜひ改善に向けた検討をしていただきたいのですが、総務部長、いかがでしょうか。

**○総務部長（渡辺善敬君）** 来庁者が外来者駐車場を利用する際は、庁舎管理上、必要でありますので、受付にて利用簿に所要事項の記入をお願いしております。

御指摘のありました点につきましては、県としても把握しているところであり、風雨が激しい日などは、警備員が来庁者から行き先を聞き取り、記入するなどの対応を行っております。

さらに、来庁者に御不便をおかけしないようにするための工夫を検討してまいりたいと考えております。

**○前屋敷恵美議員** 私も以前から気になっていたことではあったんですけども、そういうお声を直接いただきまして、やはり県民サービスとしても、しっかり改善、整備を図っていただきたい、このように思います。よろしく願いいたします。

以上で質問の全てを終わります。ありがとうございました。（拍手）

**○濱砂 守議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時49分休憩

---

午後1時0分再開

○日高博之副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、安田厚生議員。

○安田厚生議員〔登壇〕(拍手) こんにちは。今朝、県北では大変な大雨が降りました。激しい雨音で目を覚ましたところであり、災害が起きるんじゃないかなと心配したところでもあります。

昨年、台風第14号で大きな被害を受けた諸塚村の村長から、退任の日にお手紙を頂きました。一部抜粋して御紹介をさせていただきます。

諸塚村では、平成17年の台風第14号以降、土地を最大6メートルかさ上げするなどの対策が行われてきましたが、昨年の台風でも耳川があふれ、再び中心部の商店街などを濁流が襲いました。

さらに商店街下流の店舗(居酒屋、ガソリンスタンド、自動車整備工場など)の事業者は対策対象区域外にありまして、平成17年の台風第14号に続いて壊滅的な被害を受けました。災害に屈することなく再開に取り組んでいるガソリンスタンドと自動車整備工場ではありますが、今後このような被災があった場合は、再開はあり得ないと断言しています。

なお、浸水被災者においても、今後このようなことがあれば住むのを断念するしかないと悲痛な声を漏らしております。このことは村存続や創生に死活問題であると思います。現地を再確認及び被災者の声をしっかりと聞いていただき、防災対策を取っていただくようお願いいたします。

とありました。

デスクマットに挟んで、この手紙を読むたびに、防災対策の重要性を感じているところであり、大変気の引き締まる思いであります。

今年の台風などにおける災害を心配する中、気象庁は6月、エルニーニョ現象が発生したと見られると発表いたしました。西日本豪雨や台風で大きな被害が出た2018年とよく似た状況になると見られています。

異常気象が起こる可能性が高いと予測されていますが、不安を抱えたまま今夏を迎える方々がいます。耳川の諸塚村中心部における台風第14号浸水被害に対して、復旧・復興への知事の思いをお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とし、以下の質問は質問席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。諸塚村中心部の復旧・復興についてであります。

この諸塚村中心部は、平成17年の台風第14号で壊滅的な被害を受けております。私も当時、防災担当の総務部長として、被災直後、坂副知事とともに現場を視察し、あの泥だらけの道路、まだ生々しい様子を現場で実際に拝見いたしました。

その後、堤防整備や宅地のかさ上げなどを行ってまいりましたが、昨年9月の台風では、平成17年に匹敵する豪雨となり、整備による一定の効果はあったものの、護岸に打ち上げられた河川の水が堤防の一部を超えたほか、ガソリンスタンドなどが再度、浸水被害を受け、大いに私も胸を痛めたところでもあります。

私自身、被災地に足を運ぶ中で、住民の方々が地域の将来のため、復興に向けて懸命に前へ進もうとされている姿を目の当たりにし、また

様々な御意見も伺い、先月は泊まりがけで諸塚に行きまわってまいりまして、様々な御意見もいただきました。「がんばろう諸塚!」というあのぼり旗、これも非常に印象的なものがあります。改めて、地域を守らなければならない、防災・減災対策に力を入れていかななくてはならない、その思いを強くしたところでもあります。

まずは、河川の水が超えた部分の堤防かさ上げや、浸水被害のあった区間の河川掘削を急ぐとともに、引き続き、耳川流域における復旧・復興につつまして、国や市町村と連携し、地域の方々に寄り添いながら、しっかりと取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

**○安田厚生議員** 今年の台風災害を教訓に対策をお願いしたいと思います。また、対象にならない地域に当たっては、河川の掘削等を急いでいただきたいと思います。ガソリンスタンド等は屋根の近くまで水が上がり、今度は、その泥、土砂を出す作業に大変苦労したような感じで、私もそれを見ていましたので、ぜひ掘削作業をお願いいたします。

美郷町和田地区においては、台風第14号の接近時に、西郷ダムにおいてダム通砂運用を実施しました。土砂が堆積し、その後、河川掘削が行われましたが、防災・減災、国土強靱化緊急対策事業を積極的に活用し、自然災害から県民の生命と財産を守るために、防災・減災対策を講じるべきだと思います。美郷町和田地区における今後の河川掘削工事の予定について、県土整備部長にお伺いします。

**○県土整備部長（原口耕治君）** 美郷町和田地区におきましては、これまでに河川の掘削を実施してまいりましたが、今年の台風第14号に伴う豪雨により、耳川の水位が上昇し、家屋等の浸水被害が発生したところでもあります。

このため、直後に浸水状況調査や地区周辺の測量を行うとともに、台風で堆積した土砂の除去に着手し、本年5月までに約2万立方メートルの掘削を完了したところです。

今後も、本格的な台風シーズンを前に、地元の皆様のご意見を踏まえ、さらなる掘削工事を実施してまいります。

また、掘削工事に合わせて、抜本的な浸水対策についても、引き続き地元との意見交換を行い、国と協議しながら、しっかり取り組んでまいります。

**○安田厚生議員** 3月の末に行われた和田地区の被災者の会に出席させていただきました。まだ方向性が決まっていないようでございます。また、県のほうからも浸水対策を推進してほしいと思っております。

諸塚村七ツ山の国道327号で、仮橋を架ける工事が完了し、交互通行ができるようになりました。県内初の権限代行により、県に代わり国が仮橋を架ける応急復旧工事を行いました。

地域の住民からは、道路が通れなかったため本当に苦労したと、待ちに待った開通だと話しておりました。この開通により、諸塚村と椎葉村との往来は、被災前と同じ程度の時間でできるようになりましたが、残る椎葉村の松尾地区における災害復旧状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（原口耕治君）** 国道327号の松尾地区につつましては、昨年9月の台風第14号により、道路が大きく崩壊し、通行止めとなっているため、地域の皆様は、村道へ迂回することを余儀なくされております。

当該箇所については、被災直後から調査・設計などを行い、年内の通行再開を目指して、3月までに工事契約を終え、工事用道路などの仮

設工や鋼管ぐいなどの材料調達に着手し、現在は、崩壊箇所の路側構造物などの本体工事を鋭意進めているところであります。

国道327号は、地域住民の生活や経済を支える大変重要な道路でありますので、引き続き、一日も早い復旧に向けて、しっかり取り組んでまいります。

**○安田厚生議員** ありがとうございます。年内の開通に向けて頑張ってくださいたいと思っております。

椎葉村の中心部へ向かうには、まだ一部村道を通る迂回路になっています。1日でも早い通行ができるようお願いいたします。

美郷町南郷区又江の原地区で盛土が崩壊し、その土砂が治山ダムを破壊しました。4つの農家では、田んぼ約50アールで収穫前の稲に被害が出ました。早期復旧されたおかげで、今年も無事に田植えができたそうです。感謝いたします。

一方で、復旧工事が遅れている地域が見られます。甚大な被害が発生した台風第14号による農地・農業用施設の災害復旧事業について、県全体と東臼杵地域の着手状況及び今後の見通しについて、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 今年の台風第14号災害では、河川の増水などによる農地の埋没や、斜面の崩落による用水路の寸断など、大きな被害が発生しました。

このうち、災害復旧事業により市町村が事業主体となって工事を行うものは、県全体で約1,000件となっており、営農に影響があるなど緊急性が高いものから順次復旧工事を進めております。現在のところ、県全体では約4割、東臼杵地域では約6割に着手しているところであります。

県としましては、来年度の営農に影響がないよう、本年度中の工事完了に向け、市町村と協力して復旧・復興に取り組んでまいります。

**○安田厚生議員** 水田の中に河川の石や流木が流れ込み、今年の田植えを見送るところもあるようです。来年には田植えができるよう、復旧をお願いいたします。

次に、ヤマメの不漁対策についてお伺いいたします。

溪流ヤマメ釣りが椎葉村の河川で解禁となりました。例年、週末になると県外から多くの釣り客が訪れ、この時期にはヤマメ釣りを楽しむ姿が多く見られる椎葉村ですが、今年はヤマメが釣れず、客も少ないといえます。

椎葉村では、昨年9月の台風の影響で記録的な不漁となっていますが、土砂崩れによって大量の土砂が流れ出し、川の状況が変わったことで、少しの雨量でも川が濁るという影響が出ています。椎葉村における昨年9月の台風第14号に伴うヤマメ不漁対策について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 椎葉村は、全国でも有数のヤマメ釣りの名所であり、毎年、県内外から多くの釣り愛好家が訪れ、地域経済への貢献も大きいことから、今年の台風による影響は大きな問題と認識しております。

椎葉村漁協の話によると、河川に土砂が流入し、ヤマメの隠れ場や餌となる昆虫が激減しており、元の河川環境に戻るまでにはしばらくかかることとあります。

このため県では、内水面の漁業団体と連携し、これまで実施してきたヤマメの稚魚の放流について、その一部を環境変化に強い成魚の放流に変更することとしております。

今後とも、関係団体と連携し、放流や増殖活

動などを通じて、ヤマメ資源の回復に取り組んでまいります。

○安田厚生議員 ヤマメだけでなく、今月から解禁になったアユ釣りも、川の濁りがひどく、不漁のようでございます。ヤマメの成魚を放流していますが、隠れる場所がなく、鳥に食べられてしまうことも多いようでございます。稚葉の川が元の姿を取り戻すには、もう少し時間がかかりますんじゃないかなと考えているところがあります。観光への影響も心配されますので、河川環境整備と継続して成魚の放流をお願いいたします。

次に、森林づくりについてお伺いいたします。

昨年9月の台風第14号が県内で大きな被害をもたらしました。山間地域の方々からは、「災害に強い森林づくりが必要で、このままでは山が壊れてしまう」と提言がございました。また、山腹崩壊や大量の流木が発生し、各地域に被害を引き起こす要因にもなります。山間部を抱える地域にとっては心配です。

台風や線状降水帯は、これから頻繁に発生する可能性があります。流木災害の発生する要因の一つは、森林整備の遅れなどが問題であります。災害の緩和など公益的機能を持つ森林整備が必要と思われませんが、災害に強い森林づくりについて、県の取組状況を環境森林部長にお伺いいたします。

○環境森林部長（殿所大明君） 災害に強い森林づくりに向けては、適切な再生林や森林整備の実施により、樹木の根の発達を促し、森林を健全な状態に保つことが重要であります。

このため県では、森林所有者に対し、伐採後の再生林や除間伐を支援するとともに、特に水源涵養や山地災害防止機能の高い森林において

は、県の森林環境税を活用し、伐採後の速やかな再生林や広葉樹の植栽等を支援しております。

さらに、今年度から、これまでの取組に加え、「再生林の意識醸成」「造林作業を担う人材の確保・育成」「造林に取り組む事業者の育成」の3つの視点で、再生林対策を強化することとしております。

今後とも、市町村や森林組合等と連携して、災害に強い森林づくりに積極的に取り組んでまいります。

○安田厚生議員 ぜひ再生林対策を強化していただきたいと思っております。森林が荒れると、洪水や土砂災害などの要因になります。森林を育てることは、土砂災害を防止することだけでなく、地球温暖化防止にも効果がありますので、災害に強い森林づくりを推進してください。お願いいたします。

次に、3次元点群データについてお伺いいたします。

静岡県熱海市で土石流災害が発生いたしました。こうした災害の場合は、まず地質調査会社がヘリコプターなどを飛ばして現地を調査いたします。その後、調査を集約、分析するために、これまで、かなりの時間がたってから現場の状況が明らかになっていました。ところが、今回の土石流災害は、災害現場があつという間に3Dモデル化され、救助作業や災害の原因究明などに役立てられました。その速やかさが話題になりました。

昨年、デジタル化推進対策特別委員会で、静岡県の3次元点群データ整備、オープンデータ化の取組について調査いたしました。静岡県庁では、3次元点群データをオープンにし、第三者に無償提供することで、新しい価値・サービ



スが生まれています。

静岡県の3次元点群データの活用は、被災時の原因究明に役立てられ、被災後データとの比較で、被災程度の把握や災害復旧の効率化が図られております。また、土木分野での業務負担軽減や誤伐・盗伐の問題解決、スマート農業・林業への利用など、様々な価値を生み出しています。本県においても、道路の決壊や土砂崩れなどの大きな災害が起きた場合に、この3次元点群データを活用すれば、早く情報収集ができると思われました。

そこで、災害時の被害状況の把握などにも活用できる3次元点群データ整備について、どのように考えているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（重黒木 清君）** 3次元点群データは、複雑な地形や建物などを正確な位置情報を持つ点の集合体として、立体的に表示することができるデジタルデータであります。

このデータは、例えば、土砂災害発生後の現場の概況を素早く把握でき、復旧作業の計画を立てるための基礎資料として活用できるなど、デジタル社会推進の基盤として、今後、利活用が注目されている技術であると認識しているところであります。

しかしながら、どのような分野で活用ができるのか見極める必要があることに加え、県内全域のデータを整備するためには、大量なデータの解析と整理に、一定の時間と多大なコストがかかることと伺っておりますことから、先行する自治体の取組を参考にしつつ、今後、関係する各部局と連携して、研究・調査を進めてまいります。

**○安田厚生議員** 映像や地図だけでは分かりづらい立体的な被害状況の把握に効果があり、災

害原因の分析や対策などに利用されるようになればと思いますので、大変コストがかかると思いますが、御検討のほうをよろしくお願い申し上げます。

次に、相続未登記農地についてお伺いいたします。

所有者が不明の農地が増えており、今後、県においても、大きな課題になることが予想されます。所有者不明の土地は国土の約2割を占めており、多数に及ぶ相続人の探索に多大なコストを要することにより、農地では担い手への集積・集約化が進まないなど、問題となっております。

県における相続未登記農地及び相続未登記のおそれがある農地面積、特に中山間地域では、資産価値が低く、未登記のままにされていることが多いと聞いております。こうした所有者不明の農地等の拡大は、災害復旧をはじめ、担い手への集積・集約化のための圃場整備の妨げになるのではないかと懸念されておりますが、相続未登記農地等の県内状況について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 本県の相続未登記農地等につきましては、令和3年度に農林水産省が実施した全国実態調査結果によりますと、2万2,380ヘクタールであり、本県の農地台帳上の農地面積の約3割となっております。

現在、相続で農地の権利を取得した場合には、農地法に基づき、農業委員会への届出が義務づけられているところでありますが、令和3年の不動産登記法の改正により、令和6年4月からは、相続登記の申請が義務化されることとなります。

このため、県としましては、県農業会議をはじめ、市町村や農業委員会とともに、農地の適

切な相続手続について、さらなる周知を図ってまいります。

**○安田厚生議員** 担い手への農地の集積・集約化を進める上でも大切になると思いますので、対策と義務化されるということも周知を図っていただきたいと思います。

次に、ヤマビルについてお伺いいたします。

知事もヤマビルの話を美郷町の議員さんから聞いたと思いますが、美郷町ではヤマビルなどいなかったのに、この頃はヤマビルが繁殖し、仕事にならないと相談を受けました。このままでは生息域を拡大するのではと心配されています。

ヤマビルが里山まで生息域を広げてきた背景には、森林の荒廃、ヤマビルの運搬役となる野生の動物、鹿やイノシシなどの増加及び生息域の拡大が要因と考えられます。

また、放置された森林等が増えており、伐採や草刈りなど手入れが行き届いていない場所では、光が当たらず、湿度が高い状態となり、ヤマビルにとって定着・繁殖しやすい環境となっています。

ヤマビルも生息域を拡大させ、人への吸血被害の拡大につながっています。自然公園の施設利用者に対するヤマビル対策について、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（殿所大明君）** ヤマビルは、本県も含めて東北地方以南の全国各地に生息しており、毒性や媒介される病原体などはないとされています。

しかしながら、かまれると出血を伴い、傷口からの細菌感染の危険もあることから、県内の自然公園では、施設管理者が看板を設置するなど、利用者への注意喚起を行っている事例もあります。

県としましては、自然公園のホームページにおいて、肌を露出しないなど服装に気をつけることや、スプレーなどの忌避剤の使用等を周知してまいります。

**○安田厚生議員** 地元では、ヤマビルの生息域は拡大傾向にあります。山間地域を中心に、ヤマビルの吸血被害が発生しています。ヤマビルによる被害を食い止めるには、ヤマビルへの理解を深めることや、総合的な防除対策が必要でありますので、ヤマビル被害防止に向けて効果的な取組が進められるようお願いいたします。ヤマビルにかまれますと、30分は血が止まらないような状況になっているようでございますので、対策をお願いいたします。

次に、河川パートナーシップ事業についてお伺いいたします。

令和3年11月定例会でも質問させていただきましたが、河川パートナーシップの参加者は高齢化が進み、体力的にも大きな負担となっています。また、猛暑日の増加などにより、草刈りの環境は厳しさを増しているところでございます。

五十鈴川の堤防の調査をした際、草刈りを行っている河川パートナーシップの方から、「燃料費も値上がりし、賃金も上げようとしている時代に、今の報奨金は安過ぎる」との声が上がりました。「堤防が荒れると困るので、作業はするけど、少し考えてほしい」とのことでした。

令和4年度は735団体に活動していただいているところでございますが、報奨金については約1億円を支払われているようです。もし高齢化等の理由で3割の団体が事業を断念した場合、財政負担は多額になると予想されます。

県では、自走式草刈り機の貸出し制度を試行

的に導入されておりますが、導入されていない土木事務所もあります。

この事業を継続してほしいと考えていますが、河川パートナーシップ事業における報奨金の見直しと、自走式草刈り機の導入状況について、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（原口耕治君）** 河川パートナーシップ事業につきましては、議員御指摘のとおり、近年の物価上昇等の影響もあり、報奨金の見直しを求める声をいただいております。

このため、今年度は、活動団体に対して、作業時間や人数、燃料代などの実態調査を行い、設定金額の検討を行うこととしております。

また、自走式草刈り機の導入につきましては、現在、活動団体数の多い4つの土木事務所に草刈り機を配備し、貸出しを行っているところではありますが、その利用状況や活動団体の皆様からの御意見等を踏まえ、他事務所への配備について検討してまいります。

今後とも、河川パートナーシップ事業を推進し、良好な河川環境の確保に努めてまいります。

**○安田厚生議員** 先週の日曜日に、雨が降る中、地域の方々と堤防の草刈りの整備をいたしました。地域の方々は1週間前から作業の準備や草刈りをして、当日、日曜日でございますが、29名の参加者と作業いたしました。

この作業を年に2回行います。特に堤防ののり面の草を刈るときが大変でございます。参加者からは、のり面の整備の要望がございました。そのことを含め、報奨金の見直しと自走式草刈り機の導入をお願いしたいと思います。

国道10号門川日向拡幅財光寺地区の延長1.2キロが6月24日に開通いたします。この事業は昭和45年に事業化され、完成までに53年間かかり

ました。門川町内の船越から梶木においては平成6年に開通いたしました。約30年前のことです。当時は狭く、渋滞のひどい国道だったと思われされます。開通する国道10号財光寺地区の4車線化により、どのような効果が生まれるのか、県土整備部長にお伺いいたします

**○県土整備部長（原口耕治君）** 国道10号財光寺地区につきましては、平成14年度に工事に着手され、平成17年度の塩見大橋の4車線化など、順次整備が進められたところであり、今月には、全ての区間で4車線化が完了することとなります。

財光寺地区の4車線化により、渋滞緩和や走行時間の短縮に伴う輸送の効率化など、地域経済の発展に大きく寄与するものと考えております。また、災害時や救急医療における安定的な輸送の確保など、防災や医療面においても様々な効果が期待されております。

県としましては、関係機関と連携を図りながら、国道10号をはじめとする人流・物流を支える道路ネットワークの構築に取り組んでまいります。

**○安田厚生議員** 道路整備は、地域間の交流や経済活動を支える最も重要な社会資本でございます。今回の開通が、観光面、また物流面など、大きな効果をもたらすことを期待いたします。

国道10号の土々呂地区周辺での渋滞は依然として極めて深刻な状況であります。渋滞を避けるため、県道や広域農道、住宅地へ車が流れ、事故も懸念される状況であります。

国道10号は、県北の住民の日々の暮らしを支える道路であります。また、沿線には工業地や港もあり、今後ますます重要性が増してくる国道だと考えているところであります。

そこで、国道10号土々呂地区の渋滞対策をどのように進めていくのか、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（原口耕治君）** 土々呂地区の渋滞対策につきましては、これまでに、土々呂町交差点などでの右折レーン設置工事や、信号機の表示時間の調整などが実施されてきたところであります。

このほか、国道10号に並行する延岡南道路においては、令和2年3月から通行料金の変更が実施され、延岡南道路への大型車の交通転換が見られるなどの効果も確認されておりますが、国道10号においては、依然として、朝夕を中心に渋滞が発生している状況にあります。

県としましては、引き続き、国・県・市などで構成される「宮崎県交通渋滞対策協議会」をはじめ、様々な機会を通じて、ソフト・ハードを含めた効果的な対策について協議を進めてまいります。

**○安田厚生議員** 渋滞・安全対策として、地元から、整備などについて、いろいろ要望、意見があったと伺っております。

期間限定で大型車を中心に高速料金の引下げを行い、一定の効果が見られておりますが、渋滞には、国道10号土々呂地区の4車線化をしていくのが一番だと考えているところあります。県北地域に住んでいる方々にとってもいいと思うんですが、県北の議員さんはどうでしょうか。大丈夫ですか。

地元も改善を望んでいると伺っています。また、門川町船越地区では、大雨が降ると国道が浸水し、交通ができないこともありますので、そのことも含め、国に要望してほしいと思います。知事、永山副知事、よろしく願いいたします。

次に、マイナンバーカードの利用についてお伺いいたします。

総務省が公表した令和5年4月末時点における本県のマイナンバーカード交付率は81.8%であり、都道府県では第1位となっております。期待と不安がある中、これだけ普及に成功したカードはないと思います。マイナンバーカードを活用するサービスのトラブルが続いておりますが、効率的な行政サービスを進めていくためのカードになると期待をしているところであります。

町民から、門川町もコンビニの証明書交付サービスで住民票の写しが取得できるようにならないだろうかと相談を受けました。コンビニエンスストア等において、マイナンバーカードを活用した住民票や戸籍謄本等の発行サービスを利用できる自治体とできない自治体があります。自治体によって取組の進捗に差が生じてはいけないと思います。

門川町では、コンビニでの取扱いについて検討しているようですが、システム改修に多額の予算が必要で、なかなか進まないようでございます。県内におけるマイナンバーカードを活用した各種証明書のコンビニ交付の状況についてお伺いいたします。

また、活用が進んでいない市町村に対して県が支援する考えはないのか、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（重黒木 清君）** マイナンバーカードを利用して、端末から各種証明書を取得できるコンビニ交付サービスについて、県内では、住民票や戸籍、税など既存の証明書については、9市3町が対応しております。また、新型コロナワクチン接種証明書につきましては、23市町村が対応しております。

県としましては、市役所等に出向くことなく、休日等にも対応している当サービスが住民の利便性向上につながりますことから、関係機関と協力して、市町村に対して説明会などを実施してきたほか、デジタル田園都市国家構想交付金などを活用した当サービスの導入支援を行ってきたところであります。

今後とも、交付金などの継続について国に働きかけるとともに、当サービスの重要性を啓発するなど、市町村に必要な支援を実施してまいります。

**○安田厚生議員** マイナンバーカードのトラブルにつきましては、国のシステムをきちんと改善していただき、県民の皆様によりマイナンバーカードで便利になったと感じていただけるよう努めていただきたいと思います。市町村の取組の進捗に差が出ないように、きめ細かな実装支援を行うことを要望いたします。

高齢者を中心とした特殊詐欺による被害は、本県でも後を絶たず、警察でも様々な対策を行っているが、一向に減少の兆しが見えず、県民の安全・安心な生活を脅かす深刻な課題となっています。高齢者が特殊詐欺の被害に遭うことが多く、その手口は多様化しています。詐欺の手口や対策について、情報共有を図ることが大事であります。

そこで、高齢者被害の特殊詐欺の現状について、その手口を含めて、警察本部長にお伺いいたします。

**○警察本部長（山本将之君）** 県内の特殊詐欺被害につきましては、令和4年中に52件を認知し、うち高齢者の被害は29件と、全体の55.8%を占めております。

高齢者被害のうち、最も多い手口は、パソコンのウイルス除去費用や、有料サイト利用料等

を名目に支払うべき料金があるとだます架空料金請求詐欺で、19件、約3,500万円の被害が発生しました。

また、官公署を名のり、税金還付に必要な手続とだまして被害者にATMを操作させ、口座間送金させるなどしてお金をだまし取る還付金詐欺が、8件、約900万円の被害となっております。

**○安田厚生議員** 特殊詐欺被害は、全国において、全体の8割が最初に固定電話に電話していたことが分かりました。電話によるオレオレ詐欺などの事案が多いことから、電話による対策が必要であります。電話機本体に接続することで、呼出し音が鳴る前に、発信者に対して通話内容を録音することを知らせる機能及び自動通話録音機能を備えた装置を貸し出す事業などの対策が一定の効果を発揮してくると考えています。

自動通話録音機の普及のための啓発活動や支援について、警察本部長にお伺いいたします。

**○警察本部長（山本将之君）** 議員御指摘のとおり、特殊詐欺の被害防止対策としては、固定電話にかかってきた犯人からの電話に出ない、これが大変重要であり、警察では、県内の高齢者クラブの中から、被害防止モデル地区として25地区を指定し、自動通話録音機設置の啓発を行っているほか、モデル地区以外の方にも、ホームページや様々なイベント等の機会を通じて、自動通話録音機設置普及のための啓発活動を行っております。

これらにより、本年5月末現在で、県警察が保有する自動通話録音機418台のうち、367台を無償で貸し出しているところです。

**○安田厚生議員** 結構な数が貸出しをされているところでありますので、今後とも貸出し制度

の継続をお願いいたします。

次に、猟銃についてお伺いいたします。

長野県中野市の立て籠もり事件で逮捕された男性が、長野県公安委員会から猟銃や空気銃の所持許可を得ていた手続に問題があったとの報告は、現時点では受けていないと報告されました。

銃を所持することに対して、日本は、恐らく世界でも厳しい国だと思います。県内における令和4年末の猟銃許可者数と、許可された猟銃の丁数を伺いたいと思います。

また、猟銃許可者に対してどのような講習が行われているのか、警察本部長にお伺いいたします。

**○警察本部長（山本将之君）** 銃砲刀剣類所持等取締法に基づき、県内で許可を受けて猟銃を所持されている方の数は、令和4年末で1,818名であり、許可登録されている猟銃の丁数は2,440丁であります。

猟銃許可者に対する講習につきましては、新たに猟銃許可を受ける際には、考査試験のある初心者講習と、実技を行う射撃教習を受講することが義務づけられております。

また、3年ごとの許可更新の際には、関係法令や猟銃の保管管理等に関する経験者講習と、実技を行う技能講習を受講することが義務づけられております。

**○安田厚生議員** 猟銃所持許可はもともと難しいと聞いておりましたが、今回の猟銃立て籠もり事件を機に、さらに厳しくなるのではないかと心配されています。猟銃所持許可に当たっては、どのような審査をしているのか、警察本部長にお伺いいたします。

**○警察本部長（山本将之君）** 猟銃所持許可の審査では、銃砲刀剣類所持等取締法に規定され

ている所持の欠格事由の該当性を確認することとされております。

警察におきましては、講習修了証明書、医師の診断書、その他の申請書を確認するとともに、銃刀法違反等の一定の犯罪経歴や行政処分歴がないことを確認するほか、他人の生命もしくは財産または公共の安全を害し、あるいは自殺するおそれ等がないかを確認するため、本人や同居人に面接をし、近隣居住者等に対する聞き取りを行った上で、猟銃及び弾薬の保管状況の実地確認を行うなど、厳正な審査を行っております。

**○安田厚生議員** 猟銃の所持許可は言うまでもありませんが、日本の銃の規制が非常に厳しいものだと分かりました。ありがとうございます。

次に、人口減少対策についてお伺いいたします。

2022年の1年間に県内で生まれた赤ちゃんは7,136人、出生率は全国で2位の1.63であります。

知事選挙の討論会で知事は、「少子化対策、社会減対策を徹底して取り組んでいきたい。出生率は1.63から1.8を目指したい。出会い、結婚、妊娠、出産、子育て、様々なステージにきめ細かな支援を行い、子供を産みやすい環境づくりに取り組んでいきたい」とのことでありました。今後の人口減少対策の在り方について、知事の考えをお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 本県では、これまでも人口減少に真正面から向かい合い、自然減と社会減の両面から対策に取り組んでまいりました。この結果、全国でも上位の出生率を維持するとともに、課題でありました高校生の県内就職率の改善や、移住世帯の増加などの成果も見

られているところであります。

一方で、コロナ禍において婚姻数が減少する中、出生数は急激に減少しており、人口減少対策は引き続き喫緊の課題であると認識しております。

今日も傍聴席に多くの学生さんが来られておりますが、コロナ禍の中で、出会いも恋愛もなかなかままならない状況であったのではないかなと思います。こうした若い世代も含め、早くコロナ前の生活リズムを取り戻していこうと、それが大変重要だと考えております。

出生数の回復に向けましては、今年度から「出逢い」の視点を加えた「ひなたの出逢い・子育て応援運動」に取り組むほか、前例にとられない新たな施策も積極的に展開することとしております。

また、社会減の抑制に向けましては、新たなアクションプランの柱の一つに「社会減ゼロ」を掲げまして、魅力的な雇用の創出によります若者・女性の県内定着、移住促進などに取り組むとともに、デジタル技術の積極的な活用による地域生活の維持や産業振興に取り組んでまいります。

これらの施策を県民一体となって推進し、人口減少下にあっても、安心と希望を持てる県づくりを進めてまいります。

**○安田厚生議員** 人口減少対策を最優先で取り組んでほしいと思います。また、地域で子育てしやすい機運づくりも進めていただきたいと思います。

次に、宮崎県移住支援金事業の実績についてお伺いいたします。

若い世代が進学や就職で県外に行っているという状況を踏まえ、社会減対策も重要であります。高校生の県内就職率を高めることや移住推

進、特に若い世代の移住への関心の高まりを捉え、子育て世代の移住を推進するため、本県においても安心して子育てできる環境を整えていくことが重要であります。

そこで、宮崎県移住支援金事業の概要と実績について、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長(重黒木 清君)** 移住支援金事業につきましては、移住の促進及び地域の人材確保を図るため、県内企業への就職など一定の要件を満たす移住者に対しまして、市町村を通じて支援金を支給するものであります。

主に東京23区からの移住者を対象とする国の事業に加え、本県独自の取組としまして、国の事業の対象とならない東京、名古屋、大阪の都市圏及び福岡県からの移住者も対象としているところであり、支給額としましては、世帯で100万円、単身で最大60万円のほか、18歳未満の世帯員1人当たり最大100万円の加算枠を設けております。

また、これまでの実績につきましては、事業を開始した令和元年度から毎年増加し、令和4年度が269件、累計で528件となっており、移住促進及び人材確保につながっているものと考えております。

**○安田厚生議員** 意外と利用者が多いことに驚いたところでございます。地方への移住や働き方に関心が高まっていると感じました。

移住先での住居形態としては、新築の持家の割合は低く、その分、中古の持家を希望する割合は高まっています。移住先の地方における空き家の利用が進むと期待されています。

政府は、空家対策特別措置法を改正し、空き家の管理強化や利活用を促進する方針を打ち出しており、全国的に対策が急務となっております。移住促進に向けた空き家の利用について、

どのように取り組んでいくのか、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（重黒木 清君）** 県外からの移住に際しましては、住居の確保が何よりも重要なことから、移住者向けホームページにおいて、居住可能な空き家情報を掲載するとともに、市町村が行う空き家バンクの運営や、移住者向けの空き家改修などを支援しております。

さらに、空き家の活用にあたっては、他人が住むことに抵抗感のある所有者も少なくないことから、利活用を啓発するハンドブックを作成し、理解促進に取り組んできたところでありませう。

今後とも、このような取組を市町村と連携しながら推進し、移住者の受入れ環境の整備に努めてまいります。

**○安田厚生議員** 県内の空き家のうち、長期不在の空き家は約5万戸と推計されております。空き家の対策を進めるようお願いいたします。

岸田総理が掲げる「次元の異なる少子化対策」の展開に向け、具体的な対策が昨日公表されました。児童手当の所得制限の撤廃や、男性の育児休業の取得促進などが主であります。

今回の補正で掲げておられる子育て支援について、若い世代の多様なニーズに向き合っていると感じました。6月補正予算の少子化対策事業に関する知事の思いをお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 子供を産む世代の女性の人口減少や、未婚化・晩婚化の進行、さらには新型コロナの影響などを受けまして、本県における令和4年の出生数は過去最少となるなど、少子化が加速している状況に強い危機感を持っております。

このため県では、人口減少・少子化対策を県政の最重要課題の一つに位置づけ、今回の肉付

け予算におきましては、未来を創る3つの挑戦のうちの1つとして「子ども・若者の未来応援」を掲げ、出産や子育て支援に係る事業を提案したところであります。

特に、都道府県としては全国初となります、おむつの定額利用料の支援をはじめ、病児保育の無償化など、これまでより、さらに踏み込んだ新たな事業に取り組むこととしており、本県の強みであります子育て環境のさらなる充実につながるものと考えております。

また、日本一生み育てやすい宮崎づくりに向けまして、庁内プロジェクトチームを立ち上げておりまして、引き続き、市町村や企業、関係団体等と連携を図りながら、少子化対策にしっかりと取り組んでまいります。

**○安田厚生議員** 今回の補正では、子育てに関する力強い政策だと感じたところであります。ありがとうございます。

保育事業についてお伺いいたします。

保育士等の産休を含む人手不足により、保育園の一時預かり事業での受入れができないケースが起きています。ファミリー・サポート・センター事業は、育児について助け合う組織であります。長時間になると多額になり、預けられないなどの問題があるようです。

子供を2子、3子と安心して生み育てることができる、子育て家庭を対象とした保育の拡充が必要であり、その一つとして、保育所等の一時預かり事業を拡大すべきだと考えていますが、今後の取組を福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を預かる一時預かり事業は、未就園児の成長や、育児疲れによる保護者の負担軽減にもつな



がるなど、重要な取組であると考えております。

県内では、未就園児を一時的に預かる事業を14の市町で実施する一方で、公的支援を受けずに、自主的にサービスを提供している保育所等もあると伺っております。

また、国においては、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に保育所等を利用できる新たな制度など、全ての子育て家庭を対象とした取組が検討されております。

こうした国の動きを注視するとともに、実施主体となる市町村と連携を図りながら、地域の実情に合わせた取組を進めてまいります。

**○安田厚生議員** 子供を安心して生み育てやすい環境づくりにも取り組んでいただきたいと思っております。

政府が決定した「こども未来戦略方針」では、全ての子育て家庭への支援を強化するため、現行の幼児教育・保育給付に加え、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に利用できる新たな通園給付の創設を検討するとありますが、安心して子育てができ、預けられる保育を拡充することが少子化対策であると思っております。

当面は、未就園児のモデル事業の拡充を行いつつ基盤整備を進め、あわせて病児保育の充実を図るとありますが、病児・病後児保育施設の設置について進めていくべきではないかと考えます。福祉保健部長に見解をお伺いいたします。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 病気になった子供を一時的に保育する病児・病後児保育施設は、子育て世帯を支える大変重要な施設であると考えております。

このため県では、実施主体となる市町村に対して、施設整備や運営に係る経費を支援するな

ど設置を推進してきたほか、利用料の助成など、さらなる利用促進を図るための関連予算を今議会にお願いしているところであります。

一方で、利用者の見込みが立てにくい、あるいは保育士や看護師の確保が困難であることなどから、施設の新設が難しい地域もあります。

県としましては、引き続き、市町村と連携しながら施設の設置を進めるなど、子育てしやすい環境整備を進めてまいります。

**○安田厚生議員** この新設が大変難しい地域もございますので、寄り添った支援をお願いしたいと思っております。今回の補正で病児保育の無償化が提案されていますが、子育てについて地域格差があってはならないと思っておりますので、対策をお願いいたします。

毎年、6月議会では、教職員の働き方改革ということで質問させていただいております。

全日本教職員組合が実施したアンケート調査によると、校内での時間外勤務と持ち帰りを含めた時間外勤務の合計は、全職種の平均で86時間24分と、過労死ラインを超えているようでございます。特に校内での時間外勤務の時間は、10年前の調査と比べて、2時間ぐらい増えているという結果が出ております。

昨年の質問では、月当たり45時間を超える教諭の割合について質問させていただきました。小学校については20.8%、中学校55.3%、高等学校53.2%、特別支援学校16.3%という結果になりました。

学校における働き方改革について、教職員に対する県独自のアンケートなどを実施する必要があると考えますが、今後の取組について、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** これまで学校における働き方改革の推進につきましては、全ての

教職員の時間外業務時間やその主な業務内容、さらには忙しいと感じている割合を把握するとともに、時間管理や健康管理、ワーク・ライフ・バランスの取れた生活への意識などについて調査してまいりました。

また、全ての学校に対して、業務の見直しや部活動の休養日の設定など、改革に対する取組状況も確認しております。

今後は、教職員の声をより具体的に把握するために、各種調査の方法や内容を見直したり、管理職が行うヒアリングを充実させるなど、これまで以上に教職員の実態や意識に寄り添った働き方改革を推進してまいります。

**○安田厚生議員** ぜひ働き方改革を進めてほしいと思います。

ここで紹介させていただきます。熊本市の教育委員会が実施した、部活動についてのアンケート調査でございます。

部活動の地域移行を前提に調査したものでございますが、その結果、約77%の教職員が「報酬をいただいても部活動の指導はしたくない」というような結果も出ております。また、その反面、「部活動を指導したい」という教師も20%いらっしゃいます。そういうことも考えて、アンケート等を実施していただければと思っております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

**○日高博之副議長** 次は、西村賢議員。

**○西村 賢議員**〔登壇〕(拍手) 日向市選出の西村賢です。傍聴の皆様方、またインターネットで視聴されている皆様方、本日はありがとうございます。

まず、知事の子育て政策の考え方について質問いたします。

先日、兵庫県明石市長を引退した泉房穂氏の著書を読みました。泉市長、また明石市は、子育てに特化した「こどもまんなか政策」で知られ、市の魅力が増して人口増に向かうなど、明石市の子育て政策は全国で有名になりました。この本には、明石市の子育て政策は既存の予算の組替えで捻出したことや、国とも散々やり合ったことが紹介されていまして。

政府も昨日、少子化対策に向けて具体的な策を示し、児童手当の所得制限を撤廃、対象を高校生まで拡大することなど、経済支援策が盛り込まれました。これも、先んじて昨年12月、明石市が「児童手当を18歳まで拡大、所得制限なし」を打ち出し、同様に、年明けには、東京都をはじめ、様々な自治体が全国で増えたことが国の方針決定にも大きな影響を与え、国を動かしたのではないかと思います。

いたずらに国とけんかすることがいいとは思いませんが、地域のため、市民のためにけんかしてくれることは、住民にとっては心強いことだと思います。

私の中では、泉市長に「戦う政治家」のイメージを持っておりますが、泉市長の政治姿勢について、知事の所感があれば教えてください。

続いて、昨日、閣議決定されました「こども未来戦略方針」では、人口減少・少子化対策の充実に向けた施策が示されました。少子化対策は喫緊の課題ですが、この数年を逃すと、大きく人口減少が進んでしまうとの見解も聞かれます。

一方、地方自治体においては、税収が高い自治体、ふるさと納税で成功している自治体は、まず子育て政策の充実に関心を感じるように感じます。

出産や就学支援、給食費の無償化、18歳までの医療費無料など、自治体間でも子育て支援に大きな差が広がっています。

本来であれば、子供は国内どこで生まれても、ひとしく支援が受けられるべきであると考えますが、財源があるところだけ支援が受けられるのはおかしい話であり、このままでは子育てサービスの地域差が生じ、また自治体間の競争が激化するおそれもあります。

せめて本県では、県内どこで生まれても、同じ子育て支援が受けられるべきと考えますが、知事の考えはどうか伺います。

関連して、総務部長に伺います。

今挙げたふるさと納税制度は、自治体に対して直接的な寄附金収入だけではなく、返礼品の地場産品や観光・レジャー関連に至るまで、その市町村に大きな経済効果を生み出します。

制度開始から15年が経過し、この間、前向きに取り組んだ自治体とそうでなかった自治体との間に、寄附額の収入の差が広がると同時に、住民サービスの差が顕著となってきています。

具体的な自治体名は控えますが、県内でも住民1人当たりのふるさと納税寄附額は、巨額に寄附を集めた自治体と、そうでない自治体とでは100倍以上の差があります。

ふるさと納税制度は自治体の努力ありきの制度ですから、ある程度、自治体差は許容しなければなりません。そういう意味では、市町村のやる気で大きく変わってきます。

しかしながら、市町村によっては、ふるさと納税の取組を強化したくても、マンパワーの関係でできない自治体もあるでしょう。その差は既に看過できない状況となっています。

市町村のふるさと納税制度の取組に対して、県が支援を行う考えがあるのか、総務部長に伺

います。

以下、質問者席で質問を続けます。(拍手)  
〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

まず、前明石市長、泉房穂氏の政治姿勢についてであります。

泉氏は、平成23年の市長就任後、3期12年にわたり明石市政を牽引されました。子供医療費や中学校の給食費などの5つの無料化といった独自の子育て施策のほか、全国に先駆けた施策を次々と実行された一方で、これはあくまで事実としてではありますが、職員へのパワハラ発言や、市議をはじめ周囲とのあつれきなどが度々報じられてきたところでもあります。

泉氏の政治姿勢については様々な評価があるものと思いますが、いずれにいたしましても、最後まで強い信念を貫き、市長として、その職責を果たされたものと受け止めているところであります。

私は、政治とは、情熱、そして決断と責任であると考えておるところであります。私も、この愛する宮崎をよくしたいという思いは、誰にも劣らないものと確信をしております。

その上で、私自身は、対話と協働の基本姿勢の下で、例えば口蹄疫や度重なる自然災害、国スポ・障スポ関連施設の分散整備など、重要課題の対応に当たりましても、県民の皆さんはもちろん、県議会や市町村、関係団体の皆様への丁寧な説明、対話を重ねて、合意形成を図りながら県政を推進してまいりました。

また、国に対しても、昨年の台風第14号災害における激甚災害の早期指定や権限代行、さらにはG7農業大臣会合の本県開催を強く要請し、実現に結びつけてまいりました。

このような中、時に意見や利害が対立するような局面におきましても、県民の思いをしっかりと受け止めた上で、本県にとって最善の策とは何なのか大局的に判断した上で、主張すべきは主張し、時間をかけて粘り強く議論を重ね、着地点を見いだし、決断してきたところでありまして、今後とも、そのような姿勢の下で、県民に寄り添った県政運営に努めてまいります。

次に、子育て支援であります。

少子化や人口減少という我が国が直面をする極めて大きな課題に対して、出産や子育て支援の充実を図ることは大変重要であります。

一方で、地方自治体の財政力によって地域間格差が生じることは、望ましくないと考えております。

このため、財政負担の大きい包括的な仕組みづくり等につきましては、国において全国一律での実施を図るよう、全国知事会や「みやぎの提案・要望」活動等を通じて、国に強く要望しているところであります。

なお、県内の取組といたしましては、今議会にお願いをしております妊産婦健診通院支援事業において、既に一部の市町村で実施していた取組を、今回新たに県内全域を対象に支援することとしております。

引き続き、市町村の声にも耳を傾けながら、安心して出産し、子育てできる環境づくりを進めてまいります。以上であります。〔降壇〕

○総務部長（渡辺善敬君）〔登壇〕 お答えいたします。ふるさと納税についてであります。

ふるさと納税による各自治体への寄附金は、移住や子育て支援、教育や福祉に関する取組など、地域の様々な課題解決のための財源として使われております。

また、返礼品として地場産品を提供すること

で、新たな地域資源の発掘や地域経済の活性化につながっている面もあると考えております。

市町村の取組に対する県の支援につきましては、毎年行われる国への指定申出の手続の中で、返礼品等に関する基準への適合性を確認するほか、市町村から個別に相談を受けた際に、助言等を行っております。

県としましては、引き続き、ルールを遵守した適切な運用の下で、地域の発展に資する成果が得られるよう、市町村の創意工夫を凝らした取組を支援してまいります。以上であります。

〔降壇〕

○西村 賢議員 次に、食料安全保障について伺います。

4月にシーガイアで開催されたG7宮崎農業大臣会合では、食料安全保障への関心が高まる中、持続可能な農業の実現に向けた「宮崎アクション」と呼ばれる行動計画が採択され、農業分野に幅広いイノベーションを取り入れることや、温室効果ガスの削減に向けた農業政策を強化することなども確認されました。

宮崎市での開催に当たり、御協力いただいた関係各位の御尽力に感謝申し上げます。また、参加者にとって、記憶に残る宮崎でのおもてなしもあったのではないかと思います。

まずは河野知事に、宮崎農業大臣会合及び話題となった食料安全保障に関しての所感を伺います。

○知事（河野俊嗣君） G7宮崎農業大臣会合を無事に終了することができ、おもてなしや機運醸成などで開催地としての役割を果たすことができたことに加えまして、豊かな食や農をはじめ、歴史、自然、伝統文化といった本県の魅力を国内外に向けて発信することができたものと考えております。

本会合では、食料安全保障をテーマに議論がなされ、農業の生産性向上と持続可能性の両立を目指す行動宣言「宮崎アクション」が採択されたところであります。

安定的な食料供給が世界的に大きな課題となる中、食料安全保障の強化に向けて、「宮崎」の名を冠した行動宣言が採択されたことは、大変意義深いものと受け止めているところでありますし、今週、野村農林水産大臣がインド・ハイデラバードで開催をされますG20に出席されて、農業の生産性向上と持続可能性を両立することの重要性を主張される、そのことが昨日発表されたところであります。宮崎の大臣会合がそのように世界に向けたメッセージにもつながっているということを大変誇らしく思っているところであります。

本県の農業産出額は全国第4位でありまして、その役割はますます大きくなるものと考えております。

このため、本会合の開催を契機としまして、開催地となった本県が率先して、農業のさらなる生産力の強化と持続可能な農業の実現に向けて取り組み、本会合の成果を未来にしっかりと継承してまいります。

**○西村 賢議員** この1年、ロシアのウクライナ侵攻の影響もあり、食料安全保障に関心が集まっております。食料自給率が改めて考え直されている現在、農水省発表の2022年農業構造動態調査によれば、農業経営体数は2021年から5.4%減の97万5,000となり、その数は17年間で半減しています。

現在、日本全国で主力作物となっている米は、価格下落と肥料価格高騰で経営を圧迫し、同様に、ほかの多くの農作物や畜産経営にも、肥料や飼料、資材の物価高騰が大きく影響を与

えています。

このような日本農業を取り巻く状況の中で、農業経営の効率化は重要ではありますが、食料安全保障の観点からも、将来の食料危機や有事に備えて自給率を上げていかねばなりません。

食料安全保障を考えると、多少安くても有事になる前から作物を多く作る、または作れる環境を整えておくことが重要だと思います。ひいてはそれが自給率の向上につながると思いますが、現実的に高齢化の進む農村部では、一部の熱心な若い農業者への農地集約が大規模に進行しています。

使わない田をWCSに変えるのにも制限がありますから、使われないと次々と放棄地になってしまいます。食料安全保障の観点から、本県の水田営農についてどのように考えているのか、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 国際的な食料安全保障のリスクが高まる中、米をはじめとした食料や畜産飼料の安定供給を支える水田営農の役割は、ますます重要になると考えております。

このため県では、農地の集約化や区画拡大による生産性向上を進めるとともに、水田営農を担う多様な担い手を確保するため、大規模経営体の育成や、集落営農組織の再編・強化などに取り組んでおります。

また、畜産飼料の自給率向上を促進するため、飼料用米の生産拡大や、WCS用稲・稲わらの安定供給など、耕畜連携の取組をさらに強化しているところです。引き続き、宮崎の強みを生かした取組を加速化させ、持続可能な水田営農の確立を進めてまいります。

**○西村 賢議員** 続けて、フードロス対策について伺います。

食品ロス法が施行され、県もテレビCMや飲食店などにフードロス削減を呼びかけるなど、国内でもフードロスに対する考えが広がっているように感じます。さらに、このフードロス削減の動きを「もったいない」という観点から広げていかななくてはなりません。

既に食品の物価高騰で食料の確保に苦慮する生活困窮者は、この宮崎県内でも多くいます。余った食材をいかに有効活用し、生活困窮者支援などへつなげていくかという課題もあります。まずは、フードロス削減の取組について、環境森林部長に伺います。

**○環境森林部長（殿所大明君）** 県では、令和3年度から「宮崎県食品ロス削減推進計画」スタートアップ事業に取り組んでいます。

この事業では、テレビCMやSNSを活用した広報、食べきり宣言フェスタ等のイベントにより、県民意識の向上を図るとともに、フェスタ会場でフードドライブを実施し、集まった食品をフードバンクに提供したところであります。

また、食品販売店や飲食店など、314の店舗が「食べきり協力店」として登録されており、賞味期限間近な食品の値引き販売などに取り組んでいただいております。

県としましては、引き続き、4R推進協議会や市町村等と連携して、フードロス削減対策に取り組んでまいります。

**○西村 賢議員** 食材を有効活用し、食支援を中心とした子供の居場所づくりなど、生活困窮世帯への支援や子供の貧困対策につなげるための県の取組状況について、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 県では、コロナ禍の長期化等の影響を受けている生活困窮世

帯を支援するため、子ども食堂やフードバンクなど、子供の居場所づくりに関する事業に取り組む民間団体等に対し、活動経費を支援する事業に本年度から取り組んでおります。

また、企業等から食材の寄附に関する申出や、庁内関係課から備蓄食材の利用について照会があった場合、これらの団体等に案内し、有効に活用していただいているところです。

今後とも、企業や関係団体と連携し、食材等の有効活用を図り、子供の貧困対策につなげてまいります。

**○西村 賢議員** ぜひお願いしたいと思いません。

次に、日向・入郷の第1次産業について質問をいたします。

まずは、へべスについて質問をいたします。

平成28年6月議会で私が質問を行いました。その際、へべスの生産量が最盛期の206トンから103トンへと半減しており、またライバルであるスダチやカボスの生産量6,000トンと比べてもはるかに少ないことから、競争力の強化、生産量の拡大のために、それまで日向農協管内でしか作られなかったへべスを県下全域に広げていくべきではないかという質問をいたしました。

その後、農家や農協、日向市や県の連携で、県下全域で作付が始まりました。あれから7年たちました。へべスは作付から6～7年で出荷できるようになると聞いておりますが、今へべスの生産量はどうなっているのか、今後の見込みも含めて伺います。また、ライバルであるスダチやカボスの現在の状況も教えてください。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 令和4年産の本県のへべス生産量は128トンであり、県全域で生産が可能となった平成28年産から34トン増加し、着実に産地が拡大しているところです。

また、御質問のスタチ、カボスの状況ですが、スタチは3,846トン、カボスは5,967トンと、依然として大きな差がある状況です。

県としましては、さらなる生産拡大を図るため、機械化に対応した園地づくりへの支援や、出荷基準の遵守による果実品質の向上などを進めており、令和12年度には生産量660トンを目指しているところです。

今後とも、生産者やJAグループと連携しながら、このような取組を着実に進め、産地拡大を図ってまいります。

**○西村 賢議員** ありがとうございます。まだまだカボス、スタチとも大きな差があります。へべスを本県のブランド品として、県全体で盛り上げていただきたいと思いますが、へべスの消費拡大に向けた県の取組を再度、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（久保昌広君）** へべスの消費拡大については、宮崎にゆかりのある飲食店でのフェア等に取り組み、利用した事業者等から高評価をいただいております。

しかしながら、首都圏などの消費者を対象とした県の調査では、へべスの認知度は約7%と低い状況にあることから、より多くの方に、果汁が多い、皮が薄いなどのへべスの魅力を知ってもらう取組が重要であると考えております。

このため、今議会でもお願いしております、みやざき農畜水産物の架け橋構築事業において、へべスの出荷最盛期に県内外でフェアを開催するなど、認知度向上に取り組むこととしております。

また、飲料や菓子などの加工品の開発に向けて、県内外の事業者積極的に提案を行うなど、さらなる消費拡大に向けて取り組んでまいります。

**○西村 賢議員** 認知度7%というのは、非常に残念な現状であります。しっかりとこれが多くの人に認知していただけるような取組をぜひ今後ともお願いしたいと思います。

次に、ちりめんについて伺います。

日向市のちりめんは、非常に高品質で、都市部のデパートや高級料理店の需要もあり、人気な食材であります。

しかし、近年、県内のちりめんの水揚げが大きく減り、今年は特に厳しい状況となっております。イワシシラスの漁獲量（1月～4月）は、全県で、3年前852トン、昨年211トン、今年は178トンと、年々厳しさが増えています。

水温の影響もあると聞いておりますが、燃油高騰もあり、漁獲量が少なければ大赤字になるので、漁師にとっても厳しい状況が続いています。他県でも同様の不漁に頭を抱えているということですが、この不漁に対して県はどのような見解を持っているのか、また支援を検討できないのか、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 国の資源評価によると、ちりめんの主な原料となるカタクチイワシの資源量は、近年、非常に低い水準にあるとされており、本県においても漁獲量が低迷していることから、漁業者のみならず、加工業者などにも影響が広がっていると認識しております。

このため、昨年度より、カタクチイワシ稚魚の本県独自の資源評価を開始しました。

また、不漁時においては、漁獲共済や制度資金などを活用いただいておりますが、燃油高騰等の影響もあり、漁業者からは、経営が厳しいとの話を伺っております。

このため、今議会でもお願いしております補正予算において、漁業経営セーフティーネット対

策資金の積立金の一部を支援することとしております。

○西村 賢議員 非常に厳しい状況が続いております。たまたま昨日見たニュースで、広島でしたが、ちりめんが非常に豊漁だというニュースも見ました。これが数か月続くか分かりませんが、そういった水産資源の状況も把握しながら、ぜひ支援を続けていただきたいと思っております。

次に、日向・入郷地域の名産であるシイタケについて伺います。

我々は、ずっとシイタケのことを「ナバ」と呼んできました。私は、令和元年6月議会で輸入菌床の質問をいたしました。海外で駒打ちされた菌床が日本に輸入され、それで取れたシイタケが国内産になるというのはおかしいのではないかという訴えでありましたが、こちらは昨年10月より制度が変わり、植菌地表示となりまして、少しほっとしているところであります。関係各位の御尽力に感謝を申し上げます。

しかしながら、今年は昨年の台風第14号の被害が大きく、今年の植菌を諦めたというところも出てきているとのことでした。

長年、シイタケ栽培は、中山間地の貴重な収入源とされてきましたけれども、生産農家や生産量の減少に加えて、今年は特に厳しい状況にあるのではないかと思います。何かしらシイタケ業界が元気になる方策はないのか。どんな料理にも使うことができるシイタケについて、県のこれまでの取組と、新たな支援策がないものか、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（殿所大明君） 本県は国内有数の乾シイタケの生産地ですが、生産者の減少・高齢化や価格の下落、消費低迷などにより、経営環境は大変厳しい状況にあります。

このため県では、シイタケ乾燥機や散水施設など、生産施設の整備を支援するとともに、県内外でのプロモーション活動を実施し、新たな販路の開拓やさらなる消費の拡大に取り組んでいるところであります。

また、担い手対策につきましては、技術習得を目的とした研修の実施や、新規就業者に対する給付金の支給などに加えまして、今年度から新たに、都市部からの人材確保を目指し、お試し就業に取り組むこととしております。

今後とも、市町村や関係団体と連携して、乾シイタケの振興にしっかりと取り組んでまいります。

○西村 賢議員 このシイタケも非常に厳しい状況になっておりますので、ぜひ支援をお願いしたいと思います。

先ほどから質問したへべス、またちりめん、シイタケ、これらは一つ一つが重要な産物であります。また、これ以外にもたくさんの地域の産物がありますが、しっかりと県にサポートしていただかなければ、どんどん作るのをやめてしまう、取るのをやめてしまうという状況もありますので、ぜひしっかりと支援を続けていただきますようお願いしたいと思います。

続けて、成長分野の取り込みについて質問いたします。

2022年11月30日、アメリカ・オープンAI社がチャットGPTを公開して以来、たった半年の間で、瞬く間にIT界はチャットGPTなどのいわゆる生成AIがメインテーマとなり、新聞でこの生成AIの記事を見ない日がないという状況になっています。

このチャットGPTは突然出てきたわけではなく、国内外で数十年も前から研究されていたIT技術の進化の過程の一つであります。



国内でも、多くの企業や自治体がこのチャットGPTをはじめとした生成AIの活用を発表していますが、本県も、この生成AIを活用することによって職員の業務負担を減らし、労働時間、残業時間を短縮できるのではないかと期待をしています。

私は、これまでの議会質問においても、本県のデジタル担当職員のITリテラシーは非常に頼もしい印象を持っていますが、このチャットGPTの業務への活用に向けた県の検討状況について、総務部長に伺います。

**○総務部長（渡辺善敬君）** チャットGPTなどの生成AIの活用にあたりましては、業務の効率化や行政サービスの向上に役立つ可能性がある一方で、入力時における機密情報の漏えいや個人情報の不適正な利用、さらには生成物における正確性や著作権の侵害などのリスクが指摘されております。

県では現在、これらのリスクを踏まえた上で、活用の効果や課題を明らかにするため、庁内の一部の所属において試験的に利用し、活用に向けた検討を進めております。

今後、その検討結果や国における議論を踏まえ、庁内利用に当たってのガイドラインを作成するなど、生成AIの適切な活用による業務の効率化を推進してまいります。

**○西村 賢議員** 次に、本県のJークレジットの現状について伺います。

Jークレジット制度は、政府が運用するカーボンクレジット制度であり、温室効果ガス排出削減量及び吸収量をクレジットとして政府が認証します。認証されたクレジットは売買等で移転され、購入した側は自らの排出量を相殺できる取組であり、販売した側は販売収入をさらに

排出削減や吸収の活動に充てられ、日本全体として温暖化対策を進めていく考え方でありませぬ。

森林による炭素吸入効果に価格がついて、取引されるということは、林業界にとっても新たな収入の機会であり、林業県である本県にとっても、うまく活用していかねばなりません。

Jークレジット制度は、昨年8月に大きく見直され、認証対象期間の延長や主伐・再造林に係る排出量・吸収量の算定方法の見直しによる森林クレジットの創出拡大がなされ、この秋には、東証やSBIホールディングスが排出量取引所の開設を行うなど、今後の取引拡大が期待されます。

温暖化対策で世界の先進国はCO<sub>2</sub>削減を急いでおり、今後はその重要性が国内外で増してくると考えられます。まずは、本県のJークレジットの現状と県内の参加企業・団体の数を伺います。

**○環境森林部長（殿所大明君）** 森林由来のJークレジットにつきましては、県内では、県や諸塚村に加え、森林を所有する民間企業2社の計4者が、プロジェクトの登録認証を受けております。

そのうち県は、門川県有林において1,175トンのクレジット認証を受け、これまでに222トンの販売及び譲渡を行っており、その収益約170万円は、県有林の間伐などの財源として活用しております。

また、昨年8月の制度改正により新設された造林未済地の解消を目的としたプロジェクトについて、全国で初めて諸塚村と森林組合が共同で登録するなど、県内におけるJークレジットの取組は、徐々に進みつつあるものと考えております。

○西村 賢議員 CO<sub>2</sub>排出量取引を積極的に進めるEUの政策を見ますと、2026年から本格的にCO<sub>2</sub>排出量の大きな企業製品には国境炭素税という貿易関税を課すことが決定され、世界中でカーボンプライシングの動きが広がっています。将来的に取引価格の上昇が見込まれ、それに伴い、本県の山林の持つCO<sub>2</sub>吸収クレジットも価値を増大するのではないかと予測しています。

現在、県の取引価格は1トン当たり1万1,000円と聞いていますが、この価格設定について、またJ-クレジット市場の将来予測も含めた、本県の森林由来のJ-クレジットの今後の取組について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（殿所大明君） 門川県有林のクレジット取引価格については、現地調査などのクレジット認証取得経費や販売経費、今後の保育に係る経費等を基に設定しており、1トン当たりの取引価格は1万1,000円としております。

森林由来のJ-クレジットにつきましては、近年、プロジェクトの新規登録が増加傾向にあり、クレジット供給量の拡大が見込まれるとともに、企業による環境保全意識の高まりから、クレジット取引の拡大が期待されます。

県としましては、クレジット収入が森林整備の一層の推進につながることから、県内外の事例も参考にしながら、森林由来のJ-クレジットの普及と取引の拡大に取り組んでまいります。

○西村 賢議員 次に、フィルムコミッションについて伺います。

観光復活のため、映画やドラマのロケ地を誘致するフィルムコミッションは、全国でおよそ300もの団体が立ち上がっており、コロナ前は

全国で誘致合戦が盛り上がっていた記憶もあります。

映画やドラマのロケ地を巡る聖地巡礼は、国内外から多くの観光客を呼び寄せ、また、一度フィルムコミッションで成功すると、ほかの制作会社からもロケ地としてのオファーがあり、現にフィルムコミッション先進地の北九州市では、多くの映画が撮影され、ドラマ撮影の影響で、海外から聖地巡礼に訪れる方もいるとのこと。

宮崎県のフィルムコミッションはどうか。現在は、ほぼ外部の団体に丸投げの状態ですが、予算も少なく、問合せを受けることはできても、こちらから積極的に営業をかけるような動きは見られておりません。ほかの地域では、首長自らトップセールスを行っているとも聞きますが、本県のフィルムコミッションへの考え方を商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 映画やテレビドラマ、CMなどのロケを本県で行っていただき、その映像が国内外に発信されることは、本県の認知度向上や観光誘客に有効であると考えております。

このため本県では、官民共同で構成する宮崎フィルム・コミッションにおいて、ロケ候補地の問合せへの対応や、撮影のアテンド、エキストラの募集など、ロケを円滑に行うための支援を行っております。

ロケを誘致するには、制作者に本県の魅力を広く知っていただくことが大変重要でありますので、県といたしましては、今後とも、豊かな食や自然景観、神話ゆかりの地であるなど、本県ならではの様々な情報を積極的に提供するなどして取組を進めてまいります。

○西村 賢議員 次に、本県のインバウンド対

策について伺います。

コロナの入国制限が緩和され、報道等でも外国人観光客がコロナ以前に戻ってきたと聞くことも増えました。私自身、最近、東京や福岡に行った際にも、多くの外国人観光客を見かけたところです。

今回、外国人を受け入れるまちづくりについて伺いたいのですが、私が以前、外国人から宮崎に行きたいと相談を受けた際に、ゴルフや釣りなどのレジャー施設、また「ここに泊まりたい」と言われた宿も、「外国人はお断り」と断られた経緯があります。

理由は、外国語が分からないので対応ができないということでしたが、今ではアプリや翻訳機もあり、直接の原因ではないと思います。ほかの客が嫌がるからとか、ただただ面倒なだけかもしれません。その現実を目の当たりにして、インバウンド客を迎えるためには、おもてなしの熱意が必要でもありますし、県民の理解も広がらなければ難しいと思いました。

インバウンドで成功している地域には、アクセスがよくない地域も少なくないのですが、それぞれに特徴のあるおもてなしのまちづくりをしています。

県の観光誘致施策では、国外からインフルエンサーを招待したり、関係部局トップが海外にセールスで出向いたり、あるいはホテルや空港、駅などに置く外国語の観光パンフレットを作成したりと、毎年似たような施策を繰り返していますが、効果があまり見えないのは、こういった県民や観光関係従事者の理解がまだ得られていないからかもしれません。

インバウンド客増加に向けて、県内の観光関連産業、飲食店など、どのように協力してもらうのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 県ではこれまで、フリーW i - F i 環境の構築や多言語コールセンターの運営に取り組むとともに、観光ボランティアの育成など、インバウンド受入れ環境の整備を進めてきたところでございます。

しかしながら、新型コロナウイルスの感染拡大により、外国人観光客の受入れがない期間が長期化してきた中で、今後の外国人観光客の受入れ拡大に向けては、議員御指摘のとおり、改めてオール宮崎でおもてなしの熱意を持って対応していくことが重要であると考えております。

このため、県といたしましては、市町村や関係機関とも連携し、観光事業者向けの研修等に取り組み、インバウンド受入れに対する意識の醸成を図るとともに、小型翻訳機の導入など、外国人観光客の受入れ拡大に向けた取組への支援を行ってまいります。

○西村 賢議員 次に、国際路線の再開に向けて伺います。

今、九州各県で動きが見えてきました。最近では、熊本－台湾便、大分－ソウル便、福岡－上海便が復活すると報道され、海外との交流再開が次々と拡大しています。本県では、チャーター便は飛び始めましたが、本格再開には至っておりません。

最近では、本県も、日隈副知事が台湾、韓国の航空会社を、永山副知事が物産・観光分野のセールスのために香港を訪問したとの報道がありました。その際の状況はどうだったのか、それぞれの副知事に伺います。

○副知事（日隈俊郎君） 新型コロナウイルスによる水際対策が緩和され、航空需要が回復する中、お話にありました九州においても、国際定期便の再開が相次いでいる状況にあります。

このような中、コロナ前に本県に運航していた台北線及びソウル線について、航空会社に対し継続的に要望を行ってきておりますが、私自身、昨年11月と本年4月、そして6月に入り先週、台湾を、5月には韓国をそれぞれ訪問いたしまして、各航空会社の幹部などに対しまして、本県への定期便の早期再開を強く訴え、協議してきたところであります。

協議において、台北線については、「現時点で機材とパイロットの確保が困難な状況ではあるが、今後検討したい」との回答を、ソウル線については、「定期便の再開に向けて前向きに検討したい」と、それぞれ回答を得たところであります。

県内におきましても、これまでの国際チャーター便の運航により、定期便再開に向けての機運が高まっておりますので、引き続き、粘り強く要望や交渉を行いながら、早期実現に向けて取り組んでまいります。

**○副知事（永山寛理君）** 私のほうは、新型コロナウイルスによる行動制限が緩和された本年2月、人や物の交流の早期の回復を図るため、香港を訪問してまいりました。

現地では、県産品PRや魅力発信の拠点となる海外初の香港KONNEの開設に立ち会うとともに、香港最大の日系百貨店SOGOにおきまして、県産品フェアを視察し、流通関係者の方々と、県産品の取扱い拡大に向けてしっかりと確認してまいりました。

また、現地の飲食店経営者や商社、メディアなど、ビジネス関係者をお招きしたレセプションを開催しまして、副知事の立場から直接輸出拡大や観光誘客に向けたPRを行い、現地キーマンとのネットワークの強化を図り、このキーマンの方々が早速宮崎県内各地で買い付けや爆

買いに走り回っていただいたところがございます。

県としましては、今回の訪問で得たネットワークを最大限に活用し、さらなる海外市場の開拓や観光誘客に取り組んでまいりたいと考えております。

また、私としましても、仮に宮崎から去ることになりましても、今後とも、愛する宮崎県の海外展開や観光振興を積極的に応援し、アピールしてまいりたいと考えております。

**○西村 賢議員** 次に、国土強靱化について伺います。

「昨年の台風第14号で、倒木等による電線の断線が県内で約1,000か所、倒壊した電柱が242本、停電からの復旧に長いところでは7日を要しました」と、私は前回、この質問を県土整備部に伺いました。この停電対策に道路パトロールなどで対応する話もいただきましたけれども、やはりそれだけでは十分とも言えません。

昨年の台風被害は県北に被害が集中したので、幸い他県からの応援も多かったと聞きましたが、次はどうか分かりません。

今、九州管内の自治体では、森林環境譲与税を活用して、九州電力と事前伐採について契約締結する自治体が増えており、特に大分県では進んでいるとのこと。本県での森林環境譲与税を活用した台風災害の停電の事前対策について、環境森林部長に県の考えを伺います。

**○環境森林部長（殿所大明君）** 国が示しております森林環境譲与税を活用した市町村の取組例として、道路等のインフラ施設に隣接する、倒木のおそれがある木の伐採などの災害対策があり、県の事例としましては、日之影町で林道のり面の危険な木の除去、西都市で人家周辺の傾いた木の伐採への補助があります。

台風などによる電線等への被害を未然に防止するため、電力会社等と連携して支障となる木を伐採するなどの事前対策に、森林環境譲与税を活用することも可能であると考えております。

このため、市町村に対し、担当者会議や個別相談会など、様々な機会を通じて情報提供を行ってまいります。

○西村 賢議員 よろしく申し上げます。

先日、ある砂防ダムを見てきました。多くの土砂を受け止め、下流域の土砂災害を防ぐ役割を担っていると、改めて砂防ダムの重要性を感じたところです。

近年、台風や異常気象で豪雨災害が多発するようになり、土砂災害の危険性は高まっています。他県では、流れ込んだ土砂で砂防ダムが損傷したケースがあるなど、砂防ダムの管理や老朽化対策も重要であります。国土強靱化で災害対策などの事業が増えている中、本県の砂防ダムの管理状況について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（原口耕治君） 県では、土砂をためることで川の流れを緩やかにし、地形の安定を図る不透過型砂防ダムを1,223基、流木等の捕捉効果がより高い透過型砂防ダムを52基、合わせて1,275基の砂防ダムについて、定期点検を行うとともに、著しく堆積した場合には土砂を撤去するなど、維持管理を行っております。

このような中、昨年9月の台風第14号の後、土砂災害が発生した市町村において、砂防ダムの調査を行った結果、8基で土砂や流木が著しく堆積していたことから、撤去工事を順次実施しているところでもあります。これまでに3基の工事が完了し、残り5基について鋭意施工中であります。

今後とも、砂防ダムの機能が十分発揮できるよう、適切な維持管理に努めてまいります。

○西村 賢議員 災害から流域の人命・財産を守り、安心して暮らしていける地域づくりの観点からも、まだまだ新たな砂防ダムの整備も必要であると考えますが、砂防ダムが必要とされている箇所数と、事業箇所の優先順位の考え方について、再度、県道整備部長に伺います。

○県土整備部長（原口耕治君） 県内には、土石流の土砂災害危険箇所のうち、人家が5戸以上または学校や病院など人の集まる公共施設のある箇所が1,413か所あります。

これまで521か所の砂防ダム整備に取り組んできており、今後、整備が必要な箇所は892か所となっております。

県では、災害の状況や地元の要望を踏まえながら、土石流の被害想定区域内に、避難場所や幼稚園、老人福祉施設等の要配慮者利用施設などがある箇所から優先して、砂防ダムの整備を進めております。

今後とも、県民の生命・財産を守るため、予算確保に努めるとともに、ハード・ソフト一体となった土砂災害対策の推進にしっかり取り組んでまいります。

○西村 賢議員 次に、耳川流域の台風被害の河床掘削について伺います。

昨年の台風被害において、耳川流域では大きな被害がありました。これまで長年かけて、耳川流域では河川改修や河床掘削を行ってきましたが、昨年の台風でも、その効果は当然ありましたけれども、あれだけ掘ってきた河床も、今は元以上に積もっているところもあります。

今年は台風が多いと予想する気象予報士もいらっしゃいますが、今年の本格的な台風シーズンに間に合うように、河床掘削だけでも急ぐ必

要があると思いますが、今後の計画について、県土整備部長に伺います。

○**県土整備部長（原口耕治君）** 耳川流域では、これまで堤防の整備や宅地かさ上げなどの河川整備を進めてきており、平成30年度以降、約24万立方メートルに及ぶ河川掘削を行っています。

昨年9月の台風に伴う豪雨におきましては、一定の整備効果が確認されたものの、家屋の浸水被害等が発生したことから、被災箇所を中心に、約4万立方メートルの河川の堆積土砂を除去したところであります。

また、被害の大きかった耳川本川においては、浸水対策を検討するため、現在、本川全体の洪水の分析や、地区ごとの被災原因の調査などを実施しております。

引き続き、浸水対策の検討を早急に進めるとともに、被害のあった箇所など、緊急性の高いところから順次河川掘削を行い、浸水被害の軽減に努めてまいります。

○**西村 賢議員** 次に、教育問題、不登校問題について伺います。

不登校問題の一つの救済機関であるフリースクールについて、まず伺います。

フリースクールは、何らかの理由で登校できない子供たちが、小学校、中学校、高校の代わりに学んだり遊んだりできる場所ではありますが、文科省による設置基準も有償料金の設定基準もなく、全くの民間の任意機関という、子供の成長を託す場所として一抹の不安を非常に感じさせる環境とも言えます。

不登校の子供たちを何とかケアしたいという崇高な意志を持って運営されているところと期待するわけですが、今、本県に何か所のフリースクールがあるのか。また、児童生徒が在籍す

る学校長や教育委員会が認めるフリースクールでは、参加日数を出席日数としてカウントできることとなっていますが、その児童生徒数を教育長に伺います。

○**教育長（黒木淳一郎君）** 国の調査によりますと、令和3年度にフリースクール等民間団体・施設を利用した不登校児童生徒のうち、学校において指導要録上の出席扱いとなった人数は、小・中学校等を合わせて4,009人となっております。ただし、県別、市町村別の人数は、公表はされておられません。

なお、本県におけるフリースクール等の数は、今年度、8市町に23の施設があることを把握しております。

また、出席扱いにつきましては、児童生徒の個人情報でもあるため、市町村がその公表を慎重に取り扱っている状況もあり、県教育委員会といたしましては、今後、市町村との連携を一層密にし、フリースクール等を直接訪問させていただくことを含め、その実態の把握に努めてまいります。

○**西村 賢議員** 私は、不登校の生徒とはいえ、国が定める義務教育期間中は、教育委員会の指導の下で、学校が不登校生徒の教育を放棄してはならないと考えます。それは不登校の生徒に対して無理な登校を押しつけるということではなく、フリースクールの実態が義務教育期間の子供たちにとって良好な環境か否かの判断は行っていただきたいと思います。

そして、万が一、良好ではないと判断される場合は、適切な指導を、児童生徒、保護者と協議していくことが重要であります。不登校児童生徒への指導監督の在り方について、教育長に伺います。

○**教育長（黒木淳一郎君）** 学校におきまして

は、全ての児童生徒に対して定期的にアンケートや教育相談を行い、実態を把握するとともに、学校行事などを通して、児童生徒の絆や居場所を実感させるなど、魅力ある学校づくりによる不登校の未然防止に取り組んでおります。

さらに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどの専門スタッフと連携し、一人一人に応じた支援を行っております。

県教育委員会といたしましては、今年度もフリースクール等との協議会を持ち、意見交換を行い、利用の状況や実態把握に努めるとともに、その指導の在り方について、市町村教育委員会とも協議を深めてまいります。

**○西村 賢議員** ぜひ不登校で苦しんでいる児童生徒、またその保護者の皆様方に寄り添っていただくような教育環境をしっかりと取っていただきますように、私からもお願い申し上げます。

次に、義務教育時における主権者教育について伺います。

これまで主権者教育の重要性は訴えてまいりましたが、今回の統一地方選挙の投票率の低さは、民主主義の危機であると危機感を抱いています。

18歳投票権の付与の直後は、高校においてかなりの政治教育が行われ、18歳の投票率が高かった時期もありました。低投票率の責任を教育機関に押しつけるわけではありませんが、やはり教育が最も重要であります。

小学校、中学校の義務教育時から政治参加の意識を子供たちに植え付けることも必要であると考えますが、教育長の見解を伺います。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 義務教育段階から政治参加への興味や関心を高めさせることは、大変重要であります。

そのため、小学校6年の社会科では、子育てしやすい環境づくりについて調べ、まとめるなどの学習が、また、中学校3年の社会科では、政権公約を活用した模擬投票を実施するなどの学習が、それぞれ工夫して行われております。

さらに、総合的な学習の時間等において、地域課題の改善案を地元自治体と協議するなど、地域の一員としての意識を高める取組も行われております。

今後とも、児童生徒が一票を投じることの大切さを自覚し、主体的に社会に参画しようとする態度を育む、主権者教育の充実にしっかりと取り組んでまいります。

**○西村 賢議員** 主権者教育は本当に大事なことだと思います。義務教育、さらには、高校でのさらなる教育の充実をよろしくお願いいたします。

次に、交通安全対策について伺います。

今、全国的に信号のLED化が進み、県内でも増えてきているように感じます。視認性が高く、電気代や設備更新の節約などにも効果があるとされていますが、現在、県内の整備率はどうなっているのか、またLED化による効果について、警察本部長に伺います。

**○警察本部長（山本将之君）** 信号灯器につきましては、令和5年3月末現在で、県内2万6,408灯器中、約67%の1万7,809灯器がLED化されております。

LED化の効果は、電球式と比較し、輝度、すなわち輝きの度合いが高い上に、朝日や夕日の影響を受けにくいいため、視認性が向上し、交通事故防止につながると考えております。

また、電球式と比べ、LED式は交換までの寿命が長く、消費電力も抑えられることから、経費の縮減にも寄与しており、県警察といたし

ましては、引き続き信号機のLED化を推進してまいります。

**○西村 賢議員** かなりの電気代や設備更新の節約にもつながると聞きましたので、少しでも早く整備が進むようお願いしたいと思います。

次に、横断歩道の一旦停止の周知拡大について伺います。

今、信号のない横断歩道の視認性を上げるために、紅白の横断歩道が見かけられます。まさにこの県議会の前にありますが、車両は歩行者がいた際に一旦停止しないと交通違反となり、反則金と点数が付されます。具体的には、普通車の場合、9,000円の反則金と違反点数2点となります。しかし、この横断歩道での一旦停止に、県民の理解度がどれほど広がっているのかわかりません。

以前、本県ドライバーの一旦停止違反者の数が大きな問題となり、かなりの啓発活動や紅白横断歩道の導入などの対策が取られてきました。しかしながら、まだまだ周知が足りていないとも思えます。最近の検挙の状況と周知活動について、警察本部長に伺います。

**○警察本部長（山本将之君）** 信号機のない横断歩道の停止率は、県内におきまして、平成30年が7.9%で、この年、横断歩道での交通事故が122件発生していたことから、県警察では、この5年間、指導取締りや広報啓発、御指摘のありましたモデル横断歩道のカラー化などの対策を講じてまいりました。その結果、昨年、停止率は53.6%に向上し、横断歩道での事故件数も65件と半減いたしました。

各種対策の中で、お尋ねの横断歩行者妨害違反の検挙件数は、平成30年は1,330件でありましたが、令和2年、2,978件、令和3年、4,437

件、令和4年、2,726件となっております。

今後も、交通安全運動において重点事項として取り組むほか、SNSによる情報発信や免許更新時の講習における啓発など、様々な機会を通じて、横断歩道における歩行者優先ルールの周知を図ってまいります。

**○西村 賢議員** おとしは非常に多くの方が検挙されたようでありますし、また、その対策が今、少しずつ効果が見えてきているところであります。

先ほど、カラー舗装の話、紅白の横断歩道の話がありましたけれども、この前、全県下の一覧表を見せていただきました。できれば市町村に1か所ずつぐらい、全市町村とは言いませんが、まだカラー舗装がない市町村もあるようでございます。モデル的にも全市町村に1か所ずつぐらいはあるといいかなと思いますので、要望に代えさせていただきます。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

**○日高博之副議長** 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時53分散会



6月15日（木）



# 令和 5 年 6 月 15 日 ( 木 曜 日 )

午前10時0分開議

出席議員 (38名)			
1番	下 沖 篤 史	(新 生 会)	
2番	齊 藤 了 介	(志 誠 会)	
3番	黒 岩 保 雄	(緑 風 会)	
4番	永 山 敏 郎	(県 民 連 合 立 憲)	
5番	今 村 光 雄	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)	
6番	工 藤 隆 久	( 同 )	
7番	川 添 博	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)	
8番	荒 神 稔	( 同 )	
9番	福 田 新 一	( 同 )	
10番	本 田 利 弘	( 同 )	
11番	山 内 い っ と く	( 同 )	
12番	山 口 俊 樹	( 同 )	
13番	濱 砂 守	( 同 )	
14番	内 田 理 佐	(み や さ き 未 来 の 会)	
15番	脇 谷 の り こ	(親 和 会)	
16番	松 本 哲 也	(県 民 連 合 立 憲)	
17番	山 内 佳 菜 子	( 同 )	
18番	坂 本 康 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)	
19番	西 村 賢	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)	
20番	二 見 康 之	( 同 )	
21番	後 藤 哲 朗	( 同 )	
22番	山 下 寿	( 同 )	
23番	野 崎 幸 士	( 同 )	
24番	佐 藤 雅 洋	( 同 )	
25番	安 田 厚 生	( 同 )	
26番	日 高 利 夫	( 同 )	
27番	岡 師 博 規	(無 所 属 の 会 チームひむか)	
28番	前 屋 敷 恵 美	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)	
29番	井 本 英 雄	(自 民 党 同 志 会)	
30番	岩 切 達 哉	(県 民 連 合 立 憲)	
31番	重 松 幸 次 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)	
33番	武 田 浩 一	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)	
34番	山 下 博 三	( 同 )	
35番	日 高 陽 一	( 同 )	
36番	丸 山 裕 次 郎	( 同 )	
37番	中 野 一 則	( 同 )	
38番	外 山 衛	( 同 )	
39番	日 高 博 之	( 同 )	
欠席議員 (1名)			
32番	坂 口 博 美	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)	

地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
総 合 政 策 部 長	重 黒 木 清
政 策 調 整 監	吉 村 達 也
総 務 部 長	渡 辺 善 敬
危 機 管 理 統 括 監	横 山 直 樹
福 祉 保 健 部 長	川 北 正 文
環 境 森 林 部 長	殿 所 大 明
商 工 観 光 労 働 部 長	丸 山 裕 太 郎
農 政 水 産 部 長	久 保 昌 広
県 土 整 備 部 長	原 口 耕 治
会 計 管 理 者	長 倉 佐 知 子
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	吉 村 久 人
総 務 部 参 事 兼 財 政 課 長	高 妻 克 明
教 育 長	黒 木 淳 一 郎
警 察 本 部 長	山 本 将 之
監 査 事 務 局 長	米 良 勝 也
人 事 委 員 会 事 務 局 長	田 村 伸 夫

事務局職員出席者

事 務 局 長	渡 久 山 武 志
事 務 局 次 長	鬼 川 真 治
議 事 課 長	福 島 久 大
政 策 調 査 課 長	牧 浩 一
議 事 課 長 補 佐	佐 藤 亮 子
議 事 担 当 主 幹	弓 削 知 宏
議 事 課 主 任 主 事	上 園 祐 也
議 事 課 主 任 主 事	山 本 聡

◎ 一般質問

○日高博之副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、黒岩保雄議員。

○黒岩保雄議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。緑風会、日南市選出の黒岩保雄です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

当選後初の県議会定例会におきまして、質問の機会を与您にいただきましたことに、濱砂議長はじめ、関係各位に心からお礼を申し上げます。

本日は、日南市からも多くの方々に傍聴にお越しいただき、見慣れた姿に緊張がほぐれ、安心感を覚えます。また、本日は、2か月に一度の年金支給日です。何かとお忙しい中での傍聴、心からお礼を申し上げます。

今日は、日南市が誇る紳士服などの製造会社である宮崎ファクトリーのスーツを着てまいりました。少し暑いですが、無理して上着も着せていただきます。

初めての登壇でございますので、少し自己紹介をさせていただきます。

私は、高校卒業後に日南市役所に入り、39年間勤務してまいりました。その間、5人の市長が就任され、主に、総務企画、商工観光、福祉などの部署で仕事をまいりました。

また、平成7年度には、県の地方課、現在の市町村課に派遣され、本日、執行部席におられる吉村政策調整監と1年間、机を並べ、勉強させていただきました。このほか、日隈副知事、黒木教育長、井手企業局長をはじめ、各部長の

皆さんにも、市役所時代に大変お世話になりました。御指導を賜ってまいりました。この場をお借りし、厚くお礼を申し上げます。

これまでの市役所の仕事の中で、様々な方々の生活の現場を見てまいりました。その中には、僅かな年金で、何の希望もなく、細々と生活されている高齢者、朝から晩まで働いて、それでも借金が増える農家や事業主の方々、幼い子供だけを家に残し、夜の街に仕事に行かなければならないシングルマザー、そういう方々を見てまいりました。

私は、こうした方々が少しでも笑顔になれるように、そして次世代を担う全ての子供たちが希望と誇りを持って生活できるふるさとをつくっていきたく強く思い、仕事に携わってまいりました。

そして、このたび、政治家という立場でこの目標に取り組む決意をし、多くの方々の御理解と御支援により、本日、ここに立たせていただいています。

河野県政とは適度な距離と緊張感を維持しつつ、県民の福祉の向上という共通の目標に向かって尽力してまいりたいと思いますので、議員各位をはじめ、執行部の皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、本題に入ります。初めに、知事の政治姿勢についてです。

国は1999年以降、市町村合併を推進し、当初3,232あった市町村数が半数近くの1,727となりました。その後、東京への一極集中を是正し、地方人口の減少に歯止めをかけるため、地方創生に取り組み始め、自由度の高い交付金やふるさと納税制度をスタートさせ、地方自治体の自立と活力を促進してきました。

加えて、近年は、コロナ関連の臨時交付金な

ども相まって、県内市町村では、それぞれの考えや資源の下、個性ある施策が展開されてまいりました。子ども医療費、給食費、保育料の無償化の取組のほかに、経済の活性化や移住に関する助成などに積極的に取り組む市町村と、財政事情等により、こうした取組ができない市町村とでは、住民サービスや人口減少のスピードなどに差が生じています。

そこで、知事にお伺いいたします。このように市町村が様々な施策を行う上で、その取組に差が生じていることについて、どう認識されているか。また、県内市町村の均衡ある発展のために、県が果たすべき役割は大きいと考えますが、そのお考えをお伺いします。

壇上からの質問は以上とし、以降の質問は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

地方行政におきまして、基礎自治体である市町村の役割としては、住民に身近な行政サービスの提供が、広域自治体である県には、市町村間の連携・調整や補完、広域での総合的な施策の推進が求められているところであります。

各市町村では、地域のニーズや課題などを踏まえて、強みを生かした様々な取組が図られている一方で、地域の資源や財政状況により、その内容は様々であります。県の施策を推進する上でも、その市町村の状況を考慮しながら取り組んでいく必要があると認識しております。

国の第32次地方制度調査会の答申では、行政サービスを維持するための地域の実情に応じた広域連携や、人口減少が進む中で、圏域での連携が困難な市町村に対する県の補完・支援が有効であると示されたところであります。

県におきましては、県市町村連携推進会議の

開催や、広域連携などをテーマとした市町村サポート事業に取り組んでおります。私も首長と一緒にになりながら、円卓トーク等でブロックごとに様々な議論も行ったりしているところがございます。引き続き、基礎自治体である市町村の機能が十分に発揮され、県全体の均衡ある発展が実現できるよう、県としてもしっかりと支援してまいります。以上であります。[降壇]

○黒岩保雄議員 広域連携が困難な市町村につきましては、県が補完・支援をされるということでございますので、県民の皆さんが住んでいらっしゃる市町村の違いで享受できるサービスに差が生じないように、しっかりとお願いしたいと思います。

それでは、人口減少対策について質問してまいります。

初めに、本県の人口は、平成7年の117万6,000人をピークに減少し、令和12年には、いよいよ100万人を割り込むと予想されています。

人口の動態には、社会動態と自然動態がありますが、先日、ある新聞に、県内各市町村のうち、転入者が転出者を上回る転入超過が、令和4年には7市町村になったと報じられていました。

私は、日本国自体の人口が減少する中で、一つの自治体が人口を増やしていくことは並大抵のことではありませんので、人口減少をいかに緩やかにし、経済や行政運営に与える影響を少なくしていくかということを念頭に置くべきだと思います。

そうした意味では、先ほどの7市町村の移住施策は、人口減少対策の一つのヒントであり、可能性を示す事例であると感じています。

そこで、本県への移住の現状はどうなっているか、総合政策部長にお伺いいたします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 県外からの移住につきましては、地方回帰の流れと新型コロナの影響が相まって、ここ数年、増加傾向にあり、県及び市町村が把握しております移住世帯数は、令和元年度が558世帯、令和2年度が755世帯、令和3年度が884世帯となっております。

このうち、令和3年度につきましては、20代から40代までの若い世代が8割を占めており、移住前の居住地は、関東と九州・沖縄がそれぞれ約3割となっております。

○黒岩保雄議員 若い世代が8割というところが大変心強く思っているところでございます。

それでは、本県への移住・定住を促進する上での課題と、それに対する県の取組について、引き続き総合政策部長にお尋ねします。

○総合政策部長（重黒木 清君） 本県への移住世帯数は順調に増加しておりますが、東京23区が令和4年に再度転入超過に転じるなど、今後の見通しが不透明なことから、本県が移住先として選ばれるための魅力発信や、認知度のさらなる向上が課題であると考えております。

そのため、首都圏の若者を対象とした交流会の開催や、本県への短期滞在プログラムを実施するなど、将来の移住につながるファン層の拡大に取り組んでいるところであります。

また、移住サポーターの設置や、移住者と地域の方々との交流会の開催など、市町村が実施する定着に向けた取組も支援しております。

県外からの移住を増やすことは、人口減少の抑制を図る上で大変重要であることから、今後とも、移住・定住の促進にしっかりと取り組んでまいります。

○黒岩保雄議員 分かりました。魅力発信や認知度の向上が課題であるということは、私もそ

のとおりだと思います。移住を希望される方が、いきなり宮崎県の市町村に移住されるということは少ないと思いますので、まずは宮崎県が移住に関して注目される県になり、そこから市町村に関心を持っていただくような状況をつくっていただきたいと思います。

そして、次の課題として、私は、移住者に対する住居の提供があると思います。山間部には空き家がありますが、なかなか貸していただけないという実態がございます。

今回初めて知ったのですが、県では、移住者向けに、その空き家利用を促進する事業もされており、先日は、全国古民家再生協会の全国大会も本県で開催されるなど、古民家や空き家の活用に関心が高まっているようですので、その対策がしっかりと進展することを大いに期待しております。

一方、自然動態につきましては、本県の場合、平成15年以降はマイナスに転じていて、近年は毎年7,000人近く減少しています。

特に、令和4年の出生数については、合計特殊出生率が全国第2位の1.63となったものの、7,136人にとどまり、過去最少となりました。

そこで、人口自然減の要因の一つである出生数の減少について、どう考えておられるか、福祉保健部長にお尋ねします。

○福祉保健部長（川北正文君） 本県では、平成15年に死亡数が出生数を上回る自然減に転じて以降、その格差は拡大を続けております。

この状況が生じる要因の一つが出生数の減少であります。子供を産む世代の女性人口の減少に加え、婚姻数の減少が大きく影響しております。

この背景には、若者を中心とするライフスタ

イルの変化や価値観の多様化により、未婚化・晩婚化が進んでいること、また、新型コロナウイルス感染症の影響により、出会いの機会が減ったことや、経済的な厳しさから将来に対する不安感が高まったことなどがあるものと考えております。

**○黒岩保雄議員** 私の住む日南市の例を挙げますと、出生数が前年よりも大幅に減少した際に、その原因を調査いたしましたところ、その2年ほど前の婚姻届の数が大幅に減っていることが判明いたしました。婚姻数の減少が出生数に大きく影響しているという部長の答弁のとおりだと思います。

こうしたことから、少子化対策として結婚支援が重要であると考えますが、どう取り組んでいけるのか、知事にお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 我が国では、結婚と出産の結びつきが強いという特徴がありまして、婚姻数が出生数に大きく影響しております。少子化対策において、御指摘のとおり、結婚支援は大変重要であると考えております。

このため県では、結婚サポートセンターを通じた出会いの機会の創出や、ライフデザイン講座による若い世代への啓発などに取り組んでいるところであります。

また、社会全体で出会いや結婚を応援する機運の醸成を図る必要があることから、これまで取り組んでまいりました「子育て県民運動」に「出逢い・結婚応援」の視点を新たに加え、今年度から「ひなたの出逢い・子育て応援運動」を展開していくこととしております。

私も58歳ですが、今、私より上ぐらいの世代が、おせっかいおじさん、おせっかいおばさんと言われながらも、そっと背中を押す、そのような取組、またそのような風潮といたしますか、

機運を高めていくことも非常に重要ではないかと考えております。

今後とも、市町村や企業・団体等と十分に連携を図りながら、希望どおりに家族を持つことができ、子育てが楽しいと感じられるみやぎづくりの実現に向けて取り組んでまいります。

**○黒岩保雄議員** 大変思いのこもった答弁をいただきまして、ありがとうございます。

今回の補正予算では、「子ども・若者」をキーワードとして、数多くの出産、子育ての支援事業が提案されています。特に、九州初や全国初という先駆的な取組は、結婚支援にも資するものであり、成果を期待しているところでございます。

続いて、その子育てについてです。

ついこの前までは待機児童の問題がありましたが、国の対策などにより大幅に減少している一方、最近では、共働き世帯の増加を背景とした、保護者の身体的負担などの問題も叫ばれています。

このように刻々と問題が変化する中、県においては、子育てに関するニーズをどのように把握されているのか、福祉保健部長にお尋ねいたします。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 安心して子供を産み育てる社会を実現するためには、子育て環境の整備や充実が必要であり、子育てに関するニーズを把握することは大変重要であります。

このため県では、事業の実施主体である市町村との緊密な意見交換や、保育所等の子育て現場におけるヒアリング等を通じて、地域の実情や課題等を把握しております。

また、結婚や子育てに関する意識調査の実施や、子ども・子育て支援施策に関する調査・審

議を行う「子ども・子育て支援会議」を通じて、子供の保護者から直接意見を聴取するなど、様々な機会を捉えてニーズの把握に努めております。

**○黒岩保雄議員** ありがとうございます。県といたしましては、子供の保護者と直接接する機会はなかなか少ないと思いますので、ニーズの把握は大変だと思いますが、どうぞ機会をつくっていただき、生の声をお聞きいただくようお願い申し上げます。

こうした中、子育てに関して求められる支援の内容は実に幅が広く、県においては、事業の優先順位を考慮しなければならない場面も多々あるかと思えます。

そこで、県において柱となる子育て支援策は何か、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 少子化が加速する中、出産や子育てに対する不安感や負担感を軽減する取組は大変重要であります。

このため今議会では、病児保育利用料の無償化や、男性の家事・育児参加を促進する事業等の新たな施策をお願いするなど、ライフステージに応じた切れ目のない支援策の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、地域の実情を踏まえたきめ細かな施策を検討するため、外部有識者による調査・分析等を通じて、子育て支援の主体となる市町村の取組を後押しする事業にも新たに組み込んでいくこととしております。

日本一生み育てやすいみやざきづくりに向け、引き続き、子育て世帯に寄り添った支援策を推進してまいります。

**○黒岩保雄議員** 共働きの子育て世帯からは、平日の日中は保育施設などに預けることができるものの、病児保育、休日保育、そして小学校

の放課後児童クラブなど、平常時の日中以外の保育施設を充実してほしいという多くの声を聞いています。どうぞ実態を調査・分析いただき、市町村と連携した取組をよろしくお願いいたします。

次に、育児休業制度についてです。

この制度は、原則として、子供が1歳に達するまで、申出により育児休業の取得を可能とする、法で定められたものです。

ただ、県内における実態は、勤務先の企業が零細で社員数が少ないため、休業を取得できる状況にないとの声を伺っています。

国が拡充を進める中、県内の民間事業所における育児休業制度の利用状況と、利用促進に向けた県の取組について、商工観光労働部長にお尋ねします。

**○商工観光労働部長（丸山裕太郎君）** 県が実施した労働条件等実態調査によりますと、令和4年度の育児休業取得率は、男性が25.8%、女性が98.4%となっており、男女ともに年々増加しております。

しかしながら、依然として男性の割合は低い状況にあり、県内の企業においても、子育てしながら安心して働き続けられる環境づくりを進めていくことが大変重要であります。

このため県では、まずは企業のトップの方へ働きやすい職場づくりへの意識を高めてもらうため、「仕事と生活の両立応援宣言」の事業所登録や、「働きやすい職場「ひなたの極」」の認証取得の促進を図るとともに、企業向けの研修会なども行っております。

引き続き、これらの取組の普及定着を図り、働きやすい職場づくりを進めることにより、人材確保にもつなげてまいりたいと思っております。



**○黒岩保雄議員** この取組につきましては、市町村単独ではなかなか難しいところがございますので、県を挙げて取り組んでいただきますように、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

次に、地域の皆さんが、日々の生活の中で困っておられること、望んでおられることについて、幾つか伺ってまいります。

私は、日南市役所を退職して以降、およそ2年半の政治活動の中で、1万戸を超える家庭にお伺いし、様々な意見交換をしてまいりました。その家庭の大半は高齢者の方々に、健康のこと、家計のこと、近所付き合いのことなど、多種多様な悩みや要望をお聞かせいただきました。

その中でも多かったのが、1つ目に、交通手段がないことと近所に買物をする場所がないこと、2つ目に、診療所の廃業が相次ぎ、診療先が少なくなったこと、3つ目に、体が思うように動かず、災害時の避難に不安があること、4つ目に、集落の田畑を耕作する人がいなくなり、荒れていること、ということでした。こういう問題は、もちろん地元の市町村が取り組むことではありますが、県としても、その取組の支援をすべきではないかと考えています。

まず、1つ目の交通手段の確保といわゆる買物難民対策については、既に県では取組をされています。

そこで、県民の皆さんへの周知の意味も含め、中山間地域移動スーパー等導入支援事業及び路線バスの高齢者向け企画乗車券について、取組内容を総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（重黒木 清君）** まず、移動スーパー等導入支援事業につきましては、移動スーパーの開業や買物・交流の拠点となる、よろず屋の開業に取り組む事業者等に対し、車両

購入や店舗の改修等の経費の一部を市町村を通じて補助するものであり、現在、ホームページにて、事業の周知、申請の受付を行っております。

また、今議会で補正予算をお願いしております路線バスの高齢者向け企画乗車券につきましては、65歳以上の高齢者が1回200円で県内の路線バスを利用できる乗車券の造成を支援するもので、本年10月からの運行開始を予定しております。

これらの取組によりまして、日常生活に必要なサービスの維持・確保を図り、地域住民が安心して暮らせる環境づくりを進めてまいります。

**○黒岩保雄議員** ありがとうございます。地域の実情を鑑みた、いい事業であると思っております。

以前、日南市内の方から、病院に行くのに診察代よりもバス代の方が高くつく、何とかならないかという御意見をいただき、私は今回の選挙の中で、「県内一律バス運賃100円の実現」を政策として提案させていただきました。

200円バスにつきましては、今回の補正予算が可決された後ということになりますが、これらの事業が多くの方の皆さんに利用されるよう、市町村と協力して広報をしっかりと行ってほしいと思っておりますし、その成果につきましても、今後、検証させていただきたいと思っております。

2つ目に、診療所等の閉院です。

日南市の資料では、令和2年以降、6つの診療所等が閉院されており、高齢者を中心に、診療を必要とする住民の方々が困っています。

そこで、最近の本県における医療法人の解散件数や解散理由について、福祉保健部長にお尋

ねいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 令和3年度は2医療法人が解散し、解散理由としては、理事長の健康面の問題となっております。

また、令和4年度は6医療法人が解散し、理事長の健康面の問題によるものが3法人、理事長の高齢化によるものが2法人、理事長の死亡によるものが1法人となっております。

○黒岩保雄議員 聞きますと、県内は、日南市以外ではあまり減少していないような感じがいたしますが、いずれにいたしましても、閉院理由につきましては、健康面や高齢といったことが多くて、経営上の問題ではないというようなことをごさいます。

また、こうした施設には、建物や高額な医療機器をはじめとする設備があり、いずれは開業を考えている医師にとっては、低コストで開業できるチャンスではないかと考えます。

このことから、診療所等の事業承継の対策に力を入れるべきと思いますが、県の考えを福祉保健部長にお伺いいたします。

○福祉保健部長（川北正文君） 診療所等の事業承継につきましては、住み慣れた地域で医療サービスを安心して受けられる体制を維持する観点から、大変重要な視点であると認識しております。

事業承継の推進に当たっては、県医師会において、事業承継をテーマとしたセミナーが開催されているほか、後継者不在の中小企業等を支援する県事業承継・引継ぎ支援センターでは、個人開設の医療機関の相談も受け付けております。

医療機関の事業承継は、後継者の医師確保が前提となる大変難しい問題ではありますが、今後も医師確保にしっかりと取り組みながら、円

滑な事業承継がなされるよう、市町村等との意見交換や先進事例の情報収集に努めてまいります。

○黒岩保雄議員 診療所等の事業承継は容易なことではないと思いますが、住民サービスとか税収の面でも高い効果が期待されますので、しっかりとお願いしたいと思います。

次に、3つ目の災害時の避難についてです。

国では、東日本大震災を教訓に、災害時に自ら避難することが困難な高齢者や障がい者等の避難行動要支援者について、個別の避難計画を作成することを市町村の努力義務とする災害対策基本法の改正を令和3年に行ったことは、御案内のとおりでございます。

しかしながら、市町村では、この個別計画の策定が思うように進んでないと聞いています。

そこで、危機管理統括監に、県内市町村における個別避難計画の策定状況と、策定が進まない理由についてお伺いします。

○危機管理統括監（横山直樹君） 県内市町村の個別避難計画の策定状況は、今年4月1日現在、全て策定済みが4市町村、一部策定済みが10市町村、未策定が12市町村であります。

策定が進まない主な理由として、個別避難計画は要支援者ごとに策定しなければならないため、膨大できめ細かな作業が必要であり、市町村によってはマンパワーが不足していること、また、策定には、福祉専門職や民生委員といった日常の支援者のほか、近隣住民など多くの関係者が要支援者の置かれている状況に応じて連携する必要があり、その調整が困難で、また時間を要することなどが考えられます。

○黒岩保雄議員 この計画策定の努力義務は市町村にあります。県としても、一人でも多くの方の個別計画が早期に作成され、誰一人取り

残さない防災対策の実現に向けた取組が必要と  
考えます。

つきましては、この個別避難計画を実効ある  
ものとするために、県としてどういう支援を  
行っていくのか、引き続き危機管理統括監にお  
伺いします。

**○危機管理統括監（横山直樹君）** 個別避難計  
画が災害時に有効に機能するためには、計画の  
策定を通じて、多くの関係者の連携や、要支援  
者を支える地域の結びつきが強化されること、  
また地域住民の理解と協力を得ることが重要で  
あります。

このため県では、個別避難計画の策定を促す  
チラシを市町村を通じて配布するとともに、今  
月からは、計画策定に取り組む市町村に出向  
き、実績や課題を把握し、一緒に考える伴走型  
支援を行っており、今月末までに県内全ての市  
町村への訪問を終える予定です。

このほか、計画策定済みの県外市町村から実  
務担当者の派遣を受け、課題解決のための助言  
やヒントを提供してもらおう内閣府の事業を活用  
して、都城市と小林市の計画策定の支援を行う  
こととしております。

**○黒岩保雄議員** ありがとうございます。理解  
促進と伴走型支援をどうぞよろしくお願いしま  
す。

次に、4つ目の担い手のいない農地保全につ  
いてです。

現在、耕作者のいない農地については、その  
所有者が市町村の農業委員会に相談し、耕作の  
引受者を紹介していただくような取組もあると  
伺っています。

しかしながら、圃場整備によって、まとまっ  
た面積の農地等は引受手がいるものの、山間部  
の農地は、経営的な観点などから、引受手が見

つからないなどの理由で遊休農地化が進んでい  
ます。

このように担い手が減少する中、農地をどの  
ようにして保全していくのか、農政水産部長に  
お尋ねいたします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 担い手が減少  
する中、農地の保全や多面的機能の維持は、重  
要な課題であります。

このため県では、多面的機能支払制度等を活  
用し、地域が一体となって行う農地や施設等の  
地域資源の保全管理を図る活動を支援しており  
ます。

また、農地中間管理事業を活用し、将来の目  
指すべき姿を定める地域計画の実現に向け、担  
い手への農地の集積や集約を支援し、農地の効  
率的利用も図っているところです。

加えて、農地法の改正で、本年4月から農地  
取得の面積要件が廃止されたことに伴い、新た  
に農業を始めたいUIJターン者など、多様な  
人材による農地の利用促進も進むと考えており、  
これらの取組により、農地の保全を図って  
まいります。

**○黒岩保雄議員** 遊休農地は、隣接する耕作地  
にも悪影響を及ぼすほか、洪水防止などの多面  
的機能の喪失をもたらします。市町村と連携し、  
しっかりと農地の保全を促進していただく  
ようお願い申し上げます。

次に、観光の振興についての質問に移りま  
す。

本年3月25日に、長年の悲願であった高速道  
路が日南市までつながりました。御尽力賜りま  
した河野知事や永山副知事、そして今日、傍聴  
席におられる「宮崎日南生活（いきいき）ロー  
ド女性の会」の山口会長様をはじめ、関係各位  
に、この場をお借りし、心からお礼を申し上げ

ます。

日南以南の区間につきましても、一日も早い全線開通に向け、取組を継続していかねばなりません。

この清武南インターチェンジから日南東郷インターチェンジまでは、無料区間であるため、非常に利用しやすく、観光や物流などに大きな効果をもたらすものと期待いたしております。開通して1か月後に国土交通省が行った調査でも、交通量の増加や経済効果が現れているようです。

そこで、東九州自動車道清武南―日南北郷間の開通により、県は今後どのように観光振興に取り組まれるのか、商工観光労働部長にお伺いします。

**○商工観光労働部長（丸山裕太郎君）** 議員御指摘のとおり、今月5日に国が発表した開通1か月後の交通状況等に関する調査結果によりますと、ゴールデンウィーク期間中の道の駅なんごうの来客数は9,140人で過去最高を記録し、対前年比で98%増、総売上げは28%増となるなど、その効果が現れております。

また、同調査結果では、移動時間の短縮により、県北や熊本方面からの観光客が増えており、今後、周遊性向上による滞在時間の延長や、観光消費額の増加が大いに期待されます。

県といたしましては、開通の効果が観光面において最大限に発揮されるよう、関係市町村をはじめ、隣県やカーフェリーなど他の公共交通機関と連携し、本県の強みを生かしたプロモーションを積極的に展開するとともに、海外クルーズ船などの誘致活動に取り組むことにより、国内外からの観光誘客につなげてまいります。

**○黒岩保雄議員** より遠方からの誘客が可能に

なったということですので、部長の言われるように、隣県などのプロモーションは重要だと思っています。

ところで、最近、ウェルビーイングという言葉が耳にいたします。昨日も議会の中でこの言葉が出てまいりました。定義はいろいろありますが、端的に言えば、心身ともに健康で幸せな状態のことだと思っております。今、国内では、この理念を企業が就業面で目標にしたり、自治体もまちづくりの指針にしたりしています。

また、この関心の高さから、ウェルビーイングにつながるようなスポーツ、文化継承、環境保全など、体験型の旅行も増えつつあります。幸い本県には、心と体が癒やされる雄大な自然やサーフィンなどのマリンスポーツ、トレッキング、神楽などの伝統芸能、サイクリングなど、ウェルビーイングをもたらす環境が豊富にあり、このツーリズムの流れは、本県における観光振興の絶好の機会だと考えます。

こうしたことから、旅行者の心身の健康や幸福感を重視するウェルビーイングツーリズムの視点を取り入れた観光誘客の考え方について、商工観光労働部長にお尋ねいたします。

**○商工観光労働部長（丸山裕太郎君）** 新型コロナの影響により、旅行形態が多様化する中、自然を楽しみ、旅行者の心身の健康や幸福感を重視する観光ニーズは高まっており、本県の豊かな自然や恵まれたスポーツ環境は、県内への観光誘客を進める上で大きな強みになると考えております。

このため県では、本県の自然や景観等から得られる癒やしをテーマとした「デトックス・トリップ宮崎」プロモーションや、サイクリング、トレッキングなどのアウトドア体験、サーフィン、ゴルフなど、本県の強みを生かした観

光誘客に取り組んでいるところであります。

今後とも、多様化する旅行ニーズを的確に捉えつつ、ウェルビーイングツーリズムの視点も取り入れながら本県の魅力をPRし、効果的な誘客に努めてまいります。

**○黒岩保雄議員** 私は、この新たなツーリズムや利活用の余地が考えられる大島の開発、そして水族館の建設などによって、日南海岸を、世界の人々が訪れたいくなる、美しく個性ある観光地にできないかと思っています。このテーマについては、今後も県当局と機会あるたびに意見交換をさせていただきたいと思っておりますので、丸山部長、どうぞよろしくお願ひいたします。

ところで、今年に入り、外国クルーズ船が油津港と細島港に入港するようになりました。消費力の高いクルーズ船の観光客は、タクシー、飲食、ショッピングなど、様々な分野に効果をもたらすほか、クルーズの運航会社が寄港地の観光情報を世界に発信するなどのPR効果もあります。

世界がコロナ禍から脱却しようとする昨今において、県内における外国クルーズ船の寄港状況について、県土整備部長にお伺ひいたします。

**○県土整備部長（原口耕治君）** 県内における外国クルーズ船の寄港回数は、平成29年の30回をピークに、平成30年が9回、令和元年が11回と推移してきましたが、令和2年から令和4年の3年間は、クルーズ船事業者が新型コロナの影響を受け、運航を停止したことにより、寄港はありませんでした。

このような中、今年3月に外国クルーズ船の寄港が再開され、特に油津港では、本県初寄港のクイーン・エリザベスなど、世界有数の大型クルーズ船の寄港が実現し、地元の盛大な歓迎

を受けたところであります。

今年は現時点で、外国クルーズ船が油津港で6回、細島港で3回寄港しており、今後の予約状況を見ましても、コロナ禍以前の状況まで回復しつつあると認識しております。

**○黒岩保雄議員** ありがとうございます。いい傾向だと思っています。

油津港は、世界最大クラスの22万トンの客船も入港できる条件が整っており、先日は17万1,000トンの外国クルーズ船が入港いたしました。

しかしながら、大型クルーズ船の実際の入港に関しては、大型貨物船との入港日時の調整や、コンテナヤードと呼ばれる荷役の集積場所の利用調整が必要と聞いています。

外国クルーズ船の寄港に関する油津港の機能は十分なのか、県土整備部長にお伺ひいたします。

**○県土整備部長（原口耕治君）** 油津港につきましては、これまでに大型クルーズ船に対応した水深の確保をはじめ、係船柱や防舷材の追加設置などを行ってきており、世界最大の22万トン級外国クルーズ船の受入れが可能となっております。

また、大型化する貨物船の同時接岸に対応するため、岸壁の延伸が本年度から事業化され、早期完成に取り組んでいるところです。

一方で、議員御指摘のとおり、さらに船長の長い大型クルーズ船と貨物船との同時接岸は困難な状況にあることから、県としましては、港湾利用者間の調整をより一層密に行うとともに、クルーズ船事業者や関係部局との連携を図りながら、積極的にクルーズ船の誘致に努めてまいります。

**○黒岩保雄議員** 岸壁の延伸と利用者間の調整

につきましては、油津港湾事務所をはじめとする県の御尽力に感謝いたします。

部長も言われたように、事業化された現在の計画の岸壁の延伸では、大型のクルーズ船と貨物船との同時接岸はできませんので、さらなる延伸が必要です。

ただ、この延伸のためには、港湾計画に対する国の承認、国庫補助の獲得などが必要ですので、共に取り組んでまいりたいというふうに思っています。

さて、コロナ禍により、これまで県内の小中学生の修学旅行先は、遠出を避けて県内にする動きがありました。このことは、小中学生に郷土の歴史、文化、自然などを理解していただく機会のほか、受け入れる地域にも、経済の活性化や、まちのにぎわいに効果をもたらすなど、とてもいい傾向だったと思っています。こうした旅行は、コロナ禍の時期だけに限らず、今後も継続してほしいと願うものです。

そこで、小中学校における県内修学旅行の今後の動向について、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 小中学校におきましては、新型コロナウイルス感染症で人の移動が制限される中、令和2年度は228校が、令和3年度は222校が、令和4年度は減少しまして85校が、県内修学旅行を実施しております。

今年度は、小学校19校、中学校1校にとどまっております。飫肥城下町での歴史学習や旧海軍航空隊宮崎基地での平和学習等、県内の教育資源を活用した修学旅行を予定しております。

宮崎の自然や伝統、文化を子供たちに体験させ、実感させることは、ふるさとへの誇りと愛着を育む上で、極めて意義深いことでありま

す。今後とも、修学旅行に限らず、遠足や宿泊を伴う学習など、様々な機会を通しまして、宮崎の魅力に触れさせることの大切さを校長会などで伝えてまいります。

**○黒岩保雄議員** 飫肥を例に挙げていただきまして、ありがとうございます。教育委員会としましては、この旅行は、地域経済の活性化などよりも、児童生徒の学習などを目的としたものでありますので、このような動きになるということは理解いたします。

一方、経済の活性化という面におきましては、県外に限らず、県内の学校を対象とした修学旅行の誘致も大変重要であると考えているところです。

そこで、商工観光労働部長にお伺いします。県内での修学旅行の実施に当たり、県はどのような支援を行っておられるのかお伺いいたします。

**○商工観光労働部長（丸山裕太郎君）** 県では、県内への修学旅行の誘致・定着化を図るため、令和2年度から県内外の小中学校等を対象に、貸切りバスの借り上げ費用や、旅行会社が本県での修学旅行を受注・実施する際の商品企画開発費を支援しております。

これらの支援により、コロナ禍においては、県内の小学校を中心に受け入れ、学校関係者等から宮崎のよさを再認識したとの声が寄せられるとともに、関西地方など県外校からの受入れ増にもつながりました。

今後は、コロナからの本格的な回復を見据え、これまでの取組の成果を生かしながら、本県ならではの魅力を活用したメニューの磨き上げやセールス活動の強化により、県内校に加え、海外を含めた県外校のさらなる誘致促進につなげてまいります。

○黒岩保雄議員 確かに、部長が言われるとおり、魅力あるメニューづくりやセールス活動を行うことによって、各学校やその保護者などから、県内を旅行先として選んでいただけるようになってほしいと思います。今後の取組をよろしくお願いいたします。

次は、農林水産物のブランド化についてです。

第1次産業の特徴として、農林水産物の出荷や水揚げなどの際に、その価格は、売手ではなく買手が決めるという点があります。せっかく苦勞されて出荷や水揚げしたものが、いいものであっても、その時々相場によって安い値段になったりします。

生産や操業に係るコストが高騰している昨今におきましては、その経費を価格に転嫁できない第1次産業の多くが厳しい経営を迫られています。この状況を改善する手段の一つが、農林水産物のブランド化だと思います。ブランド化によって産品等の付加価値を高め、売上げを増加させれば、経営者や従事者の方々の所得も上がります。

そこで、県におきましては、これまでどのようなブランド対策に取り組んでこられたのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 本県のブランド対策は、これまで、消費者から信頼される商品・産地づくりを基本に、生産者や関係団体と一体となって取り組んでまいりました。その結果、完熟マンゴー「太陽のタマゴ」や宮崎牛といった国内外に誇れるブランドを確立したところです。

また、食の安全・安心に伝えるため、全国トップクラスの残留農薬検査体制を構築するとともに、健康などの消費者ニーズを踏まえ、冷

凍ホウレンソウやみやざき地頭鶏などで、栄養や機能性成分を表示した商品開発に、他県に先駆けて取り組んでおります。

さらには、知事のトップセールスをはじめ、県内外の量販店等と連携した総合フェアの開催や、SNSを積極的に活用した販売キャンペーンなどの取引づくりに取り組んできたところです。

○黒岩保雄議員 以前、宮崎県内にあるデパートの担当者の方とお話しした際に、北海道物産展は毎回盛況で、売上げに大きく寄与していると伺ったことがあります。北海道物産のクオリティーの高さもあり、北海道の農林水産物は何でもおいしいというイメージが、県民の皆さんに定着している現れだと思います。

私は、宮崎産の農林水産物がこのようになってほしいと思います。そのために、例えば、全国から来場者があるような、宮崎の農林水産物を使用した食の祭典の開催や、他県にあるフルーツロードやミルクロードなどのように、特産品などがイメージできる地名のネーミングもいいのではないかと思います。

そこで、食を通じて本県の魅力ある農林水産物を県内外の方に知っていただくため、今後どのような取組を進めていかれるのか、農政水産部長にお尋ねいたします。

○農政水産部長（久保昌広君） 本県の農畜水産物を県内外の方に知っていただくためには、実際に食べて、その魅力を理解していただくことが重要であると考えております。

このため、今議会をお願いしております、みやざき農畜水産物の架け橋構築事業において、県内外にSNSを活用して、イベントやキャンペーンの情報発信を行うこととしております。

また、県内最大級のグルメフェスをはじめ、

完熟キンカンなどの青果物の旬を発信するイベント等の開催により、食べる機会を創出することとしております。

さらに、本年10月に開催される東京食肉市場まつりをはじめ、宮崎県人会世界大会やスポーツイベントなどの機会を生かし、県産農畜水産物の魅力の発信に向け、関係団体と一体となって取り組んでまいります。

**○黒岩保雄議員** ありがとうございます。今年はいろい事業があるようでございますので、どうぞしっかりと情報発信をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、最後のテーマの選ばれる県づくりについてです。

今回提案されているアクションプランは、令和5年度から8年度までの4年間で重点的に取り組む施策を示したものであり、河野知事の4期目の任期は、私も県議會議員の今期の任期と期間がほぼ重なるため、このプランの進捗や成果が、知事や議員の評価につながるものと考えていますので、しっかりと注視していきたく思ひます。

プランにある目標の指標を見て、目についたものを幾つか申し上げますと、合計特殊出生率1.64を1.8台に、全国学力調査における全国との平均正答数の比較97.0を103.0、特定健康診査実施率49.9%を70.0%、社会動態マイナス1,072人をゼロ人になどがあり、高く設定された目標に危機感や意気込みを感じているところでございます。

そこで、今回提案されている県総合計画アクションプランにおいて、日本一を目指す指標はあるのか、総合政策部長にお伺ひいたします。

**○総合政策部長(重黒木 清君)** 新たなアクションプランにおきましては、「コロナ禍・物

価高騰等からの宮崎再生」を先頭に、5つの重点プログラムを掲げており、これまでの推移や現状等を踏まえ、計73の指標で目標値を設定しております。

これらの指標は、今後4年間で達成すべき具体的な数値目標を設定したものでありますが、この中には、全国で比較可能な統計がないもの、自治体の規模等により単純比較になじまないものも含まれており、全国1位を目指すという指標は設定していません。

しかしながら、合計特殊出生率や農業産出額など、既に全国的に高水準にある指標もありますので、さらなる高みを目指して施策を推進することで、日本一に近づくことができる分野もあると考えております。

**○黒岩保雄議員** 分かりました。

最後の質問は知事にお伺ひいたします。

今回の質問は、移住・定住、結婚、出産、災害時避難、観光、農林水産物のブランド化などを取り上げてまいりました。こうした分野は、既に全国のトップクラスにあるものや、今後の取組次第では日本一になり得るものばかりでございます。

全国から選ばれる県になり、県民の皆さんにもっと元気と誇りをもたらすために、様々な分野で日本一を目指していくという姿勢が重要ではないかと考えますが、知事の意気込みをお伺ひいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 今、本県で日本一という、宮崎牛だとか焼酎、杉、そういったものがぱっと浮かぶわけではありますが、やはり何と云っても地域への誇りだとか郷土愛を育む、そういったことにもつながりますし、経営戦略を考える上で強みや弱みを分析するSWOT分析というのがありますが、それにも通じるよう



な、何が強みであるかを認識した上で、共通の目標として設定しやすい、それが日本一の目標であろうかと考えております。

今、本県が直面しますのは、コロナ禍や物価高、そして台風災害等から早急に本県の社会経済の回復を目指していこうと、さらには、国際情勢の不安定化や気候変動、デジタル化への対応というものがしっかり求められる状況でありまして、新たなアクションプランでは、宮崎再生や将来の人口安定化に向けた社会づくりはもとより、デジタル化や脱炭素化にも対応した力強い産業づくりなどにも取り組むこととしております。

それに加えて、「子供・若者」「グリーン成長」「スポーツ観光」の3つの分野で日本一に挑戦しようということで、本県が全国に誇る強みを生かして、日本一に挑戦するプロジェクトを立ち上げたところであります。これらの具体化を通じまして、県民の皆様にも夢や希望を実感していただける宮崎づくりに全力で取り組んでまいります。

**○黒岩保雄議員** ありがとうございます。熱意が十分に伝わる答弁をありがとうございます。

今回提案されている予算では、九州初の事業が3件、全国初も1件あり、その積極性が伝わる内容となっています。

私も市役所時代に、前例にとらわれず、新たな取組に挑戦するという経験をしてまいりました。行政は、最少の経費で最大の効果を上げることに努めなければなりません、一方で、この厳しい自治体間の競争の中でチャレンジしていかなければ、県民の皆さんの福祉の向上は図れません。

宮崎県政の4期目のスタート、宮崎の未来創

造のスタートの年、県民の皆さんがもっと県政を身近に感じ、そして幸せを実感していただけるよう全力投球をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

**○日高博之副議長** 次は、川添博議員。

**○川添 博議員**〔登壇〕（拍手） 皆さん、こんにちは。宮崎市選出、自由民主党の川添博でございます。

一般質問の機会を与えていただき、県民の皆様、そして県議会や執行部、また本日傍聴にお越しいただいた皆様に感謝を申し上げます。

去る4月の県議会議員選挙では、県民の多くの皆様の負託をいただき、再選を果たすことができました。なお一層気を引き締めて、県民の声なき声を県政に届けて、県政の重要課題に取り組んでまいりますので、皆様の御指導のほど、よろしく申し上げます。

さて、私は、大学を卒業してから地元の銀行に就職いたしました。皆さんのよく御存じの銀行であります。

入行した当初は預金係に配属されました。そして、その後、多くの銀行マンがそうであるように、私は融資係を志望しました。融資係として、県内の中小企業や個人の住宅ローンなどの融資業務に取り組んでいくことが、銀行マンの醍醐味であると感じていたからです。

そして、数年を経て希望が通り、晴れて銀行の支店の融資係に配属されました。私の若き頃、銀行の支店の融資係に配属されて間もない頃の、恥ずかしながら失敗談をお話いたします。

融資コーナーのカウンターにやる気に燃えて座っていたある日、私の前に30代くらいの女性が座って、融資の申込みの相談をされました。

聞けば、彼女はシングルマザーであり、彼女には小学校1年生の娘がいます。融資の目的は、娘の義足の資金として使いたいということでありました。

片足がない娘さんに義足をつけてあげられれば、友達と一緒に小学校に通学ができます。義足があれば、友達と遠足に出かけたり、友達と遊びに行くこともできます。何とか障がい乗り越えて、将来、自立して、健常者と同じように人生を歩んでほしい。母親としての切なる願いとのことでした。

一考して、私はその場でお母さんにこう言いました。「私が娘さんの義足の資金の融資の手続を進めます。融資ができるように頑張ります」と伝えました。そして私は、必要書類を整えて、融資の稟議書を作り、申請しました。審査の結果、信じられないことが起きました。何とこの融資は否決となりました。不採用です。

私は否決理由を聞きました。そうしたら、融資の否決理由として、こう言われました。「母親はパート収入しかなく、生活費もままならない状況で、そもそも本件の融資の返済能力がない。気持ちは分かるが、銀行は返済能力のないところにはお金は貸せない。その旨を相手様に丁寧に申し伝えるように」と言われました。

私は愕然としましたが、諦めませんでした。「この融資の効果として、義足をつけることによって、娘さんの生活や、また人生は激変します」と熱弁を振るいました。何度も粘って説得しました。しかし、融資の結果は変わることなく否決でありました。

私は再度食い下がりました。「困っている人になぜ融資ができないんですか」と。支店長からはこう言われました。「川添君、銀行は慈善事業をやっているわけではないんだよ。そんな

にどうしても貸したいのなら、君のお金を貸してやれ」と言われました。「銀行は貸さない」と言われました。まだ入行して数年しかたっていない私が、100万円の貯金など持っているわけがありません。

結局諦めて、上司と一緒にその親子が住んでいるアパートに行って、母親に融資の結果を伝えて謝罪しました。母親は「分かりました」と言われて、後は何も言いませんでした。そのとき、私は、部屋にいた小学校1年生の障がいのある娘さんにも会いました。はにかんだような顔で私を見ていました。

その帰り道に上司から言われました。「川添、銀行は株式会社だから、いかに収益を上げるかなんだよ。いかに不良債権をつくらないかなんだよ」と。でも、理屈は分かっている、私は、やり場のない怒りや自分のふがいなさ、情けなさで、本当につらい気持ちになりました。打ちひしがれたそのときのことは、今でも昨日のこのように覚えています。

その後、私は、数年を経て、転勤を重ねて融資のリーダーになりました。大型の融資案件に取り組むこともできました。

一方で、バブル崩壊後の銀行の不良債権処理では、経営不振の中小・零細企業の経営者の方々への融資をお断りすることや、融資を打ち切ることもありました。また、抵当権を実行して、不動産の競売や預貯金の差押えなどの強硬手段を行いました。破産して一家離散となった事例もたくさん見てきました。

私は決してエリートではありません。ただ、苦勞している多くの県民の人たち、頑張っているけれども報われない人たち、そういう人たちに接してきたことで、その人たちの心の悲鳴やその苦悩の息遣いを誰よりもたくさん聞いてき

ました。肌身で感じてきました。そこで一番理不尽なしわ寄せを食って苦境に陥っていたのが、そばにいた子供たちであります。

県民の全ての人が幸せになる権利があります。そのために、県と県議会は全力で仕事をしていかなければなりません。子供たちの夢を実現させなければなりません。もしかしたら、先ほどのシングルマザーの女性と障がいのある娘さんとの出会いが、私の政治家としての原体験かもしれません。そういったことも含めまして、本日の私の質問は、子供をテーマに行います。

通告に従い、質問に入らせていただきます。

先日は、宮崎ひとり親家庭支援ネットワークの7団体の方々が県議会にお見えになりました。

コロナ禍を経て、ひとり親家庭の状況がますます厳しくなっており、宅配食品を希望する家庭が増えています。各NPO単体では活動に限界があるため、ネットワークをつくり、シングルマザーサポート団体全国協議会にも加盟されたそうであります。ひとり親家庭や子供たちが夢を諦めることなく実現できるような社会になるために、様々な活動を各地域で行っています。例えば、子ども食堂や宅食、DV、中絶などへの相談や支援です。

知事、言うまでもなく、ひとり親家庭の子供たちには無限の可能性が 있습니다。全ての子供たちに罪はありません。人口減少が進む中で、子供の数も半減していきます。だからこそ、支援が必要な子供たちを、そのような生活環境や教育環境から救出して、逆に宮崎の未来を担う有能な人材として育て上げなければなりません。有能な企業人や学校の教員、県庁マン、また宮崎県知事になる人材も出てくるかもしれま

せん。

県としては、今まで行き届かなかった面があったものの、今年度事業から少し光を当てていただけるのでしょうか。こういった子供の貧困対策に取り組んでいる民間団体への支援が重要と考えます。知事の認識を伺います。

続きまして、そうやって育て上げた子供たちが、高校や大学を卒業して県外に就職していきます。転入と転出の人口動態、すなわち社会増減では、2022年、15歳から29歳で、男性が1,585人の減少、女性が1,482人の減少となっております。また、全世代では、男性が620人の減、女性が1,183人の社会減となっております。

知事、県は、人口減少対策基金を活用した事業、例えばUIJターンの発信や相談、また中山間地の担い手支援などの50以上の事業を展開してきております。社会減対策を進める上で、こういった若者や女性の流出抑制に歯止めがかからない状況であります。改めて、今後どのように取り組んでいくのか、知事に伺います。

後の質問は質問者席から行います。ありがとうございます。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えいたします。

まず、子供の貧困対策についてであります。

議員の体験談を、現場の過酷な実態として、厳しい実態として、重く受け止めたところであります。

子供の貧困対策に取り組まれている民間団体の皆様には、例えば、こうした行政なり金融機関なり、既存の支援制度ではカバーされない、また手の届かないような、そのような部分まで、個々の家庭に寄り添ったきめ細やかな支援を行っていただいているところでありまして、その役割は大変重要であると認識しております。

す。

県では、こうした民間団体の活動の裾野を広げるため、貧困対策に先駆的に取り組む団体の意見を参考に、まずは人材育成等を喫緊の課題として取組を進めてきたところであります。

しかしながら、長期化するコロナ禍による支援物資の不足や、物価高騰の影響による活動経費の負担の増大に加え、今後ますます支援のニーズが高まると予想されるため、今年度から、さらに踏み込んで、子ども食堂やフードバンク、学習支援など、子供の貧困対策に取り組む民間団体の活動を支援する新規事業に取り組むこととしております。

今後とも、民間団体の活動の一層の推進を図りながら、市町村等関係機関と連携して、子供の貧困対策に取り組んでまいります。

次に、若者や女性の流出抑制についてであります。

本県では、進学・就職時における県外流出が顕著であります。30歳以降の年代を見ますと、全体として転入超過となっておりますものの、女性は男性と比較して転入者数が少なく、この結果、令和4年では、女性全体の転出超過が男性の約2倍となっております。

今後、若者や女性の県内定着を促進するためには、子育て支援のみならず、収入や労働環境が安定した雇用の場の確保など、本県で働き、暮らし続けたいと思ってもらえる魅力的な地域づくりを進めることが重要であると考えております。

このため、県におきましては、これまでも付加価値の高い産業の振興や成長企業の育成を図るとともに、「ひなたの極」の認証を通じた職場環境の改善などにも取り組んでまいりました。

新たなアクションプランでは、社会減対策をさらに強化し、ふるさと学習や県内企業に関する情報提供の充実、積極的な企業誘致を図るとともに、ワーケーションの受入れ促進など、地域の強みを生かした関係人口・交流人口の拡大にも力を入れてまいります。

これらの施策を官民一体となって推進し、社会減ゼロと、将来の人口安定化に向けた社会づくりにしっかりと取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○川添 博議員 御答弁ありがとうございます。ぜひ社会減ゼロを目指して進めていただきたいと思います。

子供の貧困対策ですが、無利子・低金利で融資を受けられる母子父子寡婦福祉資金貸付制度があります。この事業は、ひとり親世帯にとって、生活を下支えする大切な経済的支援であります。この貸付制度の貸付状況と、貸付け後の未収金の状況について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 母子父子寡婦福祉資金の貸付状況につきましては、令和元年度までは貸付件数が200件を超えていましたが、令和4年度の貸付件数は158件となっております。これは、日本学生支援機構の給付型奨学金制度が令和2年度から開始されたこと等により、修学資金及び就学支度資金の貸付件数が減少したことが主な要因として考えられます。

また、未収金につきましては、令和4年度末で約9,700万円となっているところですが、夜間償還指導や、困難な案件の未収金回収を弁護士法人へ委託する等、未収金回収に努めているところです。

母子父子寡婦福祉資金は、ひとり親家庭に対する重要な経済的支援と認識しておりますこと

から、今後とも適切な運用に努めてまいります。

○川添 博議員 ありがとうございます。この制度は、令和3年度、償還率が53%となっております。返済条件の緩和などの対応が必要ではないかと考えます。また、給付型の奨学金のさらなる活用が借入れ負担を軽減すると考えています。

現在、政府は、異次元の少子化対策として、出産・子育て支援の拡充を打ち出されております。県の取組を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 安心して出産し、子育てができる環境を整えることは、大変重要であると考えております。

このため県では、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援に取り組んでいるほか、今議会でもお願いしております、保育所等におけるおむつの負担軽減モデル事業や病児保育利用料の無償化事業など、新たな支援を通じて、子育て世代の負担軽減にも取り組むこととしております。

また、国においても、次元の異なる少子化対策の中で、全ての子供・子育て世帯を対象とする支援の拡充が検討されているところでありますので、引き続き、国の動きを注視するとともに、実施主体となります市町村とも連携しながら、出産や子育て支援の充実に取り組んでまいります。

○川添 博議員 ありがとうございます。この保育所等におけるおむつの定額利用の事業については、手を挙げたいという市町村も出てきているやに聞いております。全市町村に普及していただきたいです。

続きまして、県内のDV（家庭内暴力）の現状について、公的相談窓口におけるDV相談件

数の推移と今後の対策について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） DV相談につきましては、県女性相談所、県男女共同参画センター、市町村、警察で受け付けた合計が、令和2年度2,519件、令和3年度2,341件、令和4年度2,387件となっております。

被害者支援のためには、公的機関と民間団体との協働が重要であると認識しており、国、県、市町村、民間団体で構成されるDV被害者保護支援ネットワーク会議等において、情報交換や問題解決のための具体的な援助方針の検討などを行っているところです。

さらに今年度は、DV被害者等セーフティネット強化支援事業において、SNS等を活用した相談窓口の拡充や、緊急時に保護できる受入れ体制の整備等を行う民間団体を支援することとしております。

○川添 博議員 ありがとうございます。DV事案については、警察も含めた相談件数でしか全体像の傾向がつかめないわけですが、今、部長は、令和4年度は2,387件と言われました。8年前の平成26年度では、1,571件の相談件数です。依然、警察も含めた相談件数は、コロナ禍もあって、高止まりしている状況と言わざるを得ません。特に子育て世帯のDVについては、とても健全な教育環境や子育て環境になり得ないと思います。引き続き、問題解決のために具体的な援助方針の御検討を要望いたします。

続きまして、人工妊娠中絶についてであります。

全国ワーストの本県の人工妊娠中絶は減少しているのでしょうか。様々な理由により、中絶せざるを得ないとは思いますが。産みたくても産めない、苦渋の判断もあるのではないでしょう

か。その理由が経済的な理由や、また支援によって出産につながるケースもあるのではないのでしょうか。人工妊娠中絶率の現状と改善に向けた取組について、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長（川北正文君） 国の衛生行政報告例によりますと、本県の人工妊娠中絶率は、依然として全国平均より高い状態が続いております。

このため県では、産科等の医療機関での家族計画指導、女性専門相談センター「スマイル」や保健所における女性特有の悩みに対する相談対応、また、妊娠・出産の正しい知識を身につけてもらうため、若い世代を対象にした大学生によるピアカウンセリングや、助産師による健康教育を実施してまいりました。

今後は、中学・高校の各世代に応じた、よりきめ細かな啓発を工夫しますとともに、妊娠・出産に関する相談機関の合同会議の開催などを通じ、各部局や市町村、関係機関との連携を強化しながら、人工妊娠中絶率の改善に向けた取組をしっかりと進めてまいります。

○川添 博議員 ありがとうございます。改めて、気軽に相談できる体制の再構築が必要ではないかと考えております。

続きまして、高校生や大学生の海外留学支援についてであります。

日本の国際競争力が低下していると言われて久しいわけですが、これほどグローバル化の波にさらされて、燃油や物価高騰、また食料安全保障やエネルギー安全保障など、本県にも深刻な影響を及ぼしています。また、県産品の海外輸出なども含めて、よりグローバルな人材が求められています。

モチベーションの高い子供たちへの支援として、高校生の海外留学支援事業の目的及び概要

について、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） G7宮崎農業大臣会合では、高校生の取組が高い評価をいただいたところであり、この成果を一過性のものにならないためにも、世界を視野に入れた人材の育成に力を入れてまいります。

今議会にお願いしております本事業では、高校生80名を欧米やアジアに派遣し、大学での講義や高校での体験活動等を通して、現地で実践的な研修を行うとともに、個人で海外研修を希望する高校生100名に対し、留学費用の一部を支援します。

また、中高生を対象に、県内にいながら留学に近い体験のできる宿泊研修「ひなたグローバルキャンプ」や、海外留学への参加意識を高めるための保護者も含めた「留学支援フェア」を開催します。

本事業を通して、広い視野を持った、地域や県内企業を支える、今後の宮崎の変革に寄与する人材を育成してまいります。

○川添 博議員 ありがとうございます。これは短期留学ではありますが、アメリカのハーバード大学などの有名校にて、英語での授業を受けるとのことです。3か年のすばらしい事業です。ぜひその効果も検証して、今後の人材育成事業につなげていただきたいと思います。

また、今後、県内の大学生についても、海外留学を希望しているものの、経済的に実現が難しい学生が多いと聞いています。ぜひ知事、大学生の海外留学の支援を国に要望していただきたいと思います。

続きまして、大規模災害の防災対策についてであります。

360年前に外所地震で被災した宮崎市木花地区の出身議員である私としましては、日頃の大規

模災害の減災・防災対策としての自助・共助・公助の取組を注視せざるを得ません。

改めて外所地震の話であります。

時は1662年9月19日の夜であります。今から360年ほど前のことであります。日向灘沖を震源地として、マグニチュード7.6以上、震度6強、有史以来、最大級の日向灘地震が起きました。当時の日向国、大隅国、特に現在の宮崎市の沿岸部、特に木花地区に巨大津波が押し寄せ、甚大な被害が発生いたしました。

被害状況は各資料によって様々ですが、宮崎県大百科事典によりますと、死者200人、家屋損害3,800世帯、7つの村が水没し、木花地区の島山集落だけが残ったと記載されています。その際、激しい引き潮により、外所村は集落丸ごと海中に引きずり込まれ、陥落しました。今でいえば、木花の総合運動公園の辺りと言われています。

南海トラフ地震の津波被害が想定されており、本県にも、多数の死者を含めた甚大な被害が想定されています。一人でも多くの人命を救うために、日頃から防災・減災の意識を高めるためにも、準備や啓発に取り組むことが県や県議会の使命であると考えます。

大規模災害での減災対策として、特に日頃の自治会や自主防災組織で行われる防災訓練や避難訓練の取組がとても重要かと思えます。地域の自主防災組織で行われた防災訓練の実施状況を危機管理統括監に伺います。

**○危機管理統括監（横山直樹君）** 自主防災組織は、地域住民が自分たちの地域は自分たちで守るという共助の意識に基づき、自主的に結成するもので、防災知識の普及・啓発や災害時を想定した避難訓練、避難所運営訓練などの防災活動に取り組んでいただいております。

昨年度、県内2,308の自主防災組織で行われた防災訓練は、消防庁統計の速報値によれば、530回となっております。

なお、コロナ禍前の平成30年度は、2,027の自主防災組織で1,750回実施されております。

**○川添 博議員** ありがとうございます。避難訓練で大事な役割を担っているのは、自治会と自主防災組織であります。ぜひ防災訓練の実施状況や活動状況の実態を把握して、改めて啓発の徹底をお願いいたします。危機管理局が、全ての部局、さらに県内全ての市町村と連携して、本腰を入れて、引き続き、より一層の取組をお願いいたします。

南海トラフ地震等の大規模災害が起きた直後に、逃げ延びた方々が身を寄せる避難所が指定されています。私の地元でいえば、木花中学校の体育館などです。こういった場所は、やや高台にあるために、被災者のサポートが可能であるということでもあります。こういった避難所は県内に幾つもあると思います。

また、災害直後は、県や市町村の担当者、また自衛隊なども、すぐには駆けつけられません。そこで、近隣の自治会の方々が、避難所の運営を自主的に、臨時的に行う準備をしています。毛布や水などの支給や、住民の中にいる医者や看護師による応急手当などです。

大規模災害発災後の避難所が指定されていますが、地域での避難所運営訓練を促進するために、県としてどのように取り組んでいるのか、危機管理統括監に伺います。

**○危機管理統括監（横山直樹君）** 県では、地域・企業等が行う避難所運営などの訓練に対しまして、市町村が実施する補助への支援のほか、市町村や防災士ネットワークと連携し、地区防災計画や避難所運営マニュアルの作成に対

する支援を行っております。

昨年度は、これらの事業により、5市町の自治会等で訓練が行われたところです。

また、昨年11月の県の総合防災訓練においても、日南市と串間市で避難所運営訓練が実施されており、今年度は高鍋町で同様の訓練を実施する予定です。

今後とも、市町村や防災士ネットワークと連携しながら、地域での避難所運営訓練の促進に努めてまいります。

**○川添 博議員** 南海トラフ地震は、29都府県に被害が及ぶことが予想されます。甚大な被害が広域に及べば、本県への救助や物資などの支援が、3日目、4日目以降のいつなのか、全く約束されたものではないというのが専門家の説です。南海トラフ地震は規模が大き過ぎて、自衛隊は本県まで十分に手が回らないことが予想されるということでもあります。

自助・共助、すなわち個人や自治会の防災意識を高めるためにも、公助である県や市町村が、避難訓練や避難所運営訓練などに日頃から積極的に関わり、指導していくことが肝要であると考えます。

指定された避難所運営のガイドラインが策定されております。自主防災組織や自治会による避難訓練や、また災害発災後の避難所運営の訓練などを、県と市町村が連携して、より積極的に実施を啓発していく必要があると考えます。他力本願では、私たち県民とその子供たちの命は守れません。ぜひ、県の根本から発想を変えた、市町村と連携したマニュアルの再構築と大規模災害対応への積極的な取組を、知事、よろしく願いいたします。

続きまして、農政問題であります。

御承知のように、昨年末に公表された令和3

年の本県の農業産出額が、過去最高の全国第4位となりました。農業は本県の基幹産業であることはもとより、ロシアのウクライナ侵攻以降、世界的な食料問題がクローズアップされる中で、全国に食料を届ける本県の役割は、日増しに大きくなっていると考えます。

このような中、4月にG7宮崎農業大臣会合が開催されました。本県が誇る農林水産物や心の籠もったおもてなしに対して、各国の大臣から大変な好評をいただいたと聞いております。一県民として、非常に光栄に感じた次第です。

また、会合では、まさに今、世界が直面している食料問題や農業の持続可能性について、各国の議論が交わされたと聞いております。全国を代表する食料供給基地である本県において、世界的な注目を集めるこれらのテーマについて議論されたことは、本県農業の未来にとっても大変意義深いことだったと考えます。

6月補正予算案においても、「グリーン成長で環境を守り、地域経済を伸ばす取組」に重点的に取り組むとありました。世界的に情勢が不安定な中、本県が将来にわたって食料供給基地としての役割をしっかりと果たしていくためにも重要であり、G7宮崎農業大臣会合の開催を踏まえ、本県農業を新たなステージに成長させていくためにも、時宜を得た取組ではないかと考えております。

そこで、G7農業大臣会合の開催地として、G7宮崎農業大臣会合の開催を本県農業の成長にどのようにつなげていくのか、知事に伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** G7宮崎農業大臣会合では、食料安全保障の強化に向けた農業の生産性向上と持続可能性の両立などについて議論がなされ、国内農業資源の持続的な活用などを定



めた行動宣言であります「宮崎アクション」が採択されたところであります。

会合の開催地でもあり、全国有数の食料供給基地でもある本県としましては、本会合の開催を契機としまして、この「宮崎アクション」の具現化に向け、全国に先駆けて取り組んでいきたいと考えております。

このため、スマート技術の導入など、引き続き生産性の向上に取り組みながら、民間企業等と連携した技術革新による畜産バイオマス発電など、地域資源の有効活用や、環境に優しい有機農業の拡大などの取組を加速化し、本県農業のグリーン成長にも挑戦してまいります。

これらの取組を通じて、本県農業が持続性という観点でも全国のモデルとなるよう、しっかり取り組んでまいります。

**○川添 博議員** 御答弁ありがとうございます。本会合の開催を一過性のもので終わらせるのではなく、本県農業の成長に結びつけることを期待しております。

次に、今、知事から、畜産バイオマス発電という発言がございました。本県は、農業の中でも畜産が特に盛んであり、全国有数の家畜の飼養頭数、飼養羽数を誇りますが、これに伴い、家畜ふん尿も大量に発生します。将来にわたり、持続的に畜産を発展させていくためには、家畜ふん尿を適正に処理し、有効利用を図っていく必要があると考えます。

畜産バイオマス発電は、家畜ふん尿の燃焼やメタン発酵などにより発電し、エネルギーを創出する取組であることから、家畜ふん尿の有効利用のみならず、資源循環の観点からも重要な取組であると考えております。

そこで、畜産バイオマス発電の普及促進に向けた県の取組について、農政水産部長に伺いま

す。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 本県における畜産バイオマス発電は、持続可能な農業・食料システムを構築していく上で大変重要であります。

このため、県としましては、未来につなぐ畜産バイオマス利活用支援事業により、これまで利用してきた鶏ふんに加え、牛ふんを燃料とした発電の可能性調査や、メタン発酵後の副産物である消化液の肥料効果の検証等に取り組んでおります。

また、本年4月には、本県で初となる集中型バイオガス発電による資源循環システムの実現に向け、民間企業等と連携協定を締結し、事業化に向けた取組を始めたところであります。

これらの取組を通じて、畜産バイオマス発電の普及を促進し、家畜排せつ物の有効活用を進めることで、本県の畜産の振興につなげてまいります。

**○川添 博議員** ありがとうございます。ぜひ資源循環型農業に取り組んでいただきますようお願いいたします。

次に、農業産出額の増加に向けた取組であります。

冒頭申し上げたとおり、本県の農業産出額は全国第4位と、自他ともに認める農業大国であります。

しかしながら、昨今の物価高騰による生産コストの上昇が、農家の経営を直撃しております。これから経営発展を目指す若く意欲ある農家においても、先行きへの不安から、規模拡大をちゅうちょする方もいらっしゃいます。

私は、意欲ある生産者に積極的に投資し、経営発展を促すことで、本県の農業産出額はさらに上を目指すことができるという強い思いを

持っております。

今回の6月補正予算案の中でも、「力強い産業の創出・地域経済の活性化」の中で「稼げる農林水産業への成長促進」を掲げておられます。

物価高騰などにより厳しい中でも、規模拡大など、意欲ある農家を支援する必要があると考えますが、今回の6月補正予算においてどのような支援を行うのか、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 議員御指摘のとおり、物価高騰により、農業を取り巻く情勢は厳しい状況が続いておりますが、そうした中でも、省力化や効率化、経費削減などの経営体質強化を促し、意欲ある農家が規模拡大に取り組みやすくすることは重要であります。

このため県では、今議会において農地の集積・集約を加速するため、農地の貸付者へ協力金を交付する事業をお願いしております。

また、畜産においても、肉用牛肥育農家における飼料費を削減し、出荷頭数を増加させるための早期出荷を支援する事業をお願いしているところでございます。

県としましても、現場の声にしっかりと耳を傾けながら、生産基盤の強化に取り組んでまいります。

**○川添 博議員** ありがとうございます。本県農業をさらに発展させるために、現場の前向きな農家が意欲を失わないよう、御支援をよろしくお願いいたします。

続きまして、地元の橋梁建設についてであります。

県道学園木花台本郷北方線にかかる山下工区の橋梁建設についてであります。橋の建設ですね。

宮崎市の学園木花台から清武川を渡り、宮崎第一高校へ抜ける県道学園木花台本郷北方線の山下工区、橋梁を含む新設道路の整備事業であります。地元の長年の要望事項であります。

近年、特に通勤ラッシュ時には、県道中村木崎線の木崎橋をはじめとして、近隣の橋の渋滞が顕著であり、近隣住民には御不便をさせていただきました。また、近隣の橋梁もかなり老朽化していることから、完成すれば、災害時には、避難や輸送ルートとしても重要なインフラとなります。

また、空港や高速道路へのアクセスもよいことから、地元の長年の悲願でもあります。

昨年度、用地買収が終わったとのことですが、山下工区の進捗状況について、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（原口耕治君）** 県道学園木花台本郷北方線につきましては、宮崎学園都市と国道220号を連絡し、高速道路や空港などへのアクセス性の向上に加え、宮崎市南部地域の渋滞緩和などに寄与する重要な路線であります。

このため、清武川を渡る約400メートルの橋梁を含む1,120メートルの区間を、山下工区として平成26年度から事業に着手しており、これまでに、地元の御協力により、全ての用地を取得するとともに、交差点改良などを実施したところであります。

また、昨年度からは、橋梁の下部工事を進めており、今年度、新たに3基の橋脚工事に着手することとしております。

今後とも、必要な予算を確保し、早期整備に向け、取り組んでまいります。

**○川添 博議員** ありがとうございます。橋の長さが400メートルとなり、大工事ですね。昨年度から下部工事に取りかかっていたいただい

て、今年度、いよいよ3基の橋脚の工事に着手していただけるとのことです。

橋梁の建設は、夏場は河川増水のリスクが高く、施工時期が限られることもあるため、恐らく工事期間は、6年以上の期間を要すると思います。また、資材高騰の折で、橋梁建設費用も当初計画を超える工事額になろうかと思いますが、予算確保に御尽力いただき、1年でも前倒しで完成にこぎ着けるよう、地元の声を代弁して、心から要望いたします。

続きまして、宮崎空港のそばを通る国道220号宮崎南バイパスの横を流れる蠣原川の浸水対策についてであります。河川管理者としてどのように取り組んでいるのか、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（原口耕治君）** 蠣原川は清武川の支川であり、洪水時に清武川本川の水位が上昇すると、蠣原川の水が排出できずにあふれるため、農地が広範囲にわたって浸水している状況にあります。

このため、清武川との合流点付近には、農地保全を目的に、宮崎市が管理している排水ポンプ場が整備されております。

河川管理者としましては、排水ポンプ場へのスムーズな水の流れを確保できるよう、河道内の堆積土砂を継続的に除去しており、本年4月には地元の皆様と現地調査を行い、新たに確認された堆積土砂についても、速やかに除去することとしております。

今後とも、宮崎市や関係機関と連携を図りながら、適切な維持管理に努めてまいります。

**○川添 博議員** ありがとうございます。隣接する農地の浸水対策として、川の流れを確保するために、堆積土砂の除去を進めていただきますよう要望いたします。

最後に、この蠣原川に最近カモがすみ着いておりまして、近隣の水田の水稲の被害が発生していると聞いております。鳥獣被害として、今後、現状を調査して対策を講じていただきたいのですが、その状況について、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 国が実施しております「野生鳥獣による農作物被害状況調査」によると、令和3年度の本県の水稲の被害額は、合計で約7,500万円となっております。

被害のほとんどは、イノシシや鹿、猿によるものですが、御質問のカモによる水稲の被害額は約50万円となっております。

野生鳥獣被害は、農家の営農意欲の減退を招くなど、被害額として表れる以上に営農に深刻な影響を与えることから、県としましては、市町村と連携しながら被害把握に努め、動向を注視しながら適切に対応してまいります。

**○川添 博議員** ありがとうございます。ぜひよろしくお願いいたします。

以上、今回の私の質問は、子供の貧困や子育てをしているひとり親支援、また子供たちの命を守る大規模災害への対策、そして子供たちの食を確保する宮崎の農業などを伺いました。最後の橋梁や河川の浸水対策も、地元の子供たちの命を守る事業であります。全て子供がテーマの質問であります。

人口減少社会の将来予測ですが、宮崎県の令和2年時点の人口107万人は、80年後の2100年には、何と約40万人になるとの推計が出ています。実際には、この推計よりも、さらに前倒しで人口が減少していくことが予想されます。80年後には、県民人口は半減してしまうわけです。さらに高齢化率も高まる中で、いかに就業人口を確保して人材を育成していくか、そして

持続可能な社会をつくっていくか、そういった取組を次世代の子供たちに継承できるか、私たちは重い課題を突きつけられております。

現在の政府の財源や権限、また規制などを大幅に地方に移譲するような抜本的な改革、国の根幹から変革することが必要だと考えております。全国知事会副会長にして、地方税財政常任委員長であられる知事の手腕に大いに期待をしております。私も微力ながら果敢に取り組んでまいりたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

**○日高博之副議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時41分休憩

---

午後1時0分再開

**○濱砂 守議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、福田新一議員。

**○福田新一議員**〔登壇〕(拍手) こんにちは。私は、北諸県郡三股町選出の福田新一と申します。県議会で初めての一般質問です。どうぞよろしく願いいたします。

三股町の県議会議員は1人ですので、少しばかり三股町の紹介をさせていただきます。

三股町は、面積110平方キロメートルで、約70%が山です。扇状地の都城盆地です。基幹産業は農業です。地形がハートの形に似ているので、平成28年から「ドキドキみまた」のフレーズとともに、ハート型のロゴが作成されました。三股町の動画を見ていただければ、もっと明るい紹介が流れております。

人口は2万5,000人。僅かですけれども、人口

は今も増え続けております。この人口割合に特徴があります。15歳未満の年少人口割合が、宮崎県の割合が13%に対して、三股町は17%と断トツに高い割合を示しています。年少人口率の割合が高いということは、中学生以下の人口割合が高いということです。後ほど、このことにも触れたいと思います。

また、別に関係はありませんけれども、私は、昭和29年12月30日生まれで、三股町町立病院設立の第1号の誕生なのです。

町議会においては、毎回、一般質問において、通告番号と氏名を名乗った後、今の心境を短歌で歌っていました。今回、県議会でも続けていきたいと思います。

初めて宮崎県議会に立つ場面ですから、私は迷わずこの歌を選びました。宮崎空港近くの宮崎特攻基地慰霊碑掩体ごうにあります永峰肇飛行兵長の石碑です。

「南海にたとへこの身ハ果つるともいくとせ後の春を想へば」

19歳で特攻戦死された方の歌です。

「南海にたとへこの身ハ果つるともいくとせ後の春を想へば」

こうして今生きていることを喜び、先輩たちの願いを少しでもかなえられればと、気の引き締まる思いでここに立っています。

それでは質問に入ります。知事の政治姿勢についてです。

昨年12月に、河野知事は4期目の選挙戦へ挑まれ、大変厳しい戦いでありましたが、見事当選されました。本当におめでとうございました。

私は当時、自由民主党三股支部において支部長を拝命していましたから、出陣式をはじめ、様々な場面で知事の4期目にかける思いを聞く

機会がありました。中でも、アズムホールでの帰陣式は感動ものでした。

選挙中に事故に遭われたウグイス嬢が「最後の日に、とにかくもう一回マイクを握らせてください」と志願して来ていただいたこと、紹介と同時に、彼女は顔を伏せてしまいました。

また、知事は、「私はこの選挙期間中、ずっとこれを握りしめて運動を続けました」と言っ、何を出されるかと思ったら、ポケットの中から白いお守りを取り出されました。私は胸が詰まりました。

あの優しくて熱い思いに、今もなお温度差のないことを確認したい気持ちと、県民に明確にその思いを示していただきたいと思い、質問させていただきます。

昨年の知事選の中で知事は、知事としての任期を重ねると、知事会等の場において重い立場を任されることもあり、「自分は4期目こそ旬のときである」と、河野俊嗣の「俊」とをかけて、「旬のときである」とアピールされていました。

実際に、知事の全国知事会における立場は、これまでの地方税財政常任委員長に加えて、今年の4月から副会長に就任されました。

そこで、知事会等で発言力の増した知事として、いかにリーダーシップを取って、地方のため、ひいては宮崎県のためにどのように取り組んでいくのか、知事の考えをお伺いいたします。

壇上からの質問は以上とし、後は質問席から質問させていただきます。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

私は、知事としての任期を重ねる中で、令和2年11月に、本県知事としては初めて全国知事

会の地方税財政常任委員長という要職を任せられ、一昨年には、政府税制調査会の特別委員及び国土強靱化に向けて議論を行います有識者会議「ナショナル・レジリエンス懇談会」の委員にも就任をしました。そして、今年4月には、全国知事会の副会長に就任したところであります。

国と地方に関する政策決定の最前線で仕事をさせていただく中で、知事会における役割や存在感、そして国に対する発言力、影響力も強まってきているものと感じております。

防災・減災、国土強靱化対策や新型コロナ、物価高騰などに対応した臨時交付金の増額なども、地方を代表して国に強く要請するという役割を担うこととなり、実現にも一定の貢献ができたものと考えております。

本県におきましては、人口減少問題、激甚化する自然災害をはじめとした危機事象への備え、デジタル化への対応など、重要課題が山積しております。

今後とも、こうした全国知事会等の活動を通じて、地方における政策形成をリードしていく立場で、本県をはじめとする地方の実情をしっかりと届けていくとともに、私自身がこれまで築き上げてまいりました、国との太いパイプなども活用することによりまして、地方の声の施策への反映、ひいては宮崎県のさらなる発展に寄与できるよう精力的に取り組んでまいります。以上であります。[降壇]

○福田新一議員 私は議員になる前に、熊本の平田機工という会社に勤めており、その後は都城のブンリという会社に在職しておりました。半導体企業の取引にも携わっておりました。その中で、私の元同僚から熊本県の現状についてよく聞いております。

熊本県は、御存じのとおり、T S M C（台湾積体回路製造）の進出などで、目覚ましい発展を遂げようとしています。台湾側がなぜ熊本を選択したのか。それは、阿蘇の水、土地、人の三拍子が決め手だったと聞いています。従業員3,000人をそろえ、来年ぐらいに立ち上がる予定です。即座に、物流関係をはじめ、倉庫等が必要になってくるものと予想されます。

隣県の宮崎県として、ある意味では、共に発展を遂げるチャンスだと思います。どのように企業立地を進めていくのか、知事に伺います。

○知事（河野俊嗣君） 半導体につきましては、国家的な事業として、国内製造基盤の拡大が進められております。T S M Cをはじめとする半導体関連企業の投資活発化の動きは、本県への新たな投資や県内企業の取引拡大にもつながるものと考えております。

また、九州知事会としましても、九州シリコンアイランドの復活を目指して、しっかり力を合わせていこうと、そのような議論もしております。

本県では、昨年度、半導体関連企業の立地認定を4件行ったところであります。東九州自動車道などのインフラ整備等が進み、投資環境の充実が図られておまして、この機を捉えて、企業の投資意欲をさらに取り込んでいくことが重要であろうかと考えております。

このため、県としましては、今年度、重点的に誘致に取り組む分野に半導体関連産業を追加し、支援制度を充実し、立地企業へのインセンティブ強化を図ることとしております。

今議会に提案しておりますが、また新たな取組としまして、本県の立地環境をPRする動画や外資系企業向けのパンフレットも作成し、積極的なプロモーション活動を展開するなど、よ

り戦略的に企業立地に取り組んでまいります。

○福田新一議員 ありがとうございます。インフラ整備、そしてまた、重点的に半導体関連産業の追加、支援制度と、誘致に取り組むということです。本当に期待したいと思います。P D C A（プラン・ドゥー・チェック・アクション）のサイクルを活発に回転させ、ぜひ効果を見せていただきたいと思います。

私も、40年間の企業生活において、企業本質の利益の追求の下、体得したのは、現場を知り、現物を確かめ、現実を見極める、現場・現物・現実の三現主義でした。

知事の政治姿勢の4本柱の中に、現場主義とうたわれています。県民と膝を突き合わせて、県内の現場の声を聞くことを計画されると、県民と知事との距離が大きく縮まると感じます。4期目に当たり、知事として現場の声にどう向き合っていくのか伺います。

○知事（河野俊嗣君） 私は知事就任以来、課題解決のヒントは現場にあるという強い信念に基づきまして、一貫して徹底した現場主義で取り組んでまいりました。対話と協働による県民本位の県政運営に全力を尽くしてきたところであります。

知事とのふれあいフォーラムなどを通じまして、地域住民の皆様が抱える様々な課題について議論を交わす。また、プライベートも含めて、積極的に県内各地に足を運びまして、私自身の目で現場の実情を把握し、地域の皆様の御要望や御意見に耳を傾けることにより、施策に反映してきたところであります。

議員御指摘の三現主義、これも大変すばらしい視点であろうかと受け止めたところでございます。さきの選挙でも県内をくまなく回り、将来に希望の持てる県にしてほしいという切実な

声というものを全身で受け止め、今アクションプランも含めて、施策を実現化しようとしているところでございます。

今後の県政運営に当たりまして、より積極的かつ丁寧に県民の声を酌み取っていく、そして、これまで以上に県内各地の現場に飛び込んで、県民の皆様と膝を突き合わせて議論を交わしていく、その実情を直接肌で感じ、様々な声に真摯に耳を傾けることによって、県民の皆様一人一人に寄り添う、そのような県政にしっかりと取り組んでまいります。

**○福田新一議員** 知事、本当にそうされたら、もっと県民と近づいて、うんと回転も速く、いい宮崎県をつくり上げられると思います。

次の質問に行きます。宮崎牛の生産・育成の課題対策についてです。

ロシア、ウクライナ紛争に端を発し、中でも配合飼料高騰に酪農・和牛生産・肥育農家は悩まされています。おおむね話題になるのが補助金対応です。

ところが、今回6月補正予算事業として、みやぎきの新たな肉用牛肥育体系確立事業という1,400万円の事業が上がってきました。私は意外なところに注目されたなと感心しております。配合飼料が高騰するなら、早期出荷技術に新たに取り組むことで、2か月間の肥育期間を短縮し、配合飼料を与える時期を短くすれば、必然的に飼料代の出費が抑えられるというものです。

このような生産コスト低減に向けた取組が重要と考えますが、本事業の概要について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** みやぎきの新たな肉用牛肥育体系確立事業は、肥育農家の経営において、肥育牛の出荷を早めることで、生

産コストの3割以上を占める飼料費を低減させ、飼料価格の高騰が常態化する状況においても、安定した経営を図るために実施するものであります。

具体的には、一般的に約20か月である肥育期間を2か月短縮する、新たな肥育技術を導入する生産者を支援するものであります。

この取組によって、飼料費の削減はもとより、肥育牛の回転率が向上し、年間の出荷頭数の増加が可能となりますので、肥育経営の安定化が図られるものと考えております。

**○福田新一議員** 肥育期間の短縮により、飼料代が低減され、肥育経営の安定化にもつながる、とてもいい取組だと思います。しかしながら、新しい技術の導入に当たっては、当然リスクがあるのではないかと思います。

そこで、肥育期間を2か月間短縮する際の肉質の品質レベル、要するに2か月短くして飼料代は浮くんですけども、その成長する分に問題はないか、考えられる課題と対策について、農政水産部長にさらに伺います。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 従来の肥育期間を2か月短縮し、18か月とすることにより、飼料費が削減できる一方で、御質問にありましたとおり、枝肉重量の減少や肉質の低下が危惧されます。

このため県では、畜産試験場における試験研究や生産現場での技術実証を行いながら、新たな肥育技術を確立するとともに、その技術を肥育農家が習熟できるよう、普及に努めていくこととしております。

また、昨年の全国和牛能力共進会の肉牛の部では、本県は18か月未満の肥育期間で出品し、その優れた肉質が評価され、内閣総理大臣賞を獲得しましたので、これらの事例も参考にしな

がら、新たな肥育技術の確立に努めてまいります。

**○福田新一議員** 課題も予想されることから、畜産試験場での試験研究と同時並行ということですので。しっかりと取り組んでいくとのことですので。肥育期間の短縮技術が確立されることを期待します。

ただ、今、回答のあったように、俗に言う全共に出品された肉牛というのが、実際は肥育期間18か月未満ということで、優秀な成果を上げていますので、ある程度のめどは立っているかなと想像いたします。

それでは、実際に肥育期間の短縮技術が確立された場合、その普及・啓発にどのように取り組むのか、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 今回の肥育期間の短縮を含めた新たな肥育技術の普及・啓発においては、生産者の不安を払拭することが何よりも重要であります。

このため、肥育期間短縮に向けた技術実証において、畜産試験場や農業改良普及センターをはじめ、JA等の関係機関も一体となってデータ収集や分析を行い、その結果を肥育農家にも分かりやすい形でマニュアルとして取りまとめることとしております。このマニュアルを、技術講習会や巡回指導を通じて、産地に広く普及させてまいります。

**○福田新一議員** 肥育期間の短縮技術が確立され、そうなること、生産者の不安を払拭するのは大変大事なことかと思えます。的確な御指導をよろしく願いいたします。

鹿児島県で開催された5年に一度の和牛の品評会、全国和牛能力共進会（全共）の内閣総理大臣賞を鹿児島県と宮崎県が受賞しました。種牛の部と、枝肉の仕上がりを評価する肉牛の部

と、それぞれ日本一に輝きました。そういう背景にある本県です。このような中、配合飼料価格の高騰が大きな問題となっています。

そこで、我が国の飼料用穀物の輸入状況について、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 我が国では、国内で使用する飼料用穀物全体の約9割を輸入に依存しており、国の貿易統計によりますと、令和3年度は、アメリカ、ブラジル、オーストラリアなどから1,327万トンを入力しております。

このうち、1,163万トンがトウモロコシで、その輸入相手国は、アメリカ、ブラジルなどとなっております。

**○福田新一議員** 飼料用穀物全体の9割が輸入、そして、その9割がトウモロコシであるという実態の説明が今ありました。

米の価格が、30キロ当たり7,500円が6,500円、6,500円が5,500円と、ここ3年間で1,000円ずつ下がっています。理由は「米が余っているから」と堂々と説明されるわけですがけれども、肉牛用として飼料用米を配合飼料の代わりに利用できないのか、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 国の研究機関のマニュアルによりますと、肉牛用の配合飼料の原料の30%を飼料用米に代替えすることが可能とされております。

高騰する配合飼料の代わりに飼料用米を利用することは、畜産農家の生産コストの低減に加え、生産性の高い水田営農の実現にも大変重要であります。

このため、県としましては、令和9年産の飼料用米を1万トン生産するという目標を掲げて取り組むとともに、飼料用米の利用の拡大を図り、持続可能な畜産経営の実現につなげてまい



ります。

**○福田新一議員** 今までの流れをちょっと整理してみますと、配合飼料価格の高騰というので入ったんですけれども、そのいい手だてとしては、例えば育成する日数を短縮して、混合飼料を使うのを減らす。さらには、今、配合飼料の中身を分析してみますと、90%は輸入、ましてや90%がトウモロコシとなったときに、今言われましたように、30%でも飼料用米が使えるとなりますと、宮崎県にとっては、牛のエネルギー源として飼料用米が使えるということは、地元のWCSとは違って、飼料用米が同じ宮崎県で供給できるということになりますので、行く行くは宮崎県独自のSDGsにもつながるぐらいいいことです。

輸入に頼ってばかりの配合飼料が、同じ日本一の肉質を出す宮崎県にて供給できる。そういう何か風穴が空き出したような気がするんですけども、これは私だけの考え方かもしれません。私は今回、この質問に対しては、いつも配合飼料というと高だけで終わっていたのが、自分のところで余っている米は利用できないのかと考えたときに、このような質問を投げたわけです。非常に何か明るい流れになってきたなと感じます。将来の方向づけができたような感じがいたします。

飼料の輸入依存度の低減に向けて、どのような取組を行っているか、農政水産部長、お願いいたします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 近年の不安定な国際情勢を背景に、飼料価格の高騰が常態化する中、飼料の輸入依存度の低減を図ることが大変重要であると認識しております。

このため県では、耕種農家と連携したWCS用稲の推進や、飼料用米等の生産・利用に必要

な施設・機械の導入支援など、自給飼料の安定確保に向けた取組を進めてきたところです。

また、本年度から実施する地域連携による資源利用拡大推進事業により、地域ぐるみでの耕畜連携をさらに強化するため、畜産農家と耕種農家が一体となって構成するコンソーシアムに対して、飼料用米等の保管庫や粉砕機などの整備を支援するなど、飼料用米や稲わら等の生産や利用のさらなる拡大を図ってまいります。

**○福田新一議員** 今、最後に出ましたような、飼料用米や稲わらまでも、生産、利用拡大を図っていくということについては、ますます本当にSDGsに近いような動きをしてくるんじゃないかというような感じがいたします。少し先は、宮崎県から本当に明るい兆しが見えてくるような気がいたします。

次の質問に行きます。子育て支援策についてです。

我が地域の三股町の人口割合において、若者が多いというのは喜ばしいことです。

先日、三股町米丸教育長と話す機会がありました。「三股中学校の令和5年の生徒数は940名です。県内一の生徒数で、マンモス校です。再来年の令和7年には、ついに1,000人を超える予定です」と言われていました。

人口減少対策などが大きなテーマになっている中、いろいろとこの内容は興味のある分野だと思います。

三股町は6つの小学校があり、それらの小学校に通う児童は、基本的に三股中学校へ進学します。ですから、先ほど、再来年の中学校は1,000人を超える予定だと言われた裏には、現在の小学校5年生の児童数を調べれば、令和7年度の中学生のおおよその生徒数が予想できるということです。

この感覚で、今度は小学校に入学する児童数は何名か、幼稚園、保育園に入園する園児は何名かと考えながら、その地域の学びやに通う子供を確保していくことが、行き着くところ、自治体の子育て支援策となるのかなという気もいたします。

このような中、2023年4月から都城市が保育料完全無料化に踏み切りました。先日、別の議員からも質問が上がっていましたが、まさに私が紹介しているのは、自治体間で本当に起こっている現実です。

隣の三股町の話です。三股町の保育園に通っているアパート住まいの家族が、当初は三股町に我が家の建設を手配していました。ところが、隣の都城に住めば、今の町内の保育園に通いながらも、市の政策により、保育料が無料になるというわけです。慌ててその家族は、三股町での建設をキャンセルし、都城市での建設に切り替えました。このような事例が数件発生しています。

また、聞くところによりますと、鹿児島県も隣にありますから、鹿児島県もそういうような事例が出ていると聞いております。もちろんそういう家族の子供は、小学校は都城の小学校に通うことになるでしょう。保育料が無料だから都城に住んで、保育園は三股町に通わせる。このような事態が生まれてきています。

慌てて三股町は、「ベビーファースト」と銘打って、第1子の保育料の無償化を打ち出しました。しかしながら、問題は財政です。都城はふるさと納税により運営できます。一方の三股町のふるさと納税は、県内でも後ろから3番目か4番目です。ですから、今度は慌ててふるさと納税に力を傾けています。

「子供は宝」といって、いろいろと事業や施

策が検討される中に、自治体同士で子供の取り合いが始まると、肝腎な幼児教育の本質を見失ってしまいます。県、国として、迷いのない一貫した考えを出すときだと考えます。

そこで、保育料無料化などの主要な子育て支援策については、自治体間で格差が生じないことが望ましいと思いますが、知事の考えをお伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 少子化や人口減少が加速する中、自治体間が切磋琢磨しながら、出産や子育てに関する支援の充実を図ることは重要であると考えますが、一方で、財政力によって地域間格差が生じることには問題があるかと考えております。

今、県内における、ふるさと納税を背景とした問題について御指摘がありましたが、都道府県レベルでは、東京都とそれ以外の地方というようなことでの問題というものも生じております。したがって、偏在のない地方税財政の仕組みをつくっていく、そのことも非常に重要であるということに併せて、議員御指摘の子供の保育料や医療費の無料化など、財政負担の大きい包括的な仕組みづくりにつきましては、国において全国一律での実施を図るよう、これも全国知事会等を通じて要望を行っておりますほか、本県単独でも「みやぎきの提案・要望」の中で繰り返し要望しているところであります。

子育て支援策の充実に向けては、地方自治体と国とが車の両輪となって進めていくことが必要であると考えております。現在、国が検討しております次元の異なる少子化対策につきましても、真に実効性のあるものとなるよう、引き続き、あらゆる機会を通じて国への働きかけを行ってまいります。

**○福田新一議員** ありがとうございます。今、

知事の口から、全国知事会を通じて要望されている、また、本県単独でも「みやぎきの提案・要望」として働きかけを行っているということで安心いたしました。あとはいかにスピーディーにやるかだと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、宮崎空港の利用促進について質問いたします。

都城地区においては、宮崎県でありながら、鹿児島空港を利用する人が多い状況にあります。場所によっては、鹿児島空港のほうが便利な地域もあるからだと思います。また、運航している飛行機の便数も、鹿児島空港の方が多いことなども要因ではないでしょうか。

将来にわたって路線を維持するためには、宮崎空港を多くの県民に利用してもらう必要があると思いますが、このように鹿児島空港を利用する県民も多い中、宮崎空港の利用促進の取組について、総合政策部長に伺います。

**○総合政策部長（重黒木 清君）** 宮崎空港は、本県の空の玄関として重要な役割を担っており、新型コロナの影響はあるものの、令和4年度の利用者数は約253万人と、コロナ禍前の約8割まで回復しております。

これまで県では、空港の利用促進を図るため、各航空会社が実施する県民向けの旅行商品の割引や、本県の魅力をSNSで情報発信する取組などに支援を行っているほか、県民に宮崎空港発着の航空路線を周知するため、県内で開催されるイベントに航空会社と合同で出展するなどの取組を進めてきたところであります。

本県にとりまして、航空路線は、経済活性化や交流拡大を図る上で欠くことのできない交通基盤でありますので、今後とも、多くの県民に宮崎空港を利用していただけるよう、利用促進

に取り組んでまいります。

**○福田新一議員** ありがとうございます。宮崎空港は、空港から市街地への交通のアクセスがよく、九州でも福岡空港に次いで大変便利です。宮崎空港の愛称がブーゲンビリア空港と決定し、背の高いヤシの木、ワシントンニアパームが空港まで案内し、海岸沿いにはフェニックスが並ぶ。私は、宮崎空港ほど南国ムードの漂っている異国情緒のある空港はないと思います。

以前、ラジオ番組で次のようなニュースを聞きました。県内のある高等学校の修学旅行の話です。修学旅行を終え、宮崎空港にいよいよ着陸態勢に入ろうとする前に、「緑の松林が縁取り、入り口は青い海、加えてその波を優しく迎えている白い砂浜」といった、何となく白鳥か何か鳥が舞い降りる状況に例えた機内の機長アナウンスが生徒たちの胸に響き、着陸の不安を和らげたという話です。

その機長のアナウンスが生徒たちの記憶に強烈に残り、日を改めて機長に学校へ来てもらい、あのかの時のアナウンスをもう一回お願いしますと望み、夢がかなったというニュースを聞きました。すばらしい話だと感心した思い出があります。私は宮崎空港の魅力を多くの人に知っていただくことが重要だと考えています。

そこで、宮崎空港の魅力をPRするため、どのような取組を行っているのか、総合政策部長に伺います。

**○総合政策部長（重黒木 清君）** 議員の御質問にありましてとおり、宮崎空港は、宮崎市中心部から車で約15分の場所に位置し、JRが乗り入れるなど、全国でも有数のアクセスのよさに加え、ブーゲンビリア空港の愛称のとおり、一年を通して花が咲き誇る、美しい景観となっております。

また、宮崎空港ビル株式会社におきましては、「日本一のおもてなし空港」を目指して地域活性化にも取り組まれており、観光物産展などの催しを年間約300日開催するとともに、「神話と花のバスツアー」を実施するなど、本県の食や文化を積極的に情報発信されているところ

です。県におきましても、航空会社や旅行会社に対しまして、空港の優位性などをPRするとともに、空港内のWi-Fi環境の整備に支援を行うなど、利便性向上にも努めているところであり、引き続き、宮崎空港ビルや関係機関とも連携を図りながら、宮崎空港の魅力発信に取り組んでまいります。

**○福田新一議員** ありがとうございます。部長の話に加えてですけれども、いろんな意味で、臨機応変に対応することが、利用者と密着していき、魅力のPRにつながるような気がします。

今、宮崎駅の発車メロディーが人気となっていますが、御存じですか。「フェニックス・ハネムーン」が流れるんです。

また、以前、新千歳空港かどこかだったと思いますが、飛行機の離陸まで、何か問題が発生して、機内で約30分ぐらい待機状態がアナウンスされたときのことで、たまたま松山千春が同乗していて、マイクを取り、歌ったというのが話題になりました。ちなみに、「大空と大地の中で」を歌ったそうですが、このような型にはまらないフリーなセンスを持ち備えておくと、一歩先を行けるのかもしれない。そんな気がいたしました。

先ほどのハネムーンでもそうですけれども、実際に携帯で聞いてみると、本当に宮崎の雰囲気を出しているなという感じがいたします

ので、そういった意味では、ちょっとしたセンスのいいところを加えていくと、先ほどのおもてなしやらあの辺ももっと色がついていくんじゃないかと、それが利用する人の心をくすぐるんじゃないかなという気がいたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

先日、福岡市の台湾総領事館の総領事であられる陳銘俊さんの講演を聞く機会がありました。「台湾人は1年に人口の4分の1が日本に來ています」と言われました。そして、「私たち台湾人は日本人が大好きです」「今まで以上に日本を詳しく知り、日本人と親しくなりたい」とも言っておられました。

本県では、コロナ禍前に国際定期便が運航されていましたが、今後、台湾の方をはじめ、多くの観光客を本県に呼び込むためには、宮崎空港発着の国際定期便の再開が不可欠です。

そこで、国際定期便の再開に向けた取組について、知事に伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 議員御指摘の宮崎空港のアクセスのよさは、観光面でもビジネスの面でも、本県の強みだと考えておりますので、これを最大限活用してまいりたいと考えております。

その文脈で、国際定期便は、新型コロナの影響によりまして、令和2年3月より運休しておりますが、チャーター便については、昨年11月に2年8か月ぶりとなるソウルからの便が運航されたのを皮切りに、これまで釜山線、台北線の3路線が運航されております。

定期便につきましては、昨年の11月以降、再開に向けて様々な働きかけを行っております。本年2月には私が、今月には日隈副知事がチャイナエアライン本社を訪問するとともに、5月には日隈副知事がアジアナ航空本社を訪れて、

それぞれ航空会社の幹部に対して、早期再開に向けて要望を行ったところであります。

航空会社からは、機材とパイロットの不足や需要回復の遅れなどから、明確な再開時期は示されておりませんが、検討は進められておりまして、特にソウル線については、「定期便の再開に向けて前向きに検討したい」という回答をいただいております。

このため今議会では、航空会社に対する運航経費支援の増額をはじめ、県民へのパスポート取得支援の対象拡大、宮崎空港における受入れ体制の整備など、定期便再開を見据えた補正予算をお願いしております。これらの対策もアピールしながら、早期の実現に向けてしっかり取り組んでまいります。

**○福田新一議員** ありがとうございます。知事、副知事自らが動いていらっしゃるということで、本当に安心しました。よろしく願いいたします。

次に、スポーツキャンプについて質問です。

コロナ禍の3年間を除き、約8年間連続で、韓国から三股町の旭ヶ丘運動公園に、建国大学から35～40名の学生が、1月から2月にかけて1か月合宿に来ていました。この建国大学の野球部というのはレベルが高く、毎年このメンバーの中から2～3名が韓国のプロ野球へ進んでいる大学です。この時期というのは、韓国は極寒で外での行動は難しく、競って日本へキャンプ申込みを行っているようです。

このチームは、本年1月に久しぶりに、3年ぶりに三股町へキャンプに来ました。このように、私は、コロナ禍前に本県でキャンプを行っていた団体等に、全県的に戻っていただきたいと思っています。

そこでまず、市町村におけるスポーツキャン

プ・合宿の受入れ状況について、商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長（丸山裕太郎君）** 市町村におけるスポーツキャンプ・合宿の受入れ状況につきましては、コロナ禍前の平成30年度には、25市町村まで増加しておりましたが、新型コロナウイルス感染拡大により、令和2年度は14市町村にまで減少したところであります。

このような中、昨年度につきましては、20市町村で受け入れており、参加団体859団体、延べ参加人数16万8,403人となりました。

本県のキャンプ・合宿の受入れの状況は回復傾向にありますので、県といたしましては、年間を通じ、全市町村にてキャンプ・合宿が実施されるよう、今後とも全県展開に向けた施策に取り組んでまいります。

**○福田新一議員** ありがとうございます。三股町での建国大学との交流をちょっと紹介しますと、次のとおりです。

まず、到着する空港へ横断幕を持って出迎えに行きます。次に、地元の町長をはじめ、町議会議員や役員方参加の上、歓迎セレモニーを行います。地元の保育園による子供太鼓の披露などがあります。

また、中日に、地元の焼き肉屋で歓迎懇親会を行ったり、地元の少年野球チームと野球教室を行ったり、また、近くのチームと練習試合を行ったりもしました。交流を図っているところです。

こういった取組は、韓国語が話せる人が集まったり、いろいろ目につかないメリットも多くありました。キャンプで来県されたチームと地域の交流を図ることは大変重要で、今でもさらに発展するように取り組んでいるところです。

一方、県では、「スポーツランドみやざき」を県の重点施策の一つとして、県内にスポーツキャンプ・合宿をより一層促進させていくと聞いています。

スポーツキャンプの促進には、県内市町村の受入れ環境の充実が重要であり、県からの支援も必要かと思いますが、スポーツキャンプ・合宿を全県展開するため、県はどう取り組むのか、商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長（丸山裕太郎君）** 「スポーツランドみやざき」を推進するためには、本年4月、供用を開始した屋外型トレーニングセンターなどを核とし、本県のブランド力向上を図るとともに、県内各地へキャンプ・合宿を拡大させていくことが大変重要であります。

県ではこれまで、市町村による施設や資機材の整備、施設の管理運営に関する研修会の開催など、ハード、ソフト両面で市町村の受入れ環境の充実に向けた支援を行ってまいりました。

今年度は、施設整備の補助上限額を引き上げるなど、これまでの支援を強化するとともに、新たに市町村と連携し、プロスポーツを対象とした誘致セミナーの実施や視察の受入れに取り組むなど、キャンプ・合宿の全県展開をさらに推進してまいります。

**○福田新一議員** どうもありがとうございます。よろしく願いいたします。

次に、国県道の整備について伺います。

地元三股町に関係する道路整備の状況についてです。

まず初めに、県道都城東環状線のバイパス整備についてであります。数年前からですけれども、県道都城東環状線と財部庄内安久線のT字路交差点から旭ヶ丘運動公園を通り、国道269号につながる区間のバイパス整備、蓼池地区なの

ですが、その構想は聞いていました。それがその後どうなっているのか、今でも進捗状況を尋ねられることがよくあります。この蓼池地区のバイパス整備について、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（原口耕治君）** 議員御指摘のバイパス整備につきましては、都城インターチェンジ周辺へのアクセス性が向上するとともに、周辺道路の渋滞緩和などに一定の効果が期待される一方で、旭ヶ丘運動公園や人家が連なる区間を通過することから、トンネル整備や家屋補償など、相当な事業費や期間を要するなどの課題もあります。

現在、都城志布志道路において、都城インターチェンジから乙房インターチェンジ間の整備が、令和6年度の開通に向け、進められております。当該区間が開通しますと、都城圏域の交通の流れが大きく変わっていくことが想定されます。

このようなことから、県としましては、圏域内の交通の変化を踏まえながら、どのような道路整備が望ましいのか検討してまいりたいと考えております。

**○福田新一議員** 数年前からすると、確かに状況が変わっています。家屋が増えて、バイパス整備といっても、どこを通すのか考えてしまうような状況になっております。都城志布志道路の開通により交通の流れが変わる。それを踏まえてからですね。分かりました。ありがとうございました。

次に、国道222号牛の峠道路についてであります。

国道222号牛の峠道路の整備は、国が昭和42年度から事業を進めてきましたが、残る都城市安久町から三股町寺柱の区間約7キロがストップ

となった状態から20年以上になると思います。

今日の東九州自動車道や都城志布志道路の整備に併せて、この牛の峠道路の整備は、県南地区の有意義な道路ネットワークになるものと確信できます。

そこで、国道222号牛の峠道路の事業再開について、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（原口耕治君）** 国道222号牛の峠道路の整備につきましては、国の権限代行事業により進められてきましたが、計画区間にトンネルが含まれており、多額の事業費が必要となるため、事業効果などの観点から、平成10年度に休止されたところであります。

このため県では、現道における大型車離合困難箇所の解消などを図るため、尾平野工区や安久工区の整備を行い、安全で円滑な交通の確保に取り組んできたところであります。

事業再開につきましては、東九州自動車道や都城志布志道路などの県南地区で進められている広域的な道路ネットワーク整備の進捗や、交通の変化を踏まえながら、国や関係団体等と連携し、整備の必要性を整理していく必要があると考えております。

**○福田新一議員** 先ほど言いましたように、ストップしてから20年以上になるということで、少々地域の人もあきれ返ったところがあるんですけども、今の話を聞いていますと、牛の峠道路が通ると、あそこは確かにまちが変わります。この牛の峠道路が通ると、日南と都城と三股がつながりますので、必ず何か変化が起こるなという感じがいたします。

地域の方々は非常に期待しております。交通網に明るい変化が現れますので、こちらのほうは、都城志布志道路のほうが終わったら、また計画をぜひ具体的に進めていってほしいと思い

ます。地域の人たちも、また次の交通網の代わりを非常に期待いたしております。

これで私の質問は全てなんですけれども、当初言いましたように、アズムホールでの知事と温度差はありませんでした。昨日も質問の中で「知事の政治方針は」と聞かれたときに、きっぱり「情熱、責任、決断」とおっしゃいました。その3つをもってぼんと言われること、政治指針があるということは、議会と執行部というのは車の両輪といたしますので、今の熱い思いで、ますますアクセルを踏み込んで進めていってください。我々も一緒に回っていきたいと思います。どうもありがとうございます。終わります。（拍手）

**○濱砂 守議長** 次は、山内いっとく議員。

**○山内いっとく議員〔登壇〕**（拍手） こんにちは。自由民主党の山内いっとくです。宮崎の未来をつくるため、地域・福祉・教育の視点で、県民から届く声を県政へ届けていきたいと思っております。

昨日、次元の異なる子育て支援に関する総理の記者会見に対してのコメントをメディアから求められましたが、様々な反響があったところです。本定例会での一般質問の中では、ほぼ全ての議員が子供に関する質問を行っておりますので、別の機会にその声を届けていきたいと思っております。本日は、「安全・安心のくらしづくり」のための連携と共助、防災・医療、地域活動を担う人材確保に関して、問題提起を行うことを目的として質問してまいります。

人口減少社会において、これまでの社会の維持・展開を行おうとすることによる課題が様々な場面で顕在化し始めております。その一つが人手不足です。行政コストが増大する一方で、各自治体が有する経営資源に限られる中、人口

減少社会の課題の対応として、行政改革やデジタル化による効率化、広域連携や共助の重要性が増しています。そして、市町村の枠を超えて、より広い圏域で連携し、暮らしに必要な機能や資源を融通し合える体制づくりを推進していく必要がありますが、人材確保はなかなか進んでいないように感じます。

そこで、県としての役割の検討や、県による市町村への補完・支援が必要な状況であると考えます。

まず、「安全・安心のくらしづくり」における広域連携について伺ってまいります。

「みやざき圏」人口社会減対策広域連携事業が展開されており、社会減の対策として、高校生の県外流出の抑制や、移住・定住政策が行われております。移住・定住を促進し、関係人口や交流人口を増加させ、地域経済や活力を維持しようとしているものと理解しております。

しかしながら、経済だけではなく、地域における暮らしに必要な機能の確保に努めるためにこそ、広域的な地域連携や住民主体による地域課題の解決を促すことが必要であると考えます。人口減少の著しい中山間地域の振興においては特に重要です。

そこで質問です。「安全・安心のくらしづくり」を進める上で、地域間連携が重要であると考えますが、人口減少が著しい中山間地域における取組について、知事に伺います。

以上、壇上での質問は終わり、以後、質問者席において質問してまいります。(拍手) [降壇]

**○知事(河野俊嗣君)** [登壇] お答えします。

中山間地域では、急速に進む人口減少によりまして、担い手不足とともに、午前中も議論がありました。交通、買物、医療など暮らしに

必要な機能やサービスの維持・確保が困難となりつつあります。

こうした中、安全・安心で持続可能な暮らしを実現するためには、議員御指摘のとおり、市町村や集落が連携し、相互に補完し合うことが重要であると考えております。

このため県では、市町村や地域住民と一体となって、地域交通の最適化や、医療、介護、防災等のセーフティネットの構築などに取り組むとともに、複数の集落が協力して日常生活の機能を確保する「宮崎ひなた生活圏づくり」を進めているところであります。

今後とも、市町村や集落の枠を超えた取組の促進を図り、人口減少が進む中であっても、住民が将来にわたり住み慣れた地域に安心して暮らすことのできる環境づくりを進めてまいります。以上であります。[降壇]

**○山内いっとく議員** それでは、自治会による共助について伺います。

自治会は、行政事務連絡を担ったり、子ども見守り隊や自主防災組織の中心になったりしております。行政の最も小さい単位になると認識しております。

しかしながら、加入率は減少している状況であり、移住・定住など新しくその地域に住まわれる方も、新規に加入される方は少ないと感じております。そのため、自治会に関連のある高齢者クラブや壮年会、婦人会なども減少し、地域の活力低下につながっております。

そこで質問です。自治会の役割と加入率向上に向けた取組について、知事に伺います。

**○知事(河野俊嗣君)** 自治会等の自治組織は公共的な活動の担い手でありまして、防犯・防災対策や子育て支援、地域行事などの地域コミュニティが果たしてきた共助の機能を維持し



ていく上で、大変重要な役割を担っているものと考えております。

しかしながら、人口減少が進む中で、県全体の世帯加入率は約6割で、役員の成り手不足などから、組織数も減少傾向となっております。本県全体の活力低下につながりかねないと危惧を抱いております。

このため県では、自治組織の活動強化を図るため、宮崎県自治会連合会に対し、広報活動や研修会開催に要する経費を支援するほか、加入率の向上を図るため、市町村等に対し、未加入者対策に資する情報提供を行い、加入促進に向けた幅広い呼びかけを促しているところであります。

引き続き、連合会や市町村とも連携しながら、地域の営みに欠かすことのできない自治組織の活動を支援してまいります。

**○山内いっとく議員** 広域連携や共助においては、共通理解しているものと思ったところであります。

それでは、防災対策と危機管理について伺ってまいります。

近年、異常気象は激甚化・頻発化し、我が国の豪雨の発生頻度が増加している状況にあります。また、南海トラフ地震などの大規模地震の発生も切迫しております。一方で、これまでの国土強靱化の着実な取組により、大規模な被害を抑制する効果が発揮されております。

まず、強風対策について伺います。

令和4年の台風第14号については、様々な被害がありました。被害の一つに瓦屋根の被害があります。瓦業を経営している17社への瓦の修理依頼状況は、県内約3,000件と、かなり多い被害のようです。

国土交通省は、令和元年房総半島台風を踏ま

え、建築物の強風対策の方向性を示し、住宅・建築物安全ストック形成事業を実施しております。県内では、宮崎市と日向市が採用しておりますが、台風被害に備え、県としても住宅・建築物安全ストック形成事業を推進すべきと考えます。また、瓦屋根の修理等を行う建築関係者に向けた研修会も必要であると考えます。

そこで質問です。屋根の強風対策についてどのように考えているのか、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（原口耕治君）** 屋根の強風対策につきましては、令和2年度に屋根瓦の強風に対する飛散防止の基準が改正されたところであります。

また、令和3年度からは、国の住宅・建築物安全ストック形成事業の対象に、市町村が行う住宅の屋根瓦改修の補助事業が追加され、議員御指摘のとおり、現在、宮崎市及び日向市において取組が進められております。

県としましては、木造住宅の耐震化に重点的に取り組んでいるところでありますが、屋根の強風対策につきましても重要であると認識しておりますので、改めて国の交付金事業の活用について市町村に周知するとともに、建築工事業者に対し、研修会などの機会を捉えて、新たな基準の徹底に努めてまいります。

**○山内いっとく議員** 新たな基準の徹底に努めていくということで、期待していきたいと思っております。

次に、被災度区分判定の有資格者の状況について伺ってまいります。

今年5月24日の読売新聞によりますと、「地震で被災した建築物が復旧可能か評価する「被災度区分判定」の有資格者が、ピーク時の2割以下に急減しており、一般財団法人日本建築防

災協会によると、熊本地震が発生した2016年の年度末には全国で約1万1,000人に上ったが、今年3月末時点では約1,800人に落ち込んだ。復旧できる建築物の判断が遅れれば、避難生活の長期化などが懸念され、関係者は人材不足に気をもんでいる」という記事がありました。

本県においても有資格者が減少していることが考えられ、避難生活の長期化となるのであれば、不安に思うところがあります。

そこで質問です。被災度区分判定の有資格者の県内の状況と見解について、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（原口耕治君）** 地震により被災した建築物については、倒壊などの可能性があることから、まずは、県や市町村が主体となって、その危険性を速やかに判定し、注意喚起を行う「応急危険度判定」の体制を整備しております。

応急危険度判定の後、被災した建築物が復旧できるかどうかの判定を所有者等の依頼に応じて実施するものが、議員御指摘の「被災度区分判定」であります。この判定については、民間資格として、現在、県内で6名に技術者証が交付されておりますが、県内に約1,000ある建築士事務所においても対応は可能となっております。

県としましては、大規模災害に備えた技術者の確保などについて、関係団体と情報共有を図りながら意見交換を行ってまいります。

**○山内いっとく議員** 対応可能であるということで安心いたしました。技術者の確保、また災害対応空白地が生じないよう提言したいと思っております。

次に、地域アマチュア無線団体との連携について伺います。

本県においては、従来から、災害時における基幹的な通信施設として、総合防災情報ネットワークシステムが整備され、システムの充実が図られています。非常通信体制の確保に当たっては、あらゆる情報伝達手段の整備が必要であると考えます。

アマチュア無線は、近年、災害ボランティア活動などでも活用が広がっており、総務省も令和3年9月に社会貢献活動でのアマチュア無線の活用のパンフレットを発行して推進しております。既に自治体と地域のアマチュア無線団体・クラブ等との間で災害時応援協定等が結ばれ、災害情報の収集・伝達が行われている地域もあります。

そこで質問です。災害時におけるアマチュア無線団体との連携についてどのように考えているのか、危機管理統括監に伺います。

**○危機管理統括監（横山直樹君）** 大規模災害発生時の備えとして、多様な情報伝達手段を確保することは重要であり、東日本大震災において、市町村と避難所等との間の情報伝達に、タクシー会社やアマチュア無線関係団体の協力を得て、アマチュア無線を活用した事例があることは承知しております。

このため県では、令和元年に県内のアマチュア無線関係団体と意見交換を行ったところですが、先方の組織体制や災害時の協力体制など課題が見られたことから、団体との連携の在り方について引き続き研究してまいります。

**○山内いっとく議員** 引き続き研究していくことですので、もしアマチュア無線団体等からの申出等がありましたら、連携していただくよう提言したいと思っております。

次に、災害時のドローンの活用について伺います。

県では、幾つかの部局においてドローンを保有しており、今年度の補正予算においても、災害時等で活躍するドローン活用強化事業が新しく行われるなど、ドローン購入や操縦士の数の増加が図られております。ドローンは性能が年々よくなってきていることや、民間でもいろいろな用途に活用されており、防災面での活用も広がっております。そこで、民間企業等との防災協定も積極的に行うべきではないかと考えます。

質問です。災害時のドローン活用について、民間企業等との連携をどのように考えているのか、危機管理統括監に伺います。

**○危機管理統括監（横山直樹君）** 災害時に上空から被災状況を確認する手段として、ドローンは大変有効であります。危機管理局においてもドローンを所有し、昨年3月の火薬類の爆発事故現場においても活用しております。

また、県では、今年1月1日現在、県内企業や団体等と145件の災害時応援協定を締結しておりますが、これら企業・団体等の中には、例えばN T T宮崎支店のように、災害時の活動においてドローンを活用するところもあります。

今後、県が所有するドローンの利活用を進めるとともに、ドローンを所有あるいは活用している企業・団体等との連携強化や、新たな協定締結を検討してまいります。

**○山内いっとく議員** 新たな協定締結を期待して、次の質問に移ります。

防災道の駅の役割について伺います。

道の駅都城が本県で唯一「防災道の駅」として選定されました。熊本地震においては、道の駅が一時的な避難所として活用され、防災拠点として機能したようです。

国土交通省は、都道府県の地域防災計画等

で、広域的な防災拠点に位置づけられている道の駅を「防災道の駅」として選定し、防災拠点としての役割を果たすための重点的な支援をハード・ソフト両面で行っております。

そこで質問です。道の駅都城の県の防災上の位置づけについてどのようになっているのか、危機管理統括監に伺います。

**○危機管理統括監（横山直樹君）** 道の駅都城を含む県内18か所の道の駅は、宮崎県地域防災計画において、救援物資等の備蓄拠点または集積拠点のうちの、道路空間を利用した防災拠点として位置づけられております。

なお、道の駅都城は、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく宮崎県実施計画において、南海トラフ地震が発生した場合、国土交通省の緊急災害対策派遣隊、いわゆるT E C - F O R C Eの進出拠点として位置づけられております。

**○山内いっとく議員** T E C - F O R C Eの進出拠点ということで、国が行うプッシュ型の災害支援のときに活用されるということで理解いたしました。

それでは、防災士の育成と支援について伺います。

自主防災組織のリーダーに対する研修を通じて、自主防災組織の育成・強化を図るものとされております。また、自主防災組織の活動や、自主防災組織が行う消火、救助、援助等のための機材の充実を支援するとしております。防災士の人数については、十分な人数がおられるように考えておりますが、資格取得後の支援や研修が不十分ではないかとの声もあります。

そこで質問です。防災士の育成について、どのような研修や支援を行っていくのか、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（横山直樹君） 本県の防災士の数は、今年5月末現在で6,674名であり、人口10万人当たりの数は全国6位となっております。

県では、これら防災士に対し、今年度、地区防災計画の勉強会などの知識を深める講座を10回、図上訓練や応急手当などの実践的な訓練を11回、県内各地域で実施することとしております。また、「自主防災活動ハンドブック」などを送付し、活動を支援することとしております。

今後とも、防災士が地域や組織の防災リーダーとして活躍できるよう、資格取得後の研修や支援の充実に努めてまいります。

○山内いっとく議員 防災士は、地域の防災リーダーとして、地域の方に周知するような役目という形で理解いたしました。今後もしっかりとした研修等が行われればと思っております。

次に、消防団への支援について伺います。

公共のボランティアに参加する人数が減っており、消防団においても例外ではありません。特に中山間地域においては、定員割れが続いている状況です。

総務省の消防団の組織概要等に関する調査（令和4年度）によると、全国で4年連続1万人以上の減少、令和3年度と比較すると、2万人以上の減少となっているようです。また、令和4年4月1日現在の宮崎県の消防団員数は、条例定数1万5,435人に対して1,761人の定員割れの様です。そのためにも、消防団の充実・活性化が必要であると考えます。

そこで質問です。消防団の充実に向けた県の取組について、危機管理統括監に伺います。

○危機管理統括監（横山直樹君） 消防団は、

火災や水害などが発生した際に、速やかに現場に駆けつけ、消火や住民の避難誘導などを行うとともに、平時には、防火指導や夜間の巡回広報活動を行うなど、地域防災の要として極めて重要な役割を担っております。

このため県では、県内の大学生や全ての高校生に団員募集チラシを配布し、消防団の重要性や魅力をアピールするほか、若手や女性団員による意見交換会を開催することなどにより、団員の確保に努めております。

また、防火服や安全靴などの装備、消火ホースやポンプなどの資機材等の整備を行う市町村に対して補助を行っております。

今後とも、市町村と連携しながら、消防団の充実に努めてまいります。

○山内いっとく議員 全国的に見ると、大学生などが増加しているというような情報もありますので、本県においても増えればよいと考えているところです。また、消防団の充実が図られ、少しでも定員不足が解消することを期待して、次の質問に移ります。

次は、学校におけるJアラートに対する危機管理について伺います。

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律、通称、国民保護法ですが、それが平成16年に施行され、本県でも宮崎県国民保護計画が作成され、平成30年に修正されております。

昨年、ロシアのウクライナ侵攻があり、今年はJアラートの発令もあり、日本も他人ごとではない出来事が起こっております。大人においては、Jアラートについて徐々に周知されてきておりますが、学校におけるJアラートの情報伝達訓練の話はあまり聞かない状況です。

そこで質問です。Jアラートに対する学校の

取組について、教育長に伺います。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 子供たちを取り巻く環境は日々変化しておりまして、学校における危機管理は適時適切に見直しを図り、様々な危機に対応できるようにしておくことが極めて重要であります。

国は平成30年に、「学校の危機管理マニュアルの作成の手引」で、弾道ミサイル発射等の国民保護に関する新たな危機事象へのJアラートを含めた対応を示しております。各学校では、それを参考に避難行動の流れについても再確認し、マニュアルの見直しを行っているところであります。

県教育委員会といたしましては、教職員はもとより、子供たちが緊急時に主体的に行動し、適切に対処する力を身につけられるよう、引き続き市町村教育委員会とも連携しながら指導してまいります。

**○山内いっとく議員** 国民保護計画の修正から5年経過しておりますが、学校によっては、危機管理マニュアルへの記載がない学校もあると伺っておりますので、マニュアルの見直しというのを期待して、改善することを提言したいと思います。

続いて、消防・救急体制について伺います。

消防白書によると、高齢化の進展等により、救急需要は今後増大する可能性が高いことが示されており、救急活動時間の延伸を防ぐとともに、これに伴う救命率の低下を防ぐための対策が必要とあります。

ネット119と映像伝送システムに関してですが、ネット119は、音声による119番通報が困難な聴覚・言語機能障がい者が、円滑に消防への通報を行えるシステムです。

県内では、小規模な自治体では、ネット119が

導入されていないところもあります。また、全国では、映像伝送システムが広がりつつあります。映像伝送システムは、通報者が撮影する映像から、通報現場の状況を確認することのできるシステムです。本県では、まだまだ認知されておらず、導入されていないところが多くあります。

そこで質問です。ネット119と映像伝送システムについて、県内の導入状況と、県として導入に向けてどのように取り組んでいくのか、危機管理統括監に伺います。

**○危機管理統括監（横山直樹君）** ネット119は、聴覚や言語機能に障がいのある方が、事前に登録しておくことにより、円滑に119番通報ができるシステムで、現在、県内10消防本部のうち9本部で導入されております。

このシステムについては、国から県に対し、早期導入に向け助言や取組を行うよう求められておりますので、未整備の消防本部等に対し、その必要性やメリットの紹介などを行うこととしております。

また、映像伝送システムについては、都城市消防局のみが導入しておりますが、事前に現場の確認や通報者への指示ができることなどにより、迅速かつ的確な対応につながっていると聞いておりますことから、各消防本部への情報提供に努めてまいります。

**○山内いっとく議員** ネット119や映像伝送システム以外にも、救急安心センター事業（#7119）や、全国版救急受信アプリ「Q助」なども併せて活用推進を行うよう提言したいと思います。

次に、消防指令業務の共同運用化について伺ってまいります。

総務省は、消防・救急体制の充実・強化の一つとして、消防の広域化を挙げており、消防指

令センターを運用しているところが増えております。消防指令センターは、119番通報の受付を行い、消防車や救急車の無線管制等の通信指令業務の運用を共同で行っております。効果としては、災害発生時における初動体制の強化や本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強があります。

例えば、いばらき消防指令センターは、ほぼ県域1ブロックで平成28年より運用されており、効果として、整備費130億円、維持管理費で8.4億円の削減効果や、構成消防本部の車両動態を管理することで応援体制の迅速化を実現し、消防力の強化につながったようです。

今後、人口減少、高齢化等の影響による行財政の課題解決には、地域全体で協力し対応する広域連携の観点が大変重要であり、県と市町村との連携が必要です。

この広域連携の一つである消防指令業務の共同運用については、各消防長等で組織される宮崎県域消防指令業務共同運用検討委員会でこれまで検討が行われております。総務省の消防の広域化の推進期間が令和6年4月までであり、期限が1年を切っており、本県の動向が気になっております。

そこで質問です。消防指令業務の共同運用化について、検討委員会の検討結果と、今後、県としてどのように取り組んでいくのか、危機管理統括監に伺います。

**○危機管理統括監（横山直樹君）** 消防指令業務の共同運用化については、令和元年度から延べ12回の検討委員会が開催されておりますが、県は2回目からオブザーバーとして参加し、整備費用の試算結果等の提供や、財政支援の検討の表明、各消防本部への訪問などにより、意見調整に努めてまいりました。

しかしながら、費用の負担割合や職員の派遣期間などの調整がつかなかったため、検討委員会では、今年1月、目標としていた令和9年4月からの共同運用開始を断念されております。

県としましては、共同運用化は、消防力の維持や大規模災害への対応など、将来にわたる県民の安全・安心な暮らしを守り支える上で、大変重要な取組であると考えておりますので、引き続き各消防本部との意見交換を行うとともに、議論の後押しをしてまいります。

**○山内いっとく議員** 共同運用化は非常に重要な取組ということですので、今後も議論を見守っていきたいと思っております。

次に、地域医療の確立について伺ってまいります。

第7次医療計画では、主に5疾病・5事業及び在宅医療に係る医療提供体制の構築、地域医療構想、医療従事者の確保などについて定められており、来年度には、第8次医療計画が出されることになっております。

その中の一つ、周産期医療について伺います。

宮崎県の周産期医療体制はすばらしく、厚生労働省の令和2年人口動態統計（確定数）によると、周産期死亡率2.5と、全国と比較しても低い状況のようです。私の子供も1人、この周産期医療体制によって命が助かりました。医療計画の施策の方向性として、総合周産期母子医療センターを中心とした地域分散型の周産期医療体制の維持と充実に努めるとあり、若者の移住・定住に向けても期待できます。

しかしながら、産婦人科においてはリスクも高く、新規開業の医師も少ない傾向があります。本県の周産期医療体制を継続できるのか、心配な点もあります。

そこで質問です。周産期医療の本県の状況と今後の取組について、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 県では、宮崎大学医学部附属病院を総合周産期母子医療センターとして指定するとともに、県北・県央・県西・県南の4つの周産期医療圏ごとに体制づくりを進めており、各医療圏で中核的な役割を担っている県立病院など6病院を地域周産期母子医療センターとして認定しております。

これにより、分娩等の重症度に応じ、地域の産科を支援するネットワークが構築され、低リスクの分娩を行うことが可能となっており、本県の周産期死亡率は、全国的に見て低い水準を維持しております。

県としましては、引き続き宮崎大学や県医師会などの関係機関と連携し、産婦人科医師の育成・確保にも取り組みながら、周産期医療体制の充実に努めてまいります。

**○山内いっとく議員** では次に、在宅医療の方向性について伺います。

近年、在宅医療に対する認識も新たに広がったように感じています。厚生労働省によると、老衰が死因の第3位ということで年々上昇しており、自宅でみとられたいと考える方も増加傾向にあります。

2年前に亡くなった私の祖父も自宅療養を望んでおりました。祖父は希望どおり自宅でみとることができましたが、その祖父を介護していたとき、在宅医療ができるのか、なかなか分からなかったという経験がありました。希望どおりの人生を迎えるには、患者本人や家族が在宅医療について知っておく必要があるかと考えます。

そこで質問です。自宅でみとられたいという

高齢者が増えている中、高齢者の在宅医療について、県民にもっと知ってもらうことが重要と考えますが、県の取組を福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 国民の約7割が自宅で最期を迎えたいと望む一方で、本県の在宅死亡率は約3割にとどまっていることから、在宅医療の推進を図ることは大変重要と考えております。

このため県におきましては、県医師会などと連携し、在宅医療に従事する医師や看護師等の育成や、入退院時における医療側と介護側の情報共有ルールを定める等の体制整備を図るとともに、県民向けの公開講座の開催やリーフレットの配布など、普及啓発に取り組んでおります。

さらに、昨年度からは、病状の変化に応じて自らが望む医療やケアについて前もって家族等と話し合う、アドバンス・ケア・プランニングの周知にも取り組んでおります。

今後とも、疾病を抱えている高齢者が住み慣れた場所で暮らしながら必要な医療を受けられるよう、在宅医療の体制整備や普及啓発に努めてまいります。

**○山内いっとく議員** アドバンス・ケア・プランニングの周知に期待していきたいと思っております。

続いて、医師確保について伺います。

週刊ダイヤモンドによると、医者の大都市志向は年々顕著になっており、医師初期臨床研修マッチング充足率では54.9%と、全国と比較しても低い状況のようです。

対応として、宮崎大学医学部では、令和4年度学校推薦型選抜から地域枠が25人から40人に拡充され、また、県キャリア形成プログラム

は、オール宮崎体制で、全国と比較しても柔軟性のあるすばらしいものとなっております。そのため、今後の医師確保に向けて大きな期待があります。

質問です。医師確保の現状について、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 県では、宮崎大学、県医師会等と連携し、医師修学資金の貸与、若手医師のキャリア形成支援、県外からの医師招聘などに取り組んでおります。令和4年度から宮崎大学地域枠が40名に拡充されたことに合わせ、セミナーや交流会の開催など医学生教育の充実を図るとともに、地域枠医師の相談サポート体制も強化したところです。

近年、県内で臨床研修を開始する医師は増加傾向にあり、令和5年度の専門研修開始者数も過去最高になるなど、県内での医師の養成、定着に向けて、徐々に成果が現れているものと考えております。今後とも、関係機関と連携を図りながら、オール宮崎の体制で取り組んでまいります。

**○山内いっとく議員** 次に、市郡医師会病院の負担金について伺います。

都城市郡医師会病院において、高度急性期病床の整備及び心臓・脳血管センター増設計画があり、これは、宮崎県が掲げる地域医療構想における公的医療機関等2025年プランに沿って、高度急性期の機能を拡充させるとともに、南海トラフ地震発生に備え、被災した地域からの人工透析患者等を受け入れ、災害拠点病院として後方支援病院体制を確保するためとなっております。

また、圏域の拠点となる二次救急医療施設としての機能を維持し、新型コロナウイルス感染症などについても、重点医療機関として引き続

き当圏域の救急医療を支え、さらに心臓血管外科の新設により、圏域外へ搬送していた心疾患者の治療を地域で完結させることができ、ドクターヘリや救急車による圏域外への救急搬送を減らすことにつながります。

以上により、高度急性期病床の整備と心臓・脳血管センターの増設計画を推進することは、地域住民が安心して暮らせる環境づくりにつながると考えられております。

このように、都城市郡医師会病院は、県西地区において重要な二次医療施設です。運営のために、定住自立圏の中で、利用者数に応じて各自治体から負担金を徴収しておりますが、利用しても負担のない自治体もあります。二次医療施設の運営の在り方を県としても考える必要があるのではないのでしょうか。

そこで質問です。二次医療体制を支えるために必要な経費を地域で平等に負担するためには、統一的なルールが必要と考えますが、県の考えを福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 救急医療体制は、比較的軽症な患者の受入れを担う初期救急、入院が必要な重症患者等の受入れを担う第二次救急、そして生命に危険がある重篤患者の受入れを担う第三次救急など、役割を分担して整備を図っております。

本県の第二次救急医療体制は、7つの医療圏でそれぞれ整備されておりますが、拠点病院に対する運営費の支援については、設置主体である自治体が負担したり、人口割や利用者数割によって関係自治体で負担するなど、各圏域の医療事情によって対応が異なっているところ です。

限られた医療資源を有効に活用し、誰もが安心して医療を受けられる体制の確保は大変重要



であります、それを支える費用負担の在り方については、関係自治体間で、地域の実情を踏まえ、調整されるものと考えております。

**○山内いっとく議員** 難しい問題ではありますが、持続可能な地域医療体制のために、県としても検討していただくよう提言したいと思いません。

続いて、地域安全の推進について伺います。

地域安全といえば警察です。社会の変化に伴い、交番の統廃合や日勤制などが行われておりますが、県民の不安解消のために、移動交番などの施策が行われているところです。その拠点としては警察署になりますが、高岡署や都城署の整備計画が現在進められ、県民の関心が高いところです。特に都城においては、都城志布志道路の完成も近づき、利便性のよいところへの移転整備が望まれております。

地域安全においても、いろいろなボランティアがありますが、更生保護ボランティア・保護司について伺います。

保護司においても高齢化となり、人手不足がある現状で、現役の公務員が保護司に就任するに当たっては、地方公共団体の理解と協力を得ることが課題となっております。そのため、令和元年、法務省及び総務省は、協力依頼文書を地方公共団体の長宛てに発出し、地方公共団体職員の保護司への就任について協力を求めています。

質問です。保護司の確保が困難と聞いておりますが、県職員への働きかけも含めて、県としてどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 保護司は犯罪を犯した人の立ち直りを支援するボランティアとして法務大臣が委嘱するものですが、現在、

高齢化や担い手の不足が課題と伺っております。

県では、令和2年3月に宮崎県再犯防止推進計画を策定し、国の保護司確保の取組に対して普及啓発などの協力を行うこととしており、長年、保護司として尽力された方々に対する知事感謝状の授与や、市町村福祉担当者会議の際に、保護司の役割について普及啓発を図るなどの取組を行っているところであります。

今後、国と連携し、保護司など様々な地域貢献活動への参加が期待される県職員への呼びかけも含めて、県民の方への普及啓発を図り、保護司の確保につなげてまいりたいと考えております。

**○山内いっとく議員** では続いて、少年警察ボランティア・少年補導員について伺います。

少年警察ボランティアは、街頭活動や青パトによる巡回をしながら、少年の非行防止や健全育成を行っております。

しかしながら、近年、少年たちが犯罪や問題に関わる場面は、SNSが入り口となっていることも多くなってきています。

そこで質問です。SNS等での非行防止、トラブル防止に関して、警察の取組、少年補導員の取組について、警察本部長に伺います。

**○警察本部長（山本将之君）** 警察では、SNS等でトラブルに遭いやすい小・中学生や高校生に対し、インターネット利用上の危険性等を注意喚起するサイバーセキュリティカレッジ等を開催しており、昨年中は208回、約2万3,000人に実施いたしました。

また、小・中学生の保護者にSNSの安全利用に関するリーフレットを配布するなど、教育委員会や学校と連携し、啓発活動を推進しております。

このほか、SNS上における性被害等につながる書き込みには、警察がサイバーパトロールを実施し、昨年中、972件の注意喚起を行いました。

さらに、本県の少年補導員2名の方が、公益社団法人全国少年警察ボランティア協会から委嘱を受け、少年に係る不適切な投稿に関するサイバーパトロール活動を実施しております。

**○山内いっとく議員** では、特殊詐欺について伺います。

去年、県内で確認された特殊詐欺による被害は52件で、被害総額は約1億3,600万円とありました。今年も既に18件の詐欺被害が確認されていて、被害総額は約1億円で、被害者のおよそ7割が65歳以上の高齢者のようです。

しかしながら、先日、50代の知人が詐欺に遭ったようです。若い方に向けた取組も必要かと思えます。

そこで質問です。高齢者以外の特殊詐欺の被害状況と抑止対策について、警察本部長に伺います。

**○警察本部長（山本将之君）** 特殊詐欺被害に遭われた高齢者以外の方の件数は、令和元年が8件、令和2年が3件であったものが、昨年、令和4年は23件となり、増加傾向にあります。

その手口の大半は、パソコンのウイルス除去費用、有料サイト利用料等を名目に、支払うべき料金があるとかたってだます架空料金請求詐欺で、23件中19件、約900万円の被害が発生しました。

このような状況を踏まえ、防犯メール、地元テレビ局アプリ等を活用し、だましの手口を含めたタイムリーな情報発信を行うほか、県内で実際にかかってきた電話音声のホームページ上での公開、携帯電話販売事業者と連携した顧客

への注意喚起などの抑止対策を推進しております。

**○山内いっとく議員** それでは次に、地域活動を担う人材の確保について、まずは民生児童委員の負担軽減について伺ってまいります。

地域活動の一つに民生委員・児童委員があります。民生委員・児童委員は、知事の推薦によって厚生労働大臣から委嘱され、独り暮らしの見守りや生活に関する相談、災害時における役割があります。知事には、民生委員法上、民生委員を研修する責務があるとされ、2000年の法改正の際には、民生委員の在り方を見直す必要性について指摘がありました。

そのような中、地域へのつながりの希薄化、住民の直面する課題の複雑化・多様化に伴い、欠員率も増加しており、負担軽減への対応が求められております。

質問です。民生委員・児童委員の負担軽減のために、県がどのように取り組んでいくのか、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 民生委員・児童委員は、地域の見守りや住民の身近な相談役として重要な役割を担っていただいておりますが、福祉的課題が多様化・複雑化する中、活動に負担を感じている方も少なくないと伺っております。

このため県では、委員の方への支援として、研修の実施や活動経費の一部負担、参考書籍等の活動資材提供などに取り組んでおります。

また、一部市町村では、社会福祉協議会が委員活動を補助する福祉協力員等を配置しているほか、見守りや住民からの相談対応を行う地域のボランティア活動により、委員の負担軽減につながっている取組もあります。

今後とも、これらの優良事例の紹介や各種支

援の実施など、市町村等と連携して、委員の負担軽減に取り組んでまいります。

**○山内いっとく議員** 自治会加入率の減少により、青年団や壮年会、婦人会も減少しております。それに伴い、民生委員・児童委員、保護司、少年補導員、消防団など、様々な地域活動の担い手も不足している現状があります。そのような活動を担っている方は、自治会活動をされていた方が多かったと感じますが、今、担い手が不足しております。このままでは、10年後はさらに不足することが推測できます。

現在、本県も移住・定住の事業を推進し、力を入れており、地域からは、地域活力につながる期待もあります。

そこで質問です。移住・定住の事業を推進しておりますが、移住者等に地域活動を促すような取組ができないか、総合政策部長に伺います。

**○総合政策部長（重黒木 清君）** 移住者が地域の一員として地元の活動に携わっていくためには、まずは地域の方々と十分にコミュニケーションを取り、相互に理解を深めていくことが重要であります。

このため県におきましては、移住者がいち早く地域に溶け込むことができるよう、暮らしに関する不安や悩みを相談できる移住サポーターの設置や、地域住民との交流会を開催する市町村を支援しているところであります。

こうした中、例えば地域おこし協力隊員の中には、任期終了後も地域に定着し、地域の方々と一緒になって伝統行事や地域活動を行うケースもあります。人口減少が進む地域にとって、移住者は大きな力となり得ることから、今後とも定着に向けた支援を行ってまいります。

**○山内いっとく議員** 宅建協会や不動産協会と

加入促進に向けて協定を結んでいる自治体もあるようです。移住者は大きな力となりますので、宅建協会や不動産協会との連携も行うよう提言したいと思います。

続いて、ボランティアポイント制度について伺います。

「安全・安心のくらしづくり」のためには、広域連携や民間との協定が必要です。また、多くの地域活動の担い手が必要です。これは各自治体や各団体だけの問題ではなく、県内全域で人材不足の問題があります。地域別や縦割りで行われている人材確保を、県が先頭に立って、広域的な視点でスキームの開発を行うべきではないかと考えます。

介護の分野では、ボランティアポイント制度というものがあります。主体は市町村で、ポイントは現金や地域通貨と交換可能です。活動として、公民館での活動や生きがいつくり活動の場で行ったボランティアに対してポイントが付与されるようです。そこで、社会貢献活動や地域活動など、ボランティアを行っている方々を幅広く対象としたポイント制度があれば、意識づけになるのではないかと考えます。

質問です。ボランティア人材確保のため、県内で幅広く使えるボランティアポイント制度の取組はできないのか、総合政策部長に伺います。

**○総合政策部長（重黒木 清君）** ボランティアポイント制度につきましては、ボランティア活動への関心を高めるきっかけとして効果があるものと期待されており、県内の市町村においても、まちづくり活動や介護支援ボランティア活動への参加の促進を目的として取組が進められております。

一方で、ポイントが付与される地域活動等と

ポイントの対象とならない活動との間で不公平感が生じたり、報酬を得ることのみが目的化しないかといった懸念も指摘されております。

県としましては、県内外の優良事例につきまして情報提供を行うなど、引き続き、市町村と連携して、ボランティア活動促進の取組を進めてまいります。

**○山内いっとく議員** それでは、地域活動貢献を行うボランティア人材の確保にどのように取り組んでいくのか、知事に伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 社会経済活動の変化によりまして、人々の意識が多様化する中で、様々な地域課題が顕在化してきておりまして、これらの課題に的確に対応するためには、ボランティアを含む多様な主体との協働が必要です。その協働の担い手となるボランティア人材の育成・確保は、極めて重要であると考えております。

このため県では、ボランティア基金を造成し、県社会福祉協議会と連携しながら、ホームページでボランティア団体の活動状況を発信するとともに、毎年7月から9月を「ボランティア体験月間」に設定し、中高生による福祉施設での介護体験などのボランティア体験事業や、市町村が行う人材育成講座への支援を行っております。

県としましては、引き続き、このような取組の充実・強化を図り、一人一人が生き生きと活躍できる社会を目指して、市町村や関係機関とも連携しながら、ボランティア人材の育成・確保に取り組んでまいります。

**○山内いっとく議員** 各部署に横串を刺すとともに、県と市町村の壁を取り払い、しっかりと連携して担い手確保に取り組むよう提言して、全ての質問を終わります。（拍手）

**○濱砂 守議長** 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後2時42分散会

6月16日（金）



# 令和 5 年 6 月 16 日 ( 金 曜 日 )

午前10時0分開議

出 席 議 員 (39名)	
1 番	下 沖 篤 史 (新 生 会)
2 番	齊 藤 了 介 (志 誠 会)
3 番	黒 岩 保 雄 (緑 風 会)
4 番	永 山 敏 郎 (県 民 連 合 立 憲)
5 番	今 村 光 雄 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
6 番	工 藤 隆 久 ( 同 )
7 番	川 添 博 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
8 番	荒 神 稔 ( 同 )
9 番	福 田 新 一 ( 同 )
10 番	本 田 利 弘 ( 同 )
11 番	山 内 い っ と く ( 同 )
12 番	山 口 俊 樹 ( 同 )
13 番	濱 砂 守 ( 同 )
14 番	内 田 理 佐 (み や さ き 未 来 の 会)
15 番	脇 谷 の り こ (親 和 会)
16 番	松 本 哲 也 (県 民 連 合 立 憲)
17 番	山 内 佳 菜 子 ( 同 )
18 番	坂 本 康 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
19 番	西 村 賢 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20 番	二 見 康 之 ( 同 )
21 番	後 藤 哲 朗 ( 同 )
22 番	山 下 寿 ( 同 )
23 番	野 崎 幸 士 ( 同 )
24 番	佐 藤 雅 洋 ( 同 )
25 番	安 田 厚 生 ( 同 )
26 番	日 高 利 夫 ( 同 )
27 番	凶 師 博 規 (無 所 属 の 会 チームむか)
28 番	前 屋 敷 恵 美 (日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
29 番	井 本 英 雄 (自 民 党 同 志 会)
30 番	岩 切 達 哉 (県 民 連 合 立 憲)
31 番	重 松 幸 次 郎 (公 明 党 宮 崎 県 議 団)
32 番	坂 口 博 美 (宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33 番	武 田 浩 一 ( 同 )
34 番	山 下 博 三 ( 同 )
35 番	日 高 陽 一 ( 同 )
36 番	丸 山 裕 次 郎 ( 同 )
37 番	中 野 一 則 ( 同 )
38 番	外 山 衛 ( 同 )
39 番	日 高 博 之 ( 同 )

## 地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
総 合 政 策 部 長	重 黒 木 清
政 策 調 整 監	吉 村 達 也
総 務 部 長	渡 辺 善 敬
危 機 管 理 統 括 監	横 山 直 樹
福 祉 保 健 部 長	川 北 正 文
環 境 森 林 部 長	殿 所 大 明
商 工 観 光 労 働 部 長	丸 山 裕 太 郎
農 政 水 産 部 長	久 保 昌 広
県 土 整 備 部 長	原 口 耕 治
会 計 管 理 者	長 倉 佐 知 子
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	吉 村 久 人
総 務 部 参 事 兼 財 政 課 長	高 妻 克 明
教 育 長	黒 木 淳 一 郎
警 察 本 部 長	山 本 将 之
監 査 事 務 局 長	米 良 勝 也
人 事 委 員 会 事 務 局 長	田 村 伸 夫

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	渡 久 山 武 志
事 務 局 次 長	鬼 川 真 治
議 事 課 長	福 島 久 大
政 策 調 査 課 長	牧 浩 一
議 事 課 長 補 佐	佐 藤 亮 子
議 事 担 当 主 幹	弓 削 知 宏
議 事 課 主 任 主 事	上 園 祐 也
議 事 課 主 任 主 事	山 本 聡

◎ 一般質問

○濱砂 守議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、下沖篤史議員。

○下沖篤史議員〔登壇〕（拍手） おはようございます。新生会の下沖篤史です。小林市・西諸県郡選出になります。初の県議会での一般質問ということで緊張しておりますが、よろしくお願いたします。

初めに、知事の政治姿勢についてお伺いたします。

現在、国においては、次元の異なる少子化対策と銘打ち、様々な政策が検討されております。過去30年にわたり少子化対策に取り組んできましたが、ほとんど成果は上がっておらず、コロナ禍でさらに出生数は急減しています。これまでの政策が成果を出せなかったのはなぜなのでしょう。どうすれば若い世代に結婚や子育てへの希望を抱いてもらえるのか。

まだ全ての政策が出てきたわけではありませんが、本県の少子化対策を進める上で、国の次元の異なる少子化対策について、知事はどのように評価されているのかお伺します。

次に、農畜産業についてです。本県の基幹産業である畜産業ではありますが、世界情勢の変化による物価高騰を受け、厳しい状況にあります。さらに子牛価格は下落し、生産農家は危機的状況であります。市町村単位での畜産振興には限界がある中で、県がリーダーシップを発揮し、畜産振興に向け、どのように取り組んでいくのかお伺いたします。

ほかの項目につきましては、質問者席より行います。

以上、壇上からの質問を終わります。（拍手）〔降壇〕

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。お答えします。

まず、国の次元の異なる少子化対策についてであります。

本県が持続的に発展していく上で、少子化対策は大変重要かつ待ったなしの課題であり、私も強い危機感を持っております。

これまでもエンゼルプランから始まって様々な少子化対策が進められてまいりましたが、保育所の待機児童の減少等、一定の成果があった部分もあるかと思っておりますけれども、まだまだやるべきこと、課題は山積しております。

児童手当の拡充や男性育休の取得促進といった、現在、国において検討が進められている新たな少子化対策につきましては、本県の施策を後押しするものと受け止めており、大いに期待をしているところであります。

一方で、今回、国が示した戦略方針には、本県をはじめ全国知事会等が求めております「自由度の高い交付金の創設」や、「こどもの医療費助成の全国一律での実施」などは含まれておらず、その財源についても明確になっておりません。

子ども・子育て政策の推進に当たりましては、国と地方が車の両輪となって取り組んでいくことが重要であり、地方の声にしっかり耳を傾けていただくよう、これからはしっかりと国に求めてまいります。

次に、畜産振興についてであります。

本県の畜産業は、全国第3位の産出額を誇る基幹産業であります。食料安全保障の重要性が



高まる中、本県の食料供給基地としての役割を果たすためにも、畜産振興は大変重要でありますことから、県では「みやざき畜産共創プラン」を策定し、取組を進めているところであります。

具体的には、家畜防疫の強化を畜産経営の土台として、生産基盤の強化やスマート技術の推進などによる「生産力の強靱化」、また、担い手の確保や働き方改革などによる「人材力の強靱化」、さらには飼料自給率の向上や畜産バイオマスの有効活用などによる「地域資源循環の強化」に取り組んでおります。

また、「販売力の強靱化」として、4月のG7宮崎農業大臣会合において、各国代表からも非常に高い評価をいただいた「おいしさ日本一」の宮崎牛をはじめとする本県畜産物を国内外に向け、さらに発信してまいります。

畜産業は、飼料価格高騰や家畜伝染病の発生など厳しい状況に置かれております。私も今年に入ってから県内の家畜市場を一通り回りましたが、現在、子牛価格の低迷、飼料価格の高騰がある中で、大変厳しい状況が続いていると認識しております。

このような状況をしっかりと踏まえながら、今御説明申し上げましたような取組を力強く推進し、持続可能な魅力ある畜産を目指してまいります。以上であります。〔降壇〕

**○下沖篤史議員** 知事、答弁をありがとうございます。知事の答弁にもありました自由度の高い交付金創設、ぜひとも国に強く訴えていただきたいと思います。自治体ごとに、課題、あと戦略に違いはあると思いますので、やはり自由度の高い交付金がないと、その問題も多岐にわたっておりますので、そこら辺を国に強く訴えていただきたいと思います。

あと、畜産振興についてですが、昨年の鹿児島県で開催された第12回全国和牛能力共進会において、宮崎牛は8部門中2部門の優等賞首席に加え、今回から創設された第7区で、最高賞となる内閣総理大臣賞を受賞しました。

しかし、子牛価格は今年5月以降、前年より7万円以上値を下げっており、60万円を割り込んでいる状況であります。6月は、新型コロナウイルスの感染拡大で、外食など業務需要が大幅に減った2020年5月並みの57万円台に下落しております。さらに、世界情勢による物価高騰が肉用牛繁殖農家の経営をかなり圧迫しております。

このような状況の中で、肉用子牛のセーフティーネット対策について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長(久保昌広君)** 肉用牛繁殖経営におけるセーフティーネット対策としましては、四半期ごとの平均子牛価格が55万6,000円を下回った場合に補給金が交付される、肉用子牛生産者補給金制度があります。

この制度に加え、国は、最近の子牛価格の大幅な下落を受け、今年12月まで四半期ごとの平均子牛価格が60万円を下回った場合に、この補給金制度に上乗せして支援する和子牛生産者臨時経営支援事業を措置したところです。

県としましては、この支援事業のさらなる継続を国に要望しているところですが、引き続き子牛価格の推移を注視しながら、経営の安定化に取り組んでまいります。

**○下沖篤史議員** このうち肉用子牛生産者補給金制度は、全国平均価格が設定価格以下にならないといけないんですけども、宮崎県以外の都道府県の子牛価格は高いんですよ。それによって全国平均が上げられてしまって、なかなか

か発動できない状況にあります。この発動基準の引上げをぜひとも国に訴えていただきまして、子牛生産農家さんたちのセーフティーネット発動ができるようお願いしたいと思います。

続きまして、近年、全国でJAの合併が進んでいます。本県でも合併が検討されています。そのような中、現在、家畜市場は買手市場になっており、他県では、家畜市場を統合し、取扱頭数を増やすことで購買者を呼び寄せて、市場価格を上げている状況が見られます。

本県において、家畜市場の統合についてどのような影響が予測されるか、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 家畜市場は、地域で生産された家畜を競りにより公正な価格で取引する市場であり、畜産農家の所得確保のためにも重要な役割を担っており、県内に7か所、JA等により開設されています。

議員の御質問にありました家畜市場を再編統合する場合には、広域化により輸送に係る生産者の負担が増える反面、一市場の取扱頭数が増加することにより、市場としての魅力が向上し、競りに参加する購買者の安定確保につながるなどの影響が考えられます。

**○下沖篤史議員** 統廃合により様々な影響が出てくると思うんですけれども、今、買手市場になっている中で、購買者をいかに引き寄せるか、魅力ある市場をどうつくるか、様々な検討をしていただきたいと思います。

次に、様々な課題が指摘されている家畜取引におけるインボイス制度の影響に関してです。

年間売上げが1,000万円を超える課税事業者だけでありますが、農水省の統計によりますと、繁殖雌牛を飼育する農家3万5,500戸のうち、飼

養頭数9頭以下が6割を占めております。ほとんどは、現状のままでは発行ができない免税業者とみなされております。

一方、肥育農家は比較的売上げが多く、課税業者の割合が高い状況であります。本県も全国同様の状況であると思っておりますけれども、インボイス制度が開始された場合の影響について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 今年の10月から消費税のインボイス制度が始まり、家畜取引も対象となります。

この制度では、購買者は、子牛を免税事業者から購入する場合にはインボイスが発行されず、仕入税額控除ができなくなる一方で、課税事業者から購入する場合にはインボイスが発行されるため、控除ができることとなります。

このため、家畜市場関係者からは、インボイスを発行できない農家の子牛の取引価格に影響が出るのではないかと声を伺っているところではあります。

また、子牛を出荷する肉用牛繁殖農家のうち、現在、免税事業者である小規模農家等は、課税売上げが少ない上、課税事業者への移行の手続を負担と考える方もおられるとの課題も聞いております。

**○下沖篤史議員** 様々な影響が予測されております。JA、卸売市場で委託販売する場合、普通の野菜とか何でもそうなんですけれども、農家のインボイスが不要になる特例制度がありますが、子牛市場だけこれが適用されない状況であります。なぜ国はこういう対象外をつくったのか、ちょっと自分には理解できないところではあるんですけれども、これも含めて国に、今すぐ変更することはできないと思うんですが、子牛市場も特例制度に入れていただくようお願い

いしていただきたいと思っております。

しかしながら、制度は今年10月に始まります。混乱を引き起こさないためにも、市場や肉用牛繁殖農家さんへのインボイス周知に向けた取組について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** インボイス制度の導入については、国税制度の大きな変更であり、生産者の皆様に制度を正しく理解していただけるよう周知していくことが大変重要であります。

このため県では、各地域の農業改良普及センターにおいて、肉用牛繁殖農家を含む生産者を対象に、インボイス制度の理解を深めるための研修会を開催するとともに、県のホームページ等でも周知を図っております。

また、県内各税務署においても説明会や相談会が開催されるとともに、家畜市場やJA等でも生産者を対象とした研修会の開催や啓発チラシの配布が行われております。

県としましては、生産者が制度の理解不足により不利益とならないよう、引き続き周知に努めてまいります。

**○下沖篤史議員** このインボイスが、農家さんの不利益を含め、市場の価格低迷につながるように、ぜひとも周知を図るとともに、できればインボイスに関する支援策を、県としても生産農家さんたちに提案できるものを検討していただきたいと思います。

続きまして、市議時代からですが、県内様々な産業の現場から人材不足の悩みを聞きます。事業拡大のみならず、事業を維持することすら困難になってきている状況も見受けられます。

そのような中で、外国人材は必要不可欠であります。技能実習制度の現状は、目的と実態が

乖離しており、様々な問題を引き起こしている制度を維持するのは無理がありました。

そこで、今回の技能実習制度及び特定技能制度の見直しについて、どのように受け止め、今後、何を期待されているのか、知事にお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 人口減少が進む中、外国人が現実問題、日本の経済社会の担い手となっている、そういう現状を踏まえまして、国では、技能実習制度及び特定技能制度の在り方について検討が行われております。

国の有識者会議の中間報告書では、現行の技能実習制度を廃止し、人材確保と育成を目的とする新たな制度の創設や、特定技能2号の対象分野拡大などの検討の方向性が示され、このうち対象分野の見直しにつきましては、先日、閣議決定されたところであります。

今後、人手不足が深刻化する中、両制度の見直しは時宜を得たものと考えておりますし、特定技能2号の対象分野に農業や製造業等が追加されることは、本県の産業を支える人材の確保・定着につながるものと期待しているところであります。

一方では、改めて、労働・生活の両面における支援や、地域における理解の促進が重要であると認識しております。

県としましては、こうした国の動きを注視しながら、全国知事会等を通じて、外国人から選ばれ、働きやすく、地方の実情を踏まえた制度となるよう国に訴えてまいります。

**○下沖篤史議員** ぜひともあらゆる機会に訴えていただきたいと思います。地方と産業、そして外国人材にとって、いい制度になるようお願いしたいと思います。

続きまして、本県の基幹産業である農畜水産

業で、人材不足は待ったなしの状況であります。ここら辺、自分たちの地元でも、野菜を含めた畑作農家さんたちは、収穫時期になると、ほとんど70歳、80歳の方たちが収穫に従事している状況で、経営者の方たちも、この方たちが辞めたときには、もう自分たちは農業ができないという危機的状況にあります。

そのような状況の中で、農業分野における外国人材の現状と確保に向けた課題について、農政水産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 本県の農業分野における外国人材数は、宮崎労働局の調査によりますと、昨年10月末現在で828人となっております。

また、昨年度、県が農業法人等を対象に実施した調査では、141社で外国人材を受け入れておりますが、法人全体の15%にとどまっています。

外国人材の確保に当たっては、周辺諸国でも外国人材のニーズが高まっており、国内外での激化する確保競争に対応していくことが求められています。

このような中、県内では、外国人材の受入れに必要な監理団体が少なく、県外の監理団体に依存しており、そのフォローアップが十分できないこと、また受入れに対応できる宿舎が少ないことなどが課題となっております。

**○下沖篤史議員** 日本のみならず、周辺諸国においては、様々な支援をして、外国人材の確保に積極的に動いているところでもありますので、外国人材の方に、日本、そして宮崎を選んでいただけるように頑張っていたきたいと思えます。

あと、農業分野で外国人材を確保していくために、どのような取組を進めているか、農政水

産部長にお伺いいたします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 県では、今年度の当初予算において措置した農業外国人材確保・定着体制構築事業により、人材確保に向けた対応を進めております。

この事業では、昨年10月に締結したベトナム国立農業大学との連携合意に基づく人材の確保・育成の実現も含め、監理団体の県内誘致やインターンシップ等の新たな受入れ方式による検証等を行ってまいります。

また、今議会にお願いしている補正予算において、住居確保対策として、県営住宅によるモデル実証を行うこととしております。

この実証結果を基に、公営住宅の活用に際しての各種手続等のマニュアルを作成し、市町村に情報提供することで、外国人材の確保を進めてまいります。

**○下沖篤史議員** この問題に関しては、農業分野に限らず、あらゆる分野の方々が、監理団体の少なさから県外の監理団体に委託したり、それではなければ自分で面接に行かれたり、大変な苦勞をされております。

あと、今言われましたように、宿舎の少なさです。外国人の方たちを団体で受け入れてくれるところがなかなかなくて、宿舎を自分で建設したりとか、そういう状況も見受けられますので、今回の制度改革を生かして各産業の発展を進めるためにも、市町村や業界団体の方々と連携して、早期の監理団体の設立と、公営住宅のみならず、地方に行けば、山間部に行けば空き家とかたくさんありますので、そういう空き家も活用した宿舎確保に向けた取組と支援をよろしくお伺いいたします。

続きまして、少子化対策についてですが、今回の6月補正に上がっている全国初のおむつの

負担軽減モデル事業についてですが、事業化の背景とこの事業をつくった目的を、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 子育ての負担軽減が課題となる中、保護者が毎日行うおむつの準備や、保育施設でのおむつの管理・処分等の負担が大きいという声が、現場から聞かれたところでもあります。

このため、おむつの負担軽減モデル事業では、おむつの定額利用、いわゆるサブスクリプションサービスの利用助成と、おむつの処分に取り組む市町村を支援することとしております。

この事業を通じて、保護者はおむつの準備をする必要がなくなるとともに、これまで家庭に持ち帰っていたおむつも保育施設で処分することになるため、保護者や保育士の負担軽減につながるものと期待しております。

**○下沖篤史議員** 小林市でも、長年、保育の現場、あと保護者から、ずっとおむつの問題が上がっておりました。コロナになって、なおさら持ち帰らせる園が増えたりして、その声が日に日に大きくなってきたところで、県からこの補助事業が出たことを大変うれしく思っております。

ある子育て支援のサイトのアンケートでは、「おむつを持ち帰らせている割合が高い都道府県」で、2023年度の順位が、持ち帰り率60%で宮崎が1番という状況でありました。その前、2022年度は10位だったんですけれども、2023年度には1位になっておりました。

こういう状況も踏まえて、この事業が立ち上がったのかなと思ったんですけれども、財源に余裕がなくて支援できなかった市町村も数多くあると思います。今回の事業を活用していただ

き、ぜひ全市町村が本当にこれに参加していただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいのと、持ち帰り率0%を目指す宮崎県として、この事業を活用していただきたいと思ひます。

続きまして、子育て支援についてですが、ひとり親家庭の健康増進と福祉向上の目的で、医療費の一部を助成する制度があります。ひとり親家庭医療費助成事業ですけれども、この現状及び独自に自己負担分を助成している自治体数について、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 県は、ひとり親家庭医療費助成事業の実施主体である市町村に対し、助成した医療費等のうち、補助対象経費の2分の1の補助を実施しているところであり、令和4年度の実績で申しますと、申請件数約7万8,000件、補助額は約2億2,000万円となっております。

また、1人当たり月1,000円の自己負担分について、12の市町村が独自に助成を行っているとお伺しております。

**○下沖篤史議員** この事業に関して、ひとり親の皆様から大変助かるとのお声がある一方で、申請手続が大変で、あと償還払いということで、一旦立て替えて、申請を出してからのタイムラグが結構あるということで、さらに市町村の受付の事務負担もかなり大きいとの声を伺っております。

ひとり親家庭医療費助成事業の外来受診の現物給付化について、県の考えを福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（川北正文君）** ひとり親家庭医療費助成事業の給付方法につきましては、入院は現物給付を補助対象とし、外来受診については、利用者が医療費の自己負担分を一旦支払

い、後に払戻しを受ける償還払いを補助対象としているところでは、

外来受診を入院と同様に現物給付化することにより、ひとり親家庭や申請を処理する市町村の負担軽減につながることは承知しておりますが、医療費の増加の懸念や、関係機関の事務負担の増加など、整理すべき様々な課題があると考えております。

県としましては、この事業に限られた財源の中で将来にわたり持続可能となるよう、実施主体である市町村と、外来受診の現物給付化を含めた意見交換を行ってまいりたいと考えております。

**○下沖篤史議員** ひとり親家庭は、お子さんを病院に連れて行くだけでも、休みを取るだけでも大変な状況にあります。ぜひとも手続の簡素化、あと現物給付化を目指して、市町村とも今後協議を進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、子育て支援・少子化対策にも欠かせない不妊治療に関してですけれども、県内で特定不妊治療を行っている方がどの程度いるのか、福祉保健部長にお伺いいたします

**○福祉保健部長（川北正文君）** 令和3年の国の調査によりますと、不妊の治療を受けたことがある夫婦の割合は、全国で4.4組に1組となっており、前回調査よりも増加傾向にあります。

県内で不妊治療を行っている方の総数の把握は困難ではありますが、保険適用以前の令和3年度まで実施していた特定不妊治療費に対する助成制度において、令和3年度は延べ1,502件の助成実績があります。

**○下沖篤史議員** 現在はちょっと状況が分からないと思っているんですけれども、クリニック、不妊の外来とかに行き、受診とか予約状況

を見ますと、保険適用になったことにより、相当数増えていると思います。

特定不妊治療と不妊治療の方々を合わせますと、令和3年度で1,502名ですか、多分この数倍、治療に来られている方が潜在的におられると思います。こんなに多くの方が子供を望まれており、第2子、第3子を望み、通われている方たちも結構おります。

不妊治療はなかなか周りに相談しづらく、夫婦間でもなかなか互いに言い出しづらかったり、悩まれている方がたくさんいます。

そこで、県の不妊専門相談センターへの相談状況について、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 県では、平成15年度から不妊専門相談センター「ウイング」を設置し、不妊や不育症に悩む方々からの相談に対応してまいりました。

令和4年度は、本人からの相談が93件、家族からの相談が3件ありました。相談内容は、不妊の原因や検査・治療・医療機関の情報のほか、費用や助成制度に関するもの、不妊治療に対する周囲からの理解不足に関するものなどとなっており、経済的負担や精神的負担などの課題もいまだ大きいと認識しております。

**○下沖篤史議員** 不妊治療は費用もかかりますし、夫婦、特に女性の精神的な負担が大きく、夫婦で共有・共感がなければ、不妊治療すら始められなかったり、続けていくことも困難だという状況があります。民間の医療保険でも特定不妊治療に対応している保険もありますし、民間の保険とかで対応していることを知らない方も結構いて、申請を上げていない方もいますので、相談の際にそういう保険を見ていただいて対応できる場合もありますので、そういうとこ

ろもできれば相談に乗っていただきたいと思  
います。

あと、少子化の原因でもある晩婚化や未婚率  
の増加は、社会環境が好転し、所得が向上し、  
若者が未来に希望を抱けないと、なかなかこ  
ういう晩婚化・未婚率の改善というのは図れ  
ない状況であるんですけれども、そのような中  
、ほかの都道府県では、先進的な取組として  
、予防医療と女性の妊娠・出産の選択肢を広  
げる手段として、既婚・未婚にかかわらず、  
卵子の凍結を支援し、異次元の少子化対策を  
実施している自治体があります。

不妊症にかかわらず、将来、子供を望むと  
きのために、県として卵子や精子の凍結保存  
を推進していただけないかと思いますが、福  
祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 現在、不妊  
治療には保険が適用されておりますが、保  
険診療として実施する卵子や精子の凍結保  
存は、不妊症と診断されていることが要件  
となっております。

また、将来、子供を産み育てたいと希望  
する若年がん患者等が、治療前に卵子や  
精子を保存する妊孕性温存療法に要する費  
用の一部に対して県が助成を行っており、  
今後とも事業の利用促進に努めていきたく  
と考えております。

**○下沖篤史議員** 今回、国が出してきた  
次元の異なる少子化対策なんですけれど  
も、国のみならず県でも推進していか  
ないといけない。今までどおりのことを  
やっても、少子化というのは絶対歯止  
めがかからないと思っております。

その中でも、不妊治療をされている方  
たちが皆さん出産できるようになると、  
本県は全国2位の出生率でありますけ  
れども、そこをもっと

押し上げることができるのかなと思っ  
ております。

そのためにも、不妊症を含めて、結  
婚する前の段階から、皆さんでこ  
ういう認識を持って、卵子・精子と  
かの保存をぜひとも進めていただ  
きたいと思えます。これはほかの自  
治体でもやっておるところがある  
ので、そこの状況とかも研究して  
いただき、宮崎県独自の少子化  
対策を進めていただきたいと思  
います。

続きまして、不妊に対しての知識  
や理解がなかなか浸透しており  
ません。その中で、不妊に関  
する知識の普及啓発に関わる  
取組について、本県はどのよ  
うなことをされているのか、  
福祉保健部長にお伺いいた  
します。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 不妊  
に関連する内容について正しく  
理解することにより、不妊症  
の早期検査や治療につなげ  
ることは大変重要であると思  
っております。

県におきましては、令和3年度  
及び令和4年度に実施した不  
妊治療支援環境づくり事業  
において、ポスターやハンド  
ブックの作成、ウェブサイト  
やSNSを活用したインター  
ネットによる啓発のほか、  
テレビや雑誌など様々な  
広告媒体を活用し、普及  
啓発を行ったところでござ  
います。

今後とも、これまでの成果を  
生かしながら、不妊に関  
する正しい知識の普及啓  
発に取り組んでまいりま  
す。

**○下沖篤史議員** 様々な啓発を行  
っておると思いますが、自  
分もいろいろ医療現場と  
かに行くところ、こ  
ういうハンドブックとか  
ポスターとかをなかなか  
お見受けすることがな  
かったり、いろんな場  
所でも見受けられな  
かった。あと、パソ  
コンで調べた際もな  
かなかヒットしな  
かったというか、  
ユーチューブでは  
後で見つかったんで

すけれども、SNSとかで、なかなか皆さんの目につくことがない。あと、不妊というワードを入れたのに、そういう関連ワードに連動していなかったりして、なかなか発見できなかった。ちゃんをつくられておったので、いいことはいいんですけれども、若者たちが見るSNS、その中で発信力を持っているインフルエンサーの方たちとか有名人などを起用して、若い方たちをもっと見たくなる、検索したくなる状況をつくっていただきたいと思います。

あと、不妊治療をされている女性の方たちから話を聞きますと、職場の理解がなかなか進んでいない。タイミングが結構はっきりしないんですね。採卵というか、卵子を取る時期とかのタイミングがはっきりしないので、突然休まないといけなかったり、病院に駆けつけないといけなかったりという状況があるんですけれども、なかなかその職場の環境の中で皆さんに言い出しづらかったり、突然休むというのが理解されないこともあったので、できればいろんな職場にこういうパンフレットを含めた普及啓発もしていただきたい。

あと、女性の方たちから言われたのが美容室です。皆さん美容室に行かれるんですけれども、そこで美容師さんに悩みの相談とかをかなりいろいろされていて、うちの姉も美容師なんですけれども、皆さん女性の方たちが会話をしに美容室に来られているときもある。いろいろ悩みの相談を受けるときに、そういう不妊に関するものもあったので、できれば美容室の組合さんとかにも協力いただいて、美容室にハンドブックとかを置いていただくと、かなりいろんな周知啓発も図れるのかなと思いますので、そこら辺もちょっと研究してやっていただきたいと思います。

続きまして、防災対策についてですが、昨年の台風第14号では、県内で多くの被害が発生いたしました。小林市でも停電して、断水が結構続きました。あと、倒木によって道が寸断されて、自分たちも消防団で見回ったときに、道に倒れている木は伐採したんですけれども、電柱とか電線に引っかかって、それがあついで通れないとか、そういう状況がたくさん発生しておりました。

千葉県では、こういう災害時のことを考えた上で事前伐採——倒木が予想されたり、県道とか国道沿いののり面にある木とか、そういうのを事前に地権者と協力し合って伐採する事業をやっております。

そこで、本県での国県道沿いの倒木の可能性がある木々の事前伐採について、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長(原口耕治君)** 県が管理する道路につきましては、道路利用者の安全かつ円滑な交通を確保するため、日常の道路パトロールなどで状況を把握し、交通の妨げとなりそうな樹木を発見した場合は、その都度、伐採を行っております。

特に、電線にも影響を与えるおそれがある樹木については、電線管理者とともに、日常及び災害時の連携内容を定めた「道路管理者・電線管理者災害時連携マニュアル」を作成しており、倒木が予想される場合には、相互に協力して事前伐採を行っております。

道路上の倒木は、道路利用者はもとより、地域住民生活に大きな影響を及ぼすことから、安全な交通を確保するため、今後とも適切な道路管理を行ってまいります。

**○下沖篤史議員** 今、九電を含めて協力してやっているということなんですけれども、都市



部は除いて中山間地に行きますと、国県道沿いでも木や、近くに枝とかがはみ出して、トラックが削っている状況なんです。雨が降るとなおさら木が下がって、またぶつかったり、大型トラックがそれをよけようとして対向車と事故になりかけたりとか、そういう状況が様々発生しております。毎日通っている中でも、そういうことが見受けられます。山間地に行くと、倒れかけの木もそのまま放置されているところが多々ありますので、ぜひとも県だけではなくて市町村とも連携して、そこら辺の情報収集を含めた危険箇所への対処をお願いしたいと思っております。

最後になりますけれども、今回の国が力を入れる少子化対策であります。ぜひとも宮崎県も皆さんで協力して、市町村を含めて少子化対策に取り組んでいただきたいと思いますところでもあります。私自身も妻と、保険適用が2月で終了したんですけれども、お金はかかりますが、あと1回、今月、不妊治療にチャレンジして、どういう結果になるか分からないですけれども、我々みたいな子供が欲しくても持てない環境の方たちを代弁するわけではないですが、そういう方たちの頑張りも県として支えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

これで一般質問を終わらせていただきます。

(拍手)

○濱砂 守議長 次は、工藤隆久議員。

○工藤隆久議員〔登壇〕(拍手) こんにちは、今回初当選させていただきました、延岡市選挙区、公明党宮崎県議団、工藤隆久です。県民の皆様から寄せられる様々な意見や関心事に真摯に向き合い、県民の代表として質問させていただきます。

通告に従いまして質問を行いますので、知事をはじめ、関係部長、教育長の皆様には、明快な御答弁をお願い申し上げます。

まずは、障がい者福祉について御質問いたします。

私自身、重度心身障がい者の姉を持つ障がい者家族です。姉は自分では食べられず、話せず、動けず、食べるものは基本流動食です。幼きときより両親の姉への介護を手伝う中、障がい者家族の介護の大変さ、また社会からの偏見があり、差別を身をもって体験してきました。選挙戦を通じて、障がい者家族であることを訴え、同じく障がい者を持つ家族、また御本人から様々な御意見をいただきました。

今回は、時間の都合上、多くは質問できませんが、これよりは、障がい者福祉の現場の声、家族の声、そして当事者の声を県に届けることにより、県の障がい者福祉の充実に資してまいりたいと思います。よろしく願いいたします。

初めに、障がい者の暮らしを守るための県の役割について、知事に所見を伺います。

以上を壇上からの質問とし、以下は質問者席から伺います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕お答えします。

障がいのある方が安全・安心で心豊かな生活を営むためには、様々な障がいに対応できる地域の支援体制の基盤づくりが大変重要であると考えております。

そのためには、障害者総合支援法をはじめとする関係法令に基づき、各関係機関がそれぞれの役割と責務を認識しながら相互に協力して、総合的に取組を推進することが必要であります。

県におきましては、これまでも、障がいのある方一人一人の個性が理解・尊重され、身近な地域で共に充実した生活ができるよう、国や市町村等と緊密に連携しながら、地域における障がい福祉サービス等の充実とともに、昨年度には、宮崎県医療的ケア児支援センターを開設するなど、支援体制の整備を図ってまいりました。

今後とも、障がいの有無にかかわらず、誰もが地域の一員としてお互いを理解し、支え合い、活躍できる社会の実現を目指して、全力で取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

**○工藤隆久議員** これまではどうしても、第一義的には、家族が全責任を持って療養・看護・支援するものでありました。現在においては、地域・社会全体で障がい者を見守り、育む時代になってきております。

障害者基本法、障害者総合支援法、また第6期宮崎県障がい福祉計画の理念にのっとり、障がい者が社会の一員として安心して暮らせるようお願い申し上げます。

次に、障がい者の保護者、親などが亡くなった後もしっかりと生活していけるのか、いわゆる親亡き後の課題について、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 障がいのある方が、親亡き後も地域で安心して暮らしていくためにも、生活や就労に関する多様な相談に対応できる相談支援体制の構築、居住の場であるグループホームの整備促進など、地域生活を支援する機能の強化を図ることが重要であります。

このため県では、地域の相談支援機関の連携強化を目的とした連絡会議の開催やグループホームの整備に対する補助、市町村における障

がい者支援の質の向上を図るためのアドバイザー派遣等を行っております。

親亡き後の生活は、本人やその御家族にとって大変切実な問題でありますので、引き続き、市町村と連携しながら、障がいのある方の生活を地域全体で支えるための取組をしっかりと推進してまいります。

**○工藤隆久議員** ありがとうございます。グループホーム等の居住の場の設置を進めていただいているとのこと、本当にありがたく思います。

障がい者雇用を進めているある経営者の方からは、雇用の際の面接でまず聞かれることは、「居住施設はありますか」とのことでした。就労するにしても、公共交通だけでは通えない地域があり、保護者が送り迎えをしなければいけない。障がい者の自立の上からも、居住施設の推進をお願いしたいところでございます。

また、各地を回る中で、何人もの保護者の方から、「この子を残しては死んでも死に切れない」との泣きながら訴える悲痛な声をお聞きしました。ぜひ当事者の声を代弁できる保護者の方が元気なうちからマッチングを積極的に行っていただき、保護者、当事者が安心できるようお願いいたします。

続きまして、重度心身障がい者、医療的ケア児・者の避難対策について、県の取組を福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 障がいのある方の災害時の安全・安心の確保のためには、障がいの種別等に応じたきめ細かな対策を講じることが重要です。

このため県では、災害時に障がいのある方及びその支援者が取るべき行動や日頃の備え、避

難所運営に係る留意事項等をまとめた防災マニュアルを作成し、市町村や関係団体等に提供しております。

また、避難所における体制確保のため、人工呼吸器等の稼働に必要な自家発電機等の給付に係る国の補助制度について、市町村に情報を提供し、その活用を勧めるなど、地域における主体的な取組を促進しております。

引き続き、障がいのある方の災害時における避難対策について、市町村等と連携しながら支援体制の強化を図ってまいります。

**○工藤隆久議員** ありがとうございます。医療的ケア児・者の避難には、人工呼吸器、酸素ボンベ、予備ボンベ、たん吸引器、電源、また予備電源、車椅子等を持って避難しなければなりません。ワゴン車でなくては避難できません。その現状をもって、避難する車が足りているのか、福祉避難所の予備電源は足りているのか等を綿密に計画していただきたいと思います。

先日行われました参議院災害対策特別委員会におきまして、我が党の下野六太参議院議員が同様の質問を行いました。「国としてもサポートをしっかりと進めていく」との担当大臣の答弁でございました。宮崎県におきましても、各市町村に任せ切るのではなく、県も障がい者に対する責任を持って行っていただきたい。また、ぜひ避難計画は計画段階で終わることなく、地元の区での避難訓練まで行っていただきたいと思います。

続きまして、保護者が病気などの際に利用できる短期入所施設の数や分布状況についてお伺いします。また、施設についてはどのように周知されているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 障がい者の短

期入所施設につきましては、本年3月末現在で県内に92の施設があり、その内訳は、圏域ごとに、宮崎東諸県36、都城北諸県17、日向入郷、宮崎県北部にそれぞれ9、日南串間、西諸県、西都児湯にそれぞれ7施設となっております。

一方で、知的障がいなど、障がいの種別によってサービスを提供できる施設が異なることや、人工呼吸器等の医療的ケアが必要な方などは、受入れ可能な施設が限られていることから、県内16か所にあります基幹相談支援センターや、昨年7月に開設した医療的ケア児支援センターの相談窓口において、施設の案内を行っております。

今後とも、さらなる情報の周知を図るとともに、様々な障がい者の方々が身近な地域で必要なサービスを受けられるよう、支援に努めてまいります。

**○工藤隆久議員** ありがとうございます。県全体としての数、分布が適正なのかどうかは別として、医療型短期入所施設は、延岡市では共立病院に1床確保されているのみです。これでは利用できないのが現状です。

あるお母さんからは、自分が体調が悪く、病院で診断を受けたところ、「検査入院してください」と言われたと。自分が入院すると障がい者のお子さんを見てくれる人がいないので、入院を断ったというお話をお聞きしました。

重度心身障がい者だけではなく、自宅で1人で過ごせない知的障がい者の方など、地域社会の一員として、また権利として、気軽に日頃より施設を利用できるように努めていただきたいです。

特に県北の重度心身障がい者の短期入所施設は絶対数が足りていません。これは私たち重度心身障がい者家族の長年の悲願であります。早

急に対策をお願いしたいところがございます。

また、情報弱者となっている保護者の方にも手が届くように、障がい者の数や特性に応じた把握をしているのであれば、周知ではなく通知で、アウトリーチ・伴走型支援でお願いしたいところがございます。

次に、障がい者の就労促進について、障がい者向けのハローワークのような取組が行われているのか、福祉保健部長にお聞きします。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 障がい者の就労を支援するに当たっては、身近なところで就労の相談を受けられる体制の充実が重要と考えております。

このため県では、障がい者の就労や生活に関する総合相談窓口である障害者就業・生活支援センターを7つの圏域に設置し、障がい者のそれぞれの希望や特性に応じた就労や生活の実現に向けて、地域のハローワークや障がい福祉サービス事業所等と連携し、就労や職場定着のための助言、各種支援制度の紹介等を行っております。

県としましては、今後とも、関係機関と連携を強化しながら、障がい者の就労促進に取り組んでまいります。

**○工藤隆久議員** ありがとうございます。様々な取組をされており、またアフターケアまでしていただいているとのこと、本当にありがとうございます。継続して、障がい者の働く権利の保全、社会の一員として認める上でも大事な対策であると存じます。就労を希望する全ての障がい者の方が働けますよう、今後ともお願いいたします。

次に、不登校・ひきこもり対策について述べたいと思います。

ひきこもりが社会的問題になっています。令

和3年度参議院国民生活・経済に関する調査会の中で、参考人の方が「引き籠もる起因の多くは学生時代の体験に遡る人が非常に多い」との見識を示しました。引き籠もる起因をつくらない魅力ある学校運営はもちろんですが、不登校児童生徒がそのままひきこもりにならないようにすることが大事です。

そこで、前段階として、不登校を減らすこと、ないし不登校児童生徒が社会的なつながりを断つことがないようにする取組が大事であると認識しております。

そこで質問ですが、不登校児童生徒への取組を教育長にお伺いします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 各学校では、不登校児童生徒について、担任や関係主任等が中心となって、生徒に寄り添いながら組織的な対応を行っており、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家とも連携しております。

ほかにも、中学校では、魅力ある学校づくりに取り組んで、不登校の未然防止につなげております。

また、高等学校では、中途退学対策対応教員等が中心となって相談に応じており、長期欠席の生徒に対する学びの保障として、オンラインでの授業配信の取組も行っております。

さらに、必要な情報については、小中高の校種間で引き継ぐようにしております。特に中学校卒業後の進路の決まっていない生徒につきましては、福祉部局等関係機関と連携し、情報を共有しながら対応しております。

**○工藤隆久議員** ありがとうございます。中学校卒業時は福祉部局との連携、また高校では中途退学対策対応教員を配置し、特に15歳、18歳などに焦点を当てて対策を行っていること、こ

れは社会的つながりが切れやすい年代であり、また公的支援が切れがちな年代にフォーカスしているとのこと、大変すばらしいと感激しております。

北九州市では、NPO団体とも連携し、その世代への対応を行っています。今後も継続して支援・対策を行えるよう、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、対応教員等の配置も含め、体制の充実を図っていただきますようお願い申し上げます。

関連して質問です。不登校児童生徒の居場所づくりについて、どのように対応されているか、教育長にお伺いします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 県教育委員会といたしましては、不登校児童生徒への支援について、市町村と連携して教育支援センターの充実に取り組んでおります。

一方、国は、居場所の一つとして、フリースクール等の民間団体・施設を活用することを示しております。

昨年度、フリースクールに関係する方々に集まってお話しいただき、各団体の取組状況について意見交換を行ったところであります。

引き続き、不登校児童生徒の社会的自立に向けた相談・指導が適切に行われるよう、各団体・施設における取組状況の把握をしながら、不登校児童生徒の居場所づくりについて、積極的に市町村教育委員会との協議を深めてまいります。

**○工藤隆久議員** ありがとうございます。フリースクールなどの民間団体との連携をし、居場所づくりをされているとのこと、本当にありがとうございます。教育の場に戻すことを第一とするのではなく、長い目で見たときに、子供が安心していられる居場所づくりが大事です。

家庭以外の居場所づくりに継続して、民間・NPO組織と連携して取り組んでいただければと思います。

次に、ひきこもり問題に移りまして質問させていただきます。

ひきこもりの実態をどのように把握しているのか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 県では昨年度、ひきこもりの方の傾向や特徴を把握するため、民生委員・児童委員に対する実態調査及び当事者や家族等に対する支援ニーズ調査を実施しました。

その結果、民生委員・児童委員が把握できた該当者は600人であり、年代別では40歳代が最も多く、ひきこもりの期間が5年以上の方が5割近くを占めています。

また、当事者や家族等が必要とする支援は、生活費についての相談や身体・精神面についての専門機関への相談、就労に向けた準備に対するニーズが高くなっています。

このため県では、支援を必要とする一人でも多くの方に適切な情報が届くよう、テレビや新聞、SNSなどあらゆる媒体を活用し、相談窓口や支援に役立つ情報について発信しております。

**○工藤隆久議員** ありがとうございます。様々な方策を考えていただき、ひきこもりの方の支援に取り組んでいるとのこと、またSNSを使った相談対応も進めているとのこと、感激しております。

内閣府の調査では、15歳から64歳まで、推計で、全国で146万人がひきこもり状態であると公表しております。優に宮崎県の人口を超え、日本人口の1%以上の方がひきこもり状態と言われて苦しんでおられます。

人口の1%とすると、宮崎県でも約1万人以上の方が推定されるところでございます。

先ほど答弁でありました県が行った数と大きな隔たりがあることは、調査方法などの違いからですが、ひきこもりで苦しんでいらっしゃる方たちがまだまだ宮崎県にいるとの認識の下、今後とも、把握や支援のため、県におきましても取り組んでいただきたいと思います。

ひきこもり問題については、8050問題として、平成27年頃から世に知られていますが、これは、80歳の高齢の親が50代のひきこもりの子供の生活を支える社会問題として認識されてきたところでございます。現在は時間も進んでいるため、さらに親の高齢化が進んでおります。

ひきこもり問題の把握、対策としまして、キーポイントとなるのが、ひきこもり家族への支援でございます。誰が相談に来るのかと考えますと、やはりまず家族が相談に来る。その家族を通じて、行政側が寄り添い、サポートしていく形になろうかと考えます。

そこで質問です。県として、保護者がいなくなった場合、ひきこもりの方との接触は厳しくなると考えますが、その対策について、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 県が昨年度実施した実態調査におきましても、ひきこもりの長期化・高齢化の傾向が認められ、当事者や御家族の孤立化が懸念されるところでございます。

このため県では、市町村において、福祉や雇用、教育など、幅広い関係機関が連携して支援を行う「市町村プラットフォーム」の設置を促進するとともに、ひきこもりについて正しく理解し、当事者や御家族を見守る理解者となる、ひきこもりサポーターを養成しております。

これらの取組を通して、ひきこもりの方や御

家族を孤立させない地域社会づくりを進めてまいります。

**○工藤隆久議員** ありがとうございます。プラットフォームづくり、ひきこもりサポーターの養成など、素晴らしい取組であると存じます。

ひきこもりで苦しんでいらっしゃるの、当事者はもちろんのこと、保護者も同様に苦しんでいらっしゃいます。ある保護者の方は「暗闇の中から出られない状態だ」と言っておられます。ひきこもりについては、安心できる場所が家庭以外にない社会問題です。

ひきこもりは、安心できない社会から自分の命を守るための退避行動です。生き続けるための選択肢がひきこもり状態という認識で捉え、ひきこもりを恥じることではないとの社会認識を広げ、相談しやすい環境をつくらねばいけないと感じております。

また、保護者の方も高齢化が進んでいますので、情報が届きやすい広報をお願いしたいところでございます。

次に、知事にお伺いします。

ひきこもりは看過できない社会問題であり、しっかりと対応していく必要があると考えますが、県がどのように認識し、対応しようとしているのか、知事の見解をお願いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** ひきこもりは、本人だけではなく、職場や学校、家族など様々な要因が複雑に絡み合っており、また、長期化すると家族の孤立や困窮につながるおそれがあることから、社会全体で考えていかなければならない問題であります。

このため県では、精神保健福祉センターに「ひきこもり地域支援センター」を設置し、医療や福祉、雇用、教育など幅広い分野と連携を

図りながら、本人とその御家族に対してきめ細かな支援を行うとともに、ひきこもりに対する県民の理解促進に取り組んでいるところであります。

また、今年度から、これらの取組に加え、身近な市町村において一人一人の状況に応じた対応が行えるよう、市町村プラットフォームという体制整備を進めているところであります。

県としましては、これらの取組を進めることで、本人やその御家族をしっかりと受け止める社会づくりに取り組んでまいります。

**○工藤隆久議員** ありがとうございます。自立や就労といったことを押しつけるのではなく、ひきこもりの方に寄り添っていく伴走型の長期的な支援になると思います。

先ほど答弁でもありましたが、ひきこもりサポーター等、本人にとって安心できる人、信頼できる人をたくさんつくっていく必要があると認識しております。また、安心できる場所、居場所づくりが大事であると考えます。

これから質問させていただきますが、農福連携の「福」には、社会で生きづらさを感じているひきこもりの方たちも含まれています。農福連携に限らず、ひきこもり問題の解決という視点に立って、各部局にわたる問題を横断的に進めていく対策課が必要であり、継続的に支援するためにも、基本条例を強く求めるものであります。

続きまして、少し触れましたが、ひきこもり問題について、一つ重要な政策として、農福連携がございました。

農業は太陽の下で働きます。太陽を浴びることで体内時間がリセットされ、元気になります。さらに、土をいじることにより、様々な菌に触れることで元気になります。体力もつきま

す。さらに、自分が作った野菜を食べることで、おいしいと感じる。労働の喜びを感じ、達成感が味わえます。また、作った野菜を人にあげて喜ばれる、これも達成感が味わえます。また、作った野菜を売って給料にする、これも達成感であります。

この達成感の積み重ねが自信になり、自己肯定感につながっていく、ひいては、ひきこもり状態の改善につながると考えています。

このように、ひきこもりの方の就労支援、社会復帰の過程において、農福連携が有効であると私は考えています。

そこで、農福連携の現状と取組を農政水産部長にお伺いします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 昨年度、県が実施した農業法人実態調査では、県内の農福連携につきましては、農業法人910社のうち124社で、福祉施設への作業委託や障がい者の直接雇用などの形で取り組まれています。

農福連携は、障がい者などの雇用機会の確保や生きがいづくり、農業での働き手確保など、農業と福祉、双方にとって大変重要な取組であります。

このため県では、関係部局や団体が連携し、各地域で農作業体験会の開催や、農林水産省が認定する支援人材の育成に取り組んでおります。

また、昨年度から、宮崎県農業法人経営者協会内に農福連携推進センターを設置し、障がい福祉サービス事業所と農業法人等とのマッチング支援やセミナー開催等を行っているところであります。

**○工藤隆久議員** ありがとうございます。農福連携は、障がい者、ひきこもりだけではなく、高齢者、生活困窮者の就労、社会参画の機会の

確保、また犯罪や非行をした者の立ち直りに向けた取組です。農業人口の減少による労働力の確保という視点になりがちだと思いますが、非常に地域・社会の活力になる取組であると考えます。

今後、各部局、団体等と連携を密にして、農業県である宮崎県が先進モデル地域となれるようお願いしたいところでございます。

次に、児童養護施設等の状況について伺います。

児童養護施設に入所している児童の保護者に対して、施設と児童相談所はどのように対応しているのか、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 施設が入所児童の保護者に対応する場合は、国の運営指針等に沿いながら対応しており、この指針では、施設は、児童と保護者の面会等を積極的に行い、親子関係の再構築等を図ることとされています。

また、児童相談所は、児童を施設に入所させた後も保護者との接触を保ち、施設から定期的に児童に関する報告を受けながら、相互の連携の下、適切な援助を継続的に行っております。

なお、施設と保護者のトラブルが懸念される場合においては、事前に施設と児童相談所で意思疎通を図った上で、児童相談所から双方に助言する場合があります。

**○工藤隆久議員** ありがとうございます。児童養護施設に入所されている児童は様々な問題を抱えております。一つには、その子の特性の問題もあると思います。また、育った環境による場所もあると考えます。

児童養護施設の専門家の方たちの指導が、児童だけではなく、卒園後、家庭に戻ることを考えますと、子供たちの特性に合わせた家庭教育

への指導、家庭環境改善への指導が重要だと認識しております。

先日、ある児童養護施設の関係者からは、「親との連携ができていない」とのお話をいただきました。食い違いであることが分かりましたが、施設関係者との連携においても、施設長だけではなく、働いている関係者等にもヒアリングを行っていただきたいと考えます。

次に、林業関係について伺います。

私自身、5年前に東京より帰郷して、日向の民間の林業会社で働いておりました。造林が担当であり、ここ数年、木材価格の高騰もあり、森林の伐採が進んでいく中、対する造林事業の困難さを感じておりました。

それは、伐採は短期で終わりますが、造林は、植えてより少なくとも30年、長ければ100年の計画になります。

植えてより伐採までは、間伐材を売ることのほかに収益がなく、補助金と自己資産を活用しての作業になります。国、県、地元自治体の補助金なくしては成り立たない事業でございます。

また、伐採班とは違い、収益が低く、機械化もなかなか進んでいないため、重労働の作業でございます。だからこそ、行政、県の取組が重要になってくると考えます。

そこで、ゼロカーボンの実現に向けた再造林に対する知事の考えを伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 森林は、大気中のCO<sub>2</sub>を吸収・固定し、また、森林からつくり出される木材は、建築物等に利用されて、炭素を固定するなど、ゼロカーボンの実現に重要な役割が期待されております。

この貴重な森林を次の世代へ引き継いでいくためには、「伐って、使って、すぐ植える」資



源循環型林業の確立が大変重要であります。本県の再造林率は、全国と比較すると高い数字ではありますが、70%台にとどまっており、再造林の推進が喫緊の課題だと認識をしております。

このため、従来の取組に加えまして、本年度から、造林作業を担う人材の確保・育成や、造林に取り組む事業者の育成などの再造林対策の強化に取り組んでいるところであります。

今回、本県の強みを生かした「3つの日本一挑戦プロジェクト」を掲げており、その一つが「グリーン成長」であります。森林林業のトップランナーである本県としましては、再造林対策を核として、林業の持続的な発展とゼロカーボン社会の実現にしっかり取り組んでまいります。

**○工藤隆久議員** ありがとうございます。知事としても、再造林の重要性を認識されているものと受け取りました。大変ありがとうございます。

続きまして、再造林に向けた林業の担い手の確保についてお伺いします。

造林する作業員の確保が大事であると認識しております。作業員がいないため、放置されている造林地が多くあります。

造林作業においては、地ごしらえ、植付け、下刈り、除伐、間伐などがあります。様々な作業班と関わる中で感じたことは、作業の段取りが一番大事であること、それは経験則であり、親方と呼ばれるリーダーからの伝承によるものであります。造林作業員の高齢化が進む中、この伝承を若手に引き継ぐ機会は年々失われています。

そこで、林業の担い手の確保に向けた県の取組について、環境森林部長にお伺いいたします。

す。

**○環境森林部長（殿所大明君）** 県では、林業への新規就業者の確保に向けて、移住相談会や就業相談会の開催などにより、本県林業の魅力をPRするとともに、林業就業への働きかけを行っております。

また、みやざき林業大学校における即戦力となる人材の育成や、作業現場に簡易の休憩・シャワー施設を整備する際の支援など、就労環境の改善にも取り組んでおります。

さらに、今年度、造林担い手インターンシップモデル事業により、受入れ体制を整備した上で、県内外から幅広く人材を募集し、「お試し造林」として植栽等を行うインターンシップを実施することとしております。

今後とも、関係機関と連携して、担い手の確保に向けてしっかり取り組んでまいります。

**○工藤隆久議員** ありがとうございます。林業先進県として、次の人材育成が必須であります。林業の魅力は体験していただかないと分からないことが多くあります。「お試し造林」は非常に素晴らしい取組であると考えます。

私自身も、「自分が植えた木が、山が育って、立派な山になっている」と誇らしげに語る先輩の姿を羨ましく感じておりました。また、私自身、山に登って食べる弁当が大変おいしかったと認識しております。体験から就労につながるよう尽力していただきたいところです。

また、林業従事者においても、女性の進出が進む中、簡易休憩・シャワー施設等の整備は重要であると考えます。特に伐採班においては、林業機械の進歩により、女性でも重機を使い、働きやすい環境になっています。夫婦で作業されている方も多くおられます。今後も継続しての支援をお願いしたいところでございます。

次に、担い手確保の一環であります。みやざき林業大学校長課程のカリキュラムについて、環境森林部長にお伺いします。

**○環境森林部長（殿所大明君）** みやざき林業大学校長課程では、森林・林業の基礎から実践的な知識・技術の習得により、即戦力となって活躍する担い手を育成しております。

そのカリキュラムについては、林業経営や造林など、林業を基礎から学ぶ座学に約50日間、刈払機取扱い作業、伐木・チェーンソー作業など、林業に必要な17種類の資格取得に約40日間、苗木生産、造林・育林、ドローン等最新技術など、林業に係る技術を習得するための現地実習に約120日間を当てております。

なお、林業事業体には、どんな人材を必要としているのかなどについて適宜意見を伺っており、今後とも、このような現場ニーズを踏まえて、カリキュラムを充実させてまいります。

**○工藤隆久議員** ありがとうございます。資格取得、実習を合わせて160日間の期間が取られているとのことですが、資格取得17種、様々な資格取得の中で、グループで動くため、重機の運転時間は1人何時間になるのか、またチェーンソーで1日に切る木の本数は何本になるのか、刈払機の使用時間は何時間になるのか等を考えますと、1つの資格当たりの実習時間は短くなっていくのではないかと考えます。果たして即戦力の人材育成になっているのか疑問が残ります。個人の希望に添いながら、資格を減らす等の工夫を行ってはいかがかと考えます。

就職におきましても、即戦力の人材として見られては本人がかわいそうであります。免許保持者であるとの認識の上、就職先でさらに育てる。就職後も3年間、単一の職場での定着率を調べる等、後追いをしっかりと見守っていただ

くようお願いしたいところでございます。

林業で働いているときに感じたことは、現場作業員の所得の低さです。どうにか所得が向上できないかと考え、我が社では、請負から社員へ、福利厚生等の社会保障を充実させることにより、補助金額が上乘せされ、会社もその分、支出が増えますが、作業員としては身分保障もされ、現場作業員の方から「働きやすい環境になった」と言われました。

林野庁としましても、福利厚生、社会保障等を充実させることで、作業員の待遇改善につなげていく方針であると伺っております。

そこで、林業事業体の福利厚生の向上について、これまでの取組、その成果を環境森林部長にお伺いします。

**○環境森林部長（殿所大明君）** 県では、林業事業体の福利厚生の充実に向けて、労働環境の改善や事業の合理化を図ろうとする事業体を、国の制度に基づき「認定林業事業体」として位置づけ、これまでに152者を認定しております。

これらの事業体については、社会・労働保険等の雇用主負担に加え、簡易トイレや休憩施設の整備、空調服や蜂毒によるアレルギー対策器具の購入などに対して、幅広い支援を行ってきたところです。

これらの取組により、例えば健康保険については、制度開始前の平成6年度に約28%であったものが、令和3年度には約81%に上昇するなど、就労環境の改善や福利厚生の充実に一定の成果を上げているものと考えております。

**○工藤隆久議員** ありがとうございます。私も蜂アレルギーの注射は打たせていただきました。また、空調服も使用させていただいて、大変涼しいなと感じながら作業しておりました。

健康保険の加入率が28%から81%までの上

昇、本当にすばらしい就労改善であると感服するところでございます。

今後、認定林業事業体の増加、また、林業事業体に含まれない個人事業主であり、請負、日当月給で働く方たちを、この取組にどう取り込んでいけるのが課題であると存じます。また、一人親方の労災問題についても検討していただきたいと提案させていただきます。

次に、有害鳥獣捕獲についてお伺いします。

造林を進める中で、一番悩まされたことが獣害対策でございました。現在、鹿ネットを張らないと、鹿に苗木が食べられてしまいまして、盆栽のような木になってしまいます。鹿ネットを張っていたとしても、自然の中に張るものですから高低差が出てきますし、破損もします。鹿被害を防ぐことがかなり厳しいと認識しておりました。やはり鹿被害を防ぐためには、生息数を適正な数に減らすしかないと考えています。

狩猟者が減ってきている中、こちらにも狩猟免許を取ったからといって、すぐに狩猟ができるわけではなく、現狩猟者の指導、伝承なりが必要と考えます。

そこで、狩猟者が減少する中、有害鳥獣捕獲を実施するため、認定鳥獣捕獲等事業者を増やしていく考えはあるのか。そのための取組、認定後の支援について、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（殿所大明君）** 認定鳥獣捕獲等事業者は、狩猟者の減少・高齢化が進行する中で、新たな捕獲の担い手として期待されておりますが、県内では2者となっており、その拡大を図る必要があると考えております。

そのためには、認定事業者が継続して活動できることが重要でありますので、県が認定事業

者等に委託し、増え過ぎた鹿等を捕獲する指定管理鳥獣捕獲等事業に取り組んでおります。

また、市町村長の許可を受けて行う農林作物に係る有害鳥獣捕獲については、従来から活動を行っている各地域の捕獲班との連携や協調が必要なことから、県としましては、市町村に助言を行うなど、認定事業者が捕獲に参加できる環境づくりを進めてまいります。

**○工藤隆久議員** ありがとうございます。認定事業者を、しっかりと事業体として狩猟だけで生計を立てられるように支援することが必要になってくると存じます。言われるように、指定管理鳥獣捕獲等事業を委託するだけではなくて、捕獲した後の処理加工、また最後に焼却処理をしなければいけないので、ランニングコスト等についても支援のほうをお願いしたいと考えております。

最後に、同和問題について質問いたします。

同和問題について、県の差別状況を県がどのように把握しているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（重黒木 清君）** 同和問題は、人権の侵害に関わる重大な社会問題であり、これまで解決に向けて様々な取組が行われてきたところであります。

県内の最近の状況を見ますと、法務省の人権擁護機関である宮崎地方法務局におきまして、令和元年度から令和4年度までの間に、県民から同和問題に関する人権侵犯についての申告等はありませんでした。

しかしながら、令和4年度に実施しました「人権に関する県民意識調査」では、「子どもが同和地区出身者と結婚したいと相談してきた場合にどうするか」との問いに対し、「親として反対するが、子どもの意思が強ければ仕方な

い」など、12.3%の方が否定的な回答をしており、依然として根強い差別意識があるものと考えております。

**○工藤隆久議員** ありがとうございます。私が関係者より聞き取りを行った際に、まさに言われたように、「同和地区の出身を理由に婚姻を断られた。しかも、親からではなく、当事者が別の方と結婚するための理由として、同和問題が使われた事例がある」とお聞きしました。それはもちろん宮崎の事例ですが、人権侵犯にいかないまでも、厳然と同和差別があると考えています。

また、えせ同和という問題もあります。これは、同和出身であることを理由に差別されたと被害報告に來ますが、実際は同和地区出身でないことが後で分かる事例でございます。これは県の関係団体に確認しないと、本人が同和地区出身か分からないものです。このような事例を含めまして、関係団体との適切な意思疎通を行っていく必要があると感じるところです。

では、差別をどのように解消していくのか考えねばならないところでございますが、基本条例が大事になってくると考えます。

次に、質問ですが、国では、部落差別解消推進法という同和問題に特化した法律があります。宮崎県人権尊重の社会づくり条例について、同和問題に特化しなかった理由を総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（重黒木 清君）** 宮崎県人権尊重の社会づくり条例は、同和問題をはじめ多様化する人権問題に関し、県民及び事業者の人権尊重を呼びかけるとともに、県の責務として人権施策を積極的に推進することで、全ての人の人権が尊重される社会の実現を目的としております。

県としましては、この条例に基づき、様々な人権問題について、幅広く啓発等の施策に取り組むことで、県民の人権意識が高まり、ひいては部落差別の解消の推進に関する法律の目的である部落差別のない社会の実現にも資するものと考えております。

**○工藤隆久議員** ありがとうございます。差別にはいろいろな差別があります。障がい者に対する差別、昨今では、コロナ罹患者に対する差別、LGBTの方たちに対する差別など様々です。

同和差別においては、人が歴史の過程で作り出した身分差別です。我が国固有の差別です。人が作り出した差別であり、人が人の手で解消していかなければいけない差別です。今を生きる関係者団体の方々は、自分たちの世代でどうにか解決したいと願っているところでございます。

ほかの差別が許されるものではございませんが、ほかの差別とは違い、人の多様性を認め合うことで解決に向かう問題ではない。その認識の下、対策をお願いしたいところでございます。

次に、同和問題について、県内各地域において様々な取組が行われていますが、県の啓発活動の現状を総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（重黒木 清君）** 同和問題につきましては、県と市町村が一体となった取組が重要であると考えております。

そのため県では、市町村同和対策・人権啓発主管課長会議を開催し、人権に関する様々な状況を説明するとともに、同和問題の解消に向けた啓発活動を積極的に推進するよう要請しております。

また、同和問題をはじめとする様々な人権課

題をテーマとする県民向けの講座を令和4年度は6回実施し、企業・団体等の人権担当者を養成する3日間に及ぶ講座でも同和問題を取り上げるなど、各種の啓発活動に取り組んでおります。

さらに、教育委員会におきましても、教職員等を対象に、同和問題についての研修等を6回実施したほか、様々な人権に関する研修を学校も含めて実施しております。

**○工藤隆久議員** ありがとうございます。様々な取組が行われていることを認識いたしました。

併せてお願いしたいことがございます。同和問題を学校の授業で取り扱ってはいただけないかとの考えです。子供への人権教育が大事であると考えます。人は生まれながらにして平等であり、幸福追求権として、各自の多様な生き方が認められているところでございます。その価値観、認識を持てるよう教育する。そして、社会に出たときに、様々な差別、不条理に対して、自分の力で、思考力で解決を図っていく、そういう力を育てていただきたいと思います。

また、啓発運動におきましても、地域格差があると認識しております。少なくとも県内におきましては、同和差別に対しての正しい理解が普及し、同和差別がなくなりますよう、県の取り計らいをお願いするとともに、私自身、しっかりと活動してまいりたいと考えております。

これで全ての質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

**○濱砂 守議長** 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時28分休憩

午後1時0分再開

**○日高博之副議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、山口俊樹議員。

**○山口俊樹議員〔登壇〕(拍手)** 皆さん、こんにちは。宮崎市選出、自民党の山口俊樹です。

さきの選挙でチャンスをいただきまして、今回が県議として初めての一般質問となります。傍聴に来ていただいた皆様、そしてネットなどを見ていただいている皆様、関心を寄せていただき、感謝申し上げます。

また本日は、市議時代に所属していた会派、前新会の皆様も応援に駆けつけてくださいました。市と県のかげ橋を訴えておりましたので、大変ありがたいなと思っているところでございます。

私は市議会出身ですので、多少議会の経験はございますけれども、県と市でルールが異なるところもあるようです。先輩方からすると気になるところもあるかもしれませんが、最初の一般質問ということで御容赦いただければと思います。

さて、本日は、「子育て・教育環境」「基礎自治体との連携」「働き方改革」の3つの大きな項目で質問させていただきます。早速質問に入らせていただきます。

本年4月より、国において、こども家庭庁が設置されました。こども家庭庁を語る際には、「こどもまんなか社会」の実現という言葉がよく使われており、国において、子供政策をより強力に取り組んでいく方向性が示されたわけですが、本県においても、子供政策や少子化は重要な課題でございます。

こども家庭庁に期待することについて、知事

の考えをお伺いしたいと思います。

以上で壇上からの質問とさせていただきます、以後は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 答えします。

少子化が加速度的に進行し、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、子供を取り巻く状況は深刻かつ複雑化しており、私も強い危機感を持っております。

このような状況の中、これまで別々に担われてきた司令塔機能をこども家庭庁に一本化し、就学前の子供の育ちの保障や、全ての子供の居場所づくりを主導するなど、「こどもまんなか社会」の実現に向け、総合調整機能を果たしていくものと考えております。

また、こども家庭庁を中心に、次元の異なる少子化対策として、現在、予算倍増に向けた検討が進められておりますが、こども・子育て政策は未来への投資であります。我が国の今後の在り方を方向づけるものと、私自身、大いに期待するとともに、その動向を注視しているところであります。

今後とも、こども家庭庁をはじめ、市町村や関係団体等としっかり連携を図りながら、こども・子育て政策を推進してまいります。以上であります。〔降壇〕

○山口俊樹議員 ありがとうございます。こども・子育て政策は未来への投資だと、今後、関係団体等と連携して政策を推進していくということで、頑張っていたきたいと思います。

私は今年度、全国若手議員の会という500人ぐらいの超党派の地方議員の団体の全国会長をしているんですけれども、先月、その会の研修が四国でありまして、そこで、こども家庭庁の方、室長クラスの方でしたけれども、来ていた

だいて、いろいろと話を聞いてきました。

その中で、組織の話と同時に、こども基本法という法律もできたんですというお話がありまして、地方公共団体への責務であったり、やってほしいことを定めていますという説明がございました。

そこで、こども基本法に関してお伺いいたします。こども基本法第10条に、都道府県こども計画の策定が努力義務として記載がございます。この都道府県こども計画は努力義務ですので、策定判断は各都道府県に任せられているのですが、宮崎県はどう対応されるのか、福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長(川北正文君) 都道府県こども計画は、国が秋頃に策定を予定している「こども大綱」を勘案するとともに、既にこども施策に関する計画がある場合は、これと一体のものとして定めることができるとされ、具体的な作成時期についても、地域の実情に応じて各自治体の判断に委ねられております。

このことから本県では、「第2期みやざき子ども・子育て応援プラン」と一体的に整備することとしており、このプランの計画期間が令和6年度までとなっていることから、それまでに作成することとしております。

計画の作成に当たっては、子供や子育て当事者の意見を幅広く取り入れる工夫をするなど、本県の実情に合わせた計画作成を進めてまいります。

○山口俊樹議員 既に令和6年度までの計画として、「第2期みやざき子ども・子育て応援プラン」というのが宮崎県にあるので、それと一体化させて策定しますということでございます。

恐らく全国的に計画をつくる流れなんですよ

うけれども、宮崎県として都道府県こども計画を策定するという点については、今回初めて明言いただいたと思います。

続いて、こども基本法第11条では、子供等の意見の反映が求められていまして、子供政策の策定・実施などの際には、子供や子育て当事者等の意見を聴取して反映させるために、必要な措置を講じないといけないとなっております。特に子供の意見聴取について、県はどのように対応していくのか、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（川北正文君）** こども基本法によると、こども施策の策定、実施及び評価に当たっては、当該対象となる子供や子育て当事者等の意見を反映させるために、必要な措置を講ずるものとされております。

具体的な意見聴取の手法としては、子供や若者を対象としたアンケートやパブリックコメントのほか、審議会、懇談会などの委員等への参画促進、さらにはSNSの活用などが想定されております。

県では、子供の代表から定期的に意見を聞く「こどもモニター制度」など、先進的な取組を行っている自治体とも意見交換を行いながら、必要な措置について現在検討を進めているところであります。

**○山口俊樹議員** 具体的な措置については、今、検討中だということでございます。現在もパブリックコメントなどで、様々な世代、立場の方から意見を聞く仕組みはございますけれども、その仕組みを使って子供を対象に意見を聞くという形になると、意見を聞く側としては、ちょっと配慮だったり優しさが足りないかなと思うんです。

子供の意見聴取に当たっては、意見を聞く対象の子供とか若者に質問されている内容が分か

りやすく伝わるように、ホームページをつくったり、解説動画をつくったり、そういった配慮が有効ではないかと思いますが、県の見解を福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 意見聴取に当たっては、こども施策の内容や目的などに応じ、多様な手法を組み合わせながら実施することが重要とされております。

また、子供の目線や特性に合わせた工夫も求められることから、議員の御提案も含め、子供が意見を述べやすい手法について、引き続き検討を進めてまいります。

**○山口俊樹議員** 法律上、子供等への意見聴取は対応しなくてはならないというものですので、聞く相手に合わせた形での意見聴取の方法の検討をよろしく願います。

続いて、子供の数、人口減少対応について議論したいと思います。

合計特殊出生率は、皆さんよく耳にされていると思います。簡単に言うと、1人の女性が生涯において出産する子供の数に相当する数値となります。

この合計特殊出生率の議論で出てくる数字として、2.07という数字がございます。これは人口を維持していくために必要な条件の一つでございます。なので、人口減少を止めるために2.07というのがよく議論になるわけなんです。

ちなみに全国平均でいくと、2022年が1.26、私が生まれた1986年、37年前が1.72です。2.07を全国平均で超えたのは、1970年代まで遡らないといけません。それくらい2.07という数字は難しい数字なんですけれども、人口減少を止める一つの条件ですから、宮崎県がどう向き合っていくのか、確認していきたいと思います。

まず、合計特殊出生率について、県の計画である子ども・子育て応援プランにおける現在の目標値と目標年、また、総合計画における前回及び今回の目標値と目標年の答弁をお願いいたします。福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（川北正文君）** みやざき子ども・子育て応援プランでは、令和6年の目標値を1.84に設定しており、現在、目標達成に向け、様々な施策に取り組んでいるところであります。

前回、平成31年に改定しました総合計画長期ビジョンでは、令和12年の目標値を1.9程度に、令和元年に改定したアクションプランでは、令和4年の目標値を1.81に設定したところです。

また、現在の総合計画長期ビジョンでは、目標値を設定しておらず、今議会に上程しておりますアクションプランでは、令和8年の目標値を1.8台に設定しているところであります。

**○山口俊樹議員** 現在は、令和6年に1.84が目標ですと、最新の県の合計特殊出生率は1.63だったと思いますので、なかなか目標まで難しい状況かなと、遠い現状かなと思います。

総合計画の目標についてですが、宮崎県の総合計画は、20年先ぐらいを見据えた長期ビジョンと短期的な計画のアクションプラン、この2本立てなんです。ざっくり言ってしまうと、前の長期ビジョンでは、2030年に1.9程度を目指していましたと、それで今の長期ビジョンでは、目標値はありません、なくなりましたというのが今の御答弁になります。

あれ？と思いませんか。そしてアクションプランの短期的なものでいうと、令和8年に1.8台です。これは今、上程されています。そもそも令和6年までに1.8を目指しているんだから、それさえ達成すれば、令和8年は当然1.8以上に

なっているので、令和8年の目標値がもう少し上でもいいような気も個人的にはしています。また、長期ビジョンでは、目標値そのものがなくなっていました。

そこでお伺いしますけれども、今後の目標である総合計画アクションプランの合計特殊出生率1.8台はどのように設定されたのか、また私には、目標がちょっと後ろ倒し、かつちょっと下がっているように見受けられるんですけれども、県の認識も併せて福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 令和元年までの10年間、本県の合計特殊出生率は1.7前後で推移していたところではありますが、コロナ禍の影響を受けまして、令和2年以降は大きく落ち込んでいるところであります。

今回提案しておりますアクションプランの目標値については、近年の合計特殊出生率の動向も踏まえつつ、全国1位である沖縄県の令和3年合計特殊出生率1.80も参考にしまして、1.8台に設定したところであります。

**○山口俊樹議員** 全国1位の沖縄県を参考にしていますよということのようです。目標値が下がっているのではないですかという指摘に対する見解は、明確にお答えをいただけませんでした。私はそう感じました。

目標設定が他自治体と比べてどうかという視点になってしまったとともに、長期ビジョンでの目標値もなくなってしまったことで、そもそも人口減少を食い止めるために必要な数値である2.07にどうやって向かっていくのかという観点が少し薄くなっているように感じます。

合計特殊出生率については、県内の基礎自治体——市町村のことですけれども、総合計画や地方創生総合戦略などで、多くの自治体がそれ



ぞれの目標値を出しています。

この各基礎自治体、市町村の目標値は、県の合計特殊出生率の目標値設定に当たって参考にされたのか、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 市町村ごとの合計特殊出生率は、5年に1度かつその5年分の平均値しか公表されておらず、また、市町村ごとに目標設定の考え方は異なっていることから、本県における近年の合計特殊出生率の動向を踏まえ、県の目標値を設定したところであります。

県としましては、少子化対策の推進には、市町村の取組が重要であると考えておりますことから、今議会に提案しております未来につながる少子化対策調査事業で、市町村ごとの少子化要因を詳細に分析することとしており、今後、この調査分析結果を基に市町村への伴走支援を行ってまいります。

**○山口俊樹議員** 結論から言うと、参考にしておりませんということでございます。県と基礎自治体の距離があるように思えてなりません。

今回、調べていて気づいたんですけれども、基礎自治体の計画策定の時期を見ると、既に県が2030年の合計特殊出生率の目標値は1.9ぐらいですよと言っているときに、県は2030年に2.07を目標にしているかのように捉えられる、そういう計画の書き方をしている自治体もございません。

一方で、県も、事前にいろいろ確認の中で感じたんですけれども、基礎自治体の目標値を見ていないんじゃないかなと、そもそも基礎自治体が合計特殊出生率の目標値を設定していることすら知らないんじゃないかと感じる場面がありました。どちらが悪いとかそういうことじゃなくて、互いにもう少し近寄る努力をしていた

だきたいなと思っております。

答弁にもありましたけれども、今回、市町村ごとの少子化要因の分析事業が提案されています。非常に大事な事業だと思います。

各基礎自治体の中には、各自治体の独自調査で、既に2.07を達成している自治体もあれば、宮崎市のように非常に厳しい数字である自治体もございます。2.07を維持したり、2.07以上の数字に持っていく政策と、1.6とかから2.07まで引き上げるのと1.8に引き上げるという政策は、アプローチが違います。

分析事業は大変大事な事業だと思いますけれども、事業実施に当たっては、今ある基礎自治体の計画もしっかり調査していただいて、伴走支援という言葉がございましたけれども、一緒に解決していくぞ、互いに当事者だという気持ちで、県には事業に臨んでいただきたいと思っております。

ここで、もう一度、人口維持に必要な条件の一つである、合計特殊出生率2.07の議論に戻りたいと思っております。

基礎自治体の計画では、「県が2030年に合計特殊出生率2.07を達成すると想定すると……」というような文言が出てきますよというのを先ほど申し上げました。

ちなみに宮崎市は、2050年に2.07を達成すると想定しているようなんですけれども、いずれにせよ、県が〇〇年に2.07を達成するという想定はしているようです。

各基礎自治体は、県が2.07を達成するつもりがあるという前提で考えているみたいですが、先ほど確認したとおり、県の計画には記載されておりません。

改めて確認したいのですが、宮崎県は合計特殊出生率2.07をいつ達成すると考えているの

か、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 今後も当面は人口減少が続いていくことが予想される中、本県においては、昨年9月に策定しました県総合計画長期ビジョンにおいても、「人口減少を前提とした安心して暮らせる地域社会の維持」を今後の方向性の一つとしており、まずは、直近の目標達成に向けて全力で取り組み、日本一生育てやすいみやぎづくりを進めてまいります。

**○山口俊樹議員** 合計特殊出生率は、直近の目標達成に向けて全力を尽くすという答弁でした。大事な答弁だと思いますが、傍聴されている方のはてなマークがちょっと私には目に浮かぶんですけれども、私が勝手に翻訳してしまえば、2.07を達成する年度とか、そういう目標は設定しておりません、やっぱり設定していないんですよという御答弁になるかと思えます。

一つ前の総合計画の長期ビジョンには、2030年に合計特殊出生率1.9程度という目標値がありました。何度も申し上げますが、一個前にはあったんです。

さらに、議会の議事録を確認させていただくと、令和元年の議会で、知事が答弁の中で、2.07の達成というのは、持続可能な宮崎であるために必要だと、土台づくりのために必要だと、そしてその達成は2030年代末を想定していると答弁されています。

そうした過去の答弁があることを紹介した上で、知事にお伺いします。県の計画からは目標としての合計特殊出生率2.07がなくなっておりますけれども、人口維持の条件の一つである合計特殊出生率2.07を目指す考えはあるのか伺えますか。

**○知事（河野俊嗣君）** 今、御議論していただ

いております人口減少は、本県の根幹を揺るがしかねない喫緊の課題であります。

就任以来、強い危機感を持って、自然減、社会減の両面から対策に取り組んでまいりました。この結果、移住世帯の増加など、社会減には一定の成果が見られる一方で、自然減では、合計特殊出生率は全国上位にあるものの、子供を産む年代の女性人口の減少により出生数は減少し続けており、人口減少に歯止めがかかっていない状況です。

人口の減少を食い止め、安定させるためには、御指摘のありますような合計特殊出生率2.07、それから社会減ゼロを達成した上で、こうした状況を長期にわたって維持していくことが必要となりますが、その実現は決して容易ではない。特にこの3年間は、コロナの影響で、1.7台であったものが1.6台にがんと落ちているというような状況もございます。人口構造上、今後も当面は人口減少が続いてまいります。

私としましては、長期的には御指摘にありますような人口維持が実現した姿を念頭に置きつつも、まずは少しでも早く出生率・出生数の回復を図ること、そして当面の人口減少のスピードを緩やかにし、暮らしや経済への影響を最小限にとどめることに主眼を置いて取り組んでまいりたいと考えております。

**○山口俊樹議員** 長期的には人口維持が実現した姿を念頭に置きつつというところで、目指していないわけじゃないですよというようなことだと判断したいと思えます。

ただ、基本的には、やっぱり現実を見て、人口減少を当面は受け入れるという方向性なのかと私は理解いたしました。

確かに、データを冷静に見極めれば、そのと

おりだと思ひますし、無責任なことはおっしゃらない誠実な答弁だと思ひますが、国も異次元の少子化対策とか少子化トレンド反転のラストチャンスだと言っている中で、宮崎県はしばらく人口減少しますというのはどうなのかなと、私としては、もう少し熱量のある答弁を期待したかったです。

例えば、「計画は現実を見てつくっているけれども、少子化対策への国の動きも力強くなっているんで、この動きを全力で捉えて、人口減少はやむを得ないというデータが示す既成概念を打ち破っていきたい」とか「そういう努力をしたい」とか、そういうような熱い思いがにじみ出てくれるとありがたかったなと思ひます。

今回の議会で、知事の提案理由では、希望が持てるとか日本一に挑戦とか、非常に前向きなお言葉が並んでおりました。少子化対策、人口減少対策についても前向きにやっていただけると思っておりますが、県民一丸となって立ち向かわないといけない難題において、多少大げさであったり、データや計画に基づかないかもしれないけれども、ぜひ今後、県民や職員を力強く鼓舞するような言葉を答弁ににじませていただきたいなど、それがわくわくとか希望とか挑戦とかにつながるのではないかなと思ひます。

私は河野県政に非常に強く期待しておりますので、あえて厳しめに申し上げさせていただきました。

人口減少を本当に受け入れるべきなのか、また受け入れるにせよ、どこまで許容すべきなのかというのは、議論の余地があると思ひますので、また改めて取り上げさせていただきたいと思ひます。

続いて、教育環境ということで、学校施設、都市部への進学支援、そして県立図書館の電子

図書サービスについて取り上げます。

まず、県立学校施設について、私の母校である宮崎西高校は、今年で50周年を迎えるそうです。各県立高校では、築年数が相当経過しつつあります。

宮崎県では、公共施設等総合管理計画をつくって、公共施設の長寿命化とか、その際にかかるコストの全体像をまとめているようではありますが、個別施設計画、例えば学校施設ごとだったり県営住宅のとか、それぞれの施設区分での計画は公表されていないものも多くて、必要予算が本当に確保されているのかが分かりにくい状況にあるなと私は感じているところです。

今回は学校施設を取り上げますが、県立学校の施設について、計画的な維持保全による老朽化対策を推進するに当たって、今後どれくらいの費用が必要だと考えているのか、教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 県立学校の施設につきましては、築後30年以上の建物の割合が令和5年4月の時点で約68%となっております。学校施設の老朽化とその対策は重要な課題となっております。

このため、宮崎県公共施設等総合管理計画に基づきまして策定されました個別施設計画を踏まえ、計画的に校舎の外壁や屋根防水を改修したり、空調等の設備を更新するなど、安全性や耐久性、機能性を高めて、建物の長寿命化を図っているところであります。

これらの対策を推進するに当たり、必要となる費用につきましては、令和3年度からの10年間で約180億円になると見込んでおります。

○山口俊樹議員 学校施設における老朽化対策に係るコストは、令和3年度から10年間で約180

億円ですと、それを見込んでいますということです。

学校の個別施設計画は令和2年11月に策定されたようですが、答弁にあった令和3年度からの10年間で180億ぐらいかかるという数字は、今回この質問で初めて表に出たのかなと思います。単純に平均すると、1年当たり18億円となって、必要だとはいえ、いい金額だなと思うわけですが、きちんと計画が進められているのか、予算確保はされているのか確認したいと思います。

県立学校施設の計画的な維持保全について、今後どのように取り組んでいくのか、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 県立学校施設の維持保全につきましては、劣化状況等調査及び日常的な点検の結果等を踏まえて、予防的な改修・修繕を計画的に実施することとしております。

老朽化対策や修繕に関する費用につきましては、当初予算ベースで、令和3年度は約15億円でありましたが、その後、増額措置が認められ、令和4年度は約19億円、今年度は約21億円の予算を確保しており、今後、その予算を着実に執行してまいります。

引き続き、児童生徒にとって安全・安心で魅力のある教育環境の整備がなされるよう努めてまいります。

**○山口俊樹議員** 年度によってばらつきはあるにせよ、おおむね予算として計画にのっとった形で確保されていることが分かりました。引き続き、予算確保と適切な執行ということに努めていただきたいと思います。

また、我々議会が、本当に適正に事業なり計画なりが進められているのか、予算が適正なの

かというのをチェックするためにも、個別施設計画をはじめ、策定した計画などについてはきちんと公表していただいて、議論ができる状況をつくっていただくよう改めてお願いしたいと思います。

続いて、都市部への進学支援ということで、最近宮崎県東京ビルの建て替えに伴って、東京学生寮が休寮するというニュースがありました。

ビルの建て替えですので、休寮はやむを得ないと思いますけれども、県がそもそも東京学生寮を設置している目的と、休寮期間中に大学に進学する学生に対する支援があるのか、総務部長に伺います。

**○総務部長（渡辺善敬君）** 東京学生寮につきましては、本県から東京都等に子供を進学させる保護者の経済的負担の軽減や、都会で一人暮らしを始める学生の心理的負担の軽減、寮生活を通じて学生の郷土愛の醸成を図ることなどを目的として、原則、1年生からの2年間、入寮する仕組みで設置しております。

令和8年度までの休寮期間中、本県から東京などへ進学する多くの学生の中から潜在的な支援対象者を特定することが困難なことなどから、入寮できない学生に対する支援を行っていないところであります。

**○山口俊樹議員** 保護者の経済的負担の軽減とかが目的のようなんですけれども、休寮期間中の代わりとなるような支援は特にないということが分かりました。

私はこれは非常に残念だなと思います。進学の年度によって、支援が受けられる学生とそうではない学生が生じてしまいます。学生寮という手段が使えないのであれば、その規模の大小は別にしても、別の支援メニューを用意しない

と、進学する学生とか保護者への支援といった目的が一定期間、果たせなくなってしまうということが懸念されます。ここは何とかしていただきたい。

東京学生寮の休寮期間中の支援について検討できないか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長（渡辺善敬君） 新しい学生寮につきましては、男女とも入寮できる個室を整備するなど、利便性を向上させることとしておりまして、これに伴い、今後、入寮の条件について検討を進める予定としております。

休寮期間中の支援につきましては、その期間に進学した学生を支援する機会を少しでも増やすことが必要であると考えております。今後、新しい学生寮の入寮の条件について検討を進める中で、休寮期間中に進学した学生については、学年にかかわらず入寮の機会を広げる運用ができないかなどを検討してまいりたいと考えております。

○山口俊樹議員 別の寮を準備したりとかはできないけれども、救済的な措置として、本来は1年生しか入れないものを、休寮期間中に進学した学生には入寮機会が広げられないか検討するというところでございます。これまで支援策がなかったわけですから、非常にありがたい答弁だと思います。ぜひ前向きに御検討をお願いいたします。

本項目の最後に、図書館における電子図書サービスについて取り上げます。

電子図書館とは、インターネット環境があれば、タブレットとかパソコンとかを使って、24時間、いつでもどこでも電子書籍が借りられるサービスであります。文字の拡大とか、音声の読み上げとか、電子書籍ならではのサービスが受けられるのも特徴でございます。

導入する自治体も増えているようですけれども、県立図書館における電子図書サービスの現状と導入に向けての考えを教育長に伺います。

○教育長（黒木淳一郎君） 現在、県立図書館では、県内の歴史的文献や、小村寿太郎など県ゆかりの偉人に関する資料を中心に順次電子化を進め、ホームページで公開するサービスを行っておりますが、携帯端末等で書籍を読むことができる電子図書サービスにつきましては導入しておりません。

電子図書サービスは、場所や時間等にとらわれず、図書の貸出しや返却、閲覧ができるサービスであり、読書バリアフリーの観点からも、これからますます必要性が高まってくるものと認識しております。

今後、電子図書サービスの導入については、県民ニーズ、経費面、県内外の状況等、多角的な観点から、県民サービスの在り方を含め検討してまいります。

○山口俊樹議員 大変失礼いたしました。予算的な課題はあるでしょうが、御検討いただけるということでございます。

実は、宮崎市が子ども電子図書館というサービスを始めました。これを聞いたときに、やられたというか、これこそが県立図書館が率先してやるべきサービスだなと感じたところです。

私は宮崎市在住ですので、県立図書館をこれまでも気軽に利用させていただきました。しかし、物理的な距離がある県民の皆さんには、なかなか利用のハードルが高い。県立図書館ですから、県内のどこに住んでいる方でも利用しやすい体制を整えることは必要でございます。デジタルの力というのは、こうした物理的な距離を超えることができます。ぜひ電子図書館の活用について、前向きな検討を改めてお願いいた

します。

以上で、子育て・教育環境についての項目は終わります。

続いて、基礎自治体との連携について伺います。

基礎自治体、市町村から県へは、様々な要望が届くと思います。宮崎市では、県への要望書というのを毎年まとめておりまして、市議時代は、市から県にこんな要望をしていますよと情報共有をしてもらっていました。

その要望書の中から、2つの項目について伺いたいと思います。

1つ目、地域生活支援事業費等補助金についてでございます。この補助金の概要と、宮崎市からの要望である、補助金の増額に対する県の対応はどうか、福祉保健部長にお伺いいたします。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 地域生活支援事業費等補助金は、障がいのある方の日常生活を支援するため、市町村が実施する各種事業に対し、国及び都道府県が補助を行うものであります。

障害者総合支援法では、予算の範囲内において、総事業費のうち、国が2分の1以内、都道府県が4分の1以内を補助することができるとされております。

県は、国の実際の補助額に応じて補助金を交付しておりますが、市町村の負担が大きくなっている現状から、例年、宮崎市や県市長会から県に対し、法の上限である総事業費の4分の1を交付するよう要望をいただいております。

県としましては、できる限りの予算確保に努めるとともに、先月には、福祉保健部として、国に対し必要な予算の確保を図るよう要望を行ってきたところであります。

**○山口俊樹議員** この補助金というのは、障がいの方の支援に関するもので、総事業費の国が半分、県が4分の1を上限に補助ができるということでございます。

しかし、実情は、国が約3割、そして県が国の補助率の半分なので、15%ぐらいの補助にとどまっております。上限ということなので、法律違反をしているとか、そういうことではないんですけども、総事業費が宮崎市だと7億円ぐらいですか、年々事業費は上がっているので、基礎自治体の負担が大きいです。

また、障がいを持った方の生活支援ということもあって、お金がないのでやめますということがなかなか言えない難しい事業でもあるわけです。

しかも、何年も同じ要望をずっと国とか県に出しているんですけど、なかなか補助率は上がりません。国に対しては、部長が要望に行っているというのですが、知事が自ら例年行っている国への要望書、県のものがあると思うんですけども、これには、今年もこの補助金の要望は具体的には入っておりませんでした。

なので、知事が行う要望にも優先順位があるというのは理解するところでありますけれども、宮崎市だけじゃなくて、県市長会からも要望が出ているようですし、ぜひ知事自らが国に強く働きかけていただきたいなと思うところがございます。

地域生活支援事業費等補助金の適正な交付について、国に強く働きかけるべきだと思いますが、知事のお考えを伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** 障がいのある方が身近な地域で充実した生活を送ることができるよう、地域生活支援事業は大変重要な事業であり

まして、実施主体である各市町村において、予算措置に努めていただいているところでありませ

す。県としましては、先ほど部長の答弁にもありましたように、十分な財政支援措置について国に要望を行っておりますほか、全国知事会などの場を通じまして、各県と連携しながら、国へ働きかけを行っているところでありませ

す。長年、市町村からの要望をいただいておりますので、今後とも、機会を捉えて、国に対し十分な予算の確保を強く訴えるなど、各市町村がこの事業を円滑に行えるよう、しっかりと取り組んでまいります。

○山口俊樹議員 ありがとうございます。知事の御答弁にありましたとおり、長年、市町村はこれを要望している状況でございます。各自治体の財政負担の軽減にも直接的につながるの

で、引き続き様々な場面での要望をお願いしたいと思

います。なお、県の補助率は国の半分じゃないとい

けないわけではありませ

す。県が上限である4分の1を出していただい

て、その上で国に、県はしっかり出しているんだから国も出してくれよという要望のやり方もできるわけですから、そ

ちらの御検討もぜひお願いしたいと思

います。外来受診の現物給付化がひとり親家庭の負担軽減につながることは承知しておりますが、医療費の増加の懸念や、関係機関の事務負担の増加など、整理すべき課題があると考えておりませ

す。県としましては、ひとり親家庭の福祉の向上を図る上で重要な事業であると認識しておりますので、実施主体である市町村と、外来受診の現物給付化を含めた意見交換を行ってまいりたいと考えておりませ

す。○山口俊樹議員 ありがとうございます。担当の方などにお話を伺うと、コロナの影響などもあって、この事業の件については、なかなか意見交換がしばらくできていない状況もあったとい

うことでござ

います。早速、各自治体との意見交換をしていただき

て、課題の整理と要望に対する対応の結論について出していただきますようお願いいたしま

ついてでございます。

このエリアは、都市計画区域外でありまして、開発に対する規制がほぼありません。道路の開通などで様々な可能性が出てきたエリアで、無秩序な開発が行われてしまうとよくないんじゃないかと懸念しております。

県の都市計画区域マスタープランでは、今は一定のルールを設ける準都市計画区域の指定を検討するエリアとなっているようです。本来だったら、開通前に区域指定するかどうかの結論が出ているのが望ましいかなと個人的には思うんですけども、清武南インターチェンジ付近における準都市計画区域の指定について、県の考えを県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（原口耕治君）** 準都市計画区域につきましては、都市計画区域の区域外における無秩序な開発の抑制や環境の保全を目的に、都市計画法に基づき、関係市町村等の意見を聞いた上で、都道府県知事が指定できるものであります。

県としましては、高速道路のインターチェンジ付近などの無秩序な開発を懸念していることから、本県における都市計画に関する基本的な方針を示した都市計画区域マスタープランにおいて、区域の指定を検討することとしており、これまでも関係市町と定期的に意見交換を行ってきたところであります。

清武南インターチェンジ付近につきましては、今後も宮崎市と連携を図りながら、早期に結論が出せるよう、区域の指定に関する議論を迅速に進めてまいります。

**○山口俊樹議員** 県の計画に準都市計画区域の指定の検討というのは記載されておりますし、判断するのは市町村ではなくて宮崎県でございますので、早期の対応をよろしくお願いいたし

ます。

続いて、私の地元である櫛という地区の一部にあります一ツ葉エリアについて伺います。

一ツ葉エリアというと非常に広いんですけども、今回は、宮崎カーフェリーのターミナルから北、マリナーとかシェラトンとか市民の森辺りまでを一ツ葉エリアとして、聞いていただいている皆さんは想像いただければと思います。

このエリアには、県の施設として、みやざき臨海公園、マリナーとかがあるところですが、そういうところがありますが、この臨海公園の利用状況及び管理状況を県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（原口耕治君）** みやざき臨海公園は、海水浴場やスポーツコートなどから成るサンビーチ一ツ葉と、マリナーや多目的広場などから成るサンマリナー宮崎の総称であります。

利用状況につきましては、新型コロナの影響もあり、令和2年度、令和3年度は約21万人となっておりましたが、昨年度は過去最高となる約29万人の方が利用されたところであります。

また、運営管理は、令和4年度から令和8年度までの5か年を指定期間として、隣接している県立阿波岐原森林公園と併せまして、指定管理者がこれらの施設の運営管理を行っております。

**○山口俊樹議員** コロナ禍もあってか、屋外施設のニーズが高まっているようです。年間30万人近い方が来るということで、様々な可能性を感じますが、近隣には、市が管理する市民の森だったりフローランテ宮崎などもあります。

同エリアに県と市とそれぞれ管理する施設があるわけですが、施設の連携の状況につい



て、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（原口耕治君）** 議員の御質問にありました一ツ葉エリアにおきましては、県が管理するみやざき臨海公園、県立阿波岐原森林公園に加え、宮崎市が管理するフローランテ宮崎、市民の森などの施設があり、それぞれが指定管理者による運営管理を行っております。

現在、これら施設の一体的な利便性の向上などを目的に、各指定管理者が情報共有や全体でのイベント検討などの会議を毎月行い、施設間の連携を図っているところです。

当該エリアでは、昨年度、屋外型トレーニングセンターが整備されたところであり、今後、新たなにぎわいの創出が期待されますことから、県としましては、宮崎市とも連携し、官民一体となって、一ツ葉エリアの魅力向上に取り組んでまいります。

**○山口俊樹議員** 各指定管理者が施設間連携を行っているようですけれども、県としては、これからさらに深めていく、議論を進めていく段階かなと感じました。

先ほど答弁で、みやざき臨海公園と隣接する県立阿波岐原森林公園は、同じ指定管理者がやっていますよというお話がございました。実は、このすぐそばに、宮崎市が一応公園として管理しているんですけれども、ただの雑木林みたいな、そんなゾーンがあるんです。

今、宮崎市では、パークPFIなどの手法で、公園の民間利用に力を入れているようですので、市と情報共有を行っていただいて、行政区分にとらわれず、エリアとして魅力向上とか有効活用に取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、宮崎港東地区分譲地についてお伺いいたします。

カーフェリーのターミナルからさらに南に行くと、工場などが立ち並ぶエリアがあるのを御存じでしょうか。ここは、工業専用地域として、県が広い土地を分譲、売りに出しているわけですが、宮崎港分譲地の分譲状況について、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（原口耕治君）** 宮崎港東地区における分譲地につきましては、地域経済の活性化や宮崎港の振興を図るため、流通関連事業や製造事業の用地として整備しております。

平成5年度から分譲を開始し、これまでに総面積16万平方メートルのうち、約7割に当たる約11万平方メートルには企業が進出しており、現在、残る約5万平方メートルについて分譲中であります。

**○山口俊樹議員** 7割は埋まったんですけれども、残り5万平米ありますよと。分譲開始が平成5年でございますから、約30年間は売れていない、埋まっていないわけです。

こうした分譲事業というのは、整備した後、売って、そして使ってもらって初めて事業効果を発揮すると思います。当然税金を入れて整備しているんじゃないかなと思いますが、約30年間、事業効果が出ていない、出せていないと。これは早急に何とかしないといけません。

宮崎港分譲地の早期売却に向けて、今後どのように取り組んでいくのか、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（原口耕治君）** 宮崎港分譲地につきましては、高速道路や空港にアクセスしやすいなど、恵まれた立地条件をPRしながら、企業にセールスを行っております。

現在、2024年問題などを背景に、モーダルシフト推進に向けた機運が高まる中、宮崎港では、カーフェリーやRORO船の大型化によ

り、海上輸送能力が向上しており、分譲地売却の好機と捉えております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、まだ分譲地が残っていることから、県としましては、引き続き、セミナーなどにおいて県内外の企業にセールスを行うとともに、既に進出されている企業等の意見も参考にしながら、営業戦略について改めて検討してまいります。

**○山口俊樹議員** 今までも努力されているということは理解しますが、売らないといけません。営業戦略を改めて検討するということですから、売り方、土地の魅力の見せ方というのはもちろんのこと、土地を買うことができる人、これには今、条件がついているみたいですので、その辺りの緩和も含めて、聖域なく戦略を検討していただきたいと思えます。

30年間、いわゆる在庫を抱えているというのは、民間企業だと大変問題視されるんじゃないかなと思います。今の営業戦略を見直すという答弁も、私としては、もう少しスピード感を持った、踏み込んだ答弁がいただきたいかったです。せめて、いつまでに戦略を見直して、いついつから新しい戦略の下で始めますよとか、そういうところまで頑張っていたら、ぜひ頑張してほしいな、応援したいなと思えたと思います。

まだまだ整理しないとイケない事項もあると思いますので、今回はこの程度にとどめておきますが、しっかり売れるまで私は見ていこうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

基礎自治体との連携については以上になります。

続いて、働き方改革についてでございます。

本項目では、県庁における働き方改革につい

て質問をいたします。

近年、民間企業、そして中央官庁をはじめとする行政機関においても、メンタルを要因とした休職や離職が問題視されております。知事部局におけるここ3か年の精神疾患による休職者数及び本県と他自治体と比較した状況について、総務部長にお伺いいたします。

**○総務部長（渡辺善敬君）** 知事部局におきまして、精神疾患により、1日以上の間、休職している常勤の職員数及び職員数全体に占める割合は、令和2年度が61名で1.7%、令和3年度が63名で1.7%、令和4年度が74名で2.1%となっております。

他自治体との比較につきましては、対象とする職員の範囲や期間等は異なりますが、総務省の令和3年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査によると、精神疾患により、引き続き1か月以上の期間、病気休暇または休職した常勤及び臨時・非常勤職員の職員数全体に占める割合は、都道府県全体で1.2%、本県においては1.6%となっております。

**○山口俊樹議員** 例年、休職者数は一定数いて、統計上、全く横並びにはできないけれども、他自治体と比べると若干高いんじゃないかなと、今の答弁から推察できます。

メンタル不調というのは、個別に理由や要因があるでしょうけれども、それに至った原因の分析や、その分析に基づく改善策等を検討・実施する仕組みが県庁ではどうなっているのか、総務部長に伺います。

**○総務部長（渡辺善敬君）** 職員が精神疾患に至った原因につきましては、仕事や家庭問題等、様々な要因があり、職員が抱える不安や悩みを気軽に相談できるよう、こころの健康相談専門員を県内各地に配置するなどしておりま

す。

あわせて、若手職員の精神疾患が増加傾向にあることを踏まえまして、先輩職員が助言・指導を行うOJTサポーター制度や、元気回復推進員による職員交流の場の創出など、相談しやすい環境づくりに取り組んでいるところであります。

議員御指摘のとおり、本県の精神疾患による休職者等が高い割合であることを受け止め、相談のあった事案について、年代や要因、対応や経過をより詳細に集計・分析し、職位や年齢に応じた研修や相談業務にさらに生かしてまいりたいと考えております。

**○山口俊樹議員** 答弁にありましたとおり、客観的な数字として割合が高そうだという事実に向き合っていただいて、対応のほどよろしくお願いいたします。

続いて、業務改善につながるようという思いで質問いたします。

私は、市議時代にも同様の質問をしたんですが、行政組織は〇〇計画とか〇〇ビジョンとかたくさんあって、計画を実行するより計画をつくるのが仕事みたいになっているんじゃないかなという問題意識を持っています。

そこでまず、宮崎県が策定している計画の数を総合政策部長に伺います。

**○総合政策部長（重黒木 清君）** 県では、宮崎県総合計画や、みやざき男女共同参画プランなど、様々な分野において取組の指針となる計画を策定しておりますが、令和4年11月時点では178計画を策定しており、このうち45計画については、国の法令等によらず、県が条例等により独自に策定している計画であります。

なお、本体の計画にひもづく個別業務の詳細などを定めた個別計画の数については、把握し

ておりません。

**○山口俊樹議員** 宮崎市は200ちょっとぐらいだったと思うんですが、これは県では把握していない個別計画も含んだ数になっていたと記憶していますので、県でいくと実際は178プラスアルファぐらいが総数になってくるのかなと思います。思ったよりは少ないのかなという印象を持っていますが、それなりの数はあります。

県の場合は、基本的に各担当課で計画の管理をしているようで、今、把握しておりませんという御答弁もあったとおり、全てを取りまとめることはしていないようですけれども、部署ごとの連携という観点からも、どこがどんな計画を持っているのかというのは分かるようにしていただけるといいのではないかなとは感じたところです。

それはそれとして、やはり業務効率化の観点からは、不要な計画は廃止するなどして、職員の負担を軽減すべきだと考えますが、県の考えを総務部長に伺います。

**○総務部長（渡辺善敬君）** 業務の効率化につきましては、職員の負担軽減や公務能率の向上を図る上で大変重要な取組であり、県では現在、庁内の行政事務の全般におきまして、必要性が低下した事務処理の廃止や、ICTの利活用等による事務の簡素・効率化を推進しております。

そのような中、県が策定する計画につきましても、議員御指摘のとおり、業務効率化の観点から、内容や手続の見直しを行うとともに、社会情勢の変化等を踏まえ計画の統合、廃止を含めた検討も行っていくべきと考えております。

**○山口俊樹議員** 計画の統合、廃止を含めた検討も行っていくべきだと考えているということで、ぜひ業務の効率化を目指して頑張っていた

だきたいなと思います。

計画をつくるのは主に若手の職員さんになろうかなとも思いますが、ないと思いますけれども、ただ漫然と更新だけしているような計画があった場合に、それをつくるとなると、やっぱり仕事のモチベーションも非常に下がるんじゃないかなと思います。つくった以上はしっかりと生かす、実行するというのも、計画の策定においては徹底していただきたいと思います。

私は市議時代から、職員、行政機関の業務効率化や職場環境についても、しばしば取り上げてまいりました。直接的に、市民、県民に目に見えたメリットがあるかと言われれば非常に難しいところではありますが、職員さんの人件費というのは当然かかってくるわけですから、職場環境を整えて、しっかりと働いてもらって、いい仕事をしていただくというのは、目に見えずとも非常にインパクトのある政策だと思っております。今後も取り上げていきたいと思いません。

さて、本日は、子育て・教育環境、基礎自治体との連携、そして働き方改革と取り上げてまいりました。多様な分野の質問をしまして、皆さん感じられたと思いますが、早口だったもので、なかなか聞いていらっしゃる方は分かりにくいところもあったかもしれませんけれども、当局の皆様には、基本的に誠実に答弁いただいたと思いますし、質問して、今後、動いていただけそうだな、検討していただけそうだなというものも多々あったと思います。

今後も、こうした質問を通して、県政を動かすということにこだわっていきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上で質問の全てを終わります。ありがとうございました。(拍手)

○日高博之副議長 以上で本日の質問は終わりました。

次の本会議は、19日午前10時から、本日に引き続き一般質問であります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時51分散会

6月19日（月）



# 令和 5 年 6 月 19 日 ( 月 曜 日 )

午前10時0分開議

## 出席議員 (39名)

1 番	下 沖 篤 史	(新 生 会)
2 番	齊 藤 了 介	(志 誠 会)
3 番	黒 岩 保 雄	(緑 風 会)
4 番	永 山 敏 郎	(県 民 連 合 立 憲)
5 番	今 村 光 雄	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
6 番	工 藤 隆 久	( 同 )
7 番	川 添 博	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
8 番	荒 神 稔	( 同 )
9 番	福 田 新 一	( 同 )
10 番	本 田 利 弘	( 同 )
11 番	山 内 い っ と く	( 同 )
12 番	山 口 俊 樹	( 同 )
13 番	濱 砂 守	( 同 )
14 番	内 田 理 佐	(み や ざ き 未 来 の 会)
15 番	脇 谷 の り こ	(親 和 会)
16 番	松 本 哲 也	(県 民 連 合 立 憲)
17 番	山 内 佳 菜 子	( 同 )
18 番	坂 本 康 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
19 番	西 村 賢	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20 番	二 見 康 之	( 同 )
21 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
22 番	山 下 寿	( 同 )
23 番	野 崎 幸 士	( 同 )
24 番	佐 藤 雅 洋	( 同 )
25 番	安 田 厚 生	( 同 )
26 番	日 高 利 夫	( 同 )
27 番	凶 師 博 規	(無 所 属 の 会 チームひむか)
28 番	前 屋 敷 恵 美	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
29 番	井 本 英 雄	(自 民 党 同 志 会)
30 番	岩 切 達 哉	(県 民 連 合 立 憲)
31 番	重 松 幸 次 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
32 番	坂 口 博 美	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33 番	武 田 浩 一	( 同 )
34 番	山 下 博 三	( 同 )
35 番	日 高 陽 一	( 同 )
36 番	丸 山 裕 次 郎	( 同 )
37 番	中 野 一 則	( 同 )
38 番	外 山 衛	( 同 )
39 番	日 高 博 之	( 同 )

## 地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
総 合 政 策 部 長	重 黒 木 清
政 策 調 整 監	吉 村 達 也
総 務 部 長	渡 辺 善 敬
危 機 管 理 統 括 監	横 山 直 樹
福 祉 保 健 部 長	川 北 正 文
環 境 森 林 部 長	殿 所 大 明
商 工 観 光 労 働 部 長	丸 山 裕 太 郎
農 政 水 産 部 長	久 保 昌 広
県 土 整 備 部 長	原 口 耕 治
会 計 管 理 者	長 倉 佐 知 子
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	吉 村 久 人
教 育 長	黒 木 淳 一 郎
警 察 本 部 長	山 本 将 之
代 表 監 査 委 員	川 野 美 奈 子
人 事 委 員 長	佐 藤 健 司

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	渡 久 山 武 志
事 務 局 次 長	鬼 川 真 治
議 事 課 長	福 島 久 大
政 策 調 査 課 長	牧 浩 一 子
議 事 課 長 補 佐	佐 藤 亮 子
議 事 担 当 主 幹	弓 削 知 宏
議 事 課 主 任 主 事	上 園 祐 也
議 事 課 主 任 主 事	山 本 聡

◎ 一般質問

○日高博之副議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は一般質問であります。

ただいまから一般質問に入ります。まず、脇谷のりこ議員。

○脇谷のりこ議員〔登壇〕(拍手) 皆様、おはようございます。約1年半ぶりにこの場に立たせていただきますことを大変うれしく思います。親和会の脇谷のりこです。どうぞよろしくお願いたします。

そして、今日も多くの傍聴の方、本当にありがとうございます。さきの県議選では、女性の皆様から多くの御支援をいただきました。女性の声を県政に反映してもらいたいとの気持ちの表れだと思っています。女性ならではの体や心の問題は、男性にはなかなか理解されないからではないでしょうか。

それではまず、私が1期目から要望していた案件3つが実現するに当たり、感謝とともに、知事に対して、女性の声に対してどのような姿勢で取り組んでいかれるのかお伺いしたいと思います。

まず1つ目は、宮崎県東京学生寮です。

老朽化した学生寮をこのたび新しく建て替え、女子も入居できる個室の寮が完備されること、大変うれしく思っています。

1972年に建てられた男子寮ですが、当時8,500円という格安の寮費と立地が魅力的で、高校を卒業して東京の大学に行きたかった私は、母子家庭で経済的余裕がなく、女子に門戸が開かれていない東京学生寮をとっても恨めしく思っていました。

なぜ男子学生だけ優遇するんだという気持ち

はこの頃からずっとあり、全ての子供たちが男女に関係なく、平等に学業に専念できる環境づくりが必要だと、議員としての政策目標を持つきっかけにもなっています。

高校を卒業間近の私は、東京で格安の住居を見つけることができず、結局、居酒屋チェーン店に就職することで社員寮に入り、そこから昼間は学校に通うことになったのですが、働くことと学業の両立はとても大変で、結局1年半ほどして、どちらもやめてしまいました。

もし東京学生寮に入居できていれば、同じ宮崎の郷土でつながる仲間と悩みも共有でき、励まし合えたのかもしれない。

私の青春は、働いて次年度の学費をためることで精いっぱい、サークルにも参加できず、友達との思い出をつくることができなかつたことを思うと、東京学生寮が50年以上たった今、ようやく女子に門戸が開かれたことが何よりうれしく思います。

そして2つ目は、県立高等学校のトイレの洋式化です。

令和元年と2年の一般質問でも要望しておりましたが、当時の教育長であった日隈副知事が前向きに答弁してくださり、徐々に洋式化に取り組んでくださっていることに感謝いたします。特に女子高生はスカートが長く、しかも生理中の生徒もいますので、トイレの洋式化は大変重要です。小中学校は、国からの補助がありますが、県立高校は県単独になりますから、県が女子高校生に対する気持ちを酌み取ってくださっていることを評価いたします。

そして3つ目は、低出生体重児のための「みやざきりトルベビーハンドブック」の発行です。

出生体重2,500グラム未満を以前は未熟児と呼



んでいましたが、今は低出生体重児と言います。出生数に占める低出生体重児の割合は、1980年代から増加傾向にあり、2005年頃からは9%半ばで横ばいが続いています。

約500グラムの双子の赤ちゃんを出産し、チューブでつながれた我が子を見るたび自分を責め、毎日涙していたあるお母さん。病院でも家でも相談できず、孤立感を深め、産後うつになった経験から、ほかのママには自分のような経験をしてほしくない、ママたちのサークルを立ち上げ、既に静岡県で作成・配布していたリトルベビーハンドブックの宮崎版をつくってほしいと、私のもとに来られたのが約2年前。令和3年9月に一般質問をして要望し、その後、福祉保健部の担当者にすぐ取りかかっただけ、検討委員会には当事者ママも入って、希望どおりの「みやざきリトルベビーハンドブック」が今年4月に出来上がりました。

母子健康手帳には、赤ちゃんの体重曲線は1キログラムからしか目盛りがありませんし、月齢に応じて成長の過程を「はい」か「いいえ」でしか答えられませんが、リトルベビーハンドブックは、3歳までの成長を細かく記載でき、医療の記録も記すことができます。また、先輩ママからのメッセージなどは、低出生体重児を出産したママたちにとっての心の支えとなり、とても参考になる内容になっています。

今回、すぐにハンドブックの発行につながったのは、我が子への深い愛情と、自分たちの気持ちを分かってもらいたいという熱意が関係者の皆さんを動かしたからだと思います。

そんな女性たちの気持ちに寄り添い、当初から関わってくださった関係者の皆様方には、心から感謝申し上げます。

以上、この3件については大きなことではな

いかかもしれませんが、女性の気持ちに寄り添ってくださったこと、小さな声でも酌み取っていただいたことを大変評価いたします。

今回の6月補正予算で、九州初となる妊産婦の健康診査受診の通院費用助成や、おむつの定額利用料助成を、全国初の補助事業として出されました。これを見たときに感心しました。今までにはない知事の意気込みを感じたからです。県が率先して旗を振ることで、市町村がすぐに取り組んでくださることを期待いたします。

今後、県政運営において、女性の声に対してどのような姿勢で取り組んでいかれるのか、知事にお伺いいたします。

以上、壇上での質問とし、この後は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] おはようございます。お答えします。

県政を進めるに当たりまして、社会の様々な方々の声に耳を傾けて取り組んでいくこと、これは県政運営の基本でありまして、特に少子高齢化の進展や人々の意識が多様化する中で、女性の視点を生かした施策の推進は大変重要であると認識しております。

このため、現在、県では、審議会に多くの女性委員に就任いただくとともに、女性活躍推進会議を設置するなど様々な機会を設け、多様な分野の女性から、女性が働きやすい就業環境の整備や男性の育児休業取得促進などについて、率直な御意見を伺っているところであります。また、私自身も直接、様々な女性のグループの皆さんと意見交換も行っております。

そのような御意見も踏まえ、今回策定いたします新たなアクションプランにおいては、「一人ひとりが自分らしく生き生きと活躍できる共

感・共生社会づくり」を施策の柱に据え、「女性が輝く地域づくり」などに積極的に取り組むこととしております。

お話にありました「みやざきリトルベビーハンドブック」などは、これまで届いてこなかった女性の声を取り入れ、具体的な施策に反映させたものであります。

今後とも、男女が性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会づくりに一層努めてまいります。以上であります。〔降壇〕

**○脇谷のりこ議員** それでは、先ほど申し上げた3つの事案について、各項目ごとに質問いたします。

まず、新東京ビルの学生寮についてです。

男女別の個室になるということですが、整備スケジュール、施設概要、入居要件等や入居料、そして女子学生を受け入れるに当たっての配慮する面などを総務部長にお伺いします。

**○総務部長（渡辺善敬君）** 新しい東京ビルの学生寮につきましては、令和6年度から建築を開始し、令和8年10月のビル完成後、募集等の手続を行い、令和9年度から寮生を受け入れることとしております。

新しい学生寮は、男女合わせて52の個室や共同自炊室などを備え、入寮の応募資格や寮費等については、保護者の経済的負担軽減等の観点を踏まえ、今後検討を進めてまいります。

また、女子の受入れに当たりましては、トイレ、バス付きの個室とすることや、洗濯室を男女別に設置し、女子学生が安心して生活できる環境を整備するほか、学生寮内に寮監室を配置するなど、施設のセキュリティをしっかりと確保してまいります。

**○脇谷のりこ議員** トイレ、バス付きの個室と

いうことで、大変うれしく思っています。

続いて、県立高校の生徒用トイレの洋式化についてです。

男女別の整備率の進捗状況と、県立高校からの声や意見及び今後の取組について、教育長にお伺いします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 県立高校の生徒用トイレの洋式化の整備率につきましては、令和元年度末は、男子30.4%、女子22.5%、全体で25.2%でしたが、本年4月現在、男子63.1%、女子64.4%、全体で64.0%に上昇しております。

学校からの声につきましては、「洋式トイレが増え、利用しやすくなった」「衛生環境が向上した」との肯定的な声がある一方、「さらに洋式化を進める必要がある」「トイレの壁等が古く、室内整備が十分でない」などの意見も寄せられております。

これまでの取組により、整備率は一定程度上昇したところでありますが、今後もトイレの洋式化をさらに進めながら、学校の要望等を踏まえ、整備してまいります。

**○脇谷のりこ議員** よろしくお願ひいたします。

それでは、「みやざきリトルベビーハンドブック」についてです。

母子健康手帳のサブブックとして、今年4月に出来上がり、配布されていますが、反応はいかがでしょうか。活用を含め、低出生体重児に対する理解が深まるよう県はどのように取り組むのか、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（川北正文君）** リトルベビーハンドブックは、昨年度、300冊を作成しましたが、受け取られた方から「心の支えになる」などの声をいただき、配布希望も多く寄せられた

ことから、今年度は500冊を増刷したところで  
す。

現在、医療機関や市町村を通じて配布して  
おりますが、県内どこにいても必要な方に届くよ  
う、関係機関や支援者向けに、チラシやポス  
ターの配布等によるPRに努めているところで  
す。

また、県民の皆様到低出生体重児とその家族  
に対する理解を深めていただくため、本年11  
月17日の世界早産児デーに合わせて、県庁内  
での展示ブース設置や庁舎のライトアップを行  
うなど、さらなる普及啓発に取り組んでまいり  
ます。

**○脇谷のりこ議員** 続いて、少子化、女性就  
労についてお伺いします。

少子化対策については、今回の一般質問では  
多くの議員が取り上げておられますので、私の  
ほうは、そもそも出産できる年齢の女性が宮  
崎県にいるのかということをお聞きしたいと思  
います。

私の友人の娘さんが県外の大学に進学した  
のですが、コロナ禍だったので帰郷して、オン  
ラインで授業を受け、卒業してそのまま宮崎  
で就職するのかなと思いきや、東京の企業に  
就職していききました。本当は実家のある宮  
崎に帰りたいようですが、自分の能力を發揮  
できる仕事がないということと、賃金が安い  
ということと、なかなか帰る決心がつかない  
らしいのです。

先日、東京の人口が発表されましたが、  
5月1日時点で1,408万5,000人となり、  
月別では過去最高となりました。コロナ禍では、  
東京から地方に転出という、うれしいニュー  
スがあったのですが、コロナが一段落したら  
再び増加傾向、前月比で2万2,000人の  
プラスになり、東京一極集中がさらに進んだ  
こととなります。

宮崎からも若い女性がどんどん中央に出  
ていっている気がしているのですが、それ  
では、20歳くらいから45歳くらいまでの  
女性が宮崎県にどれくらいおられるのか、  
男性との比較も含めた転出と転入の社会増  
減の現況を教えてください。総合政策部長  
をお願いします。

**○総合政策部長(重黒木 清君)** 20歳  
から45歳までの状況について、まず男性と  
女性の人口比率につきましては、県が行って  
おります現住人口調査では、令和4年10月  
1日現在、男性が12万8,714人、女性  
が12万9,997人と、ほぼ同数となってい  
ます。

次に、県外からの転入及び県外への転出の  
状況につきましては、同じく現住人口調査  
では、過去5年間の平均は、男性について  
は、転入が6,730人、転出が7,083人  
で、353人の転出超過。女性については、  
転入が5,497人、転出が6,201人  
で、704人の転出超過となっております。  
このような男性より女性の県外転出が多い  
状況につきましては、平成21年から続い  
ております。

**○脇谷のりこ議員** 先日、みやざき女  
性就業支援センターに伺ってきました。求職  
者の就職活動及び事業所の人材確保をサポ  
ートすることを目的として、県が設置する  
センターです。おおむね55歳くらいまで  
の女性を対象としています。

まず、職を探している女性がセンターの  
ホームページを見て人材バンクに登録し、  
その後、スタッフが直接アプローチして、  
求人をして企業や事業所へのマッチングを  
行うとのことでした。登録される方の傾  
向としては、定職を考えている方や移住  
予定者の方がおられるそうです。企業側  
は、ハローワークに求人を出しても来な  
いので、女性就業支援センターに募集に

来られるとのことですが、女性の求職者はいるのにマッチングしないのが悩ましいということでした。

支援センターの方からお話を伺って、課題がよく分かりました。受皿となる企業や事業所が既存の働き方に固執していて、就業規則を変えてもよいから優秀な人材に来てもらいたいという意気込みが感じられないということです。

求職している女性が、募集している企業のホームページを見ても、会社の簡単な紹介だけしか載っておらず、職種も曖昧で、優秀な人材を欲しいと思わせるような内容になっていないのです。ですから、そんな会社は選ばれません。

企業側の求人担当者には理解してもらえるのに、経営者の考え方が変わらないから、いつまでたっても人材不足です。女性の働き方を優遇してくださいと言っているのではなく、男性のサービス残業をなくすためにも、女性の能力を生かして仕事を分散できるようにしたらいかがでしょうかと提言するのですが、自分の会社が率先して改革することをためらっておられるそうです。

私が感じるのは、マッチングができない理由の一つに、宮崎県の経営者の考え方の根底に、女性は能力が低いと最初から思っているのではないかということです。

育児休業も女性が取るのが当たり前、子供の具合が悪くなったら母親が迎えに行くのが当たり前とと思っているのであれば、柔軟な勤務形態を提供すれば優秀な女性も来てくれるのに、フレックスタイムで働いている男性社員が既にいるにもかかわらず、女性求人票には9時～5時と書いてある。これは一人一人の女性の持つ能力を信じていないし、能力があることさえ知ろ

うともしないということにほかなりません。

5年前、私が女性県議として出ようとしたとき、ある建設業の80歳代の経営者がこうおっしゃいました。「女性が県議会議員になったら県議会のレベルが下がるよね」と。平気でこうおっしゃる経営者の会社に勤務している女性はいかかわりそうだと思います。

介護や保育などの専門職はもちろんのこと、建設業にも林業にも優秀な女性はおりますし、地域でも学校PTAの役員でもしっかりと仕事をこなし、能力もあります。いつまでたっても昭和の考え方に固執し、社会の変化に対応できない旧態依然とした経営者の考え方をまずはアップデートする必要があるかと思います。

誘致企業に負けず、宮崎県の中小企業を選んでもらうためには、まずは経営者の意識を変え、柔軟な働き方を提供し、未来へのビジョンをしっかりと表明し、魅力的な企業だとアピールすることが必要だと思います。それがひいては知事のおっしゃる社会減ゼロに近づいていくのではないのでしょうか。

女性の就業促進に対して、知事はどのように認識されているのか、また取組についてもお伺いします。

**○知事(河野俊嗣君)** 本格的な少子高齢・人口減少社会を迎えて、人材の確保は喫緊の課題となっております。また、女性の声をこれまで以上に社会に反映させていく、そういう観点からも働きやすい職場環境づくりを進め、女性のより一層の就業促進を図ることは大変重要であると考えております。

このため県では、令和2年度に「みやざき女性・高齢者就業支援センター」を設置し、相談対応やマッチング等に取り組んでいるところでありまして、昨年度の女性の相談件数は729件

と、年々増加しております。

また、今年度からは、体制を一層強化するため、女性部門を独立させ、「みやざき女性就業支援センター」として運営を行っております。女性が希望する多様な就業スタイルに、さらに寄り添った支援に取り組んでいるところであります。

このほか、「仕事と生活の両立応援宣言」事業所の登録や企業向け研修会の開催など、企業のトップの方に働きやすい職場環境整備への意識を高めていただくための取組も行っております。

女性の活躍推進会議の皆さんと意見交換をしますと、やはりトップの意識を変えてほしい、その切実な声が伝わってまいります。引き続き、こうした取組を通して女性の就業促進につなげてまいります。

**○脇谷のりこ議員** どうぞよろしく願いいたします。

続いて、教育行政についてであります。

人材不足はどの業界でも同じです。教育界でも教員採用試験の受験者の倍率が年々減少していて、県内でも80歳代の元教師が臨時で教壇に今でも立っておられることをお聞きすると、そんなに教員の成り手不足なのかと驚きます。

現在は、教員採用試験の受験年齢は59歳までとなっており、他県も同様に取り組んでいるので、教職員の取り合いになっていることをうかがわせます。

それでは、教員採用試験の受験者数及び受験倍率の状況と、教員の成り手不足の解消に向けた取組について、教育長にお伺いします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 本県の教員採用試験の全体の受験者数は、10年前である平成25年度実施の1,651名から、令和4年度実施は1,138

名へと減少しております。

また、大量退職を迎え、採用数が増えた関係もあり、受験倍率は10.6倍から3.2倍、小学校教諭等については、10.9倍から1.8倍へととなっております。

この間、教員の成り手不足の解消に向けて、大学推薦制度の拡充や併願受験の拡大等の採用試験の改善、SNSの活用や新聞の企画連載での教員の魅力発信、さらには、教職に就いていない免許所有者や中高生へのガイダンス強化等に取り組んでおります。

その結果、全体の受験者が減少する中、大学の新規学卒者については増加するという効果も出ております。今後も、工夫を重ねながら、人材確保にしっかりと取り組んでまいります。

**○脇谷のりこ議員** ぜひよろしく願いいたします。

倍率が低くなると教員の質を確保できるのか心配になります。それでは、教員の質を確保するためにはどのような取組をされているのか、教育長にお伺いします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 教員の質を確保するために、本県では、教員になる前の養成段階から、計画的に教員としての資質能力を育成する研修を実施しております。

具体的には、県内の大学1・2年生を対象に、直接、3日間程度、学校業務を体験する「スクールトライアル」を実施しております。

また、大学3・4年生及び臨時的任用講師等を対象に、模擬授業や講義など、教員としての実践力の育成を目的として、「ひなた教師塾」も年間を通じて実施しております。

さらに、宮崎大学に設けられた宮崎県小学校教員希望枠の学生に対しましては、大学と連携して、4年間の育成プログラムを実施している

ところであります。

**○脇谷のりこ議員** 宮崎県教育委員会が、学校、家庭、地域、児童生徒、教職員に向けて、教育に関する調査を実施していますが、令和4年度の調査結果では、「仕事上の不安や悩みがあるか」の教職員向けの問いに「仕事量」と答えたのが一番多く41.2%、その次が「授業以外の校務」と答えたのが36.9%となっています。

また、「誇りややりがいを持って仕事を行うことができているか」の問いに「できていない」と回答した教職員が1.8%おり、5年以下の経験者が一番多くなっています。意欲を持って教員になったのに、やりがいを感じられなくなった方が1.8%はおられるということは、短期で退職される方もおられるのではないかと思います。

1年未満で退職される教員の方はどれくらいおられるのでしょうか。また、教員へのサポート体制は整っているのか、教育長にお伺いします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 新規採用教員の支援体制として、本県では、各学校の教員によるチームを組織し、同僚の教員が、経験や専門性を生かしながら新規採用教員に関わり、支え、育てるというOJTの機能を生かした研修を行っております。

また、従来は1年間であった初期研修を2年間に分け、負担軽減を図るとともに、気軽に相談できる窓口の周知や、直接学校を訪問するなどして、定期的な状況把握に取り組んでおります。

しかしながら、採用後、1年未満で退職した教員は、令和2年度からの3年間で平均7名であり、この状況を任命権者として重く受け止めております。

今後も、市町村教育委員会と連携を図りながら、新規採用教員の支援体制の充実に取り組んでまいります。

**○脇谷のりこ議員** 退職者が平均7人というも少ないように思いますが、令和2年度から毎年7人ほどというも、この3年間で21人は退職されていることとなります。

今の子供たちや保護者は、昔と比べると考え方も生活様式も変わってきていますから、私たちには分からない先生ならではの悩みや苦労もあろうかと思えます。それでも、小中学校の卒業式や成人式に参加させていただくたびに、成長した子供たちから慕われる先生という職業は魅力的だなと思えますから、ぜひとも先生の誇りややりがいを失わないように支援体制を強化していただきますよう、よろしく申し上げます。

それでは、中学校の部活動の地域移行についてであります。

先ほど紹介した教職員への調査では、仕事量が多く、授業以外の校務が負担だと感じている中学校、高校の教職員が4割ほどおられます。ということは、中学校においては、部活動の指導も負担になっている業務だと考えられます。

それでは、部活動の地域移行について、どのように進められているのでしょうか、教育長にお伺いします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 公立中学校における休日の部活動の地域移行につきましては、令和3年度から小林市と延岡市でモデル事業を実施しており、その成果と課題を共有し、周知したところであります。

また、諸経費の保護者負担等の課題につきましては、今年度も直接、財政措置を国へ要望したところであります。

現在、昨年12月に国のガイドラインが策定されたことを受け、保護者や関係団体等の御意見を伺いながら、県の方針の策定を進めているところでもあります。

また、今年度も各市町村を訪問し、取組状況を把握するとともに、コーディネーターの研修など、地域の実情や必要に応じた情報提供や指導助言等を行ってまいります。

**○脇谷のりこ議員** 先月末に、地域移行の方針案について協議を行う県の検討委員会が開かれたそうですが、そこで出された意見や国のガイドラインを基に、県独自の方針を今年度中に出版されるとお聞きしました。主な内容はどのようなものでしょうか、教育長にお伺いします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 県の方針につきましては、国のガイドラインに示された4つの柱を基に、現在、策定を進めております。

その柱の1つ目は「学校部活動」についてであり、そこには、部活動指導員の確保や適切な休養日の設定等が示されております。2つ目は「新たな地域クラブ活動」で、新たに実施主体となる総合型地域スポーツクラブなどの整備充実に係る諸課題が示されております。3つ目は「地域連携や地域移行に向けた環境整備」で、整備に向けたスケジュールなどが示されております。4つ目は「大会等の在り方の見直し」で、中体連等の参加資格の見直しなどが示されております。

このような内容について、本県の実情に合った宮崎ならではの県の方針となるよう策定してまいります。

**○脇谷のりこ議員** 地域によっては、指導者や運営団体の確保が難しいという市町村からの声もあるようですので、地域偏在を生まないように、しっかりと市町村の意見を尊重していただ

くようお願いいたします。

教職員の中には、部活動を負担に感じている人もおられる一方で、平日だけでなく休日もやりたいという教員もおられると思います。地域移行した場合の教員の関わり方について、教育長にお伺いします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 教員が休日の指導に地域の指導者として関わる場合、ボランティアとして関わる以外には、報酬を受け取るための兼職兼業の許可が必要となります。したがって、この点につきましては、国の動向を注視することとしております。

その他の指導者としましては、部活動指導員やボランティアの外部指導者に現在は協力を得ておりますが、これらの人材に加えて、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、文化芸術団体等の方々も考えております。

今後、教員の意向も踏まえ、適切に関わることができるよう検討してまいります。

**○脇谷のりこ議員** そもそも部活動の地域移行は、教員の働き方改革から始まっていると思うのですが、その目的をどのように捉えておられるのか、教育長にお伺いします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 部活動の地域移行の目的は2つあると考えております。

1つは、教員の働き方改革につなげることであります。モデル事業の成果として、教員からは、「休日が確保できた」「精神的な負担が軽減された」などの声が上がっております。

もう1つは、少子化の進む中、将来にわたり生徒がスポーツや文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するということでもあります。

「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる」という意識の下、市町村との連携を深め

ながら、この2つの目的の実現を目指してまいります。

**○脇谷のりこ議員** 部活動の地域移行については、指導者がいないとか、外部講師の謝金を払うために保護者の負担が増えるなどの様々な点で不安や課題があるようです。

先日、総合型地域スポーツクラブの方とお話ししましたら、「中学校の部活動に大会の好成績を求める必要があるか」と疑問を投げかけられました。もちろん子供たちにとって大会での優勝などを目標とすることは必要ですが、やり過ぎ感があるのも事実だとおっしゃいます。

その総合型地域スポーツクラブは、地域の子供たちや高齢者が様々なスポーツや文化に親しむ機会を提供するため、約50もの講座を設け、自前でホールを建てられ、自主的・主体的に運営されています。

そこに通っている子供たちに今回アンケートをされたそうです。「運動は週に何回したいか」の問いに「週1回」と答えた児童生徒が一番多く、次が「2回」だったそうです。平日の部活動をしている生徒が週1回そのクラブに通ってきている場合もありますし、全く部活動をしないうちが週1回通ってきている場合もありますが、どちらにしても、生徒は週1回ぐらいの運動が望ましいと思っているわけです。

今、教育長が答弁された部活動の地域移行の1つの目的が、将来にわたり生徒がスポーツや文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保することであれば、平日も休日も活動して、毎日疲れてしまう部活動の考え方をいま一度見直すことも必要かと思えます。

もちろん将来オリンピック選手を目指すのであれば、しっかりとした指導者の下、民間のク

ラブに入って練習することが必要でしょうが、生徒にも先生にも負担のかからない中学校の部活動の在り方が本来あるべき姿ではないかと思っています。

続いて、不登校問題についてです。

中学1年時に不登校になってもう1年がたつ保護者からお話をお聞きしました。

コロナ禍での自宅待機から始まったそうで、学校に行かなくてもよいのだという気持ちになり、そこからずると行けず、復活する手が見いだせないとのこと。

本人も学校に行かなきゃならないと思っているらしいのですが、授業にもついていけなくなっているから、タイミングがないとのこと。スクールソーシャルワーカーさんが自宅に来て、親身になって相談に乗ってくださったので安心できているとのこと。

それでは、不登校の現状を教えてください。また、子供たちに寄り添うスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの役割及び配置・派遣が充足した状況にあるのか、教育長にお伺いします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 国の調査によりますと、令和3年度、本県の公立学校の不登校児童生徒数は小学校560人、中学校1,284人、高等学校299人であり、5年前と比較しますと、全体で872人増加しており、中でも小学校が約2.7倍と増加傾向が顕著であります。

県が配置に関わっているスクールソーシャルワーカーは、家庭等に出向き支援に当たる「福祉の専門家」で、今年度は1名増員し、21名となっております。

また、スクールカウンセラーは、学校で支援に当たる「心理の専門家」で、53名を配置しており、昨年度より小学校に専用に派遣できる体



制も整えております。

このように、人数は順次拡充しておりますが、国が示す基準には達しておりません。今後とも十分な対応ができるよう、体制づくりに取り組んでまいります。

**○脇谷のりこ議員** 予算の問題だと思いますが、充足できていないスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの人数とか時間をぜひとも増やしていただくよう要望いたします。

最近ではフリースクールもあり、また居場所づくりもしている子育て支援団体などもあるので、そういった情報を得ることが保護者から求められています。

それでは、不登校対策における教育相談窓口の運用について、教育長にお伺いします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** これまで県教育委員会では、「24時間子供SOSダイヤル」等を設置し、学校外でも相談できる体制の充実に取り組んでまいりました。

そのような中、令和3年度に国の事業を活用し、SNS相談窓口を開設したところ、年度途中の時間を限った開設であったにもかかわらず、1,200件を超える相談が寄せられ、その効果を実感したところであります。

このため、これまでの取組に加え、今年度から、無料通信アプリやインターネットを通じて、専門の相談員とチャット形式で相談できる「宮崎県子どもSNS相談」を開設し、カードの配布等により、県内の児童生徒へ周知したところであります。

今後も、相談窓口の適切な運用に努め、子供たちの悩みに一つでも多く寄り添い、対応できるように取り組んでまいります。

**○脇谷のりこ議員** ぜひともよろしくお願ひい

たします。

今年度改定される「教育、学術、文化及びスポーツの振興に関する施策の大綱」に「教育の情報化」があります。

この大綱は、知事と教育委員会が教育行政の推進を図るための宮崎県総合教育会議で協議されるもので、知事が策定し、4年ごとに見直されています。

今年から改定される内容の中に、「教育の情報化に取り組む」というのがあります。この「教育の情報化」の今後の方針を教育長にお伺いします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 今回改定される本県の教育大綱や国の教育振興基本計画の答申内容を踏まえ、県教育委員会では、今議会に宮崎県教育振興基本計画の変更案を提案しております。

その中で、「教育の情報化の推進」を施策の一つとして再構築し、ICTの強みを生かした授業改善や、情報モラル教育の充実に努めてまいります。

また、併せて、教職員のICT活用指導力の向上や、学校現場における推進体制の整備についても、より一層進めていくこととしてまいります。

県教育委員会といたしましては、教育の情報化をさらに推進することで、グローバル化やイノベーションの進展など、社会の変化に柔軟に対応できる人材を育成してまいります。

**○脇谷のりこ議員** 教職員のICT活用については、デジタル機器を使い慣れているかどうかにより、教職員の得手・不得手が顕著に表れていると思っています。

不登校の子供を持つ保護者からの要望では、オンライン授業も含め、もっとICTの活用を

進めてほしいとのことですので、教職員向けのICT指導力向上をさらに進めていただきますよう、よろしくお願いいたします。

続いて、市街化調整区域についてであります。これは地元の宮崎市西部地域の方からの要望が一番多い案件です。

帰郷した子供たちが親の近くで家を建てたいが、市街化調整区域であり、農家ではないので建てられない。あるいは、お店をオープンさせたいが、調整区域なので、どうしてもできないなど、市街化調整区域への不満です。

改めて御説明すると、都市計画法では、都道府県は、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定しています。

その都市計画区域において、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、必要があるときは、市街化区域と市街化調整区域との区分、いわゆる線引きを定めることができます。

その線引きがある都市計画区域が、宮崎県では、延岡市と門川町、日向市の各一部を含む日向延岡新産業都市計画区域、そして宮崎市と国富町の各一部を含む宮崎広域都市計画区域になります。線引きを行わない都市計画区域は、都城市や日南市、西都市、小林市などがあります。そのうちの都城市は、昭和45年に線引きが行われ、昭和63年に廃止されています。この都城市の線引きが撤廃できるのに、なぜ宮崎市ができないのかという不満がずっと渦巻いています。

令和元年度の私の質問に、県土整備部長がこう答弁されています。

「都城広域都市計画区域は、当時、都市計画区域内の人口に占める人口集中地区の人口割合

が、全国平均67%に対しまして37%と低く、市街地に収容可能な人口に余裕があることから、市街地が広がる可能性は低い状況にありました。また、農振農用地、いわゆる青字農地が市街地周辺の相当部分を取り巻くように分布していることから、無秩序な開発行為等が大規模とならないものと判断し、地元の市町の意向を踏まえ、線引きを廃止したものであります」と答弁されています。

この答弁だと、都城市は今後、過疎化していくから、撤廃しても大丈夫だろうと聞こえます。しかし、昭和60年当時、都城の人口は13万2,000人余り、人口増減率は2.39%です。増加しているのですから、線引きは撤廃せず、まずはその市街地に集中していくのが普通の考えではないかと思えます。

宮崎市が線引きをして人口を市街化区域に集中させているのに、2番目に大きい市として人口が増加している都城がなぜ線引きを撤廃できたのでしょうか。また、その後の状況を県土整備部長にお伺いします。

○県土整備部長（原口耕治君） 御質問のありました線引きの廃止につきましては、社会情勢の変化や各都市の発展状況を踏まえまして、昭和62年に国が線引きの要件を見直したことを受けて、昭和63年に県が行ったものであります。

当区域は、合併前の旧町村の集落が広範囲に分散した、人口集中の度合いが小さい特殊な都市構造であることなど、国が示した要件を満たしていたため、当時の市町の意向も踏まえ、国の認可を得た上で廃止したものであります。

その後の状況につきましては、郊外で商業施設や住宅の建設が増加する一方、中心市街地の空洞化が生じたことから、都城市において、旧市街化調整区域における大規模集客施設の立地

の制限や、中心市街地活性化の取組を行っているところでもあります。

**○脇谷のりこ議員** 確かに、昭和の大合併で、それまで分散していた集落に建築物ができないとなると困ります。しかし、宮崎市に最後に合併した生目村は昭和38年、都城市に最後に合併した中郷村が昭和42年、生目村も中郷村と同じ状況ですから、合併後に宮崎市が線引きの廃止を要望すればできたのかもしれない。

しかしながら、人口増加している都城市が第1号で国に許可されたということですので、当時、政治的に大きな力が働いたのではないかと推察しています。

では、宮崎広域都市計画区域において、線引きの撤廃もしくは市街化区域の拡大はできないものでしょうか、県土整備部長にお伺いします。

**○県土整備部長（原口耕治君）** 都市計画区域における線引きや市街化区域の範囲につきましては、都市計画法に基づく基礎調査の結果や関係市町の意見を踏まえ、県の都市計画審議会での審議を経て、国の同意を得た上で都道府県が定めることとされております。

線引きの廃止や市街化区域の拡大は、これまで市街化を抑制してきた市街化調整区域における無秩序な開発や、中心市街地の活力低下などが懸念されることから、慎重に判断する必要があります。

宮崎広域都市計画区域におきましては、人口減少下にあっても一定の人口集積がある一方で、空洞化が見られる中心市街地の現状などを踏まえると、線引きの廃止や市街化区域の拡大は難しいものと考えております。

**○脇谷のりこ議員** 前回の一般質問で、市街化区域の飛び地を設けることはできないかを質問

しましたら、「宮崎市における長期計画や都市計画マスタープラン等に、新市街地の開発を行う位置づけがあることに加え、面積20ヘクタール以上をめどとする計画的な市街地整備が確実に行われることなどの要件があるので、飛び地の設定はできない」との答弁でした。つまりは、宮崎市において、線引きの廃止も拡大も、飛び地の設定もできないということです。

といっても、市街化調整区域でも建てられる建築物はあります。宮崎市の許可で建てられるようですが、市街化調整区域内の建築規制に係る宮崎県と宮崎市の役割分担について、県土整備部長にお伺いします。

**○県土整備部長（原口耕治君）** 市街化調整区域は市街化を抑制する区域であることから、原則、建物の建築等は認められておりませんが、個別案件ごとに用途や規模などについて都市計画法に基づく審査を行い、要件を満たせば建築は許可されます。

その許可手続につきまして、市街化調整区域のある3市2町のうち、宮崎市、延岡市、日向市においては、それぞれの市が、国富町、門川町においては、県が行っております。

**○脇谷のりこ議員** 農村地帯でも農業人口が少なくなっているのだから、土地利用を見直してくれという要望が多く、そこに都城の都市計画区域の線引き廃止を例に挙げられます。35年前、当時の県の担当者は、他市住民から不公平だと言われることになるとは考えられなかったのだらうと思います。

根拠法令に基づくしっかりとした理由づけがなく、特殊をつくってしまうと不公平感が生まれます。今後の県の取組も、将来人口を見据え、しっかりとしたビジョンを持って、市町村間の不公平感を生まないような施策にしていた

だくようお願いして、この項目は終わります。

続いて、安全・安心な暮らしの確保についてであります。

今は物騒な事件が多発しています。子供、女性、高齢者など弱者にとっては、安全で安心した生活を送ることが一番の幸せです。しかしながら、他人の入れない密室である家の中では、児童虐待やDVなどが起こっています。

そこでまず、質問です。児童虐待の現状と対応について、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 本県の児童虐待の現状につきましては、児童相談所の相談対応件数が、令和元年度1,953件、令和2年度1,883件、令和3年度1,843件と、高止まりしているところです。

このため、虐待の未然防止や重篤化予防に向け、体罰によらない子育てを推進するための啓発や、市町村が実施する乳児全戸訪問事業等を支援し、早期発見、早期対応に取り組んでおります。

また、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を提供するためには、児童福祉と母子保健の連携・協力を一層進めることが重要ですので、全ての妊産婦、子育て世帯、子供へ一体的に相談支援を行うこども家庭センターの設置を市町村に促すことにより、児童虐待防止対策の推進を図りたいと考えております。

**○脇谷のりこ議員** 全ての妊産婦、子育て世帯、そして子供ということは、全ての家庭の中にいる人たちが相談していけるという、こども家庭センターの設置を市町村にぜひ促していただきたいと思いますが、設置するのが目的ではなく、妊産婦や子供などが相談する総合窓口、つまり窓口のワンストップ化を目指していただくよう、よろしく願いいたします。

それでは、女性へのストーカーやDV被害はどうなっているのでしょうか、現状と警察の対応について、警察本部長にお伺いします。

**○警察本部長（山本将之君）** 本県のストーカーの相談件数は、平成30年が387件であったものが、以降は600件前後で推移し、去年は445件と減少したものの、人口10万人当たり全国2位と、高い水準で推移しております。

一方、DVの相談件数は、平成30年が719件であったものが、以降800件前後で推移し、去年が890件で、人口10万人当たり全国6位と、増加傾向にあります。

増加の要因としては、法改正によりストーカー行為の規制対象が拡大したことや、これら事案への県民の意識が高まっていることなどが考えられます。

ストーカーやDV事案は重大事件に発展する可能性があることから、この春新設した人身安全対策課を中心に、事件化や行政措置を迅速・的確に行うなど、被害者等の安全確保を最優先とした対策を講じております。

**○脇谷のりこ議員** ぜひお願いしたいと思いますが、ストーカーの相談件数が全国2位で、DV相談件数が全国6位というのは、大変恥ずかしいことです。DV被害相談が多いということは、離婚が多いということです。厚生労働省の統計によると、令和2年の離婚率は、沖縄に次いで2位になっています。ずっと宮崎県は上位です。これでは少子化にまっしぐらに進んでいくことになります。

児童虐待やストーカー、DV事案の現状を知事はどうお考えでしょうか。また、安全で安心なまちづくりに今後どう取り組んでいかれるのか、最後に知事の御見解をお伺いします。

**○知事（河野俊嗣君）** 今の児童虐待、ストー

カー、DV相談件数が多いということは、意識の高まりということで、未然にいろいろ相談する。そのこと自体は悪いことではないといいますが、非常に重要な視点であろうかと思いますが、いずれにせよ、児童虐待、DVなどに係る事案、犯罪が依然として多い状況にあることについて、重く受け止めているところであります。

子供や女性など社会的に弱い立場にある方々を守り支えること、何よりも被害に遭うことを未然に防ぐことが重要でありまして、そのためには、未然防止に向けた体制の整備を図り、県民一人一人が地域の安全に対する意識を高め、助け合って犯罪などを防止する社会づくりを進める必要があると考えております。

このため県では、「犯罪のない安全で安心なまちづくり県民会議」を設置し、県、市町村、関係団体等が連携して、子供の安全確保のための見守り活動等に取り組んでいるところであります。

また、子供や女性に対する暴力の未然防止を図るため、専門的な知識や経験を持つアドバイザーを自治会や学校等に派遣し、児童虐待やDV事案等の防止に向けた啓発を実施しております。

引き続き、市町村や関係団体等との密接な連携の下、安全で安心な暮らし確保のため、県を挙げて取り組んでまいります。

**○脇谷のりこ議員** 宮崎県は、温暖な気候で、食べ物もおいしく、人も優しい、住みやすく、子育てしやすい県日本一をアピールしているのに、ストーカーやDV相談件数は全国でもワーストクラス、どうしてこういうことになるのでしょうか。男性の女性に対する考え方が古いんじゃないのでしょうか。もしかして、今でも女は

男に従うものと思っているのでしょうか。

令和5年版の男女共同参画白書では、昭和の時代の固定的な性別役割分担がいまだに残っている中で、若い世代の理想とする生き方は変わってきていることがしっかりと明文化されています。

今の若い夫婦は、考え方が昭和モデルではありません。家事・育児を自分が率先してすべきと答えるのは、女性では40歳代以上ですが、男性では30歳代以下です。男性は年齢が低いほど家事・育児参加に抵抗を感じていません。職場など周囲の環境を改めることがより必要と考えています。

家族の姿が変化し、人生が多様化する中で、全ての人が希望に応じて家庭でも仕事でも活躍できる社会、令和モデルに切り替える時代であることを県民みんなと考えていただきたいのです。

今週6月23日から29日までの1週間は、男女共同参画週間です。男性も女性もお互いを尊重し、認め合い、助け合っていく男女共同参画社会になれば、暴力のない安心した暮らしが確保でき、少子化にも歯止めがかかることを期待して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

**○日高博之副議長** 次は、佐藤雅洋議員。

**○佐藤雅洋議員〔登壇〕** (拍手) 皆さん、こんにちは。朝、目覚めればウグイスの美しい鳴き声、窓を開ければツバメが飛び交い、山に目をやれば恵みの雨で力強さの増した緑の山々、田には水が張られ、植えたばかりの米の苗が風にそよぐ、よい季節となりました。人は何のために生まれてきたのか。人は何のために生きているのか。それは「ああ生きててよかった」「ああ生まれてきてよかった」と思える瞬間の

ために生きているのだと私は強く思います。そう思える時間を多く与えてくれる緑深きふるさと、西臼杵から参りました佐藤雅洋です。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、地元よりお越しの皆様をはじめ、西臼杵郡民の力強い支援のおかげで2期目を迎え、この場に立っております。環境の厳しさを豊かさに変えてきた先人たちの努力に敬意を表し、私は、山村振興、農村の復興を旗印に、謙虚に、そしておごらず精進してまいりますので、引き続き、皆様の御指導、御鞭撻をどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従い質問を行います。

我が国周辺の安全保障環境が厳しさを増す中、国においては、防衛力の抜本的強化について様々な議論が重ねられております。こうした国全体の動きも踏まえつつ、県の危機管理についてお伺いいたします。

知事は常々「常在危機」という言葉をおっしゃいますが、あらゆる事態から県民の命を守ることが、知事に課せられた最も重要な使命であることは言うまでもありません。一昨日は、自民党安全保障調査会、江藤拓副会長と浜田靖一防衛大臣との「国防を語る会」が、高鍋、延岡において行われました。知事にも参加いただき、国防について知見を深められたことだと思いますが、緊張感の増す防衛問題です。

先週15日木曜日、北朝鮮が日本海に向けて発射した弾道ミサイルは、我が国の排他的経済水域（EEZ）内に落下したと推定される旨、防衛省から発表がなされました。今年に入って北朝鮮から発射された弾道ミサイルは9回、少なくとも12発となっております。今年の4月には、戦後初めて我が国領域内にミサイルが落下する可能性があるとして、北海道にJアラート

が発令、また近いところでは、先月、沖縄に対して発令されました。

こうした一連の北朝鮮の行動は、我が国、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすものであるとともに、関連する安保理決議に違反をするものであり、国民の命と安全に関わる重大な問題で、断じて許されるものではありません。

しかし、先月の打ち上げ失敗にもかかわらず、北朝鮮は2回目の軍事偵察衛星の打ち上げを行うとあって、挑発行動をやめる気配がありません。私の所属する防衛議員連盟、拉致議連としても、国民保護法、県民保護の観点から、大変危惧しているところです。

そこで、北朝鮮の軍事偵察衛星などが本県に落下するおそれのある場合における県の対応とその備えについて、知事に伺います。

次に、食料自給率の向上について伺います。

これは、我が自民党会派でも議論し、国への意見書として提出に向けて協議中ではありますが、気候変動、感染症、ウクライナ紛争等により、食料の安全供給が懸念される中、本県で4月に行われましたG7宮崎農業大臣会合では、食料安全保障が主要テーマとなりました。特に、農業の持続可能性の確保を中心に議論が行われました。その中に、自国の生産資源を持続可能な形で活用するべきとの方針が示されたと伺っております。

食料安全保障の強化や、現在38%にとどまっている食料自給率の向上のためには、米の消費拡大が大変重要と考えます。農水省の試算では、今現在1人当たりの米の年間消費量は1日2.4杯、58年前の1965年には、国民1人当たり1日5杯の米を食べていたとされております。国民一人一人が明日から1日1杯でも多く食べれば、食料自給率は目標の45%程度まで上がり

ます。

農業生産県である宮崎県を挙げて米の消費拡大を進めるべきと考えますが、知事の考えを伺います。

次に、標高1,600メートル、九州随一のふわふわのパウダースノーゲレンデを誇る、日本最南端のスキー場についてであります。

上級者用ダイナミックコースと初・中級者用パラダイスコースがあり、上級者から初心者まで楽しめる。そして、小さな子供でもそりや雪遊びが楽しめるファミリーゲレンデもあり、家族連れも多く訪れます。

サーフィンのメッカでもある宮崎県にあるスキー場、これほどまで貴重な施設が、今年の台風第14号により休業されたままであります。スキー場での被害はありませんでしたが、道路崩壊による休業であります。関係者の懸命な努力で再開に向けて進んでおりますが、大事なものはその先であります。

観光宮崎において、いわばハワイにスキー場があるようなインパクトのある観光資源を、県や観光業界、バスや鉄道会社などが総力戦で支援することで、もっと観光宮崎をアピールできるのではないのでしょうか。宮崎交通さんも営業黒字を達成されたと発表されています。大変期待しています。

そこで、宮崎県の観光振興にとって大変重要な五ヶ瀬ハイランドスキー場に対し、県としてどのような支援ができるのか、総合政策部長、総務部長、商工観光労働部長にお伺いいたします。

壇上からは最後となりますが、五ヶ瀬ハイランドスキー場と同じく、西臼杵の地域振興に欠かせない観光資源はほかにもあります。

その中でも高千穂峡は、日本を代表する、も

ちろん宮崎県を代表する観光資源であります。

今年の台風第14号により多大な被害を受けたことは御承知のとおりであります。しかし、県当局関係者の御尽力により、一部ではありますが、多くの観光客を迎えられるほどの復旧が進んでおります。

さらには、8月1日から3日間行われるレッドブル・ダイビング世界大会の開催が決まっております。今後さらに世界的注目を浴びる美しい渓谷、ドイツ語でシェンバッハと言うそうではありますが、その美しい高千穂峡にある遊歩道の復旧状況と今後の整備について、環境森林部長に伺います。

ここまでを壇上の質問とし、残りの質問については質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 お答えします。

まず、北朝鮮の軍事偵察衛星などへの対応等についてであります。

北朝鮮の軍事偵察衛星などが本県に落下するおそれがある場合、全国瞬時警報システム、いわゆるJアラートが発出され、防災行政無線や携帯電話の緊急速報メールなどにより、県民に対して、県内に593か所指定されております緊急一時避難施設などへの避難の呼びかけが行われるところであります。

今年5月31日、九州地方知事会のため沖縄に出張しておりましたが、朝6時半にJアラートで目が覚めました。改めて厳しさが増す安全保障環境を身を持って実感したところでありました。

こうしたJアラートに加えて、落下や被害発生の可能性が極めて高い場合や、日本の領土・領海内に落下した場合は、庁内に私を本部長とする警戒本部を設置し、自衛隊や警察などと連

携しながら、被害の最小化を図ることとしております。

今後北朝鮮のミサイル等の発射が想定されることから、今年10月には、国と共同での住民避難訓練を五ヶ瀬町など3町村で実施する予定であります。

また、職員の対応能力の向上や関係機関との連携強化のため、来年1月には、初めて図上訓練も実施することとしております。

引き続き、私たちは常に危機やリスクに直面しているという緊張感、この「常在危機」の意識を徹底し、万全の備えと対応を進めてまいります。

次に、米の消費拡大についてであります。

県産米の消費を拡大することは、食料安全保障のみならず、水田の持つ多面的機能の維持や中山間地域の振興の観点からも、大変重要であると考えております。

このため県では、関係機関等と組織します宮崎県米消費拡大推進協議会におきまして、地産地消や食育活動と連携した消費拡大対策や、観光・スポーツキャンプでのPRなどに取り組んでいるところであります。侍ジャパンの合宿などでも贈呈を行ったところであります。

先般のG7宮崎農業大臣会合におきまして、歓迎レセプション等の場で提供されました県産米を使った宮崎牛時雨煮入りのおむすびや米粉スイーツが各国の関係者からも高い評価をいただき、改めてそのポテンシャルの高さを実感したところであります。

私も歓迎レセプションに参加し、本県を代表する食材、また全国を代表する食材が提供されているものを少しずつ試してみましたが、レセプションの一番最後のほうで宮崎牛時雨煮入りのおむすびを食べたところ、これが一番おいし

かったといたしますか、感動して、自分のDNAに刻み込まれたというか、米文化圏に生きているんだと改めて感じたところであります。

引き続き、私自身も積極的に「ごはん食」を実践しますとともに、広く県内外の皆様に愛され、選んでもらえる県産米の消費拡大に取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

○総合政策部長（重黒木 清君）〔登壇〕 お答えします。

五ヶ瀬ハイランドスキー場に対する支援についてであります。

県では昨年度、県と西臼杵3町から成る「広域連携ワーキンググループ」の場を設け、外部アドバイザーを交えて、地域活性化に向けた勉強会や事例研究に取り組んだところであります。

ワーキンググループでは、スキー場をはじめ、3町がそれぞれ有する地域資源の強みをつなげ、地域が広域的に連携して人の流れを呼び込む取組について、様々な意見が交わされました。

今後も引き続き、五ヶ瀬町との意見交換を重ねながら、産業振興や関係・交流人口の拡大など、スキー場を生かした地域づくりへの支援について検討してまいります。以上であります。

〔降壇〕

○総務部長（渡辺善敬君）〔登壇〕 お答えします。

五ヶ瀬ハイランドスキー場に対する支援についてであります。

県は、当スキー場を経営する第三セクター五ヶ瀬ハイランドに出資している五ヶ瀬町に対し、ヒアリング等を通じて経営状況を把握するとともに、財政上の助言等を行っております。

それと連動する形で、五ヶ瀬町におきまして



は、総務省などが公認会計士等のアドバイザーを派遣する地方公共団体の経営・財務マネジメント強化事業を活用するなど、法人の有する課題を抽出しながら、経営改善に向けて取り組んでおります。

引き続き、南国宮崎において、貴重な冬の誘客施設である当スキー場の営業再開を見据え、必要な経営の健全化に向けた助言等を行ってまいります。以上であります。〔降壇〕

**○環境森林部長（殿所大明君）〔登壇〕** お答えいたします。高千穂峡遊歩道の復旧状況についてであります。

高千穂峡につきましては、昨年の台風第14号により、遊歩道の手すりの流失や路面の崩壊など、大きな被害が発生したところです。

このため、昨年度中に流木の撤去と利用者の多い区間における手すりの再設置を完了し、供用開始するとともに、国に対して全面復旧に必要な予算を要望いたしました。

この結果、必要な予算が確保できたことから、今年度、引き続き残りの区間の手すりの再設置を進めるとともに、災害に強い遊歩道にするためのかさ上げ工事を実施しております。

高千穂峡は本県を代表する観光地であることから、町や関係団体の意見を伺いながら、多くの利用者が安心して自然を満喫できるよう、早期復旧に取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

**○商工観光労働部長（丸山裕太郎君）〔登壇〕**

お答えします。五ヶ瀬ハイランドスキー場への支援についてであります。

五ヶ瀬ハイランドスキー場は、サーフィンなど南国イメージの強い本県にあってウインタースポーツが楽しめる日本最南端のスキー場であり、大変貴重な観光資源であります。

県では、国内外に向けての情報発信を強化しており、その中で五ヶ瀬ハイランドスキー場についても、県の観光情報サイト「旬ナビ」等を活用した情報発信に取り組んでおります。

今後は、九州中央自動車道の整備などにより、県北地域の観光客の増加が期待されますことから、スキー場再開の動向を注視しつつ、五ヶ瀬町と連携しながら、地域の観光資源を生かした旅行商品造成の働きかけや、さらなる情報発信に取り組んでまいります。以上であります。〔降壇〕

**○佐藤雅洋議員** それぞれにお答えいただき、ありがとうございました。

なお、五ヶ瀬ハイランドスキー場や高千穂峡については、御答弁いただいたとおり、県当局の力強い取組により、西臼杵に輝きをお与えください。

続いて、中山間地域の振興について質問します。

中山間地域の振興に欠かせない地域おこし協力隊や集落支援員の皆さんの活動は、大変重要で、すばらしいものと認識しております。現在に至るまで、関係機関において多くの御苦労があったと思われます。これまでの経緯と現状を総合政策部長にお伺いします。

**○総合政策部長（重黒木 清君）** 地域おこし協力隊は、地域力の維持・強化のため、市町村が都市部からの移住者に委嘱し、特産品開発や農林業などに従事してもらうもので、令和5年4月1日現在、18市町村で165名が活動しております。なお、任期終了後も約6割の方が地域に定着しております。

また、集落支援員は、集落への目配りのため、市町村が地域の実情に詳しい人材に委嘱し、集落の巡回や高齢者の見守りなどに従事し

てもらうもので、昨年11月時点で、8市町村で34名が活動しております。

さらに、県がボランティアを登録する中山間盛り上げ隊による活動もあります。このほか、民間の九州つなぎ隊などもあり、多くの方々に中山間地域の振興に携わっていただいております。

**○佐藤雅洋議員** すばらしい活動を県内各地で行っていただいております。地域おこし協力隊の皆さんの存在は、特に中山間地域が持続するためには命綱ともなるため、さらに増やしていただきたいと考えます。そして、ぜひ関係機関の方々には、宮崎のよさ、魅力を十分に発信し、この熱い思いを全国の協力隊希望者の方々へ届けていただき、たくさん新しいつながりをここ宮崎に呼び込んでいただきたいと考えます。

そこで、地域おこし協力隊など外部人材を活用した今後の中山間地域振興施策について、知事にお伺いします。

**○知事(河野俊嗣君)** 中山間地域は、豊かな自然や伝統文化に加えまして、県土の保全や水源の涵養など、重要な機能を有しております。

人口減少が急速に進む中で、地域を将来にわたり守っていくためには、地域の皆さんの取組に加えて、外からの活力も取り込みながら、一丸となって維持・活性化を進めていく必要があると考えております。

私自身、神楽や地域の祭り、イベントなどの場面で、こういう協力隊やボランティアの方々が働かれる姿というものを目の当たりにします。豊かな発想力や柔軟な行動力を発揮しながら、産業や観光、伝統文化の継承、集落の環境整備など、多方面で活躍されているわけであります。

最近、印象的でありましたのは、椎葉村で焼き畑を継承する方々と協力隊や移住した方々が、思いを一つにして、先人の知恵や伝統を懸命に残していこうとされる姿で、県の地域づくり大賞を受賞されました焼畑蕎麦苦楽部の皆さんの取組もございました。

こうした取組は、世界農業遺産の認定でも高く評価され、地域に希望や活力を生み出し、また交流人口の拡大にもつながるすばらしい取組であり、こうした取組を県内各地に広げていくことが重要だと感じたところであります。

今後とも、市町村や地域と連携・協力し、地域おこし協力隊をはじめとする外部人材の活力を取り込み、中山間地域の振興に取り組んでまいります。

**○佐藤雅洋議員** 人口減少が進む中、県内の都市部と中山間地域をつなぐというニーズは、今後ますます高まるのではないかと思います。本県独自の中山間地域支援策としての中山間盛り上げ隊は、我が地元、日之影町を含む多くの地域で過疎・高齢化の進む集落などを支援し、人的交流を生み出し、集落維持を後押ししております。知事、ぜひとも中山間盛り上げ隊こそ、いま一度力を入れていただくよう要望いたします。

ここ数年、急激な人口減少及び少子化により、保育園経営が厳しい状況となっているようです。今こそ課題を洗い出し、経営継続支援の手を打つべきであります。

以前は行政の管轄であった保育園を民間へ移行している地域も少なくないと思われます。近年、保育士への低待遇が叫ばれる中、移行先の民間経営をする保育園では、地域の宝である子供たちを育てる保育士への処遇は十分なものが必要との思いで経営を行っているようですが、

中山間地域での少子化が保育園経営でも大きな課題となっているようです。

子育てしやすい社会を目指す今、子供を育てる施設はなくてはなりません。人口減少や少子化が急激に進む中山間地域における保育園などの幼児教育・保育施設の課題について、どのように認識しているのか、福祉保健部長にお伺いします。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 中山間地域等においては、子供の減少による保育所等の定員割れや保育人材の確保等の課題から、保育所等の安定的な運営が困難となることが懸念されております。

このため、市町村においては、今後の保育ニーズを適切に把握するとともに、既存の保育所等の統廃合や規模縮小のほか、空きスペースの有効活用など、地域における保育の在り方について検討を進めていくことが重要であると考えております。

県としましては、保育所等が引き続き地域の子育て支援の中核的な役割を果たせるよう、国や市町村とも連携して対応していく必要があると認識しております。

**○佐藤雅洋議員** しっかりと認識はされているようでありますので、そこで終わらずに、子供たちを真ん中に据えた対応を要望いたします。

次に、中山間地域で林業振興・農業振興を進める上で妨げとなっていることの 하나가、鹿やイノシシ、ウサギ、アナグマ、タヌキなどによる被害であります。米の苗を植えれば鹿が入ってついでに、稲穂がつけばイノシシが食い荒らし、木を植えれば鹿やウサギが新芽を食べ、再造林の妨げとなっております。

そこで重要となっているのが、猟友会の皆さんによる有害駆除であります。県内の中山間地

域において、鳥獣被害対策の重要な役割を担っている猟友会の取組状況について、環境森林部長にお伺いします。

**○環境森林部長（殿所大明君）** 本県の中山間地域では、野生鳥獣による農林作物の被害が依然として深刻な状況であるとともに、鳥獣の捕獲を担う狩猟者の減少・高齢化が進行しております。

このような中、猟友会では、狩猟免許取得希望者に対する講習会、狩猟事故防止や捕獲技術向上のための研修会を開催し、狩猟者の確保・育成、狩猟の適正化に努めていただいております。

また、野生鳥獣により被害を受けた農林家から依頼を受けて行う有害鳥獣捕獲について、各地域の猟友会員は、捕獲班として参加し、被害の軽減に貢献されております。

このような猟友会の取組は大変重要でありますので、県としましては、引き続き市町村と連携して支援してまいります。

**○佐藤雅洋議員** 猟友会の重要性については御理解いただいております。本当にありがとうございます。

そのような中、先月、長野県で起きた猟銃を使用した事件は、まだ皆さんの記憶に新しいところだと思います。また、岐阜県の陸上自衛隊で起きた——こちらは猟銃ではなく自動小銃ではありますが——同じく銃が使われた痛ましい事件。これらを受け、猟銃の規制が強化されるのではないかと、ただでさえ数少ない許可者及び猟友会などの関係者から心配する声が届いております。今後の規制強化について、県警本部長にお伺いいたします。

**○警察本部長（山本将之君）** 今回の痛ましい事件を受けまして、銃砲刀剣類所持等取締法に

基づく規制の在り方につきましては、今後、国において議論もされ得るものと思いますが、法律にのっとり適法・適正に活動されている猟友会の活動が制限されるという情報には、現時点、接しておりません。

県警察といたしましては、今回の事案等も踏まえまして、猟友会と緊密に連携するなどして、猟銃の適正な取扱い及び保管管理の徹底について、猟銃許可者に対する指導を行ってまいります。

**○佐藤雅洋議員** 猟友会などの活動が制限される情報は、現時点ではないということで、安心いたしました。

続いて、林業行政について質問します。

伐期を迎えた山林を売買するに当たり、必ず購入者が確認するのは境界であります。その境界を誤った場合、間違った場合は、誤伐や盗伐事件へと発展したりします。そのためにも、境界確認などが正確かつ迅速にできることが求められます。

特に、私の地元、県北では、大分県や熊本県と接していることから、他県の境界確認方法との差異が見受けられます。その点は統一の必要性があるのではないのでしょうか。

そこで、県内の林地における境界確認などの際に、参考となる森林簿や森林計画図の交付方法について、環境森林部長に伺います。

**○環境森林部長（殿所大明君）** 森林簿や森林計画図は、県が策定する地域森林計画の基礎資料として整備しており、森林所有者等が林業経営などで必要とされる場合は、申請に基づき、閲覧・交付を行っております。

交付等に当たりましては、個人情報保護の観点から、申請者が森林簿上の所有者と同一である場合などを除き、所有者名などの個人情報は

原則非開示としております。

しかしながら、森林施業の集約化などを目的とした森林経営計画の作成や変更に用いるため、森林組合など認定林業事業者から申請があった場合は、目的外利用や他者への提供の禁止等の条件を付した上で、個人情報を含めて開示することとしております。

**○佐藤雅洋議員** 先日、このような相談を目にしました。「私は地元の母名義の山林を相続しましたが、今後も地元に戻る予定はなく、また買手も見つからず、よいアドバイスはないでしょうか」という相談でありました。私が地元の森林組合長をしておりました頃は、このような相談にも対応してまいりました。この相談者は、森林組合などの団体の存在を知らなかったのではないかと思います。

また、そのような人のために、国は本年4月から相続土地国庫帰属制度なるものを設けたようであります。今後、森林資源の適切な経営管理のため、相続土地国庫帰属制度を含めた県の対応が必要だと思っておりますが、県の考えを環境森林部長に伺います。

**○環境森林部長（殿所大明君）** 相続土地国庫帰属制度は、相続に伴い、山林等の土地の所有権を手放したい所有者が法務局に申請を行い、一定の要件を満たした場合に、所有権を国に移転し、国庫に帰属できる制度として、今年4月から運用が開始されております。

また、林業経営意欲が低い森林所有者に代わって、市町村が森林組合等の林業経営体と連携し、経営管理を受託する森林経営管理制度などもあります。

県としましては、このような制度を活用して、持続可能な林業の確立に向け、森林資源の適切な経営管理を推進してまいります。

○佐藤雅洋議員 国だけでなく、県独自の制度などの対応も、今後、御検討をお願いいたします。

「新緑がまぶしく輝く山々に、丸太を集める重機の音と、鳥の鳴き声だけが響き渡る。この時期の山が一番きれいで好きなんです」、これは5月4日、みどりの日に宮崎日日新聞の1面にあった、東京でのサラリーマンから地元へUターンをし、林業に転職した若者の言葉でした。

県内では、今、民有杉人工林の8割が伐採期となり、今後、伐採と再生林を進めなければ、次の世代に資源をつないでいくことができません。そこで重要なのが人材です。ありがたいことに、本県の林業就業者は200名近く増加していると伺っております。また、その中で、若い世代の方々も増えているように感じています。

そこで、林業に従事する若い世代の育成状況と、新規就業者に占めるその割合について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長(殿所大明君) 林業に従事する若い世代の育成につきましては、「みやざき林業大学校長課程」において、県内外からの若い入講者を対象に、林業の基礎から現場技術などを学ぶ研修を行っており、入講希望者も多いことから、今年度、定員を15名から24名に増やしたところであります。

また、林業事業体では、国の「緑の雇用」事業を活用し、新規就業者に対してOJT研修等を行い、現場作業に必要な知識・技能を段階的に習得させる取組も実施されております。

これらの取組により、新規就業者数は、令和元年度から3年度までの直近3年間では、150人から200人程度で推移しており、このうち、39歳未満の若い世代が占める割合は、約6割となっ

ております。

○佐藤雅洋議員 ここまで若者を含めて林業従事者増加に御尽力いただいているわけですが、林業には危険も伴っております。先日も、私の40年来の友人が帰宅しないとのことで、家族が大分県佐伯市の現場に探しに行ったところ、木に挟まれた状態で、半日助けを待っていた状態であったようです。残念ながら、発見より3時間後に亡くなりました。家族や子供を残しての無念の死だったと思います。私も非常に悲しい葬儀での再会でありました。

労働災害の発生率は、全産業平均が2.7に対し、林業は24.7と最も高い発生率となっております。若者に限らず、山を守る者を送り出す家族たちも安心できるよう、ただ育てるだけでなく、林業労働災害の防止に向けた県の取組について、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長(殿所大明君) 林業労働災害を防止するためには、林業に携わる一人一人が高い意識を持ち、安全作業の徹底と、労働災害発生時の迅速かつ的確な対応が重要であります。

このため県では、林業関係者が一堂に会する林業労働災害防止大会での啓発や、労働安全衛生指導員による巡回指導、携帯電話の電波が届かない森林内でも緊急通報が可能となる新たな通信技術の活用検証などを実施しております。

また、今年1月に、県内で初めて、西臼杵管内において、防災救急ヘリによる空中救助など、林業作業中の事故を想定したレスキュー訓練を実施し、約180名の参加があったところであります。

今後とも、関係機関と連携して、労働災害の防止に努めてまいります。

○佐藤雅洋議員 ウッドショックなどに伴い木

材価格が大きく変化する中、木材の動きにも大きな変化が現れていることは、私も認識しております。

円安を契機に、原木及び製材品など木材輸出が活発化してきていると考えられ、私が調べたところ、県内4港で木材を取り扱っているようであり、各港が平等かつ適正に使われているのかと疑問の声はありますが、まずは、細島港、宮崎港、油津港、福島港を利用した木材の取扱量について、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長(原口耕治君)** 本県では、県内の4港で木材の取扱いの実績があり、令和4年の港湾統計速報値では、細島港で約31万3,000トン、宮崎港で約3万2,000トン、油津港で約3万9,000トン、福島港で約2万5,000トン、4港合計で約40万9,000トンの取扱量となっております。

また、過去最大となった令和3年の取扱量は約44万5,000トンであり、木材価格が上昇し始める前の令和2年の取扱量、約33万4,000トンの約1.3倍の規模となっております。

**○佐藤雅洋議員** 宮崎県の森林は世界に誇れる資源であります。これを守る林業関係者の力を結集し、一丸となって進むことは、宮崎県の将来にとって大変重要なことでもあります。

続いて、農業行政について質問します。

中山間地域の経済を支える産業の中でも、特に畜産業は、農業生産額の中でも6割以上を占める産業ではありますが、ここにきて子牛価格が急落しています。あわせて、農家では、飼料代、燃料代が高騰していることで、経営を圧迫しているのが現状です。

その中でも、国や県の補助事業を受け、設備投資し、一気に増頭した農家あるいは意気込みを持った後継者たちが、価格急落で大変な窮状

を訴えています。

この問題は、自民党会派としても国への意見書提出を協議中ではありますが、この子牛価格急落の原因を県としてどのように分析し、どのような対策を講じていくのか、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長(久保昌広君)** 子牛価格の急落は、配合飼料価格などが高騰する中で肥育農家の経営が圧迫されているため、子牛の導入を抑えていることが大きな要因であると考えられております。

このため、県といたしましては、昨年度に引き続き、配合飼料価格安定制度の生産者積立金の一部の支援や、みやぎきの新たな肉用牛肥育体系確立事業として、肥育農家の経営の安定化に向けた取組を支援する事業を今議会で行っているところです。

また、畜産経営魅力アップ事業により、宮崎県畜産協会等を通じて、繁殖農家の生産性向上や経営改善に向けた経営コンサルを関係機関一体となって取り組んでまいります。

**○佐藤雅洋議員** 多頭飼育の状況も大変ですが、畜産農家の中でも多くの割合を占める小頭数飼いの農家も、担い手不足、畜産の先行きの不透明さ、飼料価格の高騰、体力・気力の限界を感じ、畜産経営を諦めようとしており、このままでは、中山間地域の持続的な農畜産業は衰退していくと考えます。寄り添った経営指導、そして支援、相談による担い手の育成に加え、中山間地域ならではの立地条件に応じた対策が必要と考えます。

そこで、中山間地域における肉用牛繁殖経営を維持するため、県はどのような支援を講じていくのか、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長(久保昌広君)** 中山間地域に

おける肉用牛繁殖経営は、担い手不足や高齢化が特に深刻な課題となっております。

このため、国の事業を活用した放牧による省力化の取組や、JAが育成牛を預かって飼育する分業化の取組などが進められております。

また、今議会をお願いしております山間地域農業持続化モデル構築事業により、畜産分野も含め、山間地域の農業について、多様な担い手の確保や牛舎等の敷地造成の支援などに取り組むこととしております。

このような取組を通じて、全国和牛能力共進会でも大いに活躍された西臼杵地域をはじめ、中山間地域における肉用牛生産基盤の維持・強化が図られるよう、しっかりと支援してまいります。

**○佐藤雅洋議員** ありがとうございます。このような状況の中でも、意欲的な肉用牛の改良は大変重要と考えます。

さきの全国和牛能力共進会では、4大会連続での内閣総理大臣賞を受賞し、おいしさ日本一の宮崎牛のお墨つきをいただいた宮崎チームですから、次の目標に向かってもしっかり取り組んでいくべきです。

第13回全国和牛能力共進会北海道大会に向けた宮崎県独自の対策について、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 前回の鹿児島大会では、本県は、4大会連続で内閣総理大臣賞を獲得するなど、大きな成果を上げることができましたが、鹿児島県はもとより、今回の開催地である北海道をはじめ、各県の出品牛のレベルは確実に上がってきており、次回大会に向けて本県のレベルをさらに向上させる必要があります。

このため県では、今議会をお願いしておりま

す第13回全国和牛能力共進会保留対策事業におきまして、体型などが優れた出品候補牛の母牛を品評会で選定し、奨励金を交付して地域内に保留する取組を初めて行うこととしております。この取組により、数多くの優良な出品候補牛を確保することを目指してまいります。

**○佐藤雅洋議員** 畜産は宮崎県の農業を支える屋台骨であります。常に先手先手で問題解決を図っていただくよう要望いたします。

続いて、地域経済の活性化について質問します。

アフターコロナへと進む中、物価・燃油・原材料高騰、人手不足など、新たな問題が収益の落ち込んだ中小・零細企業を苦しめているようです。

コロナ禍で収益の落ち込んだ企業を対象に導入された融資の返済が本格化する中、仕方なく諦め倒産を選んでしまう会社が全国的に増えていると聞きます。物価・燃油・原材料高騰、人手不足など、新たな問題を抱え、業績が上向かず、それどころか収益の落ち込んだ中小・零細企業を救うには、多少の返済に対するリハビリ期間が必要と考えます。

そこで、これまでの融資実績と返済の状況について、商工観光労働部長に伺います。

**○商工観光労働部長（丸山裕太郎君）** 県において令和2年3月から令和3年3月に実施した新型コロナ関連の融資実績は、1万2,711件、約1,811億円であり、このうち約8割の事業者において元金返済が始まっております。

また、返済が困難となった約1割の事業者に対しましては、国及び県からの要請に基づき、金融機関や県信用保証協会において、据置期間の延長などの柔軟な対応に応じていただいているところであります。

○佐藤雅洋議員 あわせて、昨今の物価高騰により、小規模事業者などはさらに厳しい経営環境となり、金融面、経営面のきめ細かな支援が必要だと思いますが、どのような対策を講じているのか、商工観光労働部長に伺います。

○商工観光労働部長（丸山裕太郎君） 昨今の物価高も加わり、中小企業者は、仕入価格の高騰や人手不足など、複合的課題に直面しているものと認識しております。

このため、昨年度、県独自の物価高関連融資を実施するとともに、今年1月には、コロナ関連融資の借換えや、物価高対策として必要となる資金等を対象とした県融資制度を創設したところであります。

特に小規模事業者につきましては、商工団体の伴走支援により行う新事業の展開や販路開拓に要する経費を補助しております。

また、今議会において、中小企業者へのフォローアップ体制の強化を図るため、経営指導員等の実践的研修に係る補正予算もお願いしているところであります。

今後とも、商工団体等と連携し、事業者の実情に寄り添った丁寧な支援に努めてまいります。

○佐藤雅洋議員 引き続き丁寧な支援をよろしくお願いいたします。

続いて、県土行政について質問いたします。

先週15日木曜日、高千穂町河内地区でありました県道竹田五ヶ瀬線の改良促進期成同盟会の総会に出席してまいりました。農繁期にもかかわらず、多くの人が半日をかけ現場を踏査し、工事の進捗状況などを確認され、地元の西臼杵支庁の支庁長をはじめ、幹部の皆様と意見交換を行いました。そこで地元の方々のこの道路に期待する熱い思いを改めて感じたところであり

ます。県当局の御努力に対しても、地元の方々共々感謝をしております。

そこで、地域間交流や産業活動などを支える重要な路線である県道竹田五ヶ瀬線の波帰之瀬工区の進捗状況について、県土整備部長に伺います。

○県土整備部長（原口耕治君） 県道竹田五ヶ瀬線は、防災上の観点はもとより、現在、整備が進められている九州中央自動車道と阿蘇圏域を結ぶ広域的な観光周遊ルートを形成する上でも、大変重要な路線であります。

波帰之瀬工区につきましては、平成26年度から高千穂・五ヶ瀬両町を結ぶ約1キロのバイパス整備に着手し、現在、五ヶ瀬川に架かる約410メートルの橋梁工事を進めております。

高千穂町側につきましては、橋梁下部工事が昨年度までに完了したところであり、五ヶ瀬町側につきましては、引き続き、今月から橋脚工事に着手することとしております。

県としましては、今後とも、必要な予算確保に努め、早期整備に向け、取り組んでまいります。

○佐藤雅洋議員 早期整備を期待しております。

昨年の台風第14号では、我が県北は大きな被害を受けました。これは皆さん御承知のとおりであります。地元、日之影町の旧役場周辺は、国土強靱化対策のおかげで、平成17年の台風第14号と同程度の雨量ながら、大きな浸水被害から逃れることができました。本当にこの事業のおかげであります。

そこで、防災・減災、国土強靱化対策について、本県におけるこれまでの取組状況や具体的な効果、今後の取組を、県土整備部長に伺います。



○**県土整備部長（原口耕治君）** 国土強靱化対策につきましては、高速道路のミッシングリンク解消や流域治水対策、国道218号をはじめとする橋梁の老朽化対策など、様々な取組を進めております。

このうち、日之影町中心部の五ヶ瀬川では、護岸かさ上げや河川掘削を行った結果、平成17年の台風第14号では111戸あった浸水被害が、令和4年の台風第14号では3戸まで減少するなど、一定の効果があったと考えております。

しかしながら、昨年の台風は、県内各地に甚大な被害をもたらしたところであり、継続的・安定的に国土強靱化対策の取組を進めることが大変重要であります。

今後とも必要な予算の確保に努め、県土の強靱化にしっかり取り組んでまいります。

○**佐藤雅洋議員** 先週12日月曜日には、自由民主党国土強靱化推進本部長である二階俊博元自民党幹事長に会ってきました。

その元幹事長である二階さんから、「国土強靱化とは、災害が起こらないようにすることであり、攻めていくことが大事。先攻、後攻でいえば先攻めであり、先に攻めて国土を強靱化することだ。そして、災害復旧は後攻めであり、二度と災害が起こらないようにすることである」と言われました。帰る間際には、「政治は本気で、そして死ぬ気でやりなさい。政治家は覚悟が大事だよ」とのお言葉をいただきました。

攻めるためには、基本となるものが 필요합니다。今、骨材を必要とする業者の間では、骨材となる砂などが不足しているとの声が上がっており、せつかく川の掘削やしゅんせつで上げた砂利などを有効利用できるのではないかと、の要望が私のところに上がってきておりま

す。

そこで、河川の掘削土砂を民間の砂利採取業者に骨材として有効利用させることはできないか、県土整備部長に伺います。

○**県土整備部長（原口耕治君）** 県では、平成30年度から、国土強靱化対策等の予算を活用し、県内全域で河川掘削工事に取り組んでおります。

掘削した土砂につきましては、基本的には公共工事で利用することとしておりますが、有効利用の一つとして、県が掘削した土砂を公募により選定された砂利採取業者に骨材として利用してもらう取組を行っており、近年では、北川や一ツ瀬川などで実施しているところであります。

今後とも、河川の適切な維持管理を図るとともに、この取組を実施する河川の拡大も視野に入れながら、河川掘削土砂の有効利用に努めてまいります。

○**佐藤雅洋議員** さらに掘削土砂の有効利用を進めるよう要望いたします。

続いて、県内道路の充実について質問します。

道の駅は、制度創設から30年たち、全国で約1,200駅となっています。皆さんも、県内津々浦々、観光などで回る際に、この存在に大変助けられているのではないのでしょうか。

駅をのぞけば、地域の特産品が生産者の氏名や顔が分かる表示で並んでおり、地域の活性化にも一役買っていることは過言ではありません。道の駅から売り出された御当地商品で地域貢献の話も伺います。道の駅を元気に稼ぐ地域経営の拠点として力を高めるとともに、新たな魅力を持つ地域づくりに貢献することを期待いたします。

そこで、県内各地、特に県北地域の道の駅の状況について、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（原口耕治君）** 道の駅につきましては、安全で快適な道路交通環境の形成や地域振興を目的に市町村等が設置する施設であり、県内全域に18駅が設置され、そのうち、県北地域には7駅が設置されております。

県北地域の道の駅では、高速道路の整備に伴い、他県からの利用者も増える中、「道の駅青雲橋」のリニューアルや「道の駅北川はゆま」の駐車場増設などの施設整備が行われ、大変にぎわっているところであります。

道の駅は、休憩施設としてはもとより、地域特産品の販売やイベントの開催など、地域振興の場としても大いに活用されていることから、県としましては、引き続き市町村等と連携し、道路利用者のさらなる利便性の向上に努めてまいります。

**○佐藤雅洋議員** 運転する上で、道の駅などの休憩ポイントは大変重要であります。現在、私は、日之影町から県庁までの約130キロを、休憩を挟み2時間10分ほどで通っております。大阪一名古屋間と同じくらいの所要時間です。大阪一名古屋間のパーキング及びサービスエリアなどは、私が数えただけでも8つあります。しかし、宮崎はどうでしょう。川南パーキングエリアだけです。

居眠り運転防止のために休憩を促すも、その場所がありません。おまけにほとんどが片側一車線です。片や片側2車線以上、休憩ポイントが8か所、比べて、ほぼ片側一車線の休憩ポイント1か所、同じ高速道路としても、この違いは何でしょうか。

そこで、約65キロにわたって休憩施設が設置されていない東九州自動車道の北川はゆまから

川南パーキングエリアまでの休憩施設の充実について、どのように考えているのか、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（原口耕治君）** 高速道路の休憩施設の充実を図ることは、長時間運転による交通事故防止や道路の利便性向上の観点から、重要な課題であると認識しております。

このため県では、地域からの要望もあり、これまでも西日本高速道路株式会社などに対して、休憩施設の充実を訴えているところであります。

また、高速道路外の休憩施設等の活用を図るため、高速道路からの一時退出を可能とする社会実験が全国的に実施されており、本県でもえびのインターチェンジで行われております。

県としましては、これらの状況を注視するとともに、県外の動向や事例等を情報収集し、その結果を地元関係者と共有しながら、より一層の安全性・利便性の向上が図られるよう、西日本高速道路株式会社などに対し、引き続き要望してまいります。

**○佐藤雅洋議員** 大事故が起きる前にお願いいたします。

続いて、物流対策について質問します。

農業生産県である宮崎県の魅力を全国へ届ける物流、その大半をトラック輸送に頼らざるを得ないのが現状です。

前回の私の質問では、一ツ葉有料道路のトラックに対しての助成の要望をしましたが、2分の1とはいえ、補助事業として今議会に提案されていることは感謝であります。ありがとうございます。

しかし、その輸送業界では、現在、高齢化・低賃金等による人手不足が課題となっております。それに拍車をかけるように、トラック運転

手の時間外労働を年間960時間とする規制が2024年4月に適用となるため、トラック業界では頭を抱えています。

物流の2024年問題と言われるこの課題、変わらずに宮崎の魅力を届け続けるために必要不可欠なトラック輸送において、運転手の人手不足による輸送力の低下が懸念されていますが、県としてどのような対策を講じているのか、総合政策部長に伺います。

**○総合政策部長（重黒木 清君）** 物流は県民生活を支える社会インフラであり、物流の2024年問題への対応は、重要な課題と認識しております。

このため県では、知事をトップとする交通・物流対策推進本部におきまして、全庁的な体制でこの問題を共有し、輸送効率を高める取組を行っているほか、トラック協会や荷主、運輸事業者等との意見交換会を開催するなど、現状把握や情報共有に努めております。

また、今議会では、2024年問題に向けた対策として、トラック事業者に対する一ツ葉有料道路や高速道路の利用料の助成、長距離フェリー、鉄道へのモーダルシフト推進などに関する補正予算をお願いしております。

県といたしましては、引き続き関係団体とも連携し、この問題にしっかりと取り組んでまいります。

**○佐藤雅洋議員** 有料道路、フェリー、トラック事業者、この3つに宮崎県の物流の生き残りがかかっていると私は考えます。

最後に、とても重要な教育行政について質問いたします。

中山間地における県立学校の役割というものは大変大きなものがあります。地元では、西臼杵3町を挙げて高千穂高校魅力向上推進委員会

なるものを立ち上げ、力強く支援をしております。地域住民も行政も先生も生徒も、みんなで高千穂高校を盛り上げています。

その高千穂高校と同じ敷地内に設置されております高千穂高校と延岡しろやま支援学校高千穂校との共生社会に直結する取組は、非常に先進的であると認識していますが、その取組の現状と成果について、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 高千穂高校と延岡しろやま支援学校高千穂校では、地域の協力を得ながら、創設以来、高校生と高等部の生徒が日常的に交流を重ねております。年間を通して様々な行事や学習を共同で行うことで、生徒同士の理解が深まり、共に学ぶことが当たり前という自然な交流が続いております。

延岡しろやま支援学校高千穂校では、令和元年度から取り組んできた研究を生かし、共に学ぶ時間を教育課程に位置づけて、可能な限り高校生とともに学ぶ「共生コース」を今年度より開設いたしました。この高千穂地域での先進的な取組は、今議会に新たに設置をお願いしております高等特別支援学校にも生かすこととしております。

教育委員会といたしましては、今後とも共生社会の実現に向けた取組をしっかりと進めてまいります。

**○佐藤雅洋議員** 教育長、ありがとうございました。人材育成こそが宮崎県の命綱だと私は考えます。引き続き教育問題を最重要視し、議論を進めてまいりたいと思います。

これもちまして、私の質問は全て終わります。丁寧にお答えいただき、ありがとうございました。終わります。（拍手）

**○日高博之副議長** 以上で午前の質問は終わり

ました。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時52分休憩

---

午後1時0分再開

○濱砂 守議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、岩切達哉議員。

○岩切達哉議員〔登壇〕(拍手) 県民連合立憲の岩切達哉であります。おかげさまで3期目を迎えました。同期の議員は副議長になったり議会運営委員長になったりと出世するんですけども、しっかり追いつこうと努力してまいりたいと思います。

それでは、通告に従い質問をさせていただきますと思います。

誠実という言葉があります。真面目に偽りなくなどの意味がある言葉だと辞書にあります。地方自治法がこの春改正され、地方議会の設置を定めた第89条に、第3項として「議会の議員は、住民の負託を受け、誠実にその職務を行わなければならない」と新設されました。このことを考えていたところです。

春の選挙で御支持いただいた、その重さを理解するため、友人と様々議論していました。友人からは「議員は県民104万人のことを考えよ」と言われました。104万人は、ここにいる議員一人一人、1人当たり2万6,600人ほどになります。これは、50人乗り観光バスに乗っていただくには533台必要な人数です。

県立劇場の一番大きなアイザックスターンホールは1,818人で満員とのことですので、14回満員になって、なお1,000人ほどいらっしゃる数であります。それほどの数の県民の生活を一人一人の議員が背負われておると考察を

いたしました。

本当に多くの皆さんの思いをしょって、ここに立たせていただいた。誠実に職務を行うということ、そのことについて認識を深めているところでございます。

様々お考えがあるところと思いますが、本6月議会の初日に議長から報告事項がありましたが、会派としては意見を申し入れさせていただきました。

私たち議員は、県内各地の県民の暮らしをつまびらかにして、議会においてますます議論を活発にし、県政に反映させるべく努めていくことが大事であるという立場で頑張ってまいりたいと考えているところであります。

それでは質問に移ります。これまでの質問と重複する部分もありますが、御容赦いただきたいと思います。

こども家庭庁が本年4月に発足しました。知事にこのことについての所見を伺いたと思います。

我が国では、児童虐待が20万件を超え、年に50人の虐待死が発生しています。また、昨年は514人の小・中・高校生が自ら死を選ぶという現実がございました。

生まれる子供の数が少なくなっていることも大きな問題で、産み育てる側の経済的・肉体的・精神的大変さを支える必要があります。その上で、子供たちが今生きている環境にもっと目を向けてほしいと思うところです。

このたび、こども基本法の施行と、こども家庭庁の発足が本年4月にありました。県として、これからの子供政策をどのようにお考えになれるか、こども家庭庁の発足に当たっての知事の所感を伺います。

次いで、子供の貧困について、2012年に相対

的貧困率16.3%ということで、7人に1人が貧困だというデータが発表され、子供の貧困が社会テーマになりました。今なお夏休みに瘦せる子供の存在や、命や健康を支えている個人や団体の活動が必要となっています。

あのときから10年を経過した今、子供の貧困に対する知事の認識について伺います。

以上を壇上の質問とし、以下の質問は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

まず、こども家庭庁発足についてであります。

少子化の進行や人口減少に歯止めがかからず、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、子供を取り巻く状況は深刻かつ複雑化しております。コロナ禍がそうした状況に拍車をかけており、私も強い危機感を持っております。

こども家庭庁には、子供に関する政策や取組の司令塔として、就学前の子供の育ちの保障や、全ての子供の居場所づくりなど、「こどもまんなか社会」の実現に向けた施策が展開されるものと期待しているところであります。

本県におきましては、平成20年度にこども政策局を立ち上げ、幼児教育と保育の一体的支援に取り組んできたほか、少子化対策やヤングケアラーの支援など、喫緊の課題にも重点的に取り組んでいるところであります。

未来を築いていくのは子供たちであります。引き続き、こども家庭庁をはじめ市町村や関係団体等とも十分に連携しながら、さらなる施策の充実を図ってまいります。

次に、子供の貧困対策についてであります。

子供たちが生まれ育った環境に左右されるこ

となく、夢や希望を持って将来に進んでいくためにも、子供の貧困対策は喫緊かつ重要な課題と認識しております。現在、子どもの貧困対策推進計画に基づき、各部局連携の下、各種の施策に取り組んでおります。

昨年度、コロナ禍の長期化や物価高騰が貧困家庭の子供に与える影響が懸念されたため、中学2年生とその保護者を対象に「子どもの貧困緊急実態調査」を行ったところ、収入の水準が低い世帯やひとり親世帯では、生活状況がさらに厳しくなっている可能性があるとの結果となりまして、強い危機感を抱いたところであります。

このため、これまでの取組に加え、本年度から、子ども食堂や学習支援など、子供の貧困対策に取り組む民間団体の活動を支援し、対策を強化しております。

今後とも、貧困の連鎖を断ち切るため、市町村や関係団体等と一層の連携を図りながら、子供の貧困対策を推進してまいります。以上であります。 [降壇]

○岩切達哉議員 子供の貧困について、こども政策局を設けたというような話の中には、子供の貧困問題は別の課が担当するという若干の矛盾を私はずっと感じております。改めて、子供という視点で、これからの社会はどのような対策をしなければならないのか、県の内部でも御議論いただきたい課題だと思っておりますし、貧困に関して、支援する側に、今、県も一生懸命応援いただくようになりました。これは前進である一方で、こういう支援する側に公が応援しないと解決しないという実情、その根本が課題だとも思いますので、一緒に考えていけたらと思うところであります。

こども家庭庁発足に対する所感でございます

けれども、1990年に合計特殊出生率1.57という発表を受けて、国が、エンゼルプランの策定、少子化対策推進基本方針など対策を講じて以来、30年たっております。しかしながら、現状はこのような状況であります。

先日の総理発表の少子化対策も、12年前の悪夢と表現される民主党政権下においての子ども手当と同様の内容、これを継続していればとも思うところでもあります。様々な思いがあるところではありますが、一つの課題に絞って県としてのお考えを伺います。

保育士配置基準についてであります。

保育所は、未就学の児童が日中、その全てを委ねる場所であります。世界の他の先進国に比較して、特に4～5歳児は、子供30人につき保育士1人と先進国最低の配置基準で、1948年に定められてから75年余、変わっておりません。OECD平均では18人、アメリカのニューヨーク州では9人、フランス、ドイツでは13人とかあります。

このような中で、県として保育士配置増に向けた市町村への支援はなされているのでしょうか、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 子供の健やかな育ちを支える保育士の負担軽減を図ることは重要であると考えております。このため保育施設が配置基準を上回って保育士を配置した場合など、国の制度を利用した加算措置に対する市町村への支援を行っておりますが、県独自の支援は行っておりません。

現在、国においては、次元の異なる少子化対策として、1歳児は保育士1人が保育できる幼児の人数を6人から5人へ、同じく4歳児、5歳児は30人から25人へと、保育士配置の基準を改善する検討が進められているところであり、

県としましては、こうした動向を注視するとともに、引き続き、国に対して配置基準の改善を要望してまいります。

**○岩切達哉議員** 県独自のものは無いということ、そして、国では今、定数減を目指しているらっしゃるという議論があると。

保育所待機児童という問題が過去にありました。保育所待機児童の対策として、定員を超えて受け入れていいことになりまして、定員の弾力化が平成10年以降、行われております。これは逆に、保育士の負担を横に定員超過を肯定し、ますます疲弊させて、今日の保育士不足の原因となった施策と言われるところもあります。

これは、定員超過が続けば当然、定員そのものを引き上げるなどの対応が必要と思いますが、この間、そのようなことについての見過ごしはないかお尋ねしたいと思います。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 定員の弾力化により、保育施設は、年度当初がおおむね認可定員の15%増まで、年度途中では同じく25%増までの受入れが認められております。

この制度を利用する場合でも、保育施設は、受け入れる児童数の増加に応じて保育士を増員するなど、配置基準等に基づき対応しなければならないとされています。

県では、監査等を通じまして、職員が適切に配置されているか確認しており、引き続き現状把握に努めますとともに、認可定員と実態に恒常的に乖離がある場合には、適切な定員設定を行うよう指導助言を行ってまいります。

**○岩切達哉議員** 定員超過に対して、職員がきちっと配置されなければならないという立場で仕事をしてこられたということでございました。

続いて、うつ伏せ寝をさせたことによる乳児の事故が報道されております。このよううつ伏せ寝の実態把握はいかがされているのでしょうか、そこを伺います。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 乳児の睡眠につきましては、医学的な理由で医師からうつ伏せ寝を勧められている場合を除き、あおむけに寝かせること、乳児の顔色や呼吸をきめ細かく観察することなどが重要とされております。

このため県では、保育施設に対し、見落としがちなリスクや注意すべきポイントなど、職員の安全教育を徹底するよう通知を行い、注意喚起を図っております。

また、定期的に行っている指導監査においては、乳児の寝かせ方をはじめ、職員配置体制や安全対策等について、状況の確認を行っているところであります。

安心して子供を預けられる環境整備は大変重要でありますので、引き続き、市町村と連携しながら、安全管理の徹底を図ってまいります。

**○岩切達哉議員** 保育所問題は、国の問題、市町村の問題というふうには割り切れない問題でございまして、国の基準そのものに課題があって今日に至っていると思います。

昨今、保育士が子供をたたかとか汚い言葉かけをすとかで、不適切保育という状況が問題となっておりますけれども、これはどちらかというと、現場で頑張っている保育士さんにとっては不名誉なことでございます。置かれている状況がそういう状況を生み出したと理解する必要があると思うんですけれども、現状についての福祉保健部長の所見を伺いたいと思います。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 保育所等は、子供の安全・安心が最も守られるべき場所であり、子供の心身に悪影響を与えるような不適切

保育は決してあってはならないものであります。

このため県では、今年5月にこども家庭庁が作成した「保育所等における虐待等の防止に関するガイドライン」について、保育施設への周知徹底を図るとともに、子供の人権尊重や不適切保育に関する研修にも重点的に取り組むなど、保育従事者の資質向上にも力を入れております。

次代の社会を担う全ての子供がひとしく健やかに成長することができるよう、引き続き国や市町村と連携しながら、子ども・子育て支援に取り組んでまいります。

**○岩切達哉議員** ありがとうございます。県のリーダーとして、よろしくお願ひしたいと思います。県独自でできることもやっていくし、また国にもしっかりと要望を伝えていただきたい。ぜひ御尽力いただきたいと思います。

関連する子供の問題で、社会的養護について伺いたいと思います。

この春の児童福祉法改正に関連して、社会的養護児童のうち、18歳を超える、いわゆる年齢超過児童への対応は、進学状況にかかわらず、自立の援助が必要であれば対応しましょうとなりましたけれども、どのようなケースを想定し、その際に、既に成人である対象者を支援する人材の確保やその方法についてはいかがお考えでしょうか、福祉保健部長に伺います。

**○福祉保健部長（川北正文君）** 児童養護施設退所者等である社会的養護経験者は、22歳までは生活指導や就業支援等の援助を行う自立援助ホームを利用できますが、令和6年4月からは、22歳を超えても利用できることとなります。具体的な支援対象者としましては、就学や就労をしたものの、精神的な不調等により自立

が見込めない方などを想定しております。

また、社会的養護経験者が、相互交流や情報交換、相談・助言等を受けることのできる社会的養護自立支援拠点を新たに設置するため、県において整備費を補助することとしており、自立援助ホームや出身施設、児童相談所の職員等と連携しながら、社会的養護経験者の自立支援に取り組んでまいります。

**○岩切達哉議員** 20数年前、中学を卒業すれば児童養護施設から就職させるという時代もありました。今そうやって二十歳を超えても支援ができるようになって、本当にありがたいと思います。ぜひ充実を図っていただきたいと思います。

話題を変えたいと思います。次に、プール建設用地の部分的売却の件について、知事に伺いたいと思います。

国スポ費用は全体で約600億円を要する一大事業であります。今回、土地売却がその費用の一助になればと思っていたところでもございましたけれども、専門家による査定では、1億8,000万円という鑑定額だったと伺っております。この金額であれば、土地の利用については、貸付けが最適ではないかと私は考えるところです。

もともと県は、近隣調査で1平方メートル7万5,000円を見積もっておられます。今回の鑑定では4万8,000円弱であります。プールや周辺の民間施設のありようも、30年、40年経過すれば変わるでしょうし、この土地を売却すれば、その部分について一体的に見直す機会は失います。これからも一体的に運営していくためにも、県有の土地を売却することについては、慎重の上、慎重であるべきと考えますが、知事のお考えをお聞かせください。

**○知事（河野俊嗣君）** 御質問の売却地につ

ましては、令和9年に開催の国スポ・障スポ大会において整備する県プール施設及びこれと一体となってにぎわいをつくり出す民間収益施設の余剰地として生じたものであります。

県プール施設や民間収益施設の検討に当たりましては、民間事業者や宮崎市などと十分に対話を行い、必要な面積が決定されたものでありまして、最終的に残地となった御指摘の余剰地は、その位置や規模、形状等から、今後、行政目的での利用見込みはないことから、売却手続を行っているものであります。

価格につきましては、不動産鑑定評価に基づくものでありまして、都市計画上、住宅や商業施設としての利用が制限されることを考えますと、妥当な金額であると認識しておりますが、売却に当たりましては、大会開催時の周辺施設との調和を考慮し、収益施設部分と同様の機能を持たせることを条件づけたプロポーザル方式としたところであります。

この審査に際しましては、県が求める機能を充足しているか慎重に判断し、県プール関連施設と一体となってエリアのにぎわいや交流を創出する施設となるよう十分留意してまいります。

**○岩切達哉議員** そのポイントとなるところが、行政目的での利用見込みがないということ、条件づけて売るんだということで、一部プールの横につくられる収益施設は貸付けでということなんですよね。今回この部分は売ると。

これまでの資料を全部読み返させていただきました。もともとあそこの土地は、北警察署から入りまして、グラウンドがあって、庭球場と野球場があるという形状でございました。この土地に一本の道路を造りまして、プールの敷地



と民間収益敷地を提供して、残りは今回、残地というような表現だったり、余剰地という表現だったりするんですが、これまでの資料は、全部隣地と書いてあります。

私は、これを改めて見て、私たち議員には誤解してきた部分もあるんじゃないかなとちょっと思ったんです。隣の土地だから目に入りにくい、議論しづらいという経過をたどっていたような気がします。そしてまた、色つきの資料になると、そこは緑色で芝生広場と捉えられておったように思います。

改めて確認したいんですけども、これは昨年12月に初めて余剰地として売りますという話になったと理解しておりますけれども、この土地の利用見通しがないという結論で、そういう提案になったんですが、この間のいきさつをもう少し御説明いただければと思います。

**○知事(河野俊嗣君)** 今回の売却地につきましては、県プール関連施設の検討段階では、敷地面積として含まれておりましたが、令和元年度から令和2年度にかけて、県プール施設及びこれと一体となる民間収益施設の規模や機能を検討し、決定する過程において、余剰地となったものであります。

あわせて、当該余剰地につきまして、庁内や宮崎市に活用の意向を調査するなどの手続を踏まえ、検討いたしました。宮崎市からは利用の希望がなく、東側の北警察署の駐車場用地以外には活用が図られないため、昨年、最終的に売却する方針としたものであります。

県議会に対しましては、令和5年度にプロポーザルによる公募を予定しておりましたことから、昨年11月議会の常任委員会において、当該余剰地の売却について報告したところであります。

**○岩切達哉議員** 昨年の11月議会の常任委員会、売りますという話を聞かせていただきました。この隣地と表現された緑色に塗られた場所がどうなっていくかという議論が、それまではどのようになされたか、大変気がかりなところでもあります。

その上で、売却が提案されたこの委員会での議論では、「国スポの際に駐車場不足にならないか」という委員からの質問に、「なる」と部長答弁をされておりました。

また、メディカルゾーンとされる3つの医療施設と2つの飲食施設が建つ場所は、71台分の駐車場となっています。1施設14台、お医者様で14台しか駐車場がなければ繁盛しません。医療施設、飲食施設の性質上、駐車場不足は明らかだと思っております。北警察署から入ってくる車が、あの交差点で渋滞していくということも想像します。

このグラウンド、野球場、庭球場、それぞれに歴史のある場所でございます。もともと県民が親しんだ運動場であります。県総合文化公園や市の公園のように、その一部が広場として、本当にパース図のように芝生広場であれば、親子連れも自然と寄ってくる。そのようなことで、にぎわいづくりができるのではないかと思います。

さらには、今後、特定の施設が建設されるということになれば、その目的に沿う人しか寄ってこない。

いろいろ申し上げておるんですけども、この部分を改めて、最低、国スポ終了まで駐車場として、その後にプールや収益施設の利用状況をよく観察して判断していただいてもいいのではないかと、このように御提案したいと思います。

その際も、他の民間収益事業が定期借地権設定契約で行われることからしても、この部分を売却するのではなくて、この部分も同じような貸付け、例えば先ほど例に出しましたメディカルゾーンは、年879万3,000円でお貸しするという資料がございました。この土地も約1億8,000万ですから、600万でお貸しすれば30年で1億8,000万になる。このほうが適当だと思いますし、30年後、40年後、プールや収益施設やこの場所を含めて、一体的にまた違う考えを取ろうというときに、この部分だけはもう売ってしまっているからどうしようもないんですよということにはならない。

そのようなことを考えると、一度立ち止まって考えたほうがいいんじゃないかなと、このように思いますが、いかがでしょうか。

**○知事（河野俊嗣君）** 今回の売却地につきましては、プール整備後には、プール施設等とは道路で切り離された残地となりまして、その位置や規模、形状等から、国スポ・障スポ大会後においても、行政目的での利用が見込まれません。このため、民間事業者の思い切った創意工夫や提案をまちづくりに生かしたく、プロポーザルによる売却の手続を行っているものであります。

一方で、県プールの収益施設部分の敷地につきましては、一定の規模があることや、宮崎駅周辺施設との連続性などの特性があります。長期的には別の利用の可能性も考えられますので、こちらは定期借地権契約による貸付けとしたところであります。

県としましては、国スポ・障スポ大会時を含め、プール施設等を利用する皆様が不便を感じることをないよう十分留意するとともに、地域一帯がにぎわいや交流を生み出し、駅周辺地域

と一体となって魅力あふれるエリアとなるよう、引き続き宮崎市とも連携・協力しながら、活用を図ってまいります。

**○岩切達哉議員** 球場の解体前の地図を当てはめると、バックネット辺りが残地なんです。それで、2塁から外野部分がプール敷地なんです。ここに道路が一本通るから、一道路から切り離された土地だと、継続性はここではなくするという表現は当たらないんじゃないかなと。

メディカルゾーンがあり、大学が考えられる場所があり、放送局があつて、プールがあつて、その道路一本のこちら側にも広場がある。これは別のもので、関連性はありません、連続性はありませんと説得するには、ちょっと無理があるんじゃないかなと。

昨年の12月に示されたばかりの話であります。ぜひ立ち止まって考えていただくように、改めて、重ねて要望・要求させていただきたいと思っております。

時間の関係がありますので、次の質問に移らせていただきます。被災者生活再建支援について伺いたいと思っております。

昨年の台風第14号は多くの被災者を出しましたけれども、それぞれの皆さんに対する応急救助の状況、その後の生活再建することへの支援の状況についてお聞かせいただきたい。危機管理統括監と福祉保健部長に伺います。

**○危機管理統括監（横山直樹君）** 災害により住宅等に被害を受けた方は、災害救助法に基づき、住宅の応急修理や、生活必需品、学用品の現物給付を受けることができます。

昨年の台風第14号では、都城市と延岡市の被災者に対し、今年3月末現在で住宅の応急修理が118件の約5,031万円、生活必需品の給付が196世帯に約191万円、学用品の給付が延べ31人に

約11万円行われております。

このほか、住宅被害に対しましては、公営住宅の一時提供も行われておりまして、県全体で55世帯123人が入居したところでは、

**○福祉保健部長（川北正文君）** 自然災害で一定以上の住家被害に遭われた世帯に対しては、被災の程度等に応じ、被災者生活再建支援法に基づく支援金や、県・市町村が積み立てた基金による支援金を支給することとなっております。

昨年の台風第14号については、これらの制度に基づき、今年5月末時点で延べ833件、1億541万円余の支給が決定されております。

支援金の申請状況につきましては、窓口となる市町村から、ほとんどの被災世帯は申請済みと伺っておりますが、住宅購入等が条件となる支援金の加算部分については、契約関係書類が必要であり、今後も申請が見込まれますことから、引き続き、円滑、適切な支給を行いながら、被災者の生活再建支援に取り組んでまいります。

**○岩切達哉議員** 災害復旧に尽力されている県の各機関に敬意を表したいと思います。

この際、例えば、県民には住宅保険の加入を促すなど、事前の策をしっかりと普及啓発することも防災に必要な仕事ではないかと考えます。災害頻発化の時代であります。お考えはいかがでしょうか、危機管理統括監にお伺いします。

**○危機管理統括監（横山直樹君）** 県民の災害に対する事前の備えを促すためには、県民一人一人が防災に対する意識を高め、身近なところから防災対策に取り組んでいただくことが大変重要であります。

このため県では、自助として取り組む、耐震

化、早期避難、備蓄の3つの減災行動について、各種広報媒体や防災イベントなどを通じた啓発に取り組んでおります。

また、先月開催した宮崎県防災の日フェアにおいて、内閣府が作成したチラシを配布し、被災された場合の生活再建の一助となる火災保険や地震保険の加入促進を図ったところでは、

今後とも、市町村や関係機関と連携しながら、「自分の命は自分で守る」という自助の意識が県民に浸透するよう、積極的に取り組んでまいります。

**○岩切達哉議員** ありがとうございます。

次に、災害時には、残念なことに、被災した家屋から金品を窃取する、いわゆる火事場泥棒が発生しているという記事を読みました。

大変残念なことなんですけれども、発災後の防犯対策はどのようにされているか、警察本部長に伺います。

**○警察本部長（山本将之君）** 災害時に住民に安心して速やかに避難していただけるよう、警察では、災害避難地域において、発災当初よりパトロール活動を強化するなど、犯罪抑止活動に当たることとしております。

具体的には、パトカー、白バイ等の警察車両が赤色灯を点灯し、被災地域におけるパトロール活動を24時間体制で実施することとしております。

また、避難が長期化した大規模災害においては、女性警察官を中心とする体制を構築して避難所を巡回し、避難された方々から防犯相談を含めた各種相談を受理し、対応することとしております。

**○岩切達哉議員** 日本の国民性とか、いろいろ議論されたこともありますけれども、現実には現実として、防犯にお努めいただきたいと思いま

す。

次の話題でございますが、新田原基地所属の自衛隊機からの部品落下問題について伺います。

この春に新聞記事で知ったところでありませけれども、昨年度下半期、10月から3月に6件発生したとの記事でございました。

この部品落下問題について、新田原基地から県に伝えられた詳細と、今後の防止策はいかなものか、答弁をお願いします。

**○危機管理統括監（横山直樹君）** 新田原基地の航空機の部品落下について、県では、発生日時、場所など、報道発表と同じ情報の提供をいただいております。

今後とも、地元市町で構成される新田原基地周辺協議会と連携しながら、十分な安全対策や、事故発生時における地元への速やかな情報提供と丁寧な説明を求めてまいります。

**○岩切達哉議員** 実際には、細かいことは知らされていないというような理解をしました。ぜひ細かいことを聞いていただいて、安全を守っていただくように、よろしくお願ひしたいと思います。

次は、県の人材確保について幾つか伺いたいと思います。最初に、人事委員会委員長への質問でございます。

近年、県庁の技術職の採用状況について心配しております。土木技師、農業土木技師、林務や農業技師など、各専門職の採用に当たって応募が少ないなどの声を伺います。

このことに関連して、国の人事院では、昨年8月の報告の中で、専門職確保に関して、「民間企業等との人材獲得競争が熾烈になる中で、採用試験申込者数が減少傾向にあり、採用試験の在り方の見直しは喫緊の課題。また、多様な

経験、専門性を有する民間人材の円滑な採用のため、運用面・制度面の課題の解消にスピード感を持って取り組む必要がある」としました。宮崎県人事委員会ではどうされていくのかお伺ひします。

**○人事委員長（佐藤健司君）** 大学卒業程度採用試験における技術系職種の受験者数は、近年、減少傾向にあり、競争倍率は2倍前後で推移しております。

このため、特に人材の確保が厳しい土木、農業土木の2職種については、昨年度、特別枠区分を新設し、合格発表の早期化を図るとともに、今年度からは、技術系職種全体の受験者を確保するため、一般行政特別枠と技術系通常枠の試験を併願できる仕組みを導入したところであります。

今後とも、任命権者との連携を密にしながら、社会情勢の変化に対応した試験制度の見直しを進めるとともに、SNSの活用、対面等による広報活動の一層の強化を通して、県職員として働く魅力をPRし、優秀な技術系人材の確保に取り組んでまいります。

**○岩切達哉議員** 県庁の各所属で1人足りないというだけでも相当に負担がかかりますので、ぜひ御尽力いただきたいと思います。

次いで、獣医師確保の問題であります。

畜産県宮崎を支えるため、獣医師の確保は極めて重要と考えます。まず最初に、実情ですが、獣医師の欠員というものはいかがな状況でしょうか、総務部長に伺ひます。

**○総務部長（渡辺善敬君）** 獣医師の採用に当たっては、昨年度から、受験者のニーズも踏まえ、例年より試験を1か月程度前倒しして実施したところでありますが、採用予定者12名に対して、最終的な採用者は5名であり、採用

予定数を確保できていない状況であります。

**○岩切達哉議員** 12名来てほしいところに5名しか来てくれないということです。7名は、どこかで誰かが無理してカバーしている、そんなことだろうと思います。これは過去からも同じような状況がありました。先ほど申しました、スピード感を持って課題の解消をとということだと思っております。

私は、獣医師の確保を専門とする人の配置、また他県に劣らない労働条件の提示など、この間、繰り返し主張したつもりなんですけれども、スピード感を持った変革をされるお気持ちはないか、総務部長に伺います。

**○総務部長（渡辺善敬君）** 獣医師の確保につきましては、これまでに、修学資金の給付をはじめ、大学訪問等による本県獣医師の魅力アピールや初任給調整手当などの処遇改善、さらには、採用年齢の引上げや県外での試験実施等の試験制度見直しなどに取り組んできております。

今年度は、これらの取組に加えて、SNSを活用し、獣医師の仕事や本県の魅力をアピールするための動画を配信するとともに、学生や獣医師免許を取得している方からの問合せ窓口を設置するなど、さらなる受験者の掘り起こしを図ることとしております。

今後とも、関係部局と連携し、新たな取組や見直しをスピード感を持って進め、必要な獣医師の確保に最大限努めてまいります。

**○岩切達哉議員** 西都に新しい屠畜場ができる話を聞いております。産業として支える県の役割として、県はしっかりと人材を確保する。ぜひ取組をお願いしたいと思います。

同じく、人材確保のために、教員の問題であります。

働き方改革は多くの議員が質問されましたけれども、重ねて伺います。

小中学校、高校では、研究指定校になることがあります。その現場では、授業以外に研究レポート作成など、時間を割かざるを得ない負担があると伺いました。実情と対応について、教育長にお尋ねします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 研究指定制度は、本県の教育力の向上に大きな役割を果たすものであり、現在、文部科学省や県教育委員会による研究指定校は、公立の義務教育諸学校及び県立学校におきまして43校あります。

研究指定校では、授業等の通常業務に加え、研究計画書や報告書の作成、公開授業の準備などの業務が生じます。そのため各学校では、特定の教員に業務が偏らないよう、校長を中心とした研究体制を設け、県教育委員会としましては、報告書の簡素化や指導主事による支援、加配措置による教員の増員などを行っております。

今後とも、教員の負担増とならないよう、研究指定校における働き方改革も踏まえ、支援体制の工夫改善にしっかりと取り組んでまいります。

**○岩切達哉議員** 同様に、教員の業務負担軽減という意味を含めて、給食費の公会計化が、都市で昨年度から、日向市で今年度からスタートいたしました。県として、それ以外の自治体に求めることにより、教員の業務負担軽減を図るべきではないかと考えます。教育長の所見を伺います。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 文部科学省では、教職員の負担軽減等を目的として、令和元年度に「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を作成し、学校給食費の公会計化を促進し

ております。

県教育委員会といたしましては、同年に本ガイドラインを市町村に周知するとともに、公会計化への理解が深まるよう、昨年度からは、参集で市町村担当者会を開催し、導入の実施事例の紹介やその効果等について情報交換も行ってきたところであり、本年度までに2市において公会計化が導入されております。

今後とも、国や県内の動向を注視しながら、市町村への適切な支援に努めてまいります。

**○岩切達哉議員** 担任の先生が、給食費を払うことができない、払にくい家計状況にある保護者とお会いして、いろいろ御相談をされておる。そこにも時間を割かざるを得ないというような話は以前からございます。

一方で、公会計化、公の立場で集金をすることによって先生方の御負担を減らしたり、または給食費そのものを自治体が負担するところも増えました。ぜひそういった方向になっていくといいなと思います。

次に、学校の課題として、PTAの問題であります。

学校においてPTAの存在は有意義であり、子供らのよりよい教育環境を維持するためにも、大事な存在であると思っています。PTA活動がなくなれば、教職員にそのしわ寄せが来る部分もあると思います。

地域とのつながりを感じられるPTAの中で、顔を合わせ、知り合える大人が増えれば、子供にとっても、よいことと思っておりますが、一方で、役員になりたくない、行事に参加したくないという意見を持つ保護者もおられ、幾つかの単位PTAでは、大幅な変化があったとも聞きます。教育長が把握するPTAの現状についてお聞かせください。

**○教育長（黒木淳一郎君）** PTAにつきましては、現在、県内全ての公立小中学校及び県立学校にありまして、あわせて、県PTA連合会等に参加し、組織的なPTA活動を展開されております。

他県においては、PTA活動に対する負担感等から、学校単位のPTAを見直し、新たな組織で、子供たちや教職員を支える動きもあります。

そのような中、本県においては、PTAの在り方についての協議も進んでおりまして、例えば、保護者にPTA活動の担い手のいないときには、地域の方々の支援を仰いだり、行事ごとにその都度、参加者を募るボランティア制を導入したりする学校も見られるようになってきたところでもあります。

**○岩切達哉議員** 小・中・高校において保護者が関与しない、PTAの解散とかいう極論まで含めて、重大な場面に来ているのかなと理解しております。

教育委員会として、これからのPTA育成の方針をお伺いします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 保護者と教職員が協力し合ってPTA活動を進めていくことは、子供たちの健全育成のために大切であると考えております。

さらに、子供の成長を地域ぐるみで支えていく上で、PTAは、地域と学校をつなぐ重要な組織でもあると認識しております。

県教育委員会といたしましては、時代に合ったPTAの在り方について情報収集に努めるとともに、PTA役員の方々とも協議することで、引き続きPTA活動が充実するよう支援してまいります。

**○岩切達哉議員** 人材の問題から派生してPT

Aのところまで来たんですけれども、次は外国人材でございます。

外国からの労働力を受け入れる在留資格「特定技能」の2号について、対象分野を大幅に広げる議論が進んでいます。これは外国人材の日本永住に道を開き、家族を含め生活してもらうこととなります。

いよいよという感じがしますけれども、これからこの宮崎県の各産業分野において、人材を確保していくための対策が必要となります。まさに外国の方から宮崎を選んでいただいて働いていただく、そのためにどのような準備をされているのか、総合政策部長からの御答弁をお願いします。

**○総合政策部長（重黒木 清君）** 人口減少が進む中、県内産業の維持、活性化を図るためには、多様な人材の確保が必要であり、各分野での外国人材の活躍は重要であると認識しております。

このような中、県では、ベトナムからの人材確保を目的に、昨年度、ベトナム国立農業大学と連携合意書を締結したほか、国内外の外国人に向けて、県内で働く外国人が本県の魅力を直接伝える動画の配信などを行っております。

また、生活面での悩み相談等を受け付ける外国人サポートセンターの設置や日本語教育の実施などのほか、市町村との間で協議会を設置し、支援事例の共有などに取り組んでおります。

県としましては、国の施策の動向を踏まえながら、引き続き、外国人材の確保や受入れ、共生に必要な取組を進めてまいります。

**○岩切達哉議員** 昨年の11月議会で、井上紀代子議員の質問に、知事自身から「的確に対応できるような体制の在り方について、しっかりと

検討を進めていく」という御答弁があっっているようにございます。これから各産業分野において人材を確保するという中に、外国から来られる皆さんの力は本当に大事になってくると思いますので、ぜひ部署を定め、取組の強化をお願いしたいと思います。

その他の質問でございますけれども、最初に、全国ベスト10に入ったという、ひなもりオートキャンプ場についてお伺いいたします。

これは県の努力の結果だと思います。このオートキャンプ場を含む県のひなもり台県民ふれあいの森では、どのような取組をしてきたか、これからこの評価をどう生かしていくか、環境森林部長に伺います。

**○環境森林部長（殿所大明君）** ひなもり台県民ふれあいの森は、310ヘクタールの広大な敷地面積を有し、その豊かな自然環境を生かし、みどりの少年団の研修会や健康づくりウオーキングの開催など、利用者が気軽に森林と触れ合える場所として、広く活用を図ってきました。

また、オートキャンプ場では、時代のニーズに合わせた改修を行ってきており、ワーケーションも想定した全域でのWi-Fi環境の整備や、小型木造キャビンの整備に加え、継続的な森林環境教育の実施などが評価され、日本オートキャンプ協会の星マーク認定制度で最高評価を得たところであります。

県としましては、この評価を最大限に生かして、県内外に向けたさらなる情報発信の強化を図り、利用者の増加につなげてまいります。

**○岩切達哉議員** たくさんの星をいただいたと、知っている人は物すごく評価しているんですけれども、県下全体で評価されているようには見えないんです。ぜひ、ひなもり台全体で、ジオパーク全体で環境整備を図っていただき

いと思っております。

次に、水産試験場の火事についてでありますけれども、現場を見せていただきました。初日の坂口議員の質問に答弁がありましたので、省略させていただいて、農政水産部長の見解をお伺いしたいのですけれども、老朽化の問題は、平成27年9月議会、8年前にも高橋透議員が取り上げております。

この施設は、既に54年を経過した試験場であります。これも坂口議員の質問に答弁があったと思いますが、改めて、私は改築の検討を急ぐべきという立場なんですけれども、いま一度、全国有数の成果を上げている宮崎県水産試験場の環境整備について、お考えをお聞かせください。

**○農政水産部長(久保昌広君)** 水産試験場につきましては、施設の老朽化に加え、担い手や水産資源の減少、さらには世界的な水産物の需要拡大やICTの進展など、大きく変化する情勢において、高度化・多様化する試験研究ニーズに的確に対応していく必要があると考えております。

このため、今年度の当初予算において、水産試験研究体制の機能強化に向けた事業に着手しているところであります。

この事業では、関連機関との連携強化による技術開発の効率化や、漁業の現場に密着した研究体制など、様々な観点から調査・検討することとしておりますが、3月に火災が発生してしまったことから、再整備も含め、スピード感を持って対応してまいります。

**○岩切達哉議員** 最後のほうで、再整備も含め、スピード感を持って対応してまいりたいということでございまして、十分に期待し得る答弁だと思います。ぜひ御検討をお急ぎいただき

たいと思います。

最後に、県総合文化公園の駐車場問題についてお伺いいたします。

これは宮崎市以外の方からの声でございますが、県立劇場などでイベントが開かれると駐車場が空いていないと、遠くから来てどうしようもないと、そんな話です。

文化公園の駐車場が足りないという声をいただきますが、どのような対応をされておられるのか、総合政策部長にお願いします。

**○総合政策部長(重黒木 清君)** 県立芸術劇場(メディキット県民文化センター)を利用される際の駐車場につきましては、総合文化公園の共用駐車場531台分のほか、公園の北側に約150台分の駐車場を整備しております。

しかしながら、イベントの開催時などに駐車場が不足するおそれがある場合には、利用される皆様に公共交通機関の利用をお願いするとともに、臨時に近隣の駐車場を確保するなどの対策も併せて講じております。

今後とも、できる限り公共交通機関を利用していただくなどの御協力をお願いするとともに、公園の北側にある駐車場の周知の徹底や、臨時駐車場への適切な誘導等により、県民の皆様により円滑に御来場いただけるよう努めてまいります。

**○岩切達哉議員** スペース不足というお声をいただきまして、現地に行きました。あそこにはバスの回転場がありまして、バス停を見ますと、1時間に1本の発着しかないようであります。結構大きなスペースをこの回転のために用意しているんですけれども、実際に乗車することはありませんでした。

私は、公共交通を利用して会場に行っていたくのは、本当にそうだと思います。宮崎市



内のバスは宮崎神宮行きというバスがほとんどですが、全てが文化公園行きになると利用も増えるんじゃないかなという提案を過去にもしましたけれども、却下されました。

それで、このバスの回転場を、本数も少ない、利用も少ないという状況でございますので、この際、駐車場に変更すればいいのではないかという考えを持ったところであります。バスを利用される方は、その敷地の道路側に、すぐそこに別のバス停があります。そこを通過して隣のほうに行ったりするバスが通っております。停留所利用で支障がないようではありますが、公園を管理する県土整備部長に御答弁をお願いします。

**○県土整備部長（原口耕治君）** 議員御指摘のありました宮崎県総合文化公園内のバス回転場につきましては、路線バスの起終点となっておりますことから、運行上必要であるとともに、公園内のイベント開催時などにおける貸切りバスの乗降の場としての役割があり、総合文化公園の利用者にとって、利便性の高い施設であると考えております。

しかしながら、公園利用者のさらなる利便性向上のためには、限られたスペースを有効に活用する必要があることから、今後、関係機関などと連携を図りながら、バス回転場などの公園内敷地の効果的な活用方法について検討してまいります。

**○岩切達哉議員** この文化公園で、私もおととい土曜日に、シートを敷いて、団体の子供たちや大人たちと楽しい時間を1時間半ほど過ごさせていただきました。すばらしい施設なんです。ただ、駐車場が少ないということがネックになっておりますので、ぜひ県土整備部長のほうで現地を確認いただいて、また関係部とも御

協議いただいて、整備をお願いしたいと思いません。

今日の質問の中で特に懸念しておりますのは、プール建設用地の残地の問題であります。県民の納得性が必要な課題だと思っておりますので、十分に御議論、御検討いただいで、最良の結論を出してほしいと思っております。売ればそれで終わりになります。僕はそのことが大変気になるし、また、国スポを経て考えるというのであれば、まだ納得性も深まるかなとも思います。ぜひ御検討いただくように、重ねて申し上げて質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

**○濱砂 守議長** 以上で本日の質問は終わりました。

明日の本会議は、午前10時から、一般質問、人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託であります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時55分散会



6月20日（火）



# 令和 5 年 6 月 20 日 ( 火 曜 日 )

午前10時0分開議

## 出席議員 (39名)

1 番	下 沖 篤 史	(新 生 会)
2 番	齊 藤 了 介	(志 誠 会)
3 番	黒 岩 保 雄	(緑 風 会)
4 番	永 山 敏 郎	(県 民 連 合 立 憲)
5 番	今 村 光 雄	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
6 番	工 藤 隆 久	( 同 )
7 番	川 添 博	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
8 番	荒 神 稔	( 同 )
9 番	福 田 新 一	( 同 )
10 番	本 田 利 弘	( 同 )
11 番	山 内 い っ と く	( 同 )
12 番	山 口 俊 樹	( 同 )
13 番	濱 砂 守	( 同 )
14 番	内 田 理 佐	(み や ざ き 未 来 の 会)
15 番	脇 谷 の り こ	(親 和 会)
16 番	松 本 哲 也	(県 民 連 合 立 憲)
17 番	山 内 佳 菜 子	( 同 )
18 番	坂 本 康 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
19 番	西 村 賢	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20 番	二 見 康 之	( 同 )
21 番	後 藤 哲 朗	( 同 )
22 番	山 下 寿	( 同 )
23 番	野 崎 幸 士	( 同 )
24 番	佐 藤 雅 洋	( 同 )
25 番	安 田 厚 生	( 同 )
26 番	日 高 利 夫	( 同 )
27 番	凶 師 博 規	(無 所 属 の 会 チームひむか)
28 番	前 屋 敷 恵 美	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
29 番	井 本 英 雄	(自 民 党 同 志 会)
30 番	岩 切 達 哉	(県 民 連 合 立 憲)
31 番	重 松 幸 次 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
32 番	坂 口 博 美	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33 番	武 田 浩 一	( 同 )
34 番	山 下 博 三	( 同 )
35 番	日 高 陽 一	( 同 )
36 番	丸 山 裕 次 郎	( 同 )
37 番	中 野 一 則	( 同 )
38 番	外 山 衛	( 同 )
39 番	日 高 博 之	( 同 )

## 地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
総 合 政 策 部 長	重 黒 木 清
政 策 調 整 監	吉 村 達 也
総 務 部 長	渡 辺 善 敬
危 機 管 理 統 括 監	横 山 直 樹
福 祉 保 健 部 次 長	津 田 君 彦
環 境 森 林 部 長	殿 所 大 明
商 工 観 光 労 働 部 長	丸 山 裕 太 郎
農 政 水 産 部 長	久 保 昌 広
県 土 整 備 部 長	原 口 耕 治
会 計 管 理 者	長 倉 佐 知 子
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	吉 村 久 人
総 務 部 参 事 兼 財 政 課 長	高 妻 克 明
教 育 長	黒 木 淳 一 郎
警 察 本 部 長	山 本 将 之
選 挙 管 理 委 員 長	茂 雄 二
代 表 監 査 委 員	川 野 美 奈 子
人 事 委 員 会 事 務 局 長	田 村 伸 夫

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	渡 久 山 武 志
事 務 局 次 長	鬼 川 真 治
議 事 課 長	福 島 久 大
政 策 調 査 課 長	牧 浩 一
議 事 課 長 補 佐	佐 藤 亮 子
議 事 担 当 主 幹	弓 削 知 宏
議 事 課 主 任 主 事	上 園 祐 也
議 事 課 主 任 主 事	山 本 聡

---

◎ 議案第27号追加上程

○濱砂 守議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、一般質問、人事案件の採決及び議案・請願の委員会付託であります。お手元に配付のとおり、知事から議案第27号の送付を受けましたので、本案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議案第27号を上程いたします。

---

◎ 知事提案理由説明

○濱砂 守議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事(河野俊嗣君)〔登壇〕 おはようございます。それでは、ただいま提案いたしました議案第27号について御説明申し上げます。

このたび、副知事、永山寛理氏より、令和5年7月10日付で辞職したい旨の申出がありましたので、その後任として佐藤弘之氏を令和5年7月11日付で副知事に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、県議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。〔降壇〕

○濱砂 守議長 知事の説明は終わりました。

---

◎ 一般質問

○濱砂 守議長 ただいまから一般質問に入ります。まず、二見康之議員。

○二見康之議員〔登壇〕(拍手) おはようございます。通告に従い一般質問をいたします。

まず初めに、福祉施策関係について伺いたいと思います。

皆さんは「ごめんなさいね おかあさん」という詩を御存じでしょうか。この詩は、1960年生まれの重度の脳性麻痺の少年が、15歳のときにつくったものだそうです。

彼は、知能は正常であったものの、全身が不自由で、言葉を話すこともできない体で、この詩に命の丈を託しました。

この詩は、彼がお母さんへの気持ちを何か月もかけて、支援学校の先生と二人三脚でつくられたそうです。先生が彼を抱き、言葉を示します。彼がその言葉を気に入ったらウインクで「イエス」、違ったら舌を出して「ノー」の意思を表示することで言葉を紡ぎました。御紹介したいと思います。

「ごめんなさいね おかあさん」

ごめんなさいね おかあさん

ごめんなさいね おかあさん

ぼくが生まれて ごめんなさい

ぼくを背負う かあさんの

細いうなじに ぼくはいう

ぼくさえ 生まれなかったら

かあさんの しらがもなかったらうね

大きくなった このぼくを

背負って歩く 悲しさも

「かたわな子だね」とふりかえる

つめたい視線に 泣くことも

ぼくさえ 生まれなかったら

彼の誕生は、誰に謝る必要もないものであります。しかし、彼にとっては、「僕が生まれてごめんなさい」と、当時は言わざるを得ないような世の中でありました。

そして、この詩を読んだ母親がその日の夜につくられたのが、次の「私の息子よ」という詩

です。

「わたしの息子よ」

わたしの息子よ ゆるしてね  
わたしのむすこよ ゆるしてね  
このかあさんを ゆるしておくれ  
お前が 脳性マヒと知ったとき  
ああごめんなさいと 泣きました  
いっぱいいっぱい 泣きました  
いつまでたっても 歩けない  
お前を背負って歩くとき  
肩にくいこむ重さより  
「歩きたかろうね」と 母心  
“重くはない”と聞いている  
あなたの心が せつなくて  
わたしの息子よ ありがとう  
ありがとう 息子よ  
あなたのすがたを見守って  
お母さんは 生きていく  
悲しいまでの がんばりと  
人をいたわるほほえみの  
その笑顔で 生きている  
脳性マヒの わが息子  
そこに あなたがいるかぎり

息子さんの詩を読んで、お母さんが一晩でつくられた詩です。そして、これにはまた続きがございます。今度は、息子さんがこのお母さんの詩を読んで、さらに次の詩をつくったそうです。

ありがとう おかあさん  
ありがとう おかあさん  
おかあさんが いるかぎり  
ぼくは生きていくのです  
脳性マヒを 生きていく  
やさしさこそが 大切に  
悲しさこそが 美しい

そんな 人の生き方を

教えてくれた おかあさん

おかあさん

あなたがそこに いるかぎり

この少年は、詩をつくった2か月後に15年の短い生涯を閉じられたそうです。しかしながら、この親子の美しい心は、今もなお私たちに大切なことを教え続けてくれます。

私たちは一言で障がい者福祉という言葉を使いますが、その中身は、精神、身体、知的など様々な種類があり、さらにそれぞれの程度や種類が異なります。それは一人一人が持つ特性というべきものではないかなと思います。

これに対して、福祉の在り方、そしてあるべき姿は千差万別であります。社会としては、障がい者に対し、障がい者福祉について大きな慈悲の心を持って、それぞれに合ったきめ細やかな心配りが必要なのだと思います。

今般上程されています補正予算の中に、高等特別支援学校整備事業がありますが、これまで手の届いていなかったところに対しフォローされるようになることは、県民にとって大変期待されるものであります。

先ほども申しましたように、障がい者福祉は大変幅の広い事業であります。この事業を通じて、高等特別支援学校設置をはじめ、今後どのような福祉構想を県は持っていらっしゃるのか、教育長に伺います。

以上、壇上からの質問とし、あとは質問者席より行います。(拍手)〔降壇〕

○教育長(黒木淳一郎君)〔登壇〕 お答えします。

今議会にお願いしております未来を創る!高等特別支援学校整備事業につきましては、就労を希望する知的障がいのある生徒を対象に、産

業教育のカリキュラムも加えた教育を実施し、地域での一般就労を促進する高等特別支援学校を県内4地区に設置するものであります。

高等特別支援学校を拠点に、各地域の特別支援学校高等部が連携して、職業教育に関する専門的な授業や情報を共有することで、県内全ての特別支援学校の職業教育の充実も併せて図ってまいります。

さらに、高校に併設することで、高校生とのより積極的な交流も可能となり、共生社会への理解も一層深まると考えております。

今後、就労後の定着支援も一層充実させ、自立した職業人として生きていくことができるよう、しっかりと支援してまいります。以上であります。〔降壇〕

**○二見康之議員** 障がい者の方々というのは、皆さんそれぞれ個性と申しますか、持っている能力、またできること、本当に様々であります。それを見いだす力というのが、やはり現場の方々、私たちにも必要なんだろうなと思いません。

以前、愛知のほうだったと思いますけれども、農福連携の視察にも行きました。あのときに、農業をやっている法人が障がい者には無理だというようなことをおっしゃったんですけれども、その就職をサポートする先生の方が熱心に、一生懸命その作業の中身を研究して、うちの子供たちはこのやり方だったらできますということを提案することができた。すると、企業のほうもそれを理解して、障がい者の雇用につながったという話もありました。

健常者と言われる私たちより、本当にすごい能力を持っている方もたくさんいらっしゃいますし、そういった方々の日常生活をしっかりとサポートしていけるような優しい社会であってほ

しいなと願います。担当の先生方にとっては、本当に大変な専門的知識も必要でしょうし、何よりやっぱり尽きない情熱が必要なんだろうなと思います。

そういったところを、教育委員会としてはしっかりと先生方のサポートもしていただいて、また今回、高等特別支援学校をつくることによってスキルアップを図るという話も聞いておりますので、それを本当にみんなで共有して、宮崎の福祉行政、教育の環境の向上につなげていただきたいと思います。

次に、福祉に関連しまして、骨髄バンク事業についてお伺いしたいと思います。

今年、みやざき骨髄バンク推進連絡会議は設立20周年を迎えます。11月に記念事業を開催予定としておりまして、現在、実行委員会を立ち上げ、準備を進めております。

骨髄バンク事業は、日本骨髄バンク、日本赤十字社、県や市が設置する保健所などの各機関が、ドナー募集の普及啓発、血液の採血・検査、ドナー登録手続や情報管理など、おのおの役割を定めて協力体制を取っている事業であります。

県はこれまで、骨髄ドナー登録推進のために連絡会議の方々とは様々なことに取り組んでこられたと思いますが、20周年ですので、これまでの20年を振り返り、どのようなことに取り組んでこられたのか、福祉保健部次長に伺います。

**○福祉保健部次長（津田君彦君）** みやざき骨髄バンク推進連絡会議は、骨髄バンク事業への協力支援を目的として平成15年に設立され、以来、ドナー登録の推進に熱心に取り組んでこられ、設立当初1,528人であった県内のドナー登録者数は年々増加し、令和4年度末現在、4,942人となっております。



この間、県におきましても、みやざき骨髄バンク推進連絡会議や日本赤十字社宮崎県支部などと連携し、県民への普及啓発活動、10月の骨髄移植推進月間やスポーツキャンプに合わせた集中的な登録会などに取り組んできたところがあります。

**○二見康之議員** それでは、県の骨髄提供推進事業について、現在の取組状況をお伺いします。

**○福祉保健部次長（津田君彦君）** 骨髄移植を推進するためには、県民の皆様に移植についての正しい知識や理解を深めていただくとともに、ドナー登録者数を増やしていくことが重要であります。

このため県では、骨髄提供推進事業として、関係団体と連携した普及啓発活動などのこれまでの取組に加え、関係者が一堂に会する実務者会議を設置し、連携強化を図っているほか、各保健所において定期的に登録窓口を開設するなど、ドナー登録者の増加に向けた取組を行っております。

また、今年度から、骨髄等を提供したドナーやその雇用主への助成を実施している市町村に対し、県がその経費の一部を支援する事業を導入し、ドナー登録の推進に取り組んでおります。

**○二見康之議員** 今回、市町村に対するドナー支援事業が始まったということは、大変大きな一歩だと感じてます。やはり仕事を休んでとか、また学校を休んでとか、そういった皆さんそれぞれ様々な状況、環境がある中で大切な時間を使い、自分の骨髄を提供するわけですから、そういったことに対しての一つの支援、また感謝の気持ちなのかなとも思います。

今の取組状況の中でも、登録窓口の開設と

か、過去の議事録を確認しましたら、平成17年ですか、丸山議員の質問で、保健所が——宮崎市は宮崎市管轄だったと思うんですけど——延岡と都城しか受け付けていなかったのが、今では全保健所で受付ができるようになったというような、様々な取組がともに進んでいるんだなと感じたところであります。

ただ、他県の取組状況を見てみますと、例えば千葉県では、ドナー登録の受付窓口の設置はもちろんのこと、献血並行型ドナー登録会の開催、いわゆる献血車とかで行くところで、献血とそのドナー登録を一緒にやっていくという取組、またチャリティー事業とか、要するにドナー登録の説明をするだけではなくて、これを知ってもらうようなチャリティー事業を開催し、多くの県民の方々に理解してもらうというような取組です。そして、造血幹細胞移植推進協議会というのは、今言われたようなみやざき骨髄バンク推進連絡会議だと思えますけれども、ドナー休暇制度の整備、ドナー支援事業、ドナー登録説明員の募集並びに養成講座の実施など、骨髄バンク事業のさらなる充実に取り組んでおられるところがございます。

ほかにも、神奈川県、岐阜県、奈良県、また隣の大分県でも、同様に取り組んでおられるようです。

本県も、ドナー登録者は以前に比べたら大分増えたとはいえ、やはりドナー登録者の母数が増えないことには、マッチングもなかなか進まない。これは確率の問題ですから。そしてまた、年齢が55になったときに名簿から外されていきます。そういったことを考えると、常に減っていく状況で、いかに増やしていくかといったら、相当な取組が必要なんだろうと思います。

本県もドナー登録者の拡大並びに提供しやすい環境整備など、現状に甘んじることなく、さらに充実していくように努めるべきものと思いますが、県はどのように考えておられるのか、県の骨髄提供推進事業の今後の在り方についてお伺いします。

**○福祉保健部次長（津田君彦君）** 県内のドナー登録者数は年々増加しておりますが、今後さらに登録者を拡大するためには、骨髄等を提供しやすい環境整備が大変重要であると考えております。

このため、今年度から導入する市町村への支援制度を活用し、ドナーへの助成制度を検討中の市町村に制度導入を要請していくとともに、県内の事業所、高等教育機関等に対し、ドナー休暇制度や公欠制度導入の働きかけを積極的に行ってまいります。

また、県が積極的にドナー登録に関わっていくためにも、例えば骨髄ドナー登録説明員の養成研修の実施など、他県の効果的な取組について、みやぎ骨髄バンク推進連絡会議も参加する実務者会議の場で十分情報を共有しながら、検討を進めてまいります。

**○二見康之議員** 実務者会議で、本当にいろいろな意見を、また情報を共有するということは、非常に大事なことだと思いますし、これは年に1回ですね。2回ぐらいあってもいいんじゃないのかなと思います。

他県の取組というのも、今回、質問を考えるに当たって感じるのは、やはり日本骨髄バンクがこの事業を推進していく一番の大本になるのかもしれないけれども、これは東京にある組織であって、各地方には、その末端まで行くような財源といいますか、予算も余裕もないと思います。

そういった中で、みやぎ骨髄バンク連絡推進会議のようなボランティアの方々が一生懸命に取り組んでいらっしゃるわけなんですけれども、このメンバーの方々も、御自身が、もしくは御家族が白血病になってドナーから提供いただいたとか、そういった方々が中心になって動いています。それは、この骨髄バンク事業についても、本当に感謝の気持ちからの恩返しというようなところだと思うんです。

しかし、国のほうでも、特別何か登録者数を何人確保しなさいとか、そういう目標値みたいなものはないらしいんですけれども、4年前、2019年11月当時、都道府県骨髄バンク担当者会議というのが開かれて、そこで厚生労働省健康局難病対策課移植医療対策推進室の室長補佐の方が、ドナーの高齢化、ドナー都合のコーディネート中止、現場でのコミュニケーション不足などの現状やその対策について、各自治体での経験などを共有して、骨髄バンク事業がより発展していくよう協力をお願いしたいと明確に言われております。

国の厚生労働省は、医療関係を扱うわけですが、白血病に苦しんでいらっしゃる患者さんの方々の思いに添えるように、全国的にしっかりこれに取り組んでいきましょうと言われているわけです。

それを受けて、日本骨髄バンクから、いろいろな事業の現状とか、例の推進連絡協議会の設置とか、様々なお願いといいますか、協力要請がなされています。ドナー休暇制度の推進とかもです。

また、この中に、若年層ドナー登録の推進というのもあります。やはり若い人たちにドナーになってもらうことによって、長い期間、ドナー登録される、このメリットというのは非常

に大きい。だから、そのためのいろんな取組というものを考えて、進めていかなければならないわけなんです。

今、ボランティアの方々が、総会に行って、予算のない中で知恵を絞りながら、効果的な啓発・広報のやり方はどうなのかとか、一生懸命やっています。これはボランティアなんです。厚労省が言われているように、これからは地方それぞれのところにおいて、全国が協力してドナー登録の数を増やしていく、増加を目指していくということ、また、国民、県民、市民、そういった一般の方々に、この事業の本当の意味とといいますか、意義を理解してもらえるように、やはりここはしっかり県のほうから積極的に働きかけていくべきなんじゃないかなと思うところです。

そのためにも、他県の事業もありますし、また宮崎ならではの思いがあふれ出てくるような今後の取組というものを期待していきたいと思っています。

来月、三者会議があると伺っていますので、またそこでしっかり情報共有していただいて、いろんな個人情報の扱いとか、説明員の方が新しくなっても協議会のほうには下りてこないとか、そういったものもありますから、効率的にこの事業を回していけるように、しっかりと今後、取り組んでいただきたいと思います。

では次に、高次脳機能障がい者支援について伺います。

県議会議事録をひもといてみますと、意外と20年以上前から高次脳機能障がいというものについて議論されてきておるようです。

本県では、平成25年に宮崎県高次脳機能障がい支援事業実施要項を定め、相談支援事業、普及啓発事業及び研修事業等を行うとともに、支

援拠点機関と連携し、地域において支援を行う病院等の支援協力医療機関を置き、地域支援ネットワーク構築に取り組んでこられたものと思います。

現在、多くの課題が解決されていない状況を鑑みますと、非常に難しい問題でもあるのかなとも感じるところでありますが、先日6月2日に宮崎県高次脳機能障がい支援連絡会議が開催されたと伺っております。家族会からの意見や本県の現在の支援状況、通所教室「結（ゆい）」、また今後の実態把握調査についての意見交換がなされたと伺っていますが、この関係者との意見交換も踏まえ、今後、県はどのように取り組んでいかれるのか、福祉保健部次長に伺います。

**○福祉保健部次長（津田君彦君）** 高次脳機能障がいは、事故や病気等で脳に損傷を受け、記憶や注意等の認知機能が低下する障がいで、外見からは分かりにくく、また発症した御本人や御家族でさえも把握や認識が困難なため、「見えない障がい」とも言われております。

このため県では、これまで相談支援や普及啓発に関する取組のほか、社会生活に適應するための訓練を行う通所教室の開設等に取り組んでまいりました。

これらに加え、今年度は、医療機関、家族会等との連絡会議の場などにおける意見交換を踏まえ、県内における支援の現状等、実態調査を行うことにより、適切な対応につなげるための地域支援ネットワークの構築を図ってまいります。

今後とも、医療、福祉、就労等の関係機関と連携しながら、切れ目のない充実した支援の実現に向け、努めてまいります。

**○二見康之議員** 今回、実態調査にも取り組ま

れるということなんです、そもそも高次脳機能障がい認定に係る診断が、専門家の方でも非常に難しいんだと思いますし、しかし、それはやはり本県のほうで、しっかりその専門性を高めていく取組というものをやっていかなければなりません。

高次脳機能障がいに気づかないまま退院してしまうケースがあるということで、この実態調査もやるわけなんですよね。だから、まずは、その入り口のところでしっかり見落とさないようにしていく取組、またその後の社会復帰につながるリハビリの問題、これも医学的なリハビリなのか、生活のためのリハビリなのか、また通所教室「結」のような就労・就学に関するリハビリなのか、こちら辺は本当に専門的な方々の協力がなければできない。そのレベルアップも図らなければならないと思います。

ほかにも、就学期における教育情報の不足など、本当にそれぞれの分野で課題がたくさんあるようです。これも都市部に比べて、本県の全体的なレベルがまだまだそこに追いついていないというところもあるみたいなので、これを一気に取り戻すことはできませんが、しかし、それぞれの課題について、それぞれの専門のところで、しっかり今の時期にできることを、一つ一つ課題をクリアしていくこと、年間で一つじゃなくて幾つも課題があるんだったら、どんどん一つ一つを早く解決していけるような取組につなげていくように、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、エネルギー価格高騰対策関係について伺います。

今回、一定以上の省エネ基準を満たした家電を購入した場合、購入金額に応じてギフトカードを支給する省エネ家電導入支援事業や、県内

事業者に対する省エネ設備導入支援事業、蓄電池導入やEV、V2Hの導入などの再エネ電力自家消費促進事業などに取り組むと提案されていますが、今回の予算規模、対象件数などを考えますと、利用できない県民が多いのではないかと感じます。

本事業の成果指標として、電気料金削減効果や温室効果ガス削減効果など、この成果を今後の取組にどのようにつなげていく考えなのか、環境森林部長に伺います。

○環境森林部長（殿所大明君） エネルギー価格の高騰が長期化している中で、ガソリンや電気料金に対する国の激変緩和対策は、今年9月末に終了する見込みであり、県民生活への影響が懸念されております。

このため、今回提案の補正予算では、エネルギー価格の影響を受けにくい持続的な仕組みづくりを推進するため、国の臨時交付金を活用し、省エネ性能の高い家電や設備への更新等の省エネ対策を支援することとしております。

省エネ対策は、県民や事業者の負担を軽減するエネルギー価格高騰対策はもとより、CO<sub>2</sub>排出削減によるゼロカーボン社会の実現にも必要かつ地道な取組でありますので、今回の事業の成果を踏まえながら、今後とも省エネの取組を促進してまいります。

○二見康之議員 国の交付金を活用しての事業だと思ふんですけれども、当初予算から取り組んでいる、ほかの様々な施策も動員して、しっかり取り組んでいただきたいと思ひます。計画目標を達成するための一助であると思ひますので、期待してあります。

次に、新規事業「みやざき有機農業拡大加速化事業」について伺います。

先日、地元の農家の方からお話があり、県は

もっと有機農業について取り組んでほしいという内容でした。有機農業ができる農地を確保できるのであれば耕作に取り組んでいきたいと。また、そうなると、新たに人材が必要になるので、指導・育成にも取り組んでいってもよいというお話でした。

有機農業用の農地確保には、なかなか地理的条件とかが合うところを見つけるのが難しいとも感じます。有機農業に取り組んでみたいという志を持った就農者の掘り起こしも大変重要な課題であると思われませんが、本県の有機農業の拡大に向け、みやざき有機農業拡大加速化事業においてどのように取り組んでいかれるのか、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 県では、国のみどりの食料システム戦略や、G7宮崎農業大臣会合の成果などを踏まえ、有機農業の拡大に向け、今議会にみやざき有機農業拡大加速化事業をお願いしているところです。

本事業により、有機JAS転換期間中の経費補助や技術の習得に向けた研修等への支援を行い、有機農業に取り組む農家を後押ししてまいります。

また、議員御指摘のとおり、有機農業の拡大においては、農地と人の確保が重要でありますので、これらの取組と併せて、有機農業圃場の集積や耕作放棄地等の活用による農地の確保、さらには、先日開校しました綾町のオーガニックスクールのように、人材を確保・育成する体制づくりを関係機関と連携しながら進めてまいります。

**○二見康之議員** いろんな市町村と情報共有しながら、その推進に取り組んでいただきたいと思います。

有機農業では、農薬や化学肥料等を使用しな

いという高いハードルがありますが、農業は土づくりであると言われます。その一つに堆肥の利活用というものがあると思います。

堆肥利用の効果として、土が軟らかくなり、それにより根がよく張り生育がよく、収穫高がよくなる。また、土壌の微生物によって、病害虫の発生を抑えられる効果も期待されると伺っていますが、本県は隣の鹿児島県と並び畜産県であります。

ちょうど1年前の6月補正で、化学肥料の価格高騰等により、化学肥料代替として、堆肥等利活用促進緊急体制整備事業にも取り組んでいらっしゃると思いますが、では、本県で発生する家畜排せつ物の堆肥としての活用状況について、今どのようなになっているのかお伺いします。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 県の推計では、県内で発生する家畜排せつ物は年間402万トンで、そのうち焼却処理や浄化处理などを除く270万トンが発酵処理されることで、堆肥が121万トン生産されています。

生産された堆肥は、農業用として、主に県内の農地へ還元されていますが、農地を十分に確保できない畜産農家では、堆肥の一部が滞留している実態もあります。

このため、民間企業とも連携し、九州や沖縄、東北地方など需要のある県外への流通や、ホームセンターでの販売など、広域的な活用を進めているところです。

県としましては、持続可能な畜産経営を確立するため、生産基盤の強化と併せて、堆肥の活用をさらに推進してまいります。

**○二見康之議員** 比較的県内でうまく堆肥が回っているんだと思いますが、ただ、やっぱり滞留している現状とかがあると聞きます。

私も、堆肥問題と伺いますか、そこを伺うと

きもあるんですが、これらの現状をしっかりと把握していただいて、また、数年前から国のほうでも堆肥ペレット化について取り組んでおられますし、これの広域流通です。鹿児島と宮城県で、堆肥を持って行って稲わらを持ってくるという——経済コスト的には、まだ検証の段階で非常に難しいという話も聞いているんですが、やはり今この国際物流の中で、物流がストップしたときのリスク分散、そういったものを考えながら、これからは経済的なことも考えていかなければならないんだと思うところです。国の情報等もしっかり取りながら取り組んでいただきたいと思います。

次に、農地の保全に関して伺いますが、先日の一般質問で、農政水産部長が「野生鳥獣被害は農家の営農意欲の減退を招くなど、被害額として現れる以上に深刻な影響を与える」と答弁されたのを伺いました。

度重なるのり面崩壊や河川増水などの自然災害に見舞われることも、同じく営農意欲の減退に影響を及ぼすものと思います。

この数年間、地元住民の方からの相談で、中山間地域に度々伺い、その現状を見てきましたが、最近特に気になることが農地を取り巻く環境なんです。のり面だったり河川があったりしますけれども、その周辺の土地の所有者が高齢になったり、また相続された方が近くに住んでいないがゆえに土地の管理ができておらず、土砂災害や河川氾濫などの自然災害が発生し、また水路が壊れたり浸水したりして収穫できないというような案件が数多く見受けられました。

営農者自身は耕作農地をしっかり守っていく対策を取っていても、その農地を取り巻く周辺環境が整備されておらず、被害を被るという状況です。

事前に対策を取りたくても、土地所有者がいないため勝手に手をつけることができず、大変苦勞しております。今後さらに高齢化が進むと思われる中山間地域において、せっかく営農意欲を持った若い就農者がいても、このような状況では、モチベーションを維持していくことも難しいと思います。

そこで伺いますが、この農地の周辺環境が農地や農業用施設に悪影響を及ぼす場合の保全対策について、どのように取り組んでいるのか、農政水産部長に伺います。

**○農政水産部長（久保昌広君）** 農地や農業用施設の周辺において、山林の斜面崩落や河川の越水などにより、営農に支障を来すような場合、まずは、その原因となる土地の所有者自らが対策を講じていく必要があります。

また、土地所有者による対策が難しい場合には、地元関係者や市町村などの関係機関で緊急性や必要性を勘案し、活用できる事業があるかないか等も含め、必要な対策について検討することとなります。

県としましては、引き続き関係機関と連携を図りながら、適切に対応してまいります。

**○二見康之議員** 相続土地国庫帰属制度や森林経営管理制度など、また空き家対策が国交省のほうでされていますが、本当は永山副知事に質問したかったですけれども、いらっしやいませんで諦めます。これは致し方ないですから。こういったいろんな制度を活用して、本当に中山間地域の方々をしっかり守っていただきたいなと感じるところです。

次に、食品製造事業者規模拡大支援事業について伺います。

これまでも様々な加工場に数多く足を運んできましたが、本県はまだまだこの地元県産品を

生かし切れていない状況だと感じておりました。

ジャガイモとか大手加工会社に流れているもの、ジビエのレトルト加工など、本県の豊かな農畜産物を生かす加工産業を育成していく必要性を感じておりましたので、これまでよく私も取り上げてきたものづくり補助金ですが、これでも、多くの食品加工関連企業が、機械導入とか技術開発、生産効率向上に取り組んできておられます。

近年の状況を見ると、ものづくり補助金の活用もなかなか苦戦しているようです。今後の対策も考えなければならぬと思いますが、それは次に見送ります。今回、県は独自予算を計上し、受託製造の支援に取り組んでいく考えのようですが、この事業構築に至った背景について教えていただきたいと思っております。商工観光労働部長、お願いします。

**○商工観光労働部長（丸山裕太郎君）** 空港等で販売されている土産物用菓子などが県外で製造されていることが課題である中、県内の食品製造事業者向けにアンケートを行ったところ、外部へ製造委託している事業者のうち、半数以上が県外へ委託している実態が確認されました。

一方で、昨年度実施した聞き取り調査では、今後、生産体制を拡充し、県外事業者などからの新規受注に意欲的に取り組みたいという声が多く聞かれたところです。

このため、県外に流出している発注を県内に取り戻すことなどによる外貨獲得と、県内経済の活性化を図ることを目的に、食品の受託製造や事業拡大に積極的な県内の食品製造事業者が行う設備等の導入を支援する本事業を構築したところであります。

**○二見康之議員** では、限られた予算の中で最大の効果を発揮するには、事業戦略が必要だと思いますが、本県経済の活性化にどのようにつなげていくのか、この事業における支援対象のイメージや期待する効果について伺います。

**○商工観光労働部長（丸山裕太郎君）** まず、本事業の支援対象ですが、県内の食品製造事業者で、県産の農林水産物を原材料として積極的に使用するなど、本県経済への波及効果が高い中小企業を考えております。

支援内容といたしましては、大型の発注や新たな食品製造に対応できる生産ラインの拡充など、受託製造や事業拡大に必要な設備等の導入への補助を予定しております。

また、事業効果ですが、これまで県内事業者が県外に委託製造していた製品を県内で製造できる体制や、県外事業者から新たに受注できる体制を整えることで、本県のフードビジネス関連産業の裾野が広がることを期待しているところであります。

**○二見康之議員** では次に、美しい宮崎づくりについて伺います。

この事業は、知事がこの自然豊かな本県の美しい景観を県民一丸となって守っていこうと条例を提案され、始まった事業だと思います。

今回、改善事業として提案されています、みんなで取り組む「美しい宮崎づくり」推進事業の概要について、県土整備部長に伺います。

**○県土整備部長（原口耕治君）** みんなで取り組む「美しい宮崎づくり」推進事業につきましては、本県の魅力ある景観を共有の財産として守り、創り出し、活用する取組を、県民と一体となって総合的に推進することを目的とするものであります。

具体的には、花の維持管理や遊歩道の清掃を

実施する団体への支援のほか、景観実務者を対象とする研修会や県民向けセミナーなどを引き続き実施するとともに、新たな取組として、小学生から高校生の若い世代を対象とした景観学習への支援や、地域住民、周辺企業と協働で行う植栽活動を実施することとしております。

この事業を通して、景観の保全・創出・活用を担う人材の育成を図り、県民や事業者と一体となって、愛着と誇りの持てる美しい宮崎づくりを推進してまいります。

**○二見康之議員** いろんな取組を伺いましたがけれども、提唱者であります河野知事は、この美しい宮崎づくりにどのような姿勢で臨んでいらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

**○知事(河野俊嗣君)** 本県は、豊かな自然や歴史的な趣のある町並みなど、先人たちが育んできた美しい景観の宝庫であります。この貴重な財産をさらに磨き上げ、しっかりと次世代に引き継いでいかなければならないと考えております。

私は、その思いを県内全域に広めていくため、「美しい宮崎づくり推進条例」を制定するとともに、地域で活動する団体への知事表彰などを行い、美しい宮崎づくりの実現に向けて取り組んでまいりました。

こういう表彰式などでも必ず申し上げるんですが、見た目の美しさに加えて、こういう美しいまちを保っていかうと努力される人の営み、その情熱、それが美しく、人の心を打つとして、大変重要なものであろうかと考えております。岩切章太郎さんが掲げられた自然の美、人工の美に加えて、人情の美、これにも通じるものがあるかと考えております。

今年2月、「延岡花物語 このはなウォーク」のオープニングに参加しましたときは、

五ヶ瀬川の堤防で、桜や菜の花が今きれいに咲いているところではありますが、その保存を積極的に行う皆様が、そこに年間を通じてこのような取組をしているんだという写真を掲示されて、ちょっと話を聞いてくれということで、NPO法人コノハナロード延岡市民応援隊というジャンパーを着ておられました、非常に熱心に活動しておられるということ伺ったところでもあります。

また、岩切イズムの資産を将来にもつないでいこうという、「こどものくに」のバラ園を保存継承しておられる源さんをはじめとするボランティアの皆様、こういった皆さんの情熱に触れるたび、そういう取組というものをより多くの地域に広げていくことが重要であると、改めて感じたところでもあります。

さきのG7宮崎農業大臣会合に参加された皆さんからも高く評価された世界に誇れる美しい宮崎を、将来の世代にしっかりとつないでいくという強い思いで、これからも私自身、現地に足を運び、また様々な皆さんの思いというものをしっかり受け止めながら、美しい宮崎づくりに県民の皆様と一体となって取り組んでまいります。

**○二見康之議員** いろんなところに知事が顔を出していらっしゃるということは、今回聞いてすごいなと思いましたけれども、これはできれば事業の中の公務で入れて、行ったほうがいいんじゃないかなと思います。

というのも、やっぱり知事の公務で行くとマスコミもついてきます。知事のプライベートまでマスコミがついてきているとは聞いていないですけれども。そういったところで、いろんなテレビ、マスコミに露出されることによって、知事の宮崎の景観づくりについての思いという



のが多くの方にもっと広がっていくんじゃないかなと思うので、ぜひ今後、御検討いただきたいと思います。

今定例会の開会日に知事は、提案理由説明の中で、「将来に向けて希望の持てる県にしてほしいという県民の強い願いを受けて、肉付け予算を編成した」とおっしゃっていましたが、この県民の声を踏まえてどのように編成されたのか、これを改めて知事に伺います。

**○知事（河野俊嗣君）** この肉付け予算は、直面する様々な困難からの再生と、本県の未来創造への第一歩を踏み出すという思いから、「宮崎再生・創造予算」と名づけて編成いたしました。

まず「宮崎再生」という柱につきましては、物価高騰等の影響に対しまして、生活や経営が苦しいという多くの県民の皆様や企業、団体等からの切実な声を直接お聞きし、プレミアム付き商品券等の発行や社会福祉施設等への光熱費等の支援、1次産業のセーフティネット対策の強化などを行ってまいります。

また「未来創造」という柱に関しましては、将来に希望を持てる県にしてほしいという県民の皆様の期待に応えるべく、本県の強みを生かした3つのプロジェクト、「子ども・若者」「グリーン成長」「スポーツ観光」の3つの日本一挑戦プロジェクトを掲げたところであります。

このプロジェクトの目指す姿や取組の内容につきましては、できるだけ早い時期にお示ししたいと考えておりますが、今回の補正予算では、その先駆けとなる事業につきまして、例えば障がい者の成長の機会を増やしてほしいという声に応えます高等特別支援学校の整備や、G7を契機とした官民連携の農業プロジェクト、

海外サーファーのインバウンド誘致などに取り組むこととしております。

**○二見康之議員** 今回の各事業の説明資料の表題のところに、日本初とか九州初とか、そういうものも結構たくさん見受けられましたので、積極的に取り組んでいこうという姿勢を感じたんですが、初めてだからいいということではないと思うんです。やっぱり本県の課題を克服していくための突破口をどこに持っていくのかということで、今回、知事はこの3つの柱を立てられたんだと感じております。

20年弱、この宮崎にいらっしゃる知事ですから、くまなく宮崎のいろんなところを御存じだと思います。知事の今回の宮崎再生において、現在直面する物価高騰への対策というものはよかったなと思うんですけれども、問題は、この次の未来創造において、まずそれを実現していくための、今後早期にビジョンを提示していただけるということなんですが、この戦略をしっかりと構築していくことが何より重要なんだろうと思います。

戦略は、この宮崎の課題を克服していく、日本一を目指していくための大局的な方法や戦略、策略、目的を達成するために大局的に事を運ぶ方策と考えますが、そこをしっかりと示していくことによって、次の戦術、その目的遂行のためのやいろんな施策がついてくるんだと思います。

戦略は、最重要課題や問題点に対して立てられるもので、単なる目標とは異なるものです。今回知事は、「子ども・若者」「グリーン成長」「スポーツ観光」の3本柱を立てられましたが、今のままでは漠然としていて、何を解決するのか、何をもちって日本一を標榜されようとしているのか、ちょっとイメージがつきにくい

です。

知事も宮崎県に20年近くいらっしゃいますが、本県の抱える重点課題はお分かりのことだと思います。速やかにこの3つの柱に関する課題、問題点を明示していただき、それを解決するためにどのように取り組んでいくのか、基本方針を定めて、その実現に向けた行動にまで落とし込んで、県民に示していただきたいと思えます。

今回の補正予算で示された事業の幾つかは、この戦略の一部を披露されたものと受け止めております。3つの柱に関する具体的な戦略を楽しみにしております。

あと、この3つの日本一挑戦プロジェクトの取組についてですが、知事が明示する重要案件でありますので、県民に、全国の人たちに、宮崎をどう思って感じてもらいたいのか、この広報戦略について県はどのように取り組んでいるのか伺いたいと思えます。総合政策部長に伺います。

**○総合政策部長（重黒木 清君）** 3つの日本一挑戦プロジェクトなど、県の重点的な取組をより効果的に推進していくためには、県民の皆様はその目標や内容を分かりやすく伝えていく必要があります。

このため、伝えるべきターゲットの設定や、適切な手段・タイミングなどを考慮した戦略的な情報発信が重要と考えております。

県ではこれまでも、様々な媒体の特性を生かしながら、効果的な情報発信に努めてきたところであり、ユーチューブなどのSNSの積極的な活用により、県政情報に触れる機会をこれまで以上に増やすとともに、令和3年度からは、外部専門家を活用し、庁内各課に対する助言やサポートを行っているところであります。

議員の御指摘は大変重要であると考えておりますので、今後とも工夫や改善を図りながら、伝えたい情報がしっかりと伝わるよう、戦略的な情報発信に積極的に取り組んでまいります。

**○二見康之議員** 何か都城市の取組が最近、いいのか悪いのか、ここでもちょっと注目されている感があったんですけども、やっぱり一つ抜けていく、肉と焼酎で突き抜けていったということが大きいことだったのかなと思えます。

宮崎県政もそういった一つの突破口をしっかりと見いだしていただいて、それを県民とともに努力して頑張っていけるように、河野知事に期待しておりますので、どうぞよろしく願います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

**○濱砂 守議長** 次は、今村光雄議員。

**○今村光雄議員〔登壇〕**（拍手） このたびの統一地方選挙におきまして初当選させていただきました、都城市選挙区、公明党宮崎県議団の今村光雄です。

県民の皆様のために、大衆とともに語り、大衆とともに戦い、大衆の中に死んでいくとの公明党の立党精神のまま、議員としての使命を全うし、精進してまいる決意でございます。どうぞよろしく願い申し上げます。

宮崎県は、本年、置県140年の節目を迎えました。このような節目のときこそ、宮崎県民歌にあるように、遠い歴史をしのびつつ、よいものを受け継ぎ、未来をよりよくする、承前啓後の精神が大切になってくるのではないのでしょうか。

初期宮崎県は、鹿児島県に併合された後、分離独立。近代化の波に乗り、戦後復興は、県民の喜びや希望へとつながるものであります。

しかし、南海地震や新燃岳の噴火、大型台風などの自然災害をはじめ、口蹄疫や鳥インフルエンザなど、私たちの生活を脅かす数多くの難局に直面してまいりました。

それでもなお、県民一人一人の幸せを願い、課題を真正面に捉えて、諦めることなく挑戦してきた先人の皆様のおかげで、今の宮崎があります。

現在におきましても、新型コロナウイルスをはじめとした複雑かつ多岐にわたる課題が山積しておりますが、先人から学んだ不撓不屈の精神と行動で必ず乗り越えていくことができると確信しております。

中でも若者は、いつの時代においても大切な存在であります。新しい発想、行動力、勇気など、若者にしかない強さがあり、時代を動かしていく力があります。それは、宮崎の若者にとっても同じことが言えます。

このたび、新たな宮崎県総合計画アクションプランが開始されます。この総合計画アクションプランを通して、宮崎の将来のために何を残していくのか、宮崎の若者のためどう取り組んでいくのか、置県140年の節目、総合計画アクションプランに託した若者への思いや期待を知事にお伺いいたします。

壇上席からの質問は以上とし、以降は質問者席からお伺いいたします。(拍手) [降壇]

○知事(河野俊嗣君) [登壇] お答えします。

置県140年の節目に当たり、ひたすら郷土を思い、たゆまぬ努力と不屈の精神で発展の礎を築かれた、川越進翁をはじめとする多くの先人の皆様の御功績に、改めて深く敬意とまた感謝を表する次第であります。

これまでの140年間、幾多の困難を乗り越えて

きた本県は今、コロナ禍・物価高騰等の影響に加え、デジタル化・脱炭素化への対応など、急速な変化の中にあります。

私は、この難局、また大きな変化の時代を乗り越え、夢や希望ある未来を実現する上では、これまでの歴史もそうでありましたように、御指摘のように、若者の発想や行動力こそが大きな原動力として不可欠であると考えております。

このため、新たな総合計画におきましても、先人が築き上げてきた本県の強みや財産を武器として、将来を担う子供たちはもとより、地域社会や産業を力強く支える人材が育ち、新たな成長につながる産業が創出される宮崎づくりなどに取り組むこととしております。

これからの若者たちが「ふるさと宮崎」の次なる時代を切り開き、新たなステージへの牽引役となってくれることを大いに期待し、またそのような環境づくりにしっかりと取り組んでまいります。以上であります。[降壇]

○今村光雄議員 本県にとって、大きな原動力として若者の力は不可欠であるとの総合計画アクションプランに込められた、若者に対する知事の思いや期待を感じることができました。ありがとうございます。

それでは、総合計画アクションプランに込められた知事の思いを今回の補正予算でどのように措置されたのか、総務部長にお伺いいたします。

○総務部長(渡辺善敬君) 今回の補正予算では、将来の夢や自立へ向かって努力し、次世代の担い手となる若者を応援する様々な事業を予算化しております。

例えば、高校生に対する海外留学の支援では、留学体験研修及び留学促進補助、合わせ

て180人分を県単独で措置しまして、宮崎から世界へ挑戦する意欲ある人材を育成いたします。

また、高等特別支援学校を県内4か所に設置いたしまして、一般就労を目指す知的障がいのある生徒への専門的な職業教育を充実させ、就職率の向上や地域就労の促進を図ります。このうち、県央地区で校舎の新設と寄宿舎の再整備を行ってまいります。

**○今村光雄議員** 若者にもしっかりと目を向け、若者が活躍する社会を築いていくことは、今後も大切です。どうかこれからも宮崎の若者に対する施策をお願いし、また私自身も同じ思いで頑張ってまいりたいと思います。

次に、投票に関する質問をいたします。

今年4月に行われました宮崎県議会議員選挙におきまして、投票率は40.75%と過去2番目の低さとなりました。これまでも様々な課題に対応しておりますが、大変厳しい状況であると危惧しております。

政治が果たすべき役割は、国民の安全と安心を守ること、経済成長の促進と雇用創出、教育・医療・福祉の社会保障の充実、環境保護、国際社会の平和と繁栄を築いていくことであり、私たちの生活に広く直結しております。

だからこそ、政治をつかさどる政治家を選んでいく選挙は大事であるということを、義務教育の段階において学ぶ機会を設けることは大変重要であります。

海外に目を向けると、デンマークの投票率が非常に高く、常に80%を超えており、20代でも70%を超えております。要因の一つとして、14歳から17歳までの学校の生徒に対し、選挙活動から投票までのプロセスを実際に体験する疑似選挙を実施していることが挙げられます。

日本においても、2015年より選挙権年齢が18歳に引下げとなり、有権者の対象となる高校生も出てきました。さらに昨年は、成人年齢の18歳への引下げとなる民法改正も施行され、若者の自己決定権を尊重し、積極的な社会参加を促すこととなりました。

18歳などの初めての選挙は、関心を持つ生徒も多いのではないのでしょうか。だからこそ、基礎から学ぶ主権者教育は大変重要であると考えます。

成人年齢引下げ後の高校における主権者教育の現状について、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** これまで高校では、公民科や総合的な探究の時間などを中心に、選挙の仕組みや政治参加の重要性について理解を深める教育に取り組んでまいりました。

県内の多くの高校で、選挙管理委員会や金融機関、消費生活センターによる講話のほか、選挙公報を用いた本番さながらの模擬投票など、社会に参画する基礎を培うための取組を積極的に行っております。

また、災害時の医療の在り方や、伝統文化の継承、商店街の活性化等の地域課題について、生徒同士で議論したり、地域の方々と対話しながらその解決策を見だし、提言するなど、生徒の当事者意識を高める学習も行っております。

今後とも引き続き、主権者教育の充実にしっかりと取り組んでまいります。

**○今村光雄議員** 生徒同士の議論や提言などは、社会や政治が身近に感じられる大変意義のある学習ではないかと思います。

主権者教育における成果もあり、高校在学中は関心を持っている状況にあると思いますが、卒業後、もしくは初めての選挙後は、投票率が

減少傾向にあるのではないのでしょうか。

高校卒業後の進路は、進学や就職など様々ですが、大学生等に対する取組はどのようになっているのでしょうか。大学生等に対する投票率向上のための取組について、選挙管理委員長にお伺いいたします。

**○選挙管理委員長（茂 雄二君）** 議員御指摘のとおり、20代前半の投票率は全世代で最低となっており、この世代に対する啓発が重要な課題であります。

このような中、宮崎大学におきましては、昨年の県知事選挙の際に、初めて期日前投票所が設置されました。県議会議員選挙前には、同大学の入学オリエンテーションにおきまして、県選管が出前授業を行い、選挙の制度や情報の集め方等を説明するとともに、県外出身の学生には、今後の選挙に備えて、住民票を異動するよう啓発を行ったところです。

また、選挙時の啓発では、若者世代の投票参加を促すため、宮崎公立大学や宮崎大学の学生団体が、街頭啓発やメディア出演等により投票を呼びかけたほか、本県出身の若手タレントを活用し、SNSによる啓発を積極的に実施したところです。

今後とも、若者世代に対し、工夫を凝らしながら啓発活動に取り組んでまいります。

**○今村光雄議員** 宮崎大学での期日前投票所の設置などは、学校に行ったついでに足を運べるため、大変よい取組だと思います。

先ほど、20代前半の投票率は全世代で最低の結果とありましたが、私も20代前半の頃は選挙に興味を持ってませんでした。興味を持ってなかった理由はたくさんあったと思いますが、その中の一つとして考えられることは、政治に携わる機会がないという点があったのではないかと思います。

います。

さきに挙げたデンマークにおいては、青年部という各党の若者が所属する部署があり、活発に政治活動をされているようです。そのような活動に携わることで、自分たちの声が社会に反映されていることを実感しているそうです。

日本においても、愛知県新城市の若者議会という先進事例もあります。若者議会条例を制定し、16歳から29歳までの委員やメンターなどで構成し、全体会議や分科会でまちづくりの議論を行い、1,000万円の予算内で若者目線の政策を実現しております。

また、昨年6月のこども基本法の成立、本年4月のこども家庭庁の発足など、全国的にも子供や若者の意見を政策に反映できる仕組みづくりが進んできております。これら背景を踏まえ、今後も若者の政治参画へのさらなる取組をよろしく願いいたします。

引き続き、統一地方選関連の質問となります。

統一地方選は、異動や進学、就職など、転入や転出が多い、非常に慌ただしい時期に行われます。引っ越しにより選挙権を失ったり、多忙を理由に投票に行かないなど、投票率を下げることが多くありますが、早い段階での選挙の周知や不在者投票の周知などの取組により、少しは低投票率の緩和が期待されるのではないのでしょうか。

4月に行われた県議会議員選挙におきまして、転入・転出に関する周知にどう取り組んだのか、選挙管理委員長にお伺いいたします。

**○選挙管理委員長（茂 雄二君）** 選挙人名簿は、登録日現在で3か月以上住んでいる市町村に登録されるため、今回の県議会議員選挙の登録日が3月30日であった中、3月、4月に県内

で転入・転出した人は、元の住所地の市町村から投票用紙を取り寄せて不在者投票を行うか、元の市町村の投票所において投票する必要があるありました。

県選挙管理委員会といたしましては、選挙啓発のチラシや選挙公報の啓発面、県ホームページに、注意点としてこれらの情報を掲載したほか、県政番組などテレビやラジオでも周知に努めたところであります。

また、県内での異動が多い県職員に対しまして、文書での通知と全庁掲示板への掲載により、異動に伴う注意喚起と投票参加の呼びかけを行ったところであります。

**○今村光雄議員** 統一地方選に限らずですが、決まった時期に行われる選挙に関しては、早期の周知徹底を引き続きお願いするとともに、統一地方選の時期の検討ができないのか、国を挙げての議論を期待したいと思います。

次に、高齢者や障がい者の方の投票所までの支援に関して質問いたします。

現在、投票所から離れた地域に住んでいる有権者の利便性向上のため、移動式や移動支援といった投票支援が行われております。

移動式に関しては、都城市において、ワゴン車による移動式期日前投票所が平成30年より実施されております。移動支援に関しては、県内においても複数の地域で行われているところですが、バスやタクシーなども利用しているとのこと、具体的な取組状況はどのようになっているのでしょうか。

投票所までの移動支援について、県内での取組状況とその内容を選挙管理委員長にお伺いいたします。

**○選挙管理委員長（茂 雄二君）** 投票所への移動支援としましては、主に3種類あります。

1つ目は、路線運行しているコミュニティーバスを投票所入場券や投票済証を提示した場合に無料とするものでありまして、都城市、日南市及び三股町において行われております。

2つ目は、投票所が統廃合された地域において、投票所等を往復する臨時の巡回バスを走らせるもので、西都市で行われております。

3つ目は、高齢者や障がい者等の自宅に迎えに来るデマンド型乗り合いタクシーについて、投票所等への移動に使用した場合に無料とするもので、国富町で行われております。

いずれも地域の実情に合わせて市町村が実施しているものですが、高齢者等の投票機会の確保は大変重要ですので、県としましても取組を促しているところであります。

**○今村光雄議員** 運転免許証の自主返納をする高齢者の方も増えており、選挙に行きたくても行けないという状況にならないよう、各市町村への要請にさらに力を入れていてもらいたいと思います。

次に、高齢者や障がい者の方の投票の際の支援について質問いたします。

投票所は緊張感のある場所です。私もそうですが、慣れていない場所に足を踏み入れ、多くの視線を浴びることで緊張してしまうことがあると思います。高齢者や障がい者の方も同じ状況だと思います。

また、高齢者や障がい者の方は、意思疎通が難しい場合もあり、スムーズに投票ができないこともあるかと思います。選挙権は一人一人に平等に与えられた権利ですので、投票がしにくくなるような障害は、できるだけ省いていく必要があります。

その対応の一つとして、投票支援カードやコミュニケーションボードの導入を始める市町村

が増えてきております。これは、投票の際に手伝ってもらいたいことをカードやボードを使って係員に伝え、支援してもらおうという取組になります。

現在、県内においても、宮崎市や延岡市などでも実施しております。投票の際の高齢者や障がい者の方への支援について、選挙管理委員長にお伺いいたします。

**○選挙管理委員長（茂 雄二君）** 投票の際の高齢者や障がい者への支援につきましては、昨年5月に障がい者団体との意見交換を行いました。参議院選挙前に投票の際の困り事等について、市町村説明会で共有を行いました。

また、総務省では、今年1月にコミュニケーションボードなどの取組が記載された「投票所での対応例」を作成しており、県でも、統一地方選挙に向けた市町村説明会で、この資料を配付して情報提供を行いますとともに、支援対象者に応じたきめ細やかな対応について、改めて依頼を行ったところであります。

今後、高齢化が進むこと等により、投票所における高齢者や障がい者への支援がますます重要になってまいりますことから、投票所運営を行う市町村とともに、丁寧な対応に努めてまいりたいと考えております。

**○今村光雄議員** そのほかにも、緊張感を和らげるという観点から、投票所内でクラシックや映画音楽、環境音楽などの政治色のない音楽を流している自治体もあるそうです。お店の中に期日前投票所があることを考えると、同じような状況ではないかと思えます。

もちろん不正やミスがあってははいけません。誰もが気軽に投票しやすいという点を重要視して、投票所の環境整備を今後も市町村と連携を取り合いながらさらに進めていただくよ

う、よろしく願い申し上げます。

次に、インターネット投票の取組について質問いたします。

現在、国は、投票しやすい環境整備の一つとして、インターネット投票を検討しております。

スマートフォンからの情報入手が早く、かつ移動せず手軽に投票ができるため、高齢者や障がい者の方が投票しやすくなるだけでなく、若者の投票率向上の一助にもなると期待できます。反面、デメリットや危険性の面も多く存在することが考えられます。

インターネット投票についての現状を選挙管理委員長にお伺いいたします。

**○選挙管理委員長（茂 雄二君）** インターネットによる投票につきましては、投票所まで足を運ばずに投票できるため、高齢者や障がい者にとって投票しやすく、また若者などの投票参加も期待される場所です。

一方で、インターネット投票につきましては、投票立会人がいない中での投票を広く認めることについて、選挙の公正の確保の観点から議論が必要であるほか、サイバー攻撃や災害等に備えたシステムのセキュリティー対策、開票結果の正当性の検証などの課題があります。

これらの課題も踏まえ、国におきまして、在外選挙におけるインターネット投票について、具体化の検討がなされているところであります。

県といたしましては、都道府県選管連合会の中で実現に向けた取組を要望しているところであり、今後とも国の動きを注視してまいりたいと考えております。

**○今村光雄議員** 海外ではインターネット投票を実施している国もあり、これからのIT技術

のさらなる進歩を考えると、決して不可能な施策ではないと思いますので、引き続き要望をお願いいたします。

私も、これからも議員として政治の大切さを訴え、より多くの方が政治参加できるよう邁進してまいります。

次に、JR西都城駅のバリアフリー化について質問いたします。

西都城駅は、都城駅に次いで2番目に利用者が多い駅であります。しかし、エレベーターなどは設置されておらず、改札からホームまでは階段での移動となり、車椅子やベビーカーの利用が厳しいものとなっております。また、トイレも和式トイレしかありません。

4年後に控えた国民スポーツ大会や全国障害者スポーツ大会を前に、様々な方が利用できるよう、交通インフラの整備が必要と考えます。

JR西都城駅のバリアフリー化について、県としてどのように考えているのか、総合政策部長にお伺いいたします。

**○総合政策部長（重黒木 清君）** JR九州では、国の方針にのっとり、利用者数が1日2,000人以上などの基準を満たす駅について、順次エレベーターの設置などバリアフリー化を進めており、対象となる県内の駅は全て整備済みとなっております。

西都城駅につきましては、直近の利用者数が1日800人程度であることから、基準は満たしておりませんが、高齢者や障がいのある方を含め、全ての利用者にとって鉄道を安全・安心に利用できる環境整備は、非常に重要と考えております。

このため、県におきましては、宮崎県鉄道整備促進期成同盟会を通じて、未整備駅のバリアフリー化をJR九州へ要望してきたところであ

り、引き続き地元市町の意向を踏まえながら、利便性向上に向けた取組を推進してまいります。

**○今村光雄議員** 予算が必要となりますが、鉄道駅総合改善事業などの国の補助制度もありますので、JR九州への要望を引き続きよろしくお願いいたします。

次に、带状疱疹のワクチン接種について質問いたします。

コロナ禍以降、带状疱疹の罹患者が増加傾向となっています。50歳から発症率が高くなり、80歳までに約3人に1人は発症すると言われております。重症化するケースもあり、ワクチン接種の公費助成を希望する声が多く聞かれます。

全国を見ても、今年の5月現在において、203の自治体にて公費助成を導入しており、県内においても、都農町や木城町などにおいて導入が進んでおります。

带状疱疹ワクチンの公費助成について、県の考えを福祉保健部次長にお伺いいたします。

**○福祉保健部次長（津田君彦君）** 带状疱疹ワクチンは、平成28年に带状疱疹の予防に有効なワクチンとして承認されましたが、予防接種法に基づかない任意接種となるため、原則として接種費用は全額自己負担となります。

国においては、これまで带状疱疹ワクチンの定期接種化について検討を行っているところですが、現時点では、接種の導入年齢やその期待される効果について、引き続き検討が必要とされているところです。

带状疱疹ワクチンの接種費用の助成を行っている自治体もありますが、県といたしましては、自治体の財政力に左右されず、全国一律での接種が可能となる定期接種化が望ましいと考



えており、今年5月に、国に対して速やかな定期接種化について要望したところであります。

○今村光雄議員 私の身近な方も帯状疱疹になり、苦しい思いを聞きました。それだけ多くの方が罹患している状況ですので、国への要望をはじめ、ぜひ県での取組の検討を要望いたします。

次に、安心して出産できる環境整備について質問いたします。

私は都城市に住んでいますが、小林市の方から、地元に分娩できる産婦人科がないことに対しての不安の声を聞くことがあります。

産婦人科自体は小林市立病院に設置してありますが、週に1回の非常勤医師による妊婦健診が主な診療内容となっております。緊急時はもちろんのこと、初めての妊婦の方は、妊娠当初から不安が多いことは明らかであります。

ほかの地域でも同様のことが考えられるのではないかと思います。県内及び県西地区の分娩取扱い施設の状況について、福祉保健部次長にお伺いいたします。

○福祉保健部次長（津田君彦君） 本年4月現在、県内で分娩可能な病院、診療所及び助産所は、計28施設となっております。

また、都城北諸県及び西諸の県西地区において、分娩可能な病院、診療所及び助産所は8施設となっておりますが、令和4年1月から、西諸地区においては分娩取扱い施設がない状況です。

なお、西諸地区においては、令和3年12月から、西諸2市1町と消防が連携して、出産予定日等を事前に登録し、緊急時に迅速に対応できるシステム「出産サポート119」の運用を開始され、妊婦の不安の軽減に取り組まれていると承知しております。

○今村光雄議員 分娩できる産婦人科がない地域においては、出産サポート119は非常に有用であり、妊婦の方の大きな安心につながるよい取組であると思います。

西諸地区においては、分娩取扱い施設がない状況にありますが、県内には分娩取扱い施設がない地域がほかにもあると思います。そのような地域でのネットワーク等はどのようになっているのでしょうか。

安心して出産できる環境整備の取組を知事にお伺いいたします。

○知事（河野俊嗣君） 県では、宮崎大学医学部附属病院を総合周産期母子医療センターとして指定しますとともに、県内の4つの周産期医療圏ごとに、各医療圏で中核的な役割を担う県立病院など6病院を地域周産期母子医療センターとして認定しております。

このような地域のネットワークの構築によりまして、低リスクの分娩が可能となり、母子保健の指標であります本県の周産期死亡率は、全国的に見て低い水準を維持しております。

また、今議会には、居住する地域に分娩取扱い施設がないこと等によります心身や経済的負担を軽減するため、妊産婦健診に係る通院費用を支援する妊産婦健診通院支援事業をお願いしております。

県としましては、引き続き市町村や関係機関と連携し、産婦人科医師の育成・確保にも取り組みながら、周産期医療体制の充実を図るとともに、安心して子供を生み育てることのできる環境づくりに取り組んでまいります。

○今村光雄議員 妊娠してから出産にかけては、非常に精神的に不安定な状態が続きます。だからこそ、不安な要素を一つでも多く省いていくことが大切だと思いますので、今後ともよ

ろしくお願いいたします。

次に、子育て支援について質問いたします。

昨年より開始された伴走型相談支援の取組ですが、妊婦や子育て家庭の孤立化を防ぐことを目的に、公明党が提案・推進してきた施策であります。

妊娠期から出産・育児期まで、一貫して妊婦や子育て家庭の相談に応じ、特に出産前後と0歳から2歳児までの支援に焦点を当て、必要な支援につなぐものであります。

妊婦の方や子育て家庭の伴走型相談支援の必要性について、知事の見解をお伺いいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 核家族や地域のつながりの希薄化などによりまして、孤立感や不安感を抱く妊婦や子育て家庭も少なくない中、伴走型相談支援は、全ての妊婦や子育て家庭に寄り添い、産前・産後ケアや家事支援サービスなどの妊娠期や子育て期に必要なサービスへ結びつけることができる、大変重要な取組であると考えております。

県としましては、市町村研修の実施や先進事例の周知等に加え、昨年度から、伴走型相談支援と出産や育児に関する経済的支援を一体として実施する市町村に対して補助を実施しております。

引き続き、市町村と連携しながら、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制の充実を図ってまいります。

**○今村光雄議員** 心身のストレスが続けば、虐待等に発展するリスクがあります。どうか負担軽減のためにも、全ての市町村において対応できるように、今後も推進をお願いいたします。

次に、休日診療の対応についてですが、先日、このようなお話をいただきました。

高熱が出たお子様を休日診療に連れて行ったところ、インフルエンザがはやっていたせいもあり、車の中で5時間待たされたとのこと。自宅で待機し、診察前に連絡を取り合うなどの対応もあったのではないかと思います。

休日診療だけでなく、夜間診療においても似たようなケースが考えられます。ただ、夜間診療においては、病院に行く前に家庭での対処方法や医療機関の受診の指示などを相談できる、子ども救急医療電話相談#8000が活用できます。

子ども救急医療電話相談の利用状況について、福祉保健部次長にお伺いいたします。

**○福祉保健部次長（津田君彦君）** 子ども救急医療電話相談は、短縮ダイヤルの#8000に電話すれば、小児科医または看護師が夜間の子供の病気やけが等について、症状に応じた適切な対処の仕方や、病院を受診するべきかの相談等に応じるものであります。

本県では、毎日午後7時から翌朝8時まで対応しており、令和4年度の相談件数は7,026件で、過去3年間もほぼ同程度の相談件数となっております。

**○今村光雄議員** 相談件数が一定数とのことですが、利用しやすく、助かっている方も多い状況にあると考えます。

子育て世代の全ての人に知っておいてもらうためにも、今後も周知のさらなる強化の検討が必要かと考えます。

子ども救急医療電話相談の周知の取組について、福祉保健部次長にお伺いいたします。

**○福祉保健部次長（津田君彦君）** 夜間の子供の症状急変等に対応する保護者の不安を軽減するとともに、小児医療機関への不要不急の受診を抑制し、医療従事者の負担を軽減するため、

#8000の利用促進は大変重要であると考えております。

このため県では、ポスターやチラシ、ウェットティッシュ等の広報グッズを作成し、県内の小児科、保育園等を通じて保護者向けの啓発に努めており、昨年度は、#8000の利用方法を知ってもらうための広報動画も制作したところでもあります。

本年度は、この動画を県や県小児科医会のホームページをはじめ、映画上映前のCMや屋外ビジョンで放映する予定にしており、今後とも、様々な媒体を活用し、周知啓発に努めてまいります。

**○今村光雄議員** 次に、アフターコロナにおける介護福祉施設等について質問いたします。

私は20年間、社会福祉法人で勤め、介護業界を取り巻く様々な課題にぶつかってきました。特に近年では、新型コロナウイルスによる現場の大変さを目の当たりにしてきました。

防護服を着て現場に入ることもあり、発熱したのはいつなのか、ウイルスを排出し出したのはいつからなのか、接触した入居者の方や職員は誰なのか等々、情報を密に毎日協議し、神経をすり減らしながら業務に当たりました。

全職員が一丸となって施設に持ち込まないようにするため、外食を控えたり、県外に行かないよう行動制限も行いました。夏場であってもマスク着用にて入浴介助、職員の家族に熱発があったときは、感染している可能性があるため、数日間、自宅待機してもらうこともありました。

介護に携わる職員は、心が優しく、福祉の心を持たなければ務まる仕事ではありません。しかし、コロナ禍により心身ともに疲弊した職員は、心もすさんでいくような気がしてなりません。

んでした。

また、入居者の方の心身の健康に与える影響も非常に大きいものとなりました。入居者の方は、家族にもなかなか会えず、外出の機会が極端に減少し、施設における通常の生活をするのができなくなりました。

やっと再会した家族との面会も、窓越しのため声が届かなかったり、久しぶりに会うため、家族のことを忘れていた方もいらっしゃいました。タブレットによるオンライン面会も、テレビの中の人との認識で、自分の家族であるとの認識をされないこともありました。第7波、第8波と収まることのない感染状況に、いつまで続くのかという不安と諦めしかありませんでした。

しかし、ようやく本年5月8日以降からは、新型コロナは5類感染症に移行しました。新型コロナ以前の状態へ、さらにはそれ以上の経済再生を目指し、様々な取組が開始されております。本県のこのたびの補正予算を見ても、そのことが明らかであります。

ただ、高齢者施設においては、重症化リスクが変わらないため、現在でも感染症対策をしなければならぬ状況であります。命を預かる業界であるため、やむを得ないことではあります。5類移行になってもこの業界は変わらない、そういう状況を多くの方が理解していただだけでも、働く職員は救われる面があるのではないかと考えております。

新型コロナの5類移行後、なお感染対策に取り組んでいる高齢者施設職員等に対する知事の所感についてお伺いいたします。

**○知事(河野俊嗣君)** 新型コロナの感染が令和2年3月に本県で初めて確認されて以来、社会全体がその対応を迫られ、3年以上にわた

り、県民の皆様一丸となって感染症対策に取り組んでいただきました。

中でも、重症化リスクの高い高齢者が多く生活している高齢者施設におきましては、職員の方々が自らウイルスを持ち込むことのないよう、また施設内で感染拡大することがないよう、高い緊張感を持って介護サービスを提供してこられました。

仕事の場面はもとより、プライベートの場面においても、そのプレッシャーたるやいかばかりかと、頭の下がる思いがしております。

新型コロナウイルス感染症は5類感染症に移行しましたが、今なお高齢者施設等におきまして、職員や関係者の皆様が強い使命感と高い志を持って、感染対策をはじめ、介護を必要とする高齢者の命と生活を守るため尽力しておられることに、改めて深く敬意を表し、感謝を申し上げます。

県としましても、入所者や御家族に寄り添い、誇りを持って職務に励んでおられる施設職員や関係者の皆様にしっかりと支えていけるよう、引き続き、高齢者施設における感染対策への支援に取り組んでまいります。

**○今村光雄議員** 知事もしっかりと認識、理解してくださっていること、そして今後も高齢者施設等における支援に取り組んでいただけることを心強く感じているところでございます。大変ありがとうございます。

高齢者施設等に関しては、引き続き感染症対策に取り組んでいかなければなりません、5類に移行したことで何が変わったのか、国と県の状況はどうなっているのでしょうか。

新型コロナの5類移行後における高齢者施設への対応について、福祉保健部次長にお伺いいたします。

**○福祉保健部次長（津田君彦君）** 新型コロナの5類感染症への位置づけ変更に伴い、限られた医療機関による特別な対応から、幅広い医療機関による通常の対応へと移行するなど、様々な制度や仕組みが大きく変わってきております。

このような中、国は、重症化リスクの高い高齢者が多く生活している高齢者施設への対応については、医療提供体制をはじめとする各種施策を当面の間、継続する方針を示しております。

これを受け、本県は、施設職員を対象とした検査のためのキットの配付のほか、陽性者発生後のサービス継続に係るかかり増し経費への支援、高齢者施設への往診を行う医療機関への補助を継続することとしており、重症化リスクの高い高齢者を守るため、引き続き高齢者施設への対策に取り組んでまいります。

**○今村光雄議員** 5類に移行し、県内の感染状況による警報等の発令はなくなりましたが、高齢者施設等への感染を最小限に抑えるためにも、職員を対象とした検査キット配付、かかり増し経費の支援、高齢者施設へ往診を行う医療機関への補助などは、今後も継続をぜひお願いいたします。

次に、かかり増し経費について質問いたします。

これまでも本県では、新型コロナ対応の費用に対して、かかり増し経費による支援を行っております。このかかり増し経費は本来、新型コロナがなければ発生しない費用に対して助成するものであります。

感染対策に取り組まなければならない以上、5類移行後も必要な助成であり、引き続き助成することになっておりますが、5類移行後にお

いて、新型コロナ感染者が発生した高齢者施設に対するかかり増し経費支援の内容を福祉保健部次長にお伺いいたします。

**○福祉保健部次長（津田君彦君）** 新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した高齢者施設に対しましては、これまで職員の感染等に伴う介護人材の確保のための人件費や、感染対策のための衛生用品の購入費用のほか、病床逼迫等により、やむを得ず施設内療養を行った場合などに生じるかかり増し経費に対する補助を行ってきたところであります。

重症化リスクの高い高齢者が多く生活する高齢者施設におきましては、5類移行後においてもこれまでと同様の負担が生じますことから、当面、陽性者が発生した場合のかかり増し経費の支援を継続することとしております。

**○今村光雄議員** コロナ禍の初期の頃の話になりますが、マスクが不足していたときは、高額であっても大量に購入する必要がありました。また、消毒液やプラスチック手袋なども品不足となり、高額購入をしておりました。

かかり増し経費の助成は、高齢者施設等にとっては大変助かっている現状にありますので、多くの事業所に行き渡るよう、今後もよろしくお伺いいたします。

次に、かかり増し経費の上限額について質問いたします。

高齢者施設等においては、感染者数の多さや長期間にわたっての感染確認もあるため、かかり増し経費の上限額を上回る場合があります。

かかり増し経費が補助上限額を上回った場合、補助額の引上げができないのか、福祉保健部次長にお伺いいたします。

**○福祉保健部次長（津田君彦君）** かかり増し経費に対する補助につきましては、特別養護老

人ホーム、訪問介護、デイサービスなどの介護サービスごとに国が補助上限額を設定しているところであります。

原則として、補助上限額の範囲内で補助を行っておりますが、集団感染の発生等により、かかり増し経費の申請額が上限額を超える場合につきましては、県が国に個別協議を行い、承認された場合は、上限額を超える額についても補助を行っているところであります。

**○今村光雄議員** クラスター発生時に限らず、感染者が1人であっても感染力が強いため、広がらせないためのゾーニング等の対応が必要となり、感染対策の経費は必要となります。物価高や水道光熱費も高騰しており、経費を圧迫している状況は、高齢者施設等も同じであります。

今後も、上限額を超えた場合においても承認をいただくことができるよう、国との協議をよろしくお伺いいたします。

続きまして、介護業界における人材不足について質問いたします。

介護人材の不足に対して、処遇改善をはじめとし、ICTや介護ロボットによる支援など様々な施策を取っておりますが、少子化の流れもあり、いまだ厳しい現状にあります。

介護人材の確保は重要な課題であると認識していますが、県の取組について、福祉保健部次長にお伺いいたします。

**○福祉保健部次長（津田君彦君）** 今後、介護サービス需要のさらなる増加が見込まれる中で、介護サービスの基盤となる介護人材を確保することは、重要課題の一つであると考えております。

このため県では、「新規就労の促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」の3つの視

点から、様々な対策を講じているところであり  
ます。

具体的には、「新規就労の促進」として、テ  
レビやSNSなどを活用した介護の魅力発信  
や、離職した介護福祉士の再就業を目的とした  
研修の実施など、「労働環境・処遇の改善」と  
して、職員の負担軽減や業務効率化を図るた  
め、ICTや介護ロボットの導入支援など、  
「資質の向上」として、介護技術や医療的ケア  
に関する研修の実施などに取り組んでおりま  
す。

○今村光雄議員 処遇改善に関しては、昨年よ  
り介護職員等ベースアップ等支援加算が新設さ  
れておりますが、県内においては、7割を超え  
る事業所が取得していると伺いました。

介護に携わる業種は、介護職だけでなく様々  
な業種で成り立っており、この加算はそれらの  
業種も対象となってきますので、ぜひ各事業所  
への取得の促進もお願いいたします。

また、離職した介護福祉士、いわゆる潜在介  
護福祉士に関してですが、令和2年度の社会福  
祉振興・試験センターの就労状況調査による  
と、介護福祉士の約2割が潜在介護福祉士との  
結果が出ております。介護福祉士の8割が女性  
との調査結果もあるため、出産や子育てが原因  
で離職している可能性もあります。

潜在介護福祉士に対しての再就業のための研  
修は、そのような有資格者に対しても有用であ  
りますので、広く周知していただき、推進をよ  
ろしくお願いいたします。

最後の質問になりますが、これからを担う介  
護人材の育成も大切です。介護職の魅力は、一  
生懸命やった分、相手に感謝されることが挙げ  
られます。高校生等がボランティアに来て、直  
接高齢者の方と接する機会があり、双方ともに

大変に喜ばれる場面を見ております。また、会  
話や触れ合いの中で、介護する側が元気をもら  
うことも魅力の一つだと思います。

そのような取組の中で、若い世代が介護に対  
して興味・関心を持ってもらうことが、後継の  
人材につながっていくと思います。

将来の介護人材の確保に向けた若年層に対す  
るPRについて、県の取組を福祉保健部次長に  
お伺いいたします。

○福祉保健部次長（津田君彦君） 若い世代に  
介護分野を就職先として選択していただくため  
には、介護の仕事について、小中学生など早い  
段階から興味・関心を持ってもらうことが重要  
であると考えております。

このため県では、これまでパンフレットや動  
画を作成し、県内の中学生などに介護の魅力  
を伝えるとともに、福祉系高校と連携して、高  
校生が中学生に対して、介護ロボット体験など  
を通じて介護の魅力を発信する交流事業を  
実施しております。

今年度は、交流事業の対象を小学生まで  
拡大することとしており、介護の仕事を将来  
の職業の一つとして捉えていただけるよう、  
引き続き、若い世代に対して、介護の  
魅力発信や理解促進に取り組んでまいり  
ます。

○今村光雄議員 高齢者の皆様のおかげで  
今がある、そして介護の仕事は誰にでも  
できる仕事ではないという意識の醸成は、  
自分の仕事に対する誇りにつながると思  
います。そのような面も含め、魅力ある  
介護のPRをよろしく  
お願いいたします。

人材不足の課題は、介護業界だけではなく、  
どの業界におきましても喫緊の課題であ  
ります。その中でも、高齢者福祉をは  
じめ、保育園や障がい者施設などの  
福祉施設においては、社

会的援助が必要なため、人材の確保や定着により一層の力を入れていかなければならないと考えます。

そして、今現在におきましても、入居者の方も御家族も、そして職員も、本来あるべき業務の姿ではないため、苦労を強いられていることを再度御理解いただき、私の質問を終わらせていただきます。

以上になります。ありがとうございました。

(拍手)

○濱砂 守議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

午前11時39分休憩

---

午後1時0分再開

○濱砂 守議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、松本哲也議員。

○松本哲也議員〔登壇〕(拍手) 皆様、こんにちは。私は今回、4月の選挙におきまして、県民の皆様の負託を受け、延岡市選挙区におきまして初当選させていただきました、県民連合立憲、立憲民主党の松本哲也でございます。

今定例会最後の登壇となりました。延岡市議会では静かに登壇しておりましたので、県議会での拍手を受けての登壇に実は違和感がありましたが、こうやって皆様方から拍手をいただいて登壇すると、これもいいなと思いながら、その皆さん方からいただくエールを受けて、これからしっかりと質問させていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

私は、延岡市北川町在住の県議会議員を56年ぶりに県議会へという熱い思いを受けまして、県政に、長年にわたる地域の皆さん方の思い、

声を届けたいと挑戦させていただきました。そして今、ここに立たせていただいております。

この延岡市は、平成18年2月の旧北方町、そして旧北浦町、平成19年3月の旧北川町の市町合併後の県議会議員選挙の際、旧東臼杵郡選挙区の県議会議員として長年御尽力されました松井繁夫先生の御勇退以後、県北で三北と言われるこの地域で県議会議員が不在、そして新たな延岡市選挙区で16年間不在ということになりました。

今年2023年は、置県140年に当たります。その少し前の明治14年3月から、16年に宮崎県が再配置される直前の4月まで、鹿児島県会議員として長友小三氏が在籍されています。

長友氏はその後、町村制が施行された明治22年6月に、北川村の初代村長として就任されて、1期4年間で務められた方です。

長友氏が宮崎県の分県再置にどのような役割を果たされたか詳細は不明なんですけれども、川越進翁とともに分県運動に参画され、現在の宮崎県誕生に御尽力されたであろうと信じております。

私自身、旧北川町、合併後の延岡市職員、そして2期8年を市議会議員として、歴史や伝統文化をはじめ地域の課題など、様々な意見やお話をお聞きし、活動してまいりました。大切なお一人お一人の思い、その声を、これから与えていただきました4年間、この議場で届けさせていただきたいと思っております。

そのことにより、県民の皆様が安心して宮崎県に住める、宮崎県に住んでよかったと実感していただけるように取り組み、次世代にすばらしい宮崎県を渡すために邁進してまいります。

ぜひ知事をはじめ県当局の皆様には、県民の皆様が将来に向けて希望の持てる御答弁をお願い

いたします。

それでは、通告順に従いまして一般質問を行います。

初めに、平成の合併についてのお尋ねをいたします。

冒頭に触れましたが、延岡市は、1市3町の市町合併を経て今日に至っております。本県は、市町村合併を経て、9市35町村から9市17町村の26市町村となり、現在に至っております。全国においては、自治体数が半減しております。

河野知事は、2005年、平成17年4月に総務部長、その後、副知事に就任、平成23年1月から現職の知事として4期目を迎えられました。

知事が本県において活躍されているこの間、本県ではまさに平成の市町村合併が進み、現在の宮崎県となっております。

知事は、さきの選挙に加え、これまで県内各地において、その現状に触れ、多くの県民の皆様の声をお聞きし、感じてこられたことが多くあるものと推察いたします。

そこでお伺いいたします。これまでの県内における平成の市町村合併について、知事としてどのように評価されているのかお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わり、以後は質問者席から行います。(拍手) [降壇]

**○知事(河野俊嗣君)** [登壇] お答えします。

市町村合併は、それぞれの時代状況を背景として、様々な状況を背景として行われてきたものでありますが、平成の市町村合併は、人口減少や少子高齢化等を背景に、充実した行政サービスを安定的に継続できる体制の強化を図るために、それぞれの地域で進められてきたもので

あります。

合併した団体では、行財政基盤の強化により、効率的で効果的な取組が行われ、道路や下水道などの社会資本の整備が進み、危機管理や地域医療対策をはじめ、地域課題に対応するための専門組織が設置されるなど、住民の福祉に資する成果がもたらされたものと認識しております。

一方で、住民の声として、「職員と地域住民とのつながりが弱くなった」とか「周辺部の活力が失われた」、そのような様々な御意見、御指摘も伺っているところであります。

各市町村においては、こうした住民の声を受け止め、地域が一体となって将来像や今後の在り方を展望しつつ、行政運営を行う姿勢、その取組が求められているものと考えております。以上であります。[降壇]

**○松本哲也議員** 当時を振り返りますと、西尾私案が出され、合併を選択するのか自立を選択するのか、各自治体においても議論がなされたと認識をしております。私は、今後も基礎自治体をしっかりと支援していただきたいと、そのことを強く願っております。

特に、過疎地域や合併した、いわゆるみなし過疎地域などへの財政支援などについては、これまで以上の財政支援を構築していただくなど、周辺部の振興はこれまで以上に強力に図っていただくことを求めたいと思います。

しかし、近年は、頻発・激甚化する自然災害などの発生において、近隣の市町村との応援協定を交わし、対策を講じている自治体も多く存在しており、そのことが大切な取組であることは私自身も理解はしております。

そこで、次に、広域化・圏域化についてお尋ねいたします。



人口減少の深刻化、高齢者人口がピークを迎える2040年頃を見据え、隣接する自治体が連携する「圏域化」の構想が浮上し、数年がたちました。

市町村合併の検証・総括もない中に、さらなる合併とは言い難いので、広域的な連携を進める圏域化なのではないかと私は感じています。

県内においても、消防通信指令の広域化の協議や、水道広域化推進プランの策定といった具体的な計画、検討が行われているようです。

そこで知事にお伺いいたします。このような広域化・圏域化の動きについて、県としての取組はどのようになっているのかお尋ねいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 市町村は様々な行財政課題に直面し、厳しさが増す中で、国の第32次地方制度調査会の答申では、地方公共団体がインフラの老朽化や人材不足に直面しながら行政サービスを維持するため、地域の実情に応じた広域連携が有効と示されているところであります。

県としましても、限られた予算や人員の中で、県民の様々なニーズに対応していくため、県や市町村があらゆる分野で広域的に連携することや、市町村同士が自主的に連携協約等を結び、協働して取り組んでいくことが重要であると考えております。

このため、市町村広域連携推進セミナーの開催により意識の醸成や、水道や医療など将来にわたり安定的かつ効果的に提供していく必要がある事業における共同処理の支援など、市町村間の連携強化を支える取組を進めております。

引き続き、地域住民が必要とするサービスが将来にわたって提供できるよう、市町村の声を

十分に伺いながら、行財政運営の支援をしてまいります。

**○松本哲也議員** それでは、具体的に県水道広域化推進プランについてお尋ねいたします。

人口減少の影響や節水型家電製品の普及に加え、水道管の老朽化など、自治体における水道事業の経営は年々厳しくなっていることが予想されます。

しかし、水道事業をはじめ、地方公営企業は独立採算制が基本でありますので、今回県が策定したプランは市町村にどのような影響を与えるのか、また今後、下水道事業や病院事業はどのようなになるのか、私にとっては、自治体との協議・検討の内容など、非常に関心の高いものがあります。

そこで伺いいたします。今回策定しました宮崎県水道広域化推進プランの内容と県の役割について、福祉保健部次長にお伺いいたします。

**○福祉保健部次長（津田君彦君）** 市町村等が担う水道事業の経営環境は、人口減少に伴う収益性低下や、施設老朽化等の更新需要の増大に伴い、厳しさを増す状況にあります。

宮崎県水道広域化推進プランは、これらの状況に対応するため、中長期的な視点から、経営基盤の強化を目的として、県が今年3月に策定したものです。

プランの中で、県は、広域的な視点から、市町村の区域を超えて事務の広域処理を行う場合の効果をシミュレーションし、その上で、保守点検業務など効果が高い取組を提案しております。

市町村等は、このプランを参考に、経営基盤強化に向けて主体的に検討を行うこととなっております。

県といたしましては、今後、水道事業の持続的運営が図られるよう、定期的な会議の開催や広域連携事例の情報提供など、市町村の意向も十分踏まえた上で必要な支援を行ってまいります。

**○松本哲也議員** どうぞよろしくお願ひいたします。

次に、地方分権についてお尋ねいたします。

地方分権一括法の施行により、国と地方の関係は対等・協力となり、国は、地方の自主性を高めるために制度改正を行うなど、様々な推進に取り組んできました。

しかし、現状は、各種交付金などにおいて、その用途をはじめ、主導権を握っていると思っております。地方交付税においては、トップランナー方式を用いる点や「地方交付税措置をしていく」と、このようなことで、その関与は顕著であると言えます。

私は、どちらかといえば、逆に中央集権が進んだのではないかとさえ感じています。ましてや道州制の議論はどこに行ったのか、30年もたちますと、国と地方の関係も見直しがされるのではないかと危惧します。

しかし、今年には置県140年。10年後、50年後の宮崎県を描き、夢を語らなければならないと思います。そのことで次の世代に宮崎県を引き継がなければならないと感じているからです。

そこでお伺ひいたします。これまで進めてこられた地方分権改革の推進について、知事の所感をお伺ひいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 地方分権改革は、地方が自らの創意工夫により問題を解決し、より魅力ある地域づくりを行うための基盤となるものであります。

これまで、国から地方への税源移譲や義務づ

け・枠づけの見直し等によりまして、地方分権の取組は一步一步着実に進展してまいりました。

しかしながら、こうした見直しが進められているものの、地方が主体的に行うべき計画策定を補助金交付の要件とする実質的な義務化や、制度運用に当たっての「従うべき基準」など、依然として地方に対する国の過剰な関与が課題となっております。

人口減少が本格化する中、我が国の持続的な発展のためには、これまで積み上げてきた地方分権の取組、その歩みというものをさらに進めることが重要であると考えております。

県としましては、国と地方の役割の見直しや明確化を図り、地方の実情に合った地域づくりを実施できるよう、「国と地方の協議の場」の充実や計画策定等の見直し、立法プロセスへの参画など、全国知事会とも連携して、引き続き地方分権改革の推進に取り組んでまいります。

**○松本哲也議員** ぜひ河野知事におかれましては、全国知事会において、そのリーダーとなって、御発言でも引っ張って推進していただきたいとお願ひしたいと思ひます。

それでは次に、今議会におきまして、これまで多くの議員の皆様が様々な角度からお尋ねになられましたG7宮崎農業大臣会合です。

この会合が開催されたことで、このことを今後どのように県政に取り入れていくのか、どのように県民に還元されていくのかが重要であると感じています。

そこでお伺ひいたします。G7宮崎農業大臣会合が開催された経験を踏まえて、本県の強みを生かした県政運営をどのように図っていくのか、知事にお伺ひいたします。

**○知事（河野俊嗣君）** 今回の会合は、このG

7クラスでは、23年ぶりに開催された会合となりました。

本県の強みである食や農業、優れたMICE環境などの魅力を最大限世界に向けて発信する機会となり、各国大臣や関係者からも、本県の食材やおもてなしに対する高い評価の声をいただいたところでもあります。

また、会合の共同声明文書では、循環型農業の推進にも言及されたところでありまして、持続可能な農業を目指す本県にとりまして、心強い後押しをいただいたものと考えております。

加えて、県内高校生によります各国大臣への提言や学生ボランティアの活躍など、グローバルな視点を持った人材育成の場にもなったものと考えております。これらの成果は貴重な財産であると考えております。

置県140年であります今年、このG7の会合に加えまして、WBCやラグビー日本代表の合宿、県人会世界大会など、本県が世界とつながる機会の多い、そのような年であります。

引き続き、本県の強みや財産をさらに磨き上げ、世界に発信しますとともに、世界に通用するグローバル人材の育成や、新たな価値の創造に努め、未来へつないでいくことを強く意識しながら、今後の県政運営に当たってまいります。

**○松本哲也議員** ぜひともよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、先ほど知事の答弁にもありましたが、宮崎県人会世界大会についてお尋ねいたします。

先ほどから今年が置県140年であることに触れていますが、非常によい事業であると私は感じております。

私の住む延岡市北川町から、それも私の近所

から、昭和44年にブラジルに移住された方がいらっしゃるしまして、北川村報に近況を知らせる手紙が数回掲載されておりました。

ブラジル到着後に、長い船旅であったことや、ブラジルの気候や果樹中心の営農で桃が主力であること、リンゴの試験栽培が成功したことなどが書かれておりました。

昭和59年、当時の北川町長がブラジル訪問の際に、ブラジル移住の方々が切望されていた、盆踊りなどで使う太鼓をお土産に持っていかれたということが書いておりました。それまではドラム缶を代用されていたということでした。

県内の各自治体においても様々な交流などが行われてきたのではないのでしょうか。これは国内においても同様です。

今回、この事業により、多くの本県出身者、ゆかりのある方が帰省され、交流することで、本大会の成功を願うところです。

しかし、開催まで半年となった今、県内の市町村における独自の取組なども関心があります。このような機会に、ふるさとの自治体における交流などを促し、盛り上げるべきと思ひます。

そこでお伺ひいたします。今回の宮崎県人会世界大会の開催における市町村と連携した取組はどのようになっているのでしょうか。その取組について、商工観光労働部長にお伺ひいたします。

**○商工観光労働部長（丸山裕太郎君）** 宮崎県人会世界大会は、国内外の県人会の方々が一堂に会し、ふるさと宮崎を中心としたネットワークの構築を目的としており、議員御指摘のように、それぞれの出身地やゆかりのある地域をより身近に感じていただくことが大変重要と考えております。

このため大会では、記念式典や歓迎レセプションに加え、市町村ごとにブースを設け、特産品のPR等を行うとともに、県内各地を訪問するツアーを予定しており、各市町村と意見交換等を行いながら準備を進めているところであります。

県といたしましては、引き続き市町村と緊密に連携し、参加される県人会の方々に大会テーマの「つながろうひなたで、つなげよう世界へ」を実感していただける大会になりますよう、しっかりと取り組んでまいります。

**○松本哲也議員** ぜひよろしくお伺いいたします。私も楽しみにしております。

次に移ります。選挙についてお伺いいたします。

今回の統一地方選挙は、全国的に投票率が過去最低を更新しております。あまりよい更新ではないことは、私が申すまでもありません。

あまりにも低い投票率となってしまいますと、県民の負託を受けたと言いつつも、その選挙そのものがどうなのかと、その正当性を考えてしまいます。とはいえ、我が国のように自由な選挙ができることをありがたく思っています。

また、最近の選挙では、期日前投票は定着してきたようですし、ショッピングモールなどで投票ができるなど様々な工夫が行われ、投票率の向上に努めていただいております。

しかし、投票所までの距離が遠く、自動車運転免許の返納や公共交通の利便性など、現実的に、投票に行きたい、行かなければいけないと思っても、その移動手段に苦慮されている方も多くなっているようです。

そこでお伺いいたします。今回の県議会議員選挙における投票率について、選挙管理委員長

の所感をお伺いいたします。

**○選挙管理委員長(茂雄二君)** 今回の県議会議員選挙の投票率は40.75%と、前回の39.76%を0.99ポイント上回りました。

最近の国政選挙や県知事選挙の投票率が回復傾向であった中、その勢いに乗れるよう選挙啓発に努めてまいりましたが、結果として約6割の選挙人が棄権しましたことは、厳しい結果であると受け止めております。

県選管といたしましては、引き続き県議会の出前授業の取組などとも連携しながら、多くの選挙人が県政や県議会の活動に関心を持ち、投票参加されるよう、主に若者世代を対象とした啓発活動や、教育委員会と連携した主権者教育に取り組んでまいります。

**○松本哲也議員** 今回の県議会議員選挙では0.99ポイント上回ったということですが、委員長が答弁されたように、関心を持っていただくため、今後は私たち議員も、県議会を身近に感じていただけるように、検討や取組を進める必要性を感じています。

有権者からは、移動投票所を望む声や、投票記載台に掲示された候補者の氏名がポスター掲示の順番と違っていることから、「写真と名前があるといい」であるとか、「紙の選挙公報でなく、SNSで候補者の統一された情報提供があれば」と、具体的な提案もお聞きいたしました。

これは、近年の選挙カーによる運動で、病院などの施設や学校はもちろん、住宅街などでの配慮や時間帯など、これまでの選挙活動を工夫しなければいけない提案であったと感じております。

そこで、午前中の今村議員の質問と重なる部分もあるかと思いますが、重要なことと考えま

して、私の考えた予定どおりの質問をさせていただきたいと思っておりますけれども、このような声があるわけです。

この声を踏まえていただき、投票率向上に向けてどのように取り組むのか。冒頭に少し触れましたけれども、高齢者の方など移動手段がない方々への移動支援なども必要と考えます。あわせて、インターネットによる候補者の情報提供などにつきまして、選挙管理委員長にお伺いいたします。

**○選挙管理委員長（茂 雄二君）** 投票所等への移動支援や、都城市で取り組まれている山間部での移動式期日前投票所の設置につきましては、今後も高齢化が進む中で、投票機会の確保のため、大変重要な取組であります。

このため県では、国政選挙や県の選挙における必要経費を負担しますとともに、市町村向けの説明会や研修等におきまして、先進事例を紹介しながら導入に向けた検討を促しております。

また、選挙人が携帯端末等で気軽に候補者の情報を得られることも、投票率の向上のためには重要であります。

このため、出前授業等におきまして、選挙の情報入手手段として、SNSなどインターネットを利用した候補者の選挙運動を紹介しておりますほか、選挙公報につきましても、県のホームページに掲載し、周知に努めているところであります。

**○松本哲也議員** ぜひお願いいたします。

では、選挙についてもう一点、LGBTQ、性的少数者の方に対する配慮です。

女性であることを自認する男性の方が、御自身の思うとおりの服装をされて投票に行かれたところ、戸籍は男であることから、投票用紙を

渡す担当者の方から、「御本人ですか」と戸惑いながらも確認を受けたそうです。「もう投票に行きたくなる気持ちにはなりません」とおっしゃっていました。このことは病院などでも確認されるために、度々苦痛を感じているとのことでした。

何か工夫が必要ではないかと思えます。尋ねた担当者の方も、ミスは許されないといい、善意で一生懸命に聞かれたと思えますが、今後もこのような事象は起こり得ると予想されます。

投票所におけるLGBTQなど性的少数者に対する配慮という点につきまして、選挙管理委員長にお伺いいたします。

**○選挙管理委員長（茂 雄二君）** 投票所で投票する際には、まず受付におきまして、選挙人名簿に登録されているかどうか確認を行います。選挙人名簿には、選挙人の住所、性別、生年月日を記載しなければならず、受付では、これらの項目に対して本人確認を行うこととなります。

また、投票者数につきましては、男女別で把握し、報告するよう総務省から求められておきまして、投票用紙の交付の際に、係員が性別の記録を行っております。

これらの事務におきまして、従事者が性別確認を行うこととなりますが、その際、選挙人に性別をただしたり、ほかの従事者への引継ぎの際に、周囲に聞こえる声で話したりすることのないよう、市町村説明会の場で注意を促しております。

引き続き、誰もが気持ちよく投票できる環境づくりに努めてまいります。

**○松本哲也議員** これを本当に分ける必要があるのかなというところは、まだ疑問がありますが、ぜひとも委員長がおっしゃったよう

に、その環境づくりのために、当事者団体の方々との協議・検討、そういったものをしていただくことを私のほうからはお願いしたいと思います。

それでは、次に移らせていただきます。マダニ対策についてお尋ねいたします。

マダニを媒介とした感染症、重症熱性血小板減少症候群（SFTS）については、過去に県議会において質問されていることは認識いたしております。県内市町村におきましても、警戒を促す広報などにより、注意喚起を行っていたいております。

私の知人から「マダニにかまれて、知り合いが亡くなった」、また別の方からは「奇跡的に回復したが、家族は覚悟するように伝えられていた」、ほかにも「病院に診察に行ったところ、熱が出なくて入院はしなかったが、熱が出た場合は即入院と言われて予約をしていた。しかし、その間に1か月近く痛みや倦怠感があった」など、聞けば聞くほど早急な感染予防対策の必要性を感じたところです。

そのような中、SFTSに関して研究が進んでいることをお聞きし、大きな期待を持ったところでした。

そこでお尋ねいたします。SFTS（重症熱性血小板減少症候群）に関する県内の研究体制等感染予防に係る県の取組について、福祉保健部次長にお伺いいたします。

**○福祉保健部次長（津田君彦君）** 本県におけるSFTSの発生状況は、統計を取り始めた平成25年から累計で103件であり、全国1位となっております。

SFTSに関しては、宮崎大学において医学と獣医学が連携して、早期診断や予後改善に向けての研究に取り組んでおり、県の衛生環境研

究所も検査の技術的中核機関として参画しております。

治療法が確立されていないSFTS対策では、マダニにかまれないことが最も重要となります。

このため、県としましては、マダニの活動が活発になる春から秋の時期に合わせて、県ホームページ等を通じて広く注意喚起を行っており、引き続き、市町村、医療機関とも連携して周知・啓発を行ってまいります。

**○松本哲也議員** ぜひ県としても、この対策に御尽力いただきたいと思います。

次に移ります。防災・減災についてお尋ねいたします。

昨年の台風第14号被害については、その復旧に御尽力いただいておりますことに感謝を申し上げます。今後もさらなる早期の復旧に努めていただきますようお願いいたします。

一たび台風や大雨が発生いたしますと、河川全域に多くの流木などをはじめとした災害ゴミが漂着しています。

特に下流域や海岸は漂着物が滞留することもあるのでしょうか、毎回、相当量の流木などの漂着物を目の当たりにいたします。片づけが終わらないうちに次の台風が発生することも度々起こり、漁業関係者を悩ませ、地域住民の方はいつまでも心が晴れない日々を送られています。

さらに、これからは海水浴シーズンを控え、水質が幾らよくても、観光客からしますと、楽しみも半減するのではないのでしょうか。

そこでまず、延岡地区の河川や海岸における流木などの漂着物への対応について、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（原口耕治君）** 昨年の台風

第14号により、県内各地の河川や海岸において、林地残材を含む多くの流木等が漂着しており、延岡地区におきましても、祝子川や方財海岸、延岡港東海海岸などで確認されております。

このため、河川においては、流木が点在して漂着していることから、樋門やポンプ場などで河川管理に支障が生じている箇所を優先し、順次撤去を進めております。

また、海岸においては、約1万立方メートルに及ぶ流木等が漂着したことから、資源の有効利用と処分費の縮減を図るため、公募により流木を無償提供する取組を行っており、バイオマス発電等にも利用されております。

今後とも、国、県、市町で構成される流木等処理に係る会議などを通じて関係機関と連携し、河川、海岸の適切な管理に努めてまいります。

**○松本哲也議員** それでは、今答弁にもありましたが、山林伐採後の跡地に残された林地残材、このようなものが影響しているのかと感じておる方もいます。伐採後の再生林に向けての地ごしらえなど、必要な対応は取るとしましても、適切な流出防止対策が必要であると考えます。

そこで、林地残材の流出防止対策についてはどのように取り組んでおられるのでしょうか、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（殿所大明君）** 県では、適正な伐採を推進し、林地残材等の流出を防止するため、林地残材の置き場所の選定や適切な置き方、壊れにくい作業道を造る方法など、伐採事業者が遵守すべき事項をまとめたガイドラインを作成し、市町村を通じた周知や伐採パトロールなどでの指導を行っております。

また、林地残材は再生林の支障になるとともに、災害時に河川等へ流出するおそれがあるため、木質バイオマス資源として有効活用する事業にも取り組んでおります。

さらに、溪流内に堆積した流木の撤去等を行う事業も実施しており、今後とも引き続き、林地残材の流出防止対策にしっかりと取り組んでまいります。

**○松本哲也議員** どうぞよろしくお伺いいたします。

次に、私が地域住民として、また市議会議員として取り組んできました、一級河川、北川の管理についてお伺いいたします。

このことになりましたと、流域治水対策の一言では済まされない数々の改善や要望などがあります。

今回は、大分県企業局が管理しています大分県佐伯市宇目町に所在する北川ダムについてです。

北川ダムは、昭和37年8月に洪水調整と発電を目的に建設されました。国土交通省が進める流域治水プロジェクトでは、気候変動の影響による水害の激甚化・頻発化などを踏まえ、堤防やダムの建設などの対策を加速させ、流域の関係者が水害対策を行うという考えです。私の住む北川流域の地域住民を悩ます霞堤の保全などがあります。

この課題が悩ましいのは、北川の源流は大分県となり、北川ダムが存在しています。県境を挟み、下流域の河川管理者は宮崎県となりますので、様々な点において、宮崎、大分両県での協議・検討が必要であるということです。

今後の気候変動による異常気象が想像に難くない現状からしますと、これまでの基準による防災対策は見直しも必要になると考えていま

す。

そこでお伺いいたします。北川ダムの管理について、大分県とどのように連携をされているのでしょうか、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（原口耕治君）** 北川につきましては、平成9年の台風第19号により、延岡市において甚大な被害を受けたことから、河川やダムに関する諸問題を検討することを目的として、国、大分県、宮崎県、延岡市、地域の代表者及び学識経験者で構成する「北川流域防災会議」が設けられております。

この会議での意見や要望を踏まえ、大分県では、北川ダムの事前放流にいち早く取り組み、本県では、河川監視カメラや水位計の設置による洪水情報の充実に取り組むなどの洪水対策を推進してきたところであります。

今後とも、北川ダムの管理を含む地域の課題に対しまして、住民の皆様の御意見を伺いながら、引き続き大分県とも連携し、官民一体となって取り組んでまいります。

**○松本哲也議員** 防災・減災の最後の質問、延岡市の長浜・方財海岸の浸食問題です。

先日、現地を調査いたしました。その後は、国会において質問もされているようです。

私は、方財海岸においての袋詰め玉石の効果や、延岡新港においては防波堤延長の今後の進捗効果など、私以外の地域住民の方々の関心も高いことから、県としてできること、取り組んでいることをしっかり検証していかなければならないと考えています。

そこで、長浜・方財海岸の保全における取組状況につきまして、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（原口耕治君）** 長浜・方財海

岸につきましては、これまで五ヶ瀬川河口の導流堤において、袋詰め玉石によるかさ上げを実施しており、施工箇所周辺に砂の堆積が確認されることから、一定の効果があると考えております。

また、延岡新港のしゅんせつ土砂を用いた大瀬川河口周辺の養浜を引き続き行いながら、今年度は新たに国が掘削する五ヶ瀬川の堆積土砂を長浜海岸の浜崖の箇所に活用してまいります。

さらに、海岸から延岡新港へ流れ込む砂を抑制するため、今年度も引き続き、防砂堤工事を進めることとしております。

今後とも、海岸一帯の砂の移動に関する解析を行うためモニタリングを継続し、地元の皆様や専門家の意見を伺うとともに、関係機関と連携しながら、砂浜の保全に取り組んでまいります。

**○松本哲也議員** あの袋詰め玉石の下のシートなども、効果が非常に高いのではないかと思いましたが、今後も、先ほどの流域治水や海岸浸食などをはじめ、推移を見守りながら議論を重ねさせていただきたいと思っております。

次に移ります。所有者不明の土地についてのお尋ねであります。

東日本大震災の復興の妨げになった理由の一つに、持ち主が誰なのか、どこに住んでいるのか分からないといった、所有者不明の土地があったと言われております。このことは、何も被災地に限ったことではなく、公共事業等においても壁になっているのではないのでしょうか。

公共事業を積極的に継続して実施するためには、用地の取得が最重要であると認識しております。

そこでお伺いいたします。県が実施します公



共事業におきまして、所有者不明の土地が存在した場合、その取得手続はどのようになっているのでしょうか、県土整備部長にお伺いいたします。

**○県土整備部長（原口耕治君）** 道路や河川などの公共事業におきましては、相続登記がなされていないことなどにより、多くの時間と労力を費やしても所有者の氏名や所在が分からない土地、いわゆる所有者不明土地を取得しなければならない場合があります。

県では、このような場合、裁判所が選任した財産管理人から不在者の土地を取得する制度や、市町村長の認可を受けた自治会などの地縁団体から地域の共有地を取得する制度及び土地収用制度などを活用して、用地取得に努めております。

また、所有者不明土地の利用を円滑化するため、国において新たな制度が整備されてきておりますので、このような制度も活用しながら、引き続き公共事業用地の取得に努めてまいります。

**○松本哲也議員** 御苦労も多いかと思いますが、ぜひとも取得については御尽力賜りたいと思います。

具体的に森林の境界明確化についてお尋ねしたいと思います。

このたび、本県の木材産出額が初めて全国で1位となりました。新型コロナウイルスの影響による世界的な木材市況の混乱によって、杉材の価格が大幅に値上がりしたことが原因とはいえ、喜ばしいことだと感じています。今後は再造林が伐採とセットで推進されなければならないと私は考えています。

しかし、高齢化が進む中、森林所有者の方々には山林の管理が年々大変になり、境界が不明確

な山林も増えているのではないのでしょうか。そのことにより、誤伐や盗伐、これは絶対にあってはならないと思います。

そこでお伺いいたします。市町村と森林組合が実施しています森林の境界明確化対策を、県として積極的に推進すべきだと考えます。市町村間の情報交換など、県内全体で取り組む指導が県としても必要ではないのでしょうか。森林の境界明確化について、県内の取組状況はどのようになっているのでしょうか、環境森林部長にお伺いいたします。

**○環境森林部長（殿所大明君）** 境界が不明な森林は、効率的かつ適正な森林施業の妨げになっており、相続の発生等に伴い、今後さらに増える可能性があることから、早急に境界明確化を進める必要があると認識しております。

このため県では、所有者の確認や現地立会い、測量など、森林組合が行う境界明確化の取組を支援しているところです。

また、一部の市町村では、森林環境譲与税を活用し、航空レーザ計測で得られた詳細な地形図等を基に現地立会いを不要とするなど、効率的な境界明確化に取り組んでおり、こうした取組を他の市町村に広げていくことも重要と考えています。

県としましては、引き続き市町村や森林組合等と連携して、境界明確化の取組を推進してまいります。

**○松本哲也議員** ぜひとも県の御指導をお願いしたいと思います。

次に移ります。ヤングケアラーについてお尋ねいたします。

ヤングケアラーの支援につきましては、昨今の国や地方自治体の取組などからしましても、その必要性、重要性は誰もが認識されているこ

と思います。また、18歳から30代までの若者ケアラーは、進学や就職においても思うようにならず、大変苦慮されているようです。

日本ケアラー連盟によると、2020年3月、埼玉県が日本で初めてとなるケアラーを支援する埼玉県ケアラー支援条例を制定したとあります。日本には、介護をする側、ケアをする人の生活や人生を支援する法律はないので、法制定に先んじて条例を制定されたようです。その後、全国の市町村においても、同様の条例が制定されています。

そこでお伺いいたします。全国ではケアラー支援条例がありますが、ヤングケアラー支援に関する条例の必要性について、県はどのように考えているのでしょうか、福祉保健部次長にお伺いいたします。

**○福祉保健部次長（津田君彦君）** ヤングケアラー支援に関する条例につきましては、令和2年3月に埼玉県が全国で初めて制定し、都道府県では、現在、1道5県において制定されております。

ヤングケアラーの背景には、高齢者や障がい者の介護のほか、貧困、ひとり親世帯、孤立化など、多岐にわたる問題が絡んでいると言われており、本県におきましては、今年度から、県や市、教育委員会、介護支援専門員協会等の民間団体などで構成する検討委員会において、支援体制の在り方について検討を始めております。

国においても、法制化の必要性について議論されていると聞いておりますので、その動きも注視してまいりたいと考えております。

**○松本哲也議員** ぜひ県としても、積極的にまた御検討いただきたいとお伺いしたいと思います。

そこで、昨年、県が実施しましたヤングケアラー実態調査についてお伺いしたいと思います。

調査結果を分析した報告書が示され、本年の2月定例会において質問もされているようですが、実態を把握したわけですから、一刻も早い支援が必要であると思ひ、お尋ねするものです。

ヤングケアラーのアンケート結果を受けて、今後どのような支援を行う考えなのか、福祉保健部次長にお伺いいたします。

**○福祉保健部次長（津田君彦君）** 昨年度実施したアンケート調査により、本県にもヤングケアラーと思われる子供が一定数確認され、その実態もある程度把握したところで。

この問題につきましては、子供や家族、周囲の大人がヤングケアラーについて理解することが重要でありますことから、県では、「子ども・若者総合相談センターわかば」にコーディネーターを配置し、本人からの相談に直接応じるとともに、研修や講演会等を開催し、社会的認知度向上に向けた普及啓発に取り組んでおります。

また、検討委員会を定期的で開催することで、関係者同士の連携を深め、ヤングケアラーを早期に発見し、適切な支援機関につなげる体制を構築してまいりたいと考えております。

**○松本哲也議員** 御答弁にありましたけれども、本人からの相談、ここが一番難しいところではないかと私は感じております。

ぜひとも丁寧に、また早急にこの問題に取り組んでいただきたいということをお願いしておきたいと思ひます。

次に移ります。不登校対策についてお尋ねいたします。

今年3月、中央教育審議会は、今年度から5か年間の教育振興基本計画を答申いたしました。誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策「COCOLOプラン」においては、不登校により学びにアクセスできない子供たちをゼロにすることを目指すとあります。

その中で私は、不登校特例校の設置促進、将来的に300校設置を目指すことや、1人1台端末の活用、チーム学校での支援などに特に目を引かれました。

そこで、まずは不登校特例校についてお伺いいたします。

現在、全国においては、21校が設置されていると伺っております。この設置を将来的に300校と目標設定しています。今議会に提案されます補正予算では、高等特別支援学校の県内設置が4校とあります。では、この不登校特例校は、今後どのようになるのだろうか、いずれにいたしましても、誰一人取り残されないように、早めの対策が必要であると考えます。

そこで教育長に、不登校特例校の設置に向けた県内の状況につきましてお伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 国は、昨年度末に不登校対策を取りまとめた「誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策」を通知し、子供の実態に応じた教育課程を柔軟に編成できる不登校特例校を対策の一つとして位置づけております。

県教育委員会といたしましては、不登校特例校の設置につきまして、調査研究に取り組むとともに、現在、複数の市町村と意見交換を行っているところであります。

今後とも積極的に相談・支援を行うなど、不登校特例校の設置に向けた取組を進めてまいります。

**○松本哲也議員** 現在、複数の市町村と意見交換ということでございますので、ぜひこの特例校につきましても、バランスの取れた取組ということも、私が申すまでもないと思いますが、念頭に置かれながら取組をされていくことをお願いしておきたいと思っております。

もう一点お尋ねいたします。COCOLOプランには、「心の小さなSOSを見逃さず、「チーム学校」で支援する」とあります。特に、不登校になる前の早期発見・支援や保護者の支援について取り組むことになっております。

1人1台端末を活用した健康観察にも取り組まれるようです。私としましては、不登校対策として、学習におけるICT活用が気になるところであります。

そこで、教育長にお尋ねいたします。不登校対策として、ICTを活用した学習活動についてお伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 本県の義務教育段階においては、不登校の児童生徒が自らのペースで、実際の授業の時間に、オンラインでその様子を視聴したりしております。

また、自宅から朝の会等に画面を通して参加したりすることを可能としている学校もあります。

なお、指導要録上の出席扱いとするためには、保護者と学校との十分な連携や、定期的・継続的な対面指導の実施など、国から幾つかの要件が示されており、市町村や各学校へ通知したところであります。

県教育委員会といたしましては、今後も市町村教育委員会と連携しながら、ICTを用いた不登校支援が適切に行われるよう、要件の周知や好事例の紹介に取り組んでまいります。

**○松本哲也議員** 教育長の御答弁でもありまし

たように、出席扱いとか、このあたりは本当にデリケートなところに関わってくるのかなと私は感じております。ぜひとも不登校対応として、直接的にICT活用も含めながら御尽力いただきたいと思っております。

そこで、今度は、特別支援学級をめぐる文部科学省通知についてお伺いいたします。

2022年4月に文部科学省は、「特別支援学級に在籍している児童生徒が、原則として週の授業時数の半分以上を交流及び共同学習として、通常の学級で受けている場合には、学びの場の変更を検討すべき」という通知を行いました。

これを受けて、報道では、31の都道府県教育委員会の中で、本県をはじめ3つの県は、2023年からの実施を求めて、原則、目安どおりの運用を求めていると伺っております。

この通知に対しまして文部科学省は、通常の学級へ在籍を変更することが目的としていますが、報道によりますと、授業数は制限するよう市町村教育委員会に要請したとあり、障がい者団体や保護者の方からは逆行しているとの声があります。このことは学校現場などに混乱を与えるのではないかと危惧するところです。

そこでお伺いいたします。このような文部科学省からの通知は、明確に保護者や市町村教育委員会、学校現場と共有されなければならないと考えます。特別支援学級及び通級による指導の適切な運用に係る通知の趣旨を踏まえた県の取組について、教育長にお伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 特別支援学級に在籍する児童生徒につきましては、障がいの状況等に応じて柔軟に在籍を変更できることとなっております。本通知は、この変更の検討を促すものであります。

通常の学級への変更によって、障がいによる

困難さの改善を図る別室での指導、いわゆる「通級による指導」が今度は必要となってまいります。

県教育委員会では、市町村教育委員会に本通知の趣旨を説明し、正しい理解の周知を図ったところであります。併せまして、学びを支える通級による指導充実事業により、高等学校を含めた「通級による指導」の拡充にも取り組んでまいります。

今後とも、本通知の理解促進と、一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実に取り組んでまいります。

**○松本哲也議員** ぜひ保護者の方に混乱や不安を払拭していただいて、児童生徒一人一人に適した教育に努めていただきますようお願いしておきます。

私の最後の質問になりますが、社会教育士の育成についてお尋ねいたします。

社会教育法第9条の2の規定に、都道府県及び市町村教育委員会に社会教育主事を置くとあります。社会教育主事は発令が必要ですが、2020年に制度が変更され、新たに「社会教育士」という文部科学省が認定する称号ができました。

社会教育主事は教育色が強いところがありましたが、社会教育士となると地域社会の課題に向き合うことが期待され、防災や福祉、まちづくりなどのように、多岐にわたる分野に関与できます。地方公共団体からNPO、企業、地域やボランティア活動などで活躍が期待されま

す。12年前、文部科学省の補助事業であった学校支援地域本部事業では、東日本大震災で避難所となった学校などにおいて、コーディネーターの活躍、活動が大きな評価を受けました。地域

とのつながり、学校や家庭の連携にコーディネーターの存在が大きな役割を果たし、避難所において、自治組織の立ち上げなどが順調に進んだことによるものです。まさにこの役割が、防災分野で活躍する社会教育士です。健康づくりに関わる事例も全国にはあります。

新型コロナウイルス感染症が国内で確認されて3年、様々な活動や行動が自粛制限されてきました。これまでの3年間で、私たちの日常生活における地域社会の希薄化は急激に進み、深刻な状況と捉えるべきだと感じています。

加えて、デジタル化の取組の激変とも言える発展によりまして、社会環境が大きく変化しました。この3年間を取り戻すためには、地域におけるリーダー的な存在、私が願う社会教育士がコロナ後の地域社会・コミュニティの再生のために必要であり、そのために育成に取り組む必要があると感じています。

そこでお伺いいたします。これからの地域コミュニティの再生を支える社会教育士の育成について、県の考えを教育長にお伺いいたします。

**○教育長（黒木淳一郎君）** 社会教育士は、地域コミュニティにおいて、今後、大切な役割を担っていくと認識しております。

現在、地域における人間関係の希薄化が懸念される中、社会教育士など社会教育の専門性を持つ方々が、公民館や学校などにおいて、人と人をつなぎ、住民同士の活動を支援するコーディネーターとして活躍することがますます期待されます。

県教育委員会といたしましては、毎年職員を講習に派遣し、計画的に社会教育士の育成に向けた支援を行うとともに、今後さらに、社会教育士の活用についての好事例を研修会やSNS

等で県民に周知することで、地域コミュニティの再生を支える人材育成と活用に取り組んでまいります。

**○松本哲也議員** 県や市町村の職員、また退職者の方々の中には、社会教育主事の資格を持たれている方が多いと聞いております。その方々は地域づくりに造詣が深い方です。ぜひ連携を図っていただきたいと思います。

地域のことをいろいろ考えて質問をつくらせていただきましたけれども、今こうして全ての質問を終えさせていただきますと、改めて、今回の皆様方の御答弁で、私が今後取り組むべき課題も見えてきたかと思っております。今後も、まちづくり、地域づくりは人づくりである、このことを私は考えておりますので、全力で取り組んでまいりますことを申し上げまして、今回の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。（拍手）

**○濱砂 守議長** 以上で一般質問は終わりました。

---

**○濱砂 守議長** 次に、今回提案されました議案第1号から第26号まで及び報告第1号、第2号の各号議案を一括議題といたします。

質疑の通告はありません。

---

**◎ 議案第22号から第25号まで採決**

**○濱砂 守議長** まず、公安委員会委員、人事委員会委員及び収用委員会委員の任命、または選任の同意についての議案第22号から第25号までの各号議案について、お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議案第22号から第25号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案については、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は同意することに決定いたしました。

---

◎ 議案第1号から第21号まで及び第26号、  
報告第1号、第2号並びに請願委員会  
付託

○濱砂 守議長 次に、議案第1号から第21号まで及び第26号、報告第1号、第2号の各号議案並びに新規請願は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

明日からの日程をお知らせいたします。

明日21日から27日までは、常任委員会、特別委員会等のため、本会議を休会いたします。

次の本会議は、28日午前10時から、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午後1時55分散会

6月28日（水）





# 令和 5 年 6 月 28 日 (水曜日)

午前10時0分開議

## 出席議員 (39名)

1番	下 沖 篤 史	(新 生 会)
2番	齊 藤 了 介	(志 誠 会)
3番	黒 岩 保 雄	(緑 風 会)
4番	永 山 敏 郎	(県 民 連 合 立 憲)
5番	今 村 光 雄	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
6番	工 藤 隆 久	( 同 )
7番	川 添 博	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
8番	荒 神 稔	( 同 )
9番	福 田 新 一	( 同 )
10番	本 田 利 弘	( 同 )
11番	山 内 い っ と く	( 同 )
12番	山 口 俊 樹	( 同 )
13番	濱 砂 守	( 同 )
14番	内 田 理 佐	(み や ざ き 未 来 の 会)
15番	脇 谷 の り こ	(親 和 会)
16番	松 本 哲 也	(県 民 連 合 立 憲)
17番	山 内 佳 菜 子	( 同 )
18番	坂 本 康 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
19番	西 村 賢	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
20番	二 見 康 之	( 同 )
21番	後 藤 哲 朗	( 同 )
22番	山 下 寿	( 同 )
23番	野 崎 幸 士	( 同 )
24番	佐 藤 雅 洋	( 同 )
25番	安 田 厚 生	( 同 )
26番	日 高 利 夫	( 同 )
27番	岡 師 博 規	(無 所 属 の 会 チームひむか)
28番	前 屋 敷 恵 美	(日 本 共 産 党 宮 崎 県 議 会 議 員 団)
29番	井 本 英 雄	(自 民 党 同 志 会)
30番	岩 切 達 哉	(県 民 連 合 立 憲)
31番	重 松 幸 次 郎	(公 明 党 宮 崎 県 議 団)
32番	坂 口 博 美	(宮 崎 県 議 会 自 由 民 主 党)
33番	武 田 浩 一	( 同 )
34番	山 下 博 三	( 同 )
35番	日 高 陽 一	( 同 )
36番	丸 山 裕 次 郎	( 同 )
37番	中 野 一 則	( 同 )
38番	外 山 衛	( 同 )
39番	日 高 博 之	( 同 )

## 地方自治法第121条による出席者

知 事	河 野 俊 嗣
副 知 事	日 隈 俊 郎
副 知 事	永 山 寛 理
総 合 政 策 部 長	重 黒 木 清
政 策 調 整 監	吉 村 達 也
総 務 部 長	渡 辺 善 敬
危 機 管 理 統 括 監	横 山 直 樹
福 祉 保 健 部 長	川 北 正 文
環 境 森 林 部 長	殿 所 大 明
商 工 観 光 労 働 部 長	丸 山 裕 太 郎
農 政 水 産 部 長	久 保 昌 広
県 土 整 備 部 長	原 口 耕 治
会 計 管 理 者	長 倉 佐 知 子
企 業 局 長	井 手 義 哉
病 院 局 長	吉 村 久 人
総 務 部 参 事 兼 財 政 課 長	高 妻 克 明
教 育 長	黒 木 淳 一 郎
公 安 委 員 長	島 津 久 友
警 察 本 部 長	山 本 将 之
代 表 監 査 委 員	川 野 美 奈 子
人 事 委 員 長	佐 藤 健 司

## 事務局職員出席者

事 務 局 長	渡 久 山 武 志
事 務 局 次 長	鬼 川 真 治
議 事 課 長	福 島 久 大
政 策 調 査 課 長	牧 浩 一
議 事 課 長 補 佐	佐 藤 亮 子
議 事 担 当 主 幹	弓 削 知 宏
議 事 課 主 任 主 事	上 園 祐 也
議 事 課 主 任 主 事	山 本 聡

## ◎ 常任委員長審査結果報告

○濱砂 守議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

まず、議案第1号から第21号まで及び第26号、報告第1号、第2号の各号議案、並びに請願第1号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長に審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、山下寿委員長。

○山下 寿議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外7件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、令和5年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)についてであります。

今回の補正は、骨格予算とした当初予算をベースに、知事の政策提案等を踏まえ、宮崎の再生を早期に実現し、未来創造への第一歩を踏み出す、いわゆる肉付け予算として編成されたものであり、補正額は279億6,500万円余の増額となっております。この結果、補正後の一般会計の予算は、口蹄疫対策転貸債等償還金1,200億円を計上した平成27年度を除いて、当初予算ベースで過去最大規模の6,838億2,400万円余であり、前年度の当初予算と比較して、423億4,700万円余、6.6%の増となっております。

なお、財政関係2基金からの繰入れは、当初予算と合わせて309億100万円余であり、この結

果、6月補正後における基金残高は257億円程度となる見込みであります。

また、臨時財政対策債を除いた実質的な県債残高は、前年度と比較して1.8%増の5,345億円程度となる見込みであります。

次に、総合政策部の補正予算であります。

今回の補正は、一般会計で41億7,100万円余の増額であり、特別会計を合わせた補正後の予算額は308億6,600万円余となります。

このうち、新規事業「物流の2024年問題」に向けた物流効率化対策事業についてであります。

この事業は、トラックドライバー等の時間外労働の上限規制が来年4月から施行されることに伴い、輸送能力が不足することが懸念されている「物流2024年問題」が目前となる中、長距離物流網の安定的な維持のため、モーダルシフトの推進などに取り組むものであります。

このことについて委員より、「この事業は、本県と都市部を結ぶ長距離物流網の維持が主眼となっているが、県内における宅配事業者への影響についてはどのように捉えているのか」と質疑があり、当局より、「宅配便という小口の近距離運行については、長距離運行と比較すると、長時間の時間外労働の割合も低い状況にあるため、影響は少ないと考えている」との答弁がありました。

これに対して委員より、「県内の宅配事業者からは、人手不足によるドライバーの長時間労働等、深刻な問題を抱えていると伺っており、いわゆる「置き配ボックス」の設置を求める声もある。個人住宅における置き配ボックス設置の義務づけや設置にかかる費用の補助など、宅配事業サービスの維持につながる方策についても、今後の検討課題としていただきたい」との

要望がありました。

次に、新規事業「自治体DXサポート強化事業」についてであります。

この事業は、国が令和7年度までに標準化・共通化を求めている、住民基本台帳等の基幹系情報システムについて、市町村がシステムを調達する際の支援等を行うことで、自治体DXの推進を図るものであります。

このことについて委員より、「基幹系情報システムの全国一律化に際して、ガバメントクラウドの活用も検討されているようだが、情報漏えい等のセキュリティー対策も含め、どのように推進していくのか」との質疑があり、当局より、「国レベルで取り組んでいく大きな流れの中で、セキュリティー対策についても最高レベルの仕様に合わせていくことになると考えている。国と連携を図りながら、直接説明を受ける機会を設けるなど、後れを取らぬよう取り組んでいきたい」と答弁がありました。

これに対して委員より、「システムの一律化に際してミスや事故が重なると、行政に対する信頼が失われてしまうことを懸念している。国の主導で取り組んだことが、かえって裏目に出ないように、住民の不安をしっかりと国に伝えながら、より安全性の高いシステムになるよう取り組んでいただきたい」との要望がありました。

次に、議案第10号「工事請負契約の締結について」であります。

この工事は、平成5年に開館した宮崎県立芸術劇場のコンサートホール、演劇ホール、イベントホールの計3か所の舞台機構を改修するもので、契約金額は11億5,500万円であります。

この改修工事の契約方法について当局より、「今回改修する舞台機構設備は、劇場建設時の

施工業者が設計・開発した独自の制御プログラムの下で各設備が最適に動作することが前提となっており、設計図書などでは確認し切れない施工業者独自のノウハウが凝縮したものであるため、改修工事を実施できるのは建設時の施工業者しかいないことから、随意契約を行うこととした」との説明がありました。

当委員会といたしましては、巨額の改修費用を要する今回の改修工事が随意契約となることについて、県民に丁寧な説明をするとともに、県民の財産である当劇場が、今後ますます県内の文化・地域振興に寄与するよう、利用促進に向けしっかりと取り組んでいただくよう要望します。

最後に、「総合政策及び行財政対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取り扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○濱砂 守議長 次は、厚生常任委員会、重松幸次郎委員長。

○重松幸次郎議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外5件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は23億4,600万円余の増額であり、

一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は2,670億1,300万円余となります。

このうち、新規事業「「家事・育児」シェア推進事業」についてであります。

この事業は、男性の育児休業取得促進のためのセミナー等を開催することにより、子育ての機運を醸成し、男性の家事・育児参加の促進を図るものであります。

このことについて委員より、「男性の育児休業取得率を成果指標としているが、男性の育児休業取得と、男性の家事・育児への参加促進のどちらが事業の目的なのか」との質疑があり、当局より、「男性が家事・育児に積極的に参加していただくことが目的であり、男性の積極的な家事・育児参加が、第2子以降の出生率向上につながるというデータもあることから、男性にも家事・育児に積極的に参加していただけるよう、セミナーやイベント等で支援していきたい」との答弁がありました。

次に、新規事業「未来につなげる少子化対策調査事業」についてであります。

この事業は、合計特殊出生率が1.8を超えることを目指して、外部有識者を交えた研究会の開催や市町村ごとの少子化要因の見える化を図ることで、本県の現状分析や今後の対策を検討し、少子化対策の再構築を図るものであります。

このことについて委員より、「成果指標として、合計特殊出生率だけではなく、出生数についても明記すべきではないか」との意見がありました。

これに対して当局より、「出生数を指標とするのは、これだけ産まないといけないという話になりかねず、難しい議論となる可能性があると思われる」との答弁がありました。

次に、新規事業「理容・美容・クリーニング利用促進緊急支援事業」についてであります。

この事業は、物価高騰の影響を受ける県民を支援するため、生活に密接に関係し、必要不可欠な生活衛生業者を利用した際に、二次元コード決済のポイント還元を行うことにより、家計負担の軽減を図るものであります。

このことについて委員より、決済方法を電子決済に限定した理由について質疑があり、当局より、「緊急的に支援を行うために、短い準備期間で事業を進めることができる電子決済を採用した」との答弁がありました。

これに対して委員より、「電子決済への対応が難しい事業者や利用者からも理解を得られるよう、適切な対応をお願いしたい」との意見がありました。

次に、コロナ禍における子どもの貧困緊急実態調査結果についてであります。

これは、新型コロナの長期化が生活困窮世帯の子供に与える影響が懸念されるため、実態調査を実施することで、生活状況やニーズを把握するとともに、その結果を関係機関等と共有し、きめ細かな施策の運用を図るものであります。

このことについて委員より、「学習支援や相談窓口等の各種支援制度の利用による変化の状況について、「友達が増えた」や「生活の中で楽しみなことが増えた」といった回答もある一方、約4割の方が「特に変化がなかった」と回答しているため、その原因を分析し、関係機関等と共有して、今後に生かしていただきたい」との意見がありました。

次に、宮崎県再犯防止推進計画の改定についてであります。

この計画は、犯罪をした者等が、社会の構成

員として円滑に社会復帰できるようにすることで、県民の犯罪被害防止と安心・安全な社会の実現を図ることを目的とするものであります。

このことについて委員より、「就労と住居の確保、そして県民の理解を得られるかということが重要であり、再犯率の減少につながるためにも、関係機関と情報共有や理解促進を図っていただきたい」と意見がありました。

次に、議案第26号「損害賠償額の決定について」であります。

これは、県立日南病院において、令和3年1月に発生した医療上の事故に係る和解が成立したことに伴い、損害賠償額を決定するものであります。

このことについて委員より、再発防止策について質疑があり、当局より、「内科及び循環器内科において、共同のカンファレンスを実施することで、患者の状況等を共有する仕組みをつくり、再発防止に取り組んでいる」との答弁がありました。

最後に、「福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしく願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

**○濱砂 守議長** 次は、商工建設常任委員会、佐藤雅洋委員長。

**○佐藤雅洋議員**〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外8件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で34億300万円余の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は667億100万円余となります。

このうち、新規事業「世界の活力とりこみ」強化推進事業についてであります。

この事業は、北米等の新たな市場や経済成長著しいアジア地域からの外貨の獲得等により、世界の活力を取り込み、経済交流のさらなる強化を図ることを目的に、北米等で事業展開している本県にゆかりのある企業と連携したフェア等の開催、県内各種団体と現地キーパーソンとの意見交換、知事によるトップセールス等を行うものであります。

このことについて委員より、「この事業が、その後の定期的な輸出や輸出量の増加につながるよう、戦略的に進めるのか」との質疑があり、当局より、「3年間の事業を通じて調査・分析を行い、実績を踏まえながら今後の成果につなげていきたい」との答弁がありました。

次に、「みやざき産業振興戦略の変更について」であります。

このことについて委員より、「主な施策に、感染症や災害リスクへの対応力の強化が追加されているが、コロナ禍では融資等により、実際に経営破綻した企業は少ないものの、本県は経営破綻が懸念される企業の割合が全国ワーストレベルとなっている。こうした企業を増やさないための支援をどのように行っていくのか」との質疑があり、当局より、「金融支援と併せて、新分野への展開や経営の健全化の支援にもしっかり取り組んでまいりたい」との答弁があ

りました。

次に、県土整備部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で126億7,200万円余の増額であり、この結果、特別会計を合わせた補正後の予算額は836億8,200万円余となります。

このうち、「みんなで取り組む「美しい宮崎づくり」推進事業」についてであります。

これは、景観形成に取り組む人材の育成や活動への支援等を通じ、県民が一体となって取り組む「美しい宮崎づくり」を総合的に推進するものであります。

このことについて委員より、「小・中・高校生を対象とする景観学習によって、具体的にどのように意識向上を図るのか」との質疑があり、当局より、「本県が豊かな自然や歴史的に趣のある町並みといったポテンシャルの高い景観を有していることや、国道220号で岩切章太郎氏が進めた取組の歴史などを学習することを通じて、児童生徒の景観への意識を高めてもらいたいと考えている」との答弁がありました。

次に、「損害賠償額を定めたことについて」であります。

これは、倒木事故などによる損害賠償額を定めたことについて、報告がなされたものであります。

このことについて委員より、「県有の隣地から道路側に伸びてきた樹木と車両が衝突した場合、県にも過失があるのか」との質疑があり、当局より、「車両が通行する道路空間まで樹木が伸びていた場合は、道路利用者の安全な通行の確保という観点から県にも過失があると考えている。そのため、道路管理者として、日頃のパトロールに加え、県民からも情報提供をいた

だきながら、危険と判断した段階で樹木の事前伐採を行っている」と答弁がありました。

最後に、「商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○濱砂 守議長 次は、環境農林水産常任委員会、安田厚生委員長。

○安田厚生議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件及び新規請願1件の計4件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、環境森林部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で5億4,400万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は223億3,400万円余となります。

このうち、新規事業「林業用ドローン操縦者技能証明取得支援事業」についてであります。

これは、ドローン操縦者技能証明の取得に係る経費を支援し、再造林に必要な調査やコンテナ苗等の運搬へのドローンの活用を推進するものであります。

このことについて委員より、「飛行条件によっては、技能証明が不要となる場合があり、無資格でドローンを運用する事業者が増加する懸念があることから、技能証明の取得を推進

し、安全の確保を図るべきではないか」との質疑があり、当局より、「法令上は技能証明が不要となる場合もあるが、死亡事故が発生している状況もあるため、技能証明の取得に向け、制度を普及させる方策についても検討してまいりたい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、ドローンの操縦には専門的な知識が必要とされることから、技能証明を取得した上でのドローンの活用について啓発いただくよう要望いたします。

次に、農政水産部の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で21億8,200万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は432億500万円余となります。

このうち、新規事業「第13回全国和牛能力共進会保留対策事業」についてであります。

これは、第13回全国和牛能力共進会における好成績を目指し、出品候補牛の掘り起こしを行うとともに、より多くの候補牛の中から優れた牛を選抜するため、優良雌子牛の保留対策を支援することにより、優良な全共候補牛を確保するものであります。

このことについて委員より、「全国和牛能力共進会で日本一になることは、畜産業界だけでなく宮崎県全体の活力につながると考えている。生産者や関係団体としっかりと連携を図り、5連覇を目指す意気込みで取り組んでいただきたい」との要望があり、当局より、「今後、事業実施に当たっては、チーム宮崎として、生産者や関係団体と一丸となってしっかりと対応してまいりたい」との答弁がありました。

次に、改善事業「被覆資材等価格高騰対策緊

急支援事業」についてであります。

これは、国際情勢等の影響により、価格が高騰している被覆ビニール等の農業用資材について、価格上昇分の一部を支援し、農業者の負担軽減を図るものであります。

このことについて委員より、「農家の方から、事務手続がかなり煩雑で、補助金の請求から支払いまで時間がかかったと伺っているが、改善は図られているのか」との質疑があり、当局より、「申請事務を簡素化するとともに、資材販売業者への周知を丁寧に行うことで、農家の方へ迅速に補助金が支給できるよう努力してまいりたい」との答弁がありました。

次に、「森林整備を一層推進するため、森林の多い地域への森林環境譲与税の配分を高めるよう譲与基準の見直しを求める意見書」についてであります。

これは、当委員会に付託を受けました新規請願第1号に基づくものであります。

森林整備を着実に実施していくための財源として、令和元年度に森林環境譲与税が創設されましたが、多くの森林を抱える本県において、森林整備等の取組を今後本格化させていくためには、今の譲与基準のままでは森林整備の費用に不足が見込まれ、さらなる財源が必要となっていることから、譲与基準を見直していただくよう強く要望するものであります。

当委員会といたしましては、この意見書の提出を全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

最後に、「環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査」につきましては、地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いを

よろしくお願ひいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○濱砂 守議長 次は、文教警察企業常任委員会、山内佳菜子委員長。

○山内佳菜子議員〔登壇〕 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外4件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案・請願委員会審査結果表のとおり決定いたしました。

なお、議案第5号及び第9号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により決定しております。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

初めに、企業局の一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の次期指定管理候補者の選定についてであります。

このことについて委員より、「昨年度は台風第14号の影響による冠水もあり、赤字のようだが、施設の収支状況を踏まえ、経営方針の在り方は検討されているのか」との質疑があり、当局より、「3年前に検討会を開催し、3年に1回程度、冠水のおそれがあることを想定した上で事業の継続は可能と判断しているが、昨今の自然災害は想定とは異なるため、課題意識を持っている」との答弁がありました。

次に、教育委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で2億1,700万円余の増額であり、この結果、一般会計と特別会計を合わせた補正後の予算額は1,100億7,700万円余となります。

このうち、新規事業「未来を創る！高等特別

支援学校整備事業」についてであります。

この事業は、県内初となる高等特別支援学校を設置し、知的障がい程度に応じた職業教育を充実することにより、就職率の向上を図るとともに地域就労の促進及び共生社会の実現を目指すものであります。

このことについて当局より、「特別支援学校の高等部との違いは、卒業後に一般就労を希望する生徒を受け入れ、カリキュラムに農業、福祉といった教科を組み入れるなど、職業教育に力を入れる点にある」との説明があり、委員より、「学びたい生徒に対して適切な支援や教育が受けられるような体制づくりをしっかりと進めていただきたい」との要望がありました。

次に、新規事業「世界と繋がろう！高校生海外留学支援事業」についてであります。

このことについて委員より、「海外との交流のきっかけづくりとして評価できるが、自己負担があるのか」との質疑があり、当局より、「10万円以内の自己負担をお願いすることになる」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、長期的ビジョンを持ってグローバルな人材を育てていくことは重要であることから、留学を希望する子供たちが家庭の事情等により留学を断念することがないよう、また、留学の経験が本県での就職や活躍につながるよう、本事業にとどまらず、対策をさらに充実していただくことを要望します。

次に、公安委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、一般会計で300万円余の増額であり、新規事業「ドローン活用強化事業」の実施に伴うものであります。

この結果、一般会計の補正後の予算額は277億7,400万円余となります。



次に、「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」についてであります。

これは、道路交通法の改正に伴い、特定小型原動機付自転車、いわゆる電動キックボードが新たな車両区分として定義され、3年以内に2回以上、一定の危険行為をした者が受講する運転者講習に係る手数料を追加するものであります。

このことに関連して委員より、「16歳以上であれば免許なく運転できるとのことだが、誰でも自由に購入できるのか。事故を未然に防ぐには、運転前の講習等が必要ではないのか」との質疑があり、当局より、「販売店のガイドラインにより、販売時に年齢確認を行うこととなる。また、法により、販売店は交通安全教育に努めなければならないとされている」との答弁がありました。

これに対して別の委員より、「時速20キロメートルを超えるものもあると思うが、安全と言えるのか」との質疑があり、当局より、「特定小型原動機付自転車の保安基準は、最高速度時速20キロメートル以下であり、適合するものは、国土交通省の性能等確認制度により、目立つ場所にシールを貼ることとなっている」との答弁がありました。

さらに別の委員より、「運転に関する取締りはどうするのか」との質疑があり、当局より、「交通ルールの周知や交通指導取締りを行っていく」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、危険行為や重大な事故が起こることがないように、交通ルールの周知や指導を徹底していただくよう要望します。

最後に、「教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査」につきましては、

地方自治法第109条第8項の規定により、閉会中の継続審査といたしたいので、議長においてその取扱いをよろしくお願いいたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○濱砂 守議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

---

## ◎ 討 論

○濱砂 守議長 これより討論に入りますが、討論についての発言時間は1人10分以内といたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 おはようございます。日本共産党の前屋敷恵美でございます。

今議会に提案されました、議案第1号、第5号、第7号から第9号まで、第15号及び第21号について、反対の立場から討論を行います。

まず、議案第1号「令和5年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」についてです。

今補正予算は、当初予算の肉付け予算として279億7,000万円が計上されました。子育て支援など少子化対策、物価高騰対策支援、技能検定実技試験受検手数料助成など、当然必要な予算が組まれております。

しかし、問題なのは、依然としてマイナポイント取得促進事業に予算が組まれ、マイナンバーカードの普及や活用の促進を図っていることです。今、大問題の保険証の廃止とマイナカードへの一体化ですが、それにとどまらず、マイナカードにひもづけられたビッグデータを企業や政府が活用する問題も問わなければなり

ません。まさに人権問題のマイナンバーカードであり、認められません。

次に、第5号、第9号については、道路交通法の一部改正による県条例の改正です。併せて討論いたします。

電動キックボードについて、現行法では原動機付自転車として規制し、運転には免許が必要、ヘルメット着用義務があり、原則、車道しか通行はできません。

しかし、本改正は、一定速度（6キロ）以下であれば、免許なしでの運転と自転車道や歩道での走行を可能とし、ヘルメット着用も努力義務にするとしています。このような規制緩和を行うことは、道路交通の安全対策を後退させるものです。

また、人または物を無人で配送する遠隔操作型小型車の交通方法について、事前届出制などでの許可制度が創設され、原則、歩道または路側帯を走行し、歩行者の通行を妨げるときは歩行者に道を譲るなどとしています。

しかし、行政による安全基準の審査の仕組みはなく、無人で遠隔操作での走行のため、対人事故をはじめとした交通トラブルへの対処や歩行者の安全性が担保されるのか、電動キックボードについても同様に事故の発生が懸念されます。大事なことは、事故をいかに未然に防ぐかです。本来求められるのは、規制緩和ではなく、規制の強化だと思います。

次に、第7号及び第8号についても関連しますので、併せて討論いたします。

同議案は、認定こども園、幼保連携型認定こども園の認定基準に関する条例の一部改正です。

保育施設における不適切な保育や、園児の心身に有害な影響を与える行為の禁止規定を設け

ますが、それは当然のことです。また、インクルーシブ保育も重要です。

しかし、問題は、園児の数に応じて配置しなければならない保育士の資格を有する保育士や保育教諭について、当分の間、1人に限って看護師をもって代えることができるとしていることです。

子供の健康や安全性を担保する上での看護師配置の必要性はあっても、看護師が保育士や保育教諭に代われるものではありません。その分、保育士等への過度な負担、ひいては保育の質の低下につながりかねません。また、当分の間がいつまで続くのかも、また、その理由も明確でなく、問題だと思います。本来、保育士等の配置基準そのものが過酷な状況であることの抜本的な改善こそ図るべきだと思います。

第15号「宮崎県総合計画の変更について」及び第21号「みやざき行財政改革プランの変更について」も併せて討論いたします。

今回提案の「総合計画アクションプラン」は、昨年9月定例会で示された、20年後を展望するとした新たな長期ビジョンに基づくものです。この計画には、「宮崎県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を位置づけ、「デジタル田園都市構想」をも踏まえられています。しかし、この創生総合戦略は2期目に入っていますが、果たしてその成果はどうでしょうか。

国が掲げた合計特殊出生率の回復も、東京圏への一極集中の是正も成果は上がりませんでした。しかし、「地方創生」の成果を生かし、バージョンアップさせるとする「デジタル田園都市構想」ですが、人口減少、気候危機、医療や介護、子育て、教育、人権、エネルギー、農林漁業、デジタル化に伴う個人情報問題や人件費削減問題など、宮崎県も抱えるこうした課題

をどう解決するのか、先行きは見通せません。

例えば、本プランに示された「子どもを生み育てやすい県づくり」について言えば、掲げられた個々の対策は重要ですが、少子化の根本的な原因を深くつかみ、抜本的な対策なしには解決はできません。

また、「安心して住み続けられる持続可能な地域づくり」についても、デジタル技術の積極的な利用が位置づけられていますが、そもそも「デジタル田園都市構想」は、これまで主として、行政が進めてきた医療、福祉、教育、防災などの公的サービス部門でデジタル化を進め、民間企業の収益活動に委ねることで、そのシステムを利用できる人とできない人との新たな差別や格差をつくることにもなりかねない問題が危惧されるものです。

また、行財政改革プランに位置づけている公共施設整備に民間企業の資金とノウハウを活用するPPP/PFIの導入も、マイナンバーカードの活用促進も、多くの問題を抱えています。

長期ビジョンもアクションプランも、何より重要なことは、「全ての県民の生存権」を守ることが大前提です。福祉の増進に努める地方自治体の責務として、行財政を担うプランにすることこそ重要です。

以上を述べまして、反対討論といたします。

[降壇]

○濱砂 守議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

---

◎ 議案第26号採決

○濱砂 守議長 これより採決に入ります。  
まず、議案第26号についてお諮りいたしま

す。

[県民連合立憲所属議員退席・退場]

○濱砂 守議長 本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○濱砂 守議長 起立多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

[県民連合立憲所属議員入場・着席]

---

◎ 議案第1号、第5号、第7号から第9号まで、第15号及び第21号採決

○濱砂 守議長 次に、議案第1号、第5号、第7号から第9号まで、第15号及び第21号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○濱砂 守議長 起立多数。よって、各号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

---

◎ 議案第2号から第4号まで、第6号、第10号から第14号まで及び第16号から第20号まで並びに報告第1号、第2号採決

○濱砂 守議長 次に、議案第2号から第4号まで、第6号、第10号から第14号まで及び第16号から第20号まで並びに報告第1号、第2号の各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案に対する委員長の審査結果報告は、可決または承認であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は、委員長の報告のとおり可決ま

たは承認されました。

---

◎ 請願第1号採決

○濱砂 守議長 次に、請願第1号についてお諮りいたします。

本請願に対する委員長の審査結果報告は採択であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、本請願は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

---

◎ 閉会中の継続審査及び継続調査案件採決

○濱砂 守議長 次に、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続審査及び調査の申出がありますので、これを議題といたします。〔巻末参照〕

閉会中の継続審査及び調査については、各委員長の申出のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定いたしました。

---

○濱砂 守議長 次に、さきに提案のありました、副知事の選任の同意についての議案第27号を議題といたします。

質疑の通告はありません。

本案については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議ありませんので、その

ように決定いたしました。

---

◎ 討 論

○濱砂 守議長 これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許しません。前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕 議案第27号「副知事の選任の同意について」、反対の立場から簡潔に討論を行います。

同議案は、副知事、永山寛理氏の辞職に伴い、後任として、佐藤弘之氏の選任について議会の同意を求めるものです。もとより、佐藤弘之氏に関しまして、御本人の人格や見識を何ら問うものではありません。

しかし、我が党は、副知事2人制導入の当初から、中央人事の副知事制に賛成できない理由を明確にして反対してまいりました。改めて詳しく述べることはいたしません。今回提案の副知事人事についても、その立場から同意できないとするものです。

以上、討論といたします。〔降壇〕

○濱砂 守議長 ほかに討論の通告はありません。

以上で討論は終わりました。

---

◎ 議案第27号採決

○濱砂 守議長 これより採決に入ります。

議案第27号についてお諮りいたします。

本案に同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○濱砂 守議長 起立多数。よって、本案は同意することに決定いたしました。

---

◎ 議員発議案送付の通知

○濱砂 守議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

令和5年6月28日

宮崎県議会議長 濱砂 守 殿

提出者 議会運営委員長 野崎 幸士

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

畜産の経営安定及び飼料自給率の向上に関する意見書

議員発議案第2号

持続可能な水田農業の確立と食料の安全保障に関する意見書

議員発議案第3号

特別支援教育のさらなる拡充を求める意見書

議員発議案第4号

地方財政の充実・強化を求める意見書

令和5年6月28日

宮崎県議会議長 濱砂 守 殿

提出者 環境農林水産常任委員長 安田 厚生

議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第5号

森林整備を一層推進するため、森林の多い地域への森林環境譲与税の配分を高めるよう譲与基準の見直しを求める意見書

---

◎ 議員発議案第1号から第5号まで  
追加上程、採決

○濱砂 守議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号から第5号までの各号議案を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

議員発議案第1号から第5号までの各号議案を一括議題といたします。

お諮りいたします。

各号議案については、会議規則第39条第3項の規定により、説明を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

質疑及び討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第1号から第5号までの各号議案について、一括お諮りいたします。

各号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、各号議案は原案のとおり可決されました。

---

◎ 議員派遣の件

○濱砂 守議長 次に、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

会議規則第127条の規定により、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに御異議ありま

せんか。〔巻末参照〕

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○濱砂 守議長 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。

以上で、本定例会の議事は全て終了いたしました。

---

◎ 副知事退任挨拶

○濱砂 守議長 ここで、7月10日をもって退任されます永山副知事より御挨拶をいただきます。

永山副知事、御登壇願います。

○副知事（永山寛理君）〔登壇〕 退任に当たりまして、一言御挨拶申し上げます。

まずは、このような機会を与えてくださいました県議会の皆様に厚く御礼申し上げます。また、在職中、公私にわたり御指導を賜りましたこと、深く感謝申し上げます。

この3年間、あっという間だったという思いと、濃密な時間を共有させていただいたという思いが交錯しております。高速道路の整備促進、国道503号の事業化などのインフラ整備、スポーツランドみやぎの推進、そして全共4連覇、厳しい局面としましては、コロナ対策や台風第14号の被害などがございました。これらの様々な場面において、県議会の皆様のお導きの下、オール宮崎体制で乗り越えられたことは、本県が全国に誇るすばらしい結束力があつたと感じております。

また、これも本県が世界に誇るすばらしい自然、豊かな食、神話、神楽等の歴史文化、そしてそれらを育む温かい県民性に何度も触れ、また私自身、全国に向けて発信してきたところでございます。

今般、体は東京に行きますが、心はここ、私の新たなふるさと宮崎に置いてまいります。これからどこに行きましようとも、宮崎の熱烈応援団として、宮崎の発展のためにお役に立たせていただくことをお誓い申し上げますとともに、皆様方の御健勝、御発展を祈念いたしまして、粗辞でございますが、御挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

（拍手）〔降壇〕

○濱砂 守議長 丁重な御挨拶をいただき、誠にありがとうございました。

永山副知事におかれましては、令和2年7月に就任以来、県勢の発展と諸課題の解決に大変な御尽力をいただきました。その御功績に対しまして、心から敬意と感謝を申し上げます。

今後とも、本県のさらなる発展に御協力並びに御指導を賜りますようお願い申し上げます。誠にありがとうございました。

---

◎ 閉 会

○濱砂 守議長 これをもちまして、令和5年6月定例会を閉会いたします。

午前10時54分閉会

# 資 料





# 令和5年6月定例会日程

20日間

月 日	曜	区 分	議 事	備 考		
6. 9	金	本会議	開会 議席の一部変更 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議長の報告 議案上程 知事提案理由説明	議会運営委員会 9:30		
10	土	休 会	( 閉 庁 日 )			
11	日					
12	月				( 議 案 調 査 )	一般質問通告締切 12:00
13	火					
14	水	本会議	一 般 質 問			
15	木					
16	金			請願締切 16:00		
17	土	休 会	( 閉 庁 日 )			
18	日					
19	月	本会議	一 般 質 問	議員発議案締切 17:00 (会派提出)		
20	火		一 般 質 問 議案に対する質疑 討論、採決(人事案件) 議案・請願委員会付託	議会運営委員会 9:30		
21	水	休 会	常 任 委 員 会	議員発議案締切 17:00 (会派提出を除く)		
22	木					
23	金					
24	土		特 別 委 員 会	( 閉 庁 日 )		
25	日					
26	月					
27	火					( 議 事 整 理 )
28	水	本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会	議会運営委員会 9:30		

宮崎県議会議長 濱砂 守 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和5年6月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

- 議案第1号 令和5年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）
- 議案第2号 県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第3号 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第4号 宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例
- 議案第5号 警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 議案第6号 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第7号 宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第8号 宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第9号 宮崎県高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 議案第10号 工事請負契約の締結について
- 議案第11号 工事請負契約の締結について
- 議案第12号 工事請負契約の変更について
- 議案第13号 工事請負契約の変更について
- 議案第14号 工事請負契約の変更について
- 議案第15号 宮崎県総合計画の変更について
- 議案第16号 宮崎県中山間地域振興計画の変更について
- 議案第17号 宮崎県観光振興計画の変更について
- 議案第18号 宮崎県教育振興基本計画の変更について
- 議案第19号 みやざきグローバルプランの変更について
- 議案第20号 みやざき産業振興戦略の変更について
- 議案第21号 みやざき行財政改革プランの変更について
- 議案第22号 公安委員会委員の任命の同意について

- 議案第23号 人事委員会委員の選任の同意について
- 議案第24号 収用委員会委員の任命の同意について
- 議案第25号 収用委員会委員の任命の同意について
- 議案第26号 損害賠償額の決定について
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて

(文書取扱 財政課)

215-1111  
令和5年6月20日

宮崎県議会議長 濱砂 守 殿

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

議案の送付について

令和5年6月定例会に付議する議案を下記のとおり送付します。

記

議案第27号 副知事の選任の同意について

(文書取扱 財政課)

## 一般質問時間割

### 6月14日(水)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	自由民主党	坂口 博美	10:00~11:00	
2	日本共産党	前屋敷恵美	11:00~12:00	休憩
3	自由民主党	安田 厚生	13:00~14:00	
4	自由民主党	西村 賢	14:00~15:00	

### 6月15日(木)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
5	緑 風 会	黒岩 保雄	10:00~11:00	
6	自由民主党	川添 博	11:00~12:00	休憩
7	自由民主党	福田 新一	13:00~14:00	
8	自由民主党	山内いっとく	14:00~15:00	

### 6月16日(金)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
9	新 生 会	下沖 篤史	10:00~11:00	
10	公 明 党	工藤 隆久	11:00~12:00	休憩
11	自由民主党	山口 俊樹	13:00~14:00	

### 6月19日(月)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
12	親 和 会	脇谷のりこ	10:00~11:00	
13	自由民主党	佐藤 雅洋	11:00~12:00	休憩
14	県民連合立憲	岩切 達哉	13:00~14:00	

### 6月20日(火)

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
15	自由民主党	二見 康之	10:00~11:00	
16	公 明 党	今村 光雄	11:00~12:00	休憩
17	県民連合立憲	松本 哲也	13:00~14:00	

議案・請願 委員会審査結果表

[議案]

番号	件名	常任委員会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	令和5年度宮崎県一般会計補正予算（第2号）	可決	可決	可決	可決	可決
第2号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	可決				
第3号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例		可決	可決	可決	
第4号	宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例			可決		
第5号	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例					可決
第6号	地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例					可決
第7号	宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第8号	宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例		可決			
第9号	宮崎県高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例					可決
第10号	工事請負契約の締結について	可決				
第11号	工事請負契約の締結について				可決	
第12号	工事請負契約の変更について			可決		
第13号	工事請負契約の変更について			可決		
第14号	工事請負契約の変更について			可決		
第15号	宮崎県総合計画の変更について	可決				
第16号	宮崎県中山間地域振興計画の変更について	可決				
第17号	宮崎県観光振興計画の変更について			可決		
第18号	宮崎県教育振興基本計画の変更について					可決
第19号	みやざきグローバルプランの変更について			可決		
第20号	みやざき産業振興戦略の変更について			可決		

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第21号	みやざき行財政改革プランの変更について	可決				
第26号	損害賠償額の決定について		可決			
報告第1号	専決処分の承認を求めることについて * 令和5年度宮崎県一般会計補正予算(第1号)	承認	承認			
報告第2号	専決処分の承認を求めることについて * 宮崎県税条例の一部を改正する条例	承認				

[請 願]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	「森林整備を一層推進するため、森林の多い地域への森林環境譲与税の配分を高めるよう譲与基準の見直しを求める意見書」の提出を求める請願				採択	

## 閉会中の継続審査・調査申出一覧

令和5年6月定例会

委員会名	事 件	理 由
総務政策常任委員会	総合政策及び行財政対策に関する調査	調査を要するため
厚生常任委員会	福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関する調査	調査を要するため
商工建設常任委員会	商工観光振興対策及び土木行政の推進に関する調査	調査を要するため
環境農林水産 常任委員会	環境対策及び農林水産業振興対策に関する調査	調査を要するため
文教警察企業 常任委員会	教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査	調査を要するため
議会運営委員会	次期県議会の会期日程に関する審査及び議会運営に関する調査	円滑な議会運営を図るため



# 議案議決件名一覽表



議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	令和5年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)	6月28日・可 決
〃 第2号	県税の課税免除等の特例に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第3号	使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第4号	宮崎県港湾管理条例の一部を改正する条例	〃
〃 第5号	警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例	〃
〃 第6号	地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第7号	宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第8号	宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	〃
〃 第9号	宮崎県高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	〃
〃 第10号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第11号	工事請負契約の締結について	〃
〃 第12号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第13号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第14号	工事請負契約の変更について	〃
〃 第15号	宮崎県総合計画の変更について	〃
〃 第16号	宮崎県中山間地域振興計画の変更について	〃
〃 第17号	宮崎県観光振興計画の変更について	〃
〃 第18号	宮崎県教育振興基本計画の変更について	〃
〃 第19号	みやざきグローバルプランの変更について	〃
〃 第20号	みやざき産業振興戦略の変更について	〃
〃 第21号	みやざき行財政改革プランの変更について	〃
〃 第22号	公安委員会委員の任命の同意について	6月20日・同 意
〃 第23号	人事委員会委員の選任の同意について	〃
〃 第24号	収用委員会委員の任命の同意について	〃
〃 第25号	収用委員会委員の任命の同意について	〃

知事提出議案第26号	損害賠償額の決定について	6月28日・可	決
〃 第27号	副知事の選任の同意について	6月28日・同	意
報 告 第1号	専決処分の承認を求めることについて	6月28日・承	認
〃 第2号	専決処分の承認を求めることについて	〃	
議員発議案 第1号	畜産の経営安定及び飼料自給率の向上に関する意見書	6月28日・可	決
〃 第2号	持続可能な水田農業の確立と食料の安全保障に関する意見書	〃	
〃 第3号	特別支援教育のさらなる拡充を求める意見書	〃	
〃 第4号	地方財政の充実・強化を求める意見書	〃	
〃 第5号	森林整備を一層推進するため、森林の多い地域への森林環境譲与税の配分を高めるよう譲与基準の見直しを求める意見書	〃	

議 員 發 議 案 等



## 議員発議案第1号

### 畜産の経営安定及び飼料自給率の向上に関する意見書

ロシアによるウクライナ侵略に伴う穀物相場の高騰に加え、昨今の円安の影響で、配合飼料価格は未曾有の高値水準が続いており、畜産業全体が非常に厳しい経営環境に直面している。

特に、近年、規模拡大等で施設・設備投資を進めた生産者においては、事態はさらに深刻で、厳しい経営の中で融資償還等の負担が重なり、今後の飼料価格の動向次第では、経営継続が危ぶまれるほどの影響を受けており、引き続き、万全の対策を講じていく必要がある。

なお、「食料・農業・農村基本計画」において、国は2030年の飼料自給率を34%まで引き上げる目標を掲げているが、直近10年間の状況を見ても25%前後での低調な推移に止まり、依然として輸入依存度は高い状況にある。

一方で、主食用米の需要は一貫して減少傾向にあり、水田の有効活用の観点からも、耕畜連携による飼料用米等の増産を加速化させ、飼料用穀物の国産化への転換を早急に進める必要がある。

よって、国においては、持続的な畜産の実現に向け、畜産の経営安定及び飼料自給率の向上が進展するよう、早急に下記の措置を講ずることを強く要望する。

#### 記

- 1 飼料価格高騰により畜産経営が圧迫されている状況を踏まえ、引き続き、影響緩和に向けた万全の支援を行うこと。
- 2 再生産価格を踏まえた適正な畜産物価格への転嫁が図られるよう、国民や流通業界等への理解醸成を促すとともに、その実現に向けた仕組みづくりを早急に進めること。
- 3 海外に依存しない持続可能な畜産の実現を目指し、耕畜連携を一層促進するなど、水田を含めた地域における自給飼料生産の増産に向けた支援を強化すること。
- 4 水田活用の直接支払交付金など、自給飼料生産への転換に向けた継続した予算確保を行うこと。
- 5 自給飼料生産コストの低減に向け、担い手への農地集積や農地の大区画化に係る施策の充実強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月28日

宮 崎 県 議 会

衆議院議長	細田博之	殿
参議院議長	尾辻秀久	殿
内閣総理大臣	岸田文雄	殿
財務大臣	鈴木俊一	殿
農林水産大臣	野村哲郎	殿
内閣官房長官	松野博一	殿

## 議員発議案第2号

### 持続可能な水田農業の確立と食料の安全保障に関する意見書

世界の食料安全保障は、新型コロナウイルス感染症のパンデミック、気象変動の深刻な影響、武力紛争、エネルギー・食料及び肥料価格の高騰、世界的な人口増に伴う食料危機への懸念など、複合的な要因やリスクによって脅かされている。

一方、我が国の食料自給率は、令和3年度で38%（カロリーベース）と「食料・農業・農村基本計画」に掲げる目標45%にほど遠い状況にある。

このような中、米などの穀物をはじめ、野菜や飼料作物等を生産し、我が国の食料の安定供給を支える水田農業の果たす役割はますます重要となっている。

しかしながら、昨今のロシアのウクライナ侵略や円安の影響により、燃油・肥料・資材価格が高騰しており、地域の水田農業を担ってきた農業者や集落営農組織の経営が逼迫している。

加えて、国内経済が物価上昇基調の中、生産現場においては、生産・流通に要したコストを、農産物価格に転嫁できない状況にあり、農業経営の継続が危ぶまれている。

また、4月に本県で開催されたG7宮崎農業大臣会合においても、食料安全保障をテーマに議論がなされ、農業の生産性向上と持続可能性の両立を目指す行動宣言「宮崎アクション」が採択されたところである。

よって、国においては、今般の「食料・農業・農村基本法」の見直しに向けた議論を踏まえながら、持続可能な水田農業の確立に向けて、地域の特長を生かした多様な水田の活用と担い手の経営安定が図られるよう、下記の措置を講じることを強く要望する。

#### 記

- 1 食料や家畜飼料の国内生産を拡大するため、水田利用の汎用化、農地の集積・集約化や大区画化、農作業の分業化や農作業受託の仕組みづくり等の効率的な生産活動に資する施策を充実・強化すること。
- 2 水田活用の直接支払交付金の予算を十分に確保するとともに、効率的な農業生産や農地の集約・保全など、水田農業へ大きく貢献する集落営農組織に対して、経営安定に必要な施策を講じること。
- 3 再生産価格を踏まえた適正な農産物価格への転嫁が図られるよう、国民や流通業界等への理解醸成を促すとともに、その実現に向けた仕組みづくりを早急に進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月28日

宮崎県議会

衆議院議長	細田博之	殿
参議院議長	尾辻秀久	殿
内閣総理大臣	岸田文雄	殿
財務大臣	鈴木俊一	殿
農林水産大臣	野村哲郎	殿
内閣官房長官	松野博一	殿



特別支援教育のさらなる拡充を求める意見書

今日、共生社会の形成に向けて、「障害者の権利に関する条約」に基づき、子どもたちの多様性を尊重するインクルーシブ教育システムの構築が求められており、そのためにも我が国の特別支援教育のさらなる拡充が必要である。

文部科学省「学校基本調査」によると、全国の傾向として、特別支援学校数、特別支援学級、特別支援教育を受ける生徒数は増加している。

このことは、本県においても同様の傾向であり、このような状況に適切に対処するためには、特別支援学校・学級等への専門的な知識や経験を持った教員等の増員が必要不可欠である。

よって、国においては、医療的ケアが必要な児童生徒、さまざまな障がいのある児童生徒に的確に対応した教育を実現するために、以下の事項について、財政措置を含めた特段の措置を講じることを強く要望する。

記

- 1 日常生活動作、学習活動上のサポート等を行う特別支援教育支援員、学校と保護者及び関係機関等との連絡調整の役割を担う特別支援教育コーディネーター、医療的ケアが必要な児童生徒や、障がいのある児童生徒への支援を行う看護師、ST（言語聴覚士）、OT（作業療法士）、PT（理学療法士）等の専門家の適切な配置に向けて支援を行うこと。
- 2 各学校が一体となってインクルーシブ教育を進めることができるよう、担当の教員はもとより、学校長等に対する指導や研修等を実施し、特別支援学校の機能強化へ向けた支援を行うこと。
- 3 GIGAスクール構想により整備された1人1台の端末を、授業での活用はもとより、個々の特性や教育的ニーズに応じた支援ツールとして有効に活用するため、特別支援教育デジタル支援員（仮称）の配置について、検討を行うこと。
- 4 特別支援学校における教育の質の向上の観点から、大学等における特別支援教育に関する科目の修得促進や、特別支援学校教諭免許状の取得推進に向けて支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月28日

宮 崎 県 議 会

衆	議	院	議	長	細	田	博	之	殿
参	議	院	議	長	尾	辻	秀	久	殿
内	閣	総	理	臣	岸	田	文	雄	殿
文	部	科	学	大	永	岡	桂	子	殿
財		務	大	臣	鈴	木	俊	一	殿
内	閣	官	房	長	松	野	博	一	殿

地方財政の充実・強化を求める意見書

地方自治体は、アフターコロナへの対応や長引く原油高騰・物価高騰への対策、急激な少子高齢化の進展に伴う子育て支援策の充実、医療・介護などの社会保障制度の整備、人口減少下における地域活性化、地域交通の維持、脱炭素化を目指す環境対策、デジタル化の推進、台風をはじめとする自然災害対応など、多岐にわたる役割が求められている。

しかし、現実に公的サービスを担う人材は不足し疲弊する職場実態に、地方自治体への新規就職希望者が減少するなどその確保も難しい状況となりつつある。

これらの課題に見合う地方財政の確立は急務であるが、次年度以降も、増大する行政需要に対応し得る地方財源を十分に確保できるのか大きな不安がある。

よって、国においては、次年度以降の政府予算と地方財政の検討にあたって、新たな行政需要も把握しつつ、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、以下の事項の実現を求める。

記

- 1 アフターコロナ対策、原油高・物価高対策、社会保障、防災・災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う職員の配置を可能とする地方一般財源総額の確保を図ること。また、会計年度任用職員制度における当該職員の処遇改善に向けた財源確保を図ること。
- 2 急増する社会保障ニーズに対応するため、社会保障経費の拡充を図り、人材確保に向けた取組を支える十分な財源を確保すること。
- 3 デジタル・ガバメント化におけるシステム標準化については、自治体の実情を踏まえて一定の期間を設定することとし、柔軟な対応を行うこと。また、大手企業の寡占を防止し、地域におけるデジタル人材の育成など、地域デジタル社会推進費の有効活用等対応すること。
- 4 地域間の財源偏在性の是正のため、抜本的な改善を行い、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、市町村合併の算定特例の終了への対応、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じるとともに、臨時財政対策債に過度に依存しないものとする。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月28日

宮崎県議会

衆議院議長	細田博之 殿
参議院議長	尾辻秀久 殿
内閣総理大臣	岸田文雄 殿
総務大臣	松本剛明 殿
財務大臣	鈴木俊一 殿
内閣官房長官	松野博一 殿

## 議員発議案第5号

### 森林整備を一層推進するため、森林の多い地域への森林環境譲与税の 配分を高めるよう譲与基準の見直しを求める意見書

森林は国土の7割を占め、地球温暖化防止や国土保全、水源涵養等の公益的機能を有しており、国民全体に様々な恩恵をもたらしている。さらに、近年は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、森林の役割に対する期待が高まっている。

このような中、令和元年度に間伐などの森林整備を着実に実施していくための財源として、森林環境譲与税が創設された。

現在、地方公共団体では、森林経営管理制度等に基づき、管理が行き届いていない森林の整備のため、森林所有者への意向調査等に取り組んでいるが、所有者不明や境界未確定森林の存在、担い手の不足等により、想定以上のコストがかかっている。

また、近年多発する大型台風や豪雨によって起こる土砂崩れや洪水、浸水といった下流部にも被害が及ぶ災害から国民を守るためには、様々な課題に対応した森林管理を進めていくことが必須となっている。

多くの森林を抱える本県において、このような山間部における様々な課題に早急に対応し、森林整備や人材育成・担い手確保といった取組を今後本格化させていくには、今の譲与基準のままでは費用に不足が見込まれ、さらなる財源が必要となっている。

よって、国においては、森林の多い地域への森林環境譲与税の配分を高めるよう譲与基準の見直しを行うことを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月28日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	細 田 博 之 殿
参 議 院 議 長	尾 辻 秀 久 殿
内 閣 総 理 大 臣	岸 田 文 雄 殿
総 務 大 臣	松 本 剛 明 殿
財 務 大 臣	鈴 木 俊 一 殿
農 林 水 産 大 臣	野 村 哲 郎 殿
内 閣 官 房 長 官	松 野 博 一 殿

## 議員派遣

令和5年6月28日

次のとおり、議員を派遣する。

### 1 全国都道府県議会議長会創立100周年記念式典

- (1) 目的 各都道府県議会間の連絡を保ち、地方自治の発展を図ることを目的として創立された全国都道府県議会議長会の創立100周年記念式典に出席し、各都道府県議会の連携を深め、活力ある地方議会の実現に寄与する。
- (2) 派遣場所 東京都
- (3) 期間 令和5年7月18日(火)
- (4) 派遣議員 丸山 裕次郎 中野 一則

## 議員派遣

令和5年6月28日

次のとおり、議員を派遣する。

### 1 全国都道府県議会議長会新任議員研修会

(1) 目的 新任議員が地方議会の基礎的な制度と運営について学ぶとともに、地方行財政を取り巻く諸課題など議員の職務遂行に必要な共通知識を深める。

(2) 派遣場所 東京都

(3) 期間 令和5年8月8日(火)

(4) 派遣議員	福田 新一	本田 利弘	山内 いっとく
	山口 俊樹	今村 光雄	工藤 隆久
	松本 哲也	永山 敏郎	黒岩 保雄
	齊藤 了介	下沖 篤史	



# 請 願 一 覽 表





總 括 表

委 員 会	請 願		計	備 考
	新 規	繼 続		
総 務 政 策	—	—	—	
厚 生	—	—	—	
商 工 建 設	—	—	—	
環 境 農 林 水 産	1	—	1	
文 教 警 察 企 業	—	—	—	
計	1	—	1	

新規請願

			環境農林水産常任委員会
請願番号	請願第1号	受理年月日	令和5年6月14日
請願の件名	<p>「森林整備を一層推進するため、森林の多い地域への森林環境譲与税の配分を高めるよう譲与基準の見直しを求める意見書」の提出を求める請願</p> <p>(要旨) 森林整備を一層推進するために必要な森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書を国に提出することを求める請願</p> <p>(理由) 我々、県森連、県木連、県素連は、地球温暖化防止や国土保全、水源涵養等森林の有する多面的機能の発揮に向け、日々森林整備等に取り組んでいる。近年は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、森林の役割に対する期待が高まるほか、局地的豪雨による山地災害の多発等により、森林整備の必要性も増している。このような中、令和元年からは、森林経営管理制度の開始とともに、森林環境譲与税が導入され、市町村主体となった手入れ不足の私有林人工林の意向調査や整備等が順次進められてきたところであり、今後さらに間伐等の森林整備を本格的に進めていくことが必要となっている。</p> <p>また、森林環境譲与税により森林整備を進めることは、山の木材供給力を高め、その結果として木材利用を推進することとなり、地域産業の発展に大きく寄与するところである。</p> <p>我々は、森林資源の循環利用に向けそれぞれの役割を果たすとともに、森林環境譲与税を活用した地域の森林整備に全力を挙げて取り組む決意である。</p> <p>ついては、地方自治法第99条の規定に基づき、国に対し「森林整備を一層推進するため、森林の多い地域への森林環境譲与税の配分を高めるよう譲与基準の見直しを求める意見書」を提出されるよう要望する。</p>		
紹介議員	佐藤 雅洋 荒神 稔 工藤 隆久 山内 佳菜子		

# 議 事 經 過



月 日	曜	区 分	議 事 内 容
6月9日	金	本 会 議	開 会 議席の一部変更 会議録署名議員指名（山内いっとく議員、前屋敷恵美議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議長の報告（人口減少・地域活性化対策特別委員会委員の 辞任許可） 議案第1号～第26号、報告第1号及び第2号上程 知事提案理由説明
6月10日	土	休 会	(閉庁日)
6月11日	日		
6月12日	月		
6月13日	火		
6月14日	水	本 会 議	一般質問（坂口博美議員、前屋敷恵美議員、安田厚生議員 西村 賢議員）
6月15日	木		一般質問（黒岩保雄議員、川添 博議員、福田新一議員、 山内いっとく議員）
6月16日	金		一般質問（下沖篤史議員、工藤隆久議員、山口俊樹議員）
6月17日	土	休 会	(閉庁日)
6月18日	日		
6月19日	月	本 会 議	一般質問（脇谷のりこ議員、佐藤雅洋議員、岩切達哉議員）
6月20日	火		議案第27号追加上程 知事提案理由説明 一般質問（二見康之議員、今村光雄議員、松本哲也議員） 採決（議案第22号～第25号）（同意） 議案・請願委員会付託
6月21日	水	休 会	常任委員会
6月22日	木		
6月23日	金		
6月24日	土		
6月25日	日		
6月26日	月		

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
6月27日	火	休 会	(議事整理)
6月28日	水	本 会 議	常任委員長審査結果報告 討論(議案第1号、第5号、第7号~第9号、第15号、第21号に反対)(前屋敷恵美議員) 採決(議案第26号)(可決) 採決(議案第1号、第5号、第7号~第9号、第15号、第21号)(可決) 採決(議案第2号~第4号、第6号、第10号~第14号、第16号~第20号、報告第1号、第2号)(可決または承認) 採決(請願第1号)(採択) 採決(継続審査・調査案件)(委員長の申出のとおり決定) 討論(議案第27号に反対)(前屋敷恵美議員) 採決(議案第27号)(同意) 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号~第5号追加上程、採決(可決) 議員派遣の件 副知事退任挨拶 閉 会



署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 濱 砂 守

宮 崎 県 議 会 副 議 長 日 高 博 之

宮 崎 県 議 会 議 員 山 内 いっとく

宮 崎 県 議 会 議 員 前 屋 敷 恵 美





署 名

宮 崎 県 議 会 議 長

宮 崎 県 議 会 副 議 長

宮 崎 県 議 会 議 員

宮 崎 県 議 会 議 員